

近世城跡の近現代

平成28年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

2017

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

近世城跡の近現代

平成28年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

2017

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

近世城跡の近現代

平成28年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

目 次

凡 例

はじめに

近世城跡の近現代	1
内田 和伸 (奈良文化財研究所)	

I 研究報告

平成28年度 遺跡整備・活用研究集会開催概要	4
1. “郷土愛”と城跡の近代－藩祖と桜を中心に－	5
高木 博志 (京都大学)	
2. 近世城跡の神社と顯彰碑	15
羽賀 祥二 (名古屋大学)	
3. 城址の公園化と風致、模擬天守閣と景観	23
野中 勝利 (筑波大学)	
4. 近世城跡に立地する近現代遺構について	33
内田 和伸 (奈良文化財研究所)	
総合討議の記録	74

II 関連論文

1. 存城と廃城－城はいつ終わったのか－	88
森山 英一 (城郭研究家)	
2. 城郭保存運動の原点－明治前期における政府関係者による城郭保存活動とその背景－	125
森山 英一 (城郭研究家)	
3. 近世城郭の保護についてのメモ	135
佐藤 正知 (文化庁文化財部記念物課)	
4. 近世城跡における近現代建築家の作品について	143
福嶋 啓人 (奈良文化財研究所)	

III 事例報告

1. 鳥取城跡のサクラに関わる経緯、現状と課題－城跡の公園利用と植栽－	161
佐々木 孝文 (鳥取市教育委員会文化財課)	
2. 高遠城跡と高遠のコヒガンザクラ樹林－天下第一の桜と史跡の共存－	169
大澤 佳寿子 (伊那市教育委員会生涯学習課)	
3. 史跡上田城跡整備事業の現状と課題－眞田神社社務所新築と市民会館廃止の事例から－	177
和根崎 剛 (上田市教育委員会)	
4. 史跡和歌山城における公園整備－本多静六と森蘿の整備を中心として－	185
大山 傑介 (和歌山市産業まちづくり局 観光国際部と和歌山城整備企画課)	
5. 懐古園の変遷について－小諸城跡と懐古園－	193
山東 丈洋 (小諸市教育委員会)	
6. 尼崎城跡の現状と城内地区まちづくり計画について－姿を消した尼崎城の保存とまちづくりの取り組み－	199
益田 日吉 (尼崎市教育委員会歴博・文化財担当)	
7. 名古屋市歴史的風致維持向上計画にみる名古屋城下の近代建築の保存活用	207
松田 和彦 (名古屋市観光文化交流局 文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室)	

Table of Contents 215

凡　例

1. 本報告書は、平成28年（2016）12月16日（金）に奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂において開催した平成28年度遺跡整備・活用研究集会“近世城跡の近現代”に関する報告書である。
2. 本研究集会は、「記念物の保存・活用に関する調査研究」の一環として、奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室が企画・主催し、内田和伸（遺跡整備研究室長）・マレス・エマニュエル（遺跡整備研究室アソシエイトフェロー）が担当した。参加者は、地方公共団体職員・研究者・実務者等、計77名であった。
3. 本報告書「近世城跡の近現代」の「I 研究報告」に収録した論考は、上記の研究集会において発表した内容に総合討議での議論を踏まえて各発表者が作成または加筆修正したもので、発表者の所属は、研究集会開催時点のものである。「II 関連論文・III 事例報告」は、研究集会等での情報収集の後に編者が原稿依頼したもので、各報告者の所属は平成29年10月時点のものである。
4. 本書の編集は内田和伸が行い、渡邊佳奈の助力を得た。英文目次はEdwards Walter（奈良文化財研究所客員研究員）が校閲した。

はじめに

近世城跡の近現代

今日ほど文化遺産の保存と活用がまちづくりや観光振興の中で注目されたことはないであろう。その文化遺産の中でも近世城跡は城下町の中心に位置することから、近代以降は様々な都市施設に利用されたり、桜の名所などとして親しまれたりしてきた。こうした近世城跡をどのように保存し、まちづくりや観光振興等に活かし、さらにどのような形で後世に引き継いでいくかを考えることは150年来の古くて新しい課題である。寄せられた論考で関連する部分を一部紹介しながら本報告書「近世城跡の近現代」を概観してみたい。

明治維新後の近世城郭は明治6年1月14日の太政官布告によりその存廃が決定し、存城となったものは陸軍省の管理下、廃城となったものは大蔵省の管理下に置かれた。その後いずれでも施設の払い下げや取り壊し等が行われ、一部では城郭建築物の保存が始まる。英國では既に軍事的には無用になっていたロンドン塔やウィンザー城などが史跡として保存され、武器や宝物を展示した名所となって活用されていたことを、薩摩藩から留学した森有礼らが幕末に実見したことが近世城跡の保存に影響する（森山）。

戊辰戦争から西南戦争に至る内戦による国民の分断は制度的には明治憲法発布に伴う大赦令により解消され、地方の旧城下町は自らのアイデンティティとして藩祖や旧藩を顕彰し、地域アイデンティティは日清・日露戦争後のナショナリズムと重層し、郷土愛が愛国心へと構造化されていく（高木）。藩政期の城内に藩祖を祀る城郭は一部で見られたが、廢

城となった城跡の多くに旧藩主や旧藩祖を祀る神社が創建され、城下町の祭典となっていく。また、多くの城跡で戊辰戦争等の戦死者の慰靈や追悼のために招魂社や記念碑が設置され、城跡の宗教的な意味合いは大きく変わった（羽賀）。上田城跡では明治11年に戊辰戦争の戦死者を祀る招魂社、翌年には旧藩主を祀る松平神社が城跡に立地した。これに遅れて明治28年に公園化が進められたが、松平神社が城跡の保存に果たした役割は少なくなかった。戦後、松平神社は歴代城主を合祀し、眞田神社と改称し、現在では多くの観光客を集めている（和根崎）。

他に城跡の利用方法としては軍関係施設・官公庁施設・教育施設・都市基盤施設・公園施設等の用地などがあり、そこではその時々で必要とされた様々な土木施設や建築物、それらに伴う庭園などが立地することになった（内田）。その中の建造物にはお雇い外国人や著名な建築家の作品、建築史学上注目すべき作品も見受けられる（福鶴）。現在に至るまで天守の復元や復興が各所で行われ、城跡や城下町の都市景観を創出してきた（野中）が、遺構を壊してまで建設されることは問題である（佐藤）。一方、城郭の復元だけではなく、城跡に立地した近代建築の保存と活用により重層的な歴史を活かしたまちづくりを行う自治体もある。名古屋城三の丸跡には天守と呼応した帝冠様式の県庁舎や市庁舎が立地し、城跡に隣接する旧名古屋控訴院も合わせ、いずれも重要文化財に指定されているが、名古屋市は名古屋城周辺の他の近代建築について景観法による景観重要建造物や都市景観条例による都市景観重要建造物

に指定するなどし、旧城下町の歴史遺産の保存活用によるまちづくりを行っている（松田）。また、尼崎城跡は近現代に進んだ市街化の中で痕跡も不鮮明な程になっていたが、城跡には近代以降、まちの中心として栄えた歴史とそれを伝える近代建築物が残されてきた。このため尼崎市はそれを活かしたまちづくりを行なっている（益田）。

太政官は城郭の存廃を布告した翌日には公園の設置も布告した。これにより廃城となった城跡には公園が成立していくことになる。存城となって軍が管理することとなった城跡でも明治22年以降、旧藩主家に払い下げられた後に公園化するところもある（野中）。こうした中、我が国の近代造園の先駆者の一人である本多静六は城跡の公園整備にも多数関わった。本多は和歌山城跡では大正4年に設計案を立案したが、樹形の撤去や濠の埋め立てなどが地元の反発を買い、実現できた部分は多くはなかった（大山）。一方、小諸城跡では大正15年に設計案を、昭和12年には拡張計画を提出している。拡張計画では城郭本来の性質を尊重し、できるだけ現状を保存することとしている（山東）。計画通りに実現できた部分とそうではない部分があり、それには地元の関わりもあるため本田の仕事のみを評価するのは容易ではない。たとえ著名な設計者が関わったとしても具体的にどう実現したか、残される遺構はどこか、

公園史的にどのような価値があるかなど慎重な評価が必要である。

城跡への桜の植栽は日露戦争以降に多く行われ、各地で城跡公園が桜の名所となっていく。このため観光資源としての桜の名所と史跡としての城跡との共存が課題となっている。具体的には桜の樹根の成長や更新などに伴う遺構の破損の問題や、老木化・大木化に伴う安全確保などである（佐々木）。史跡高遠城跡の場合は「高遠のコヒガンザクラ樹林」が長野県の天然記念物であり、記念物同士の問題もある（大澤）。

近世城跡は近代になり様々に利用され、その中には近現代遺構が立地し、建造物は重要文化財に、庭園や公園は名勝に指定されるなど、学術的に価値づけされるものがある。また、近現代遺構には良好な都市景観の構成要素として位置づけられるなど、まちづくりや観光への寄与といった社会的な意義を有するものもある。文化財等の種類や指定の有無に関わらず、重層的に利用してきた近世城跡を、適切な形で保存・活用するためには、近現代遺構をはじめとする様々な施設や主体との調整を図る必要がある。そのためには近世城跡の近代以降の履歴は当然のこと、旧城下町の近現代史も含めた確かな歴史認識の上に近世城跡を位置づけ、価値の重層性（佐藤・内田）に配慮した、歴史的脈絡のある城跡の保存活用計画が必要である。

内田和伸

I 研究報告

平成28年度 遺跡整備・活用研究集会 開催概要

■ 開催趣旨

幕末まで政治・軍事の拠点として機能した近世城郭および陣屋の跡は、近代になってその役割を大きく変えました。都市の近代化に伴って軍事施設や行政施設、学校施設、宗教施設などが立地し、桜も植えられ、城跡を利用した公園や庭園も成立します。そして、それらの近現代の遺構は文化財としての指定・登録が進んでいます。

一方、城跡は近世の城郭としての価値を有しているがために史跡指定され、史跡整備ではその価値の顕在化を図ろうとしますが、城跡の整備計画に向かい合う時、城跡の近代以降の歴史的重層性を無視することはできません。そこには様々に価値付けされる近現代の遺構があり、旧藩主や天守など城郭建築に対する地域社会の思いや記憶もあるためです。

近世城跡の近現代を有形無形の両側面からどのように捉えて整備計画に向かい合うべきかを考えます。

■ テーマ 近世城跡の近現代

■ 日 時 平成28年12月16日（金） 9：30～17：00

■ 場 所 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 講堂

■ 発表者（発表順、敬称略）

高木 博志 羽賀 祥二 野中 勝利 内田 和伸

■ 事務局

奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室

内田 和伸 マレス・エマニュエル

■ 参加者

地方公共団体職員・研究者・実務者等 計77名（発表者・事務局を含む）

■ プログラム

9：30	開会挨拶・趣旨説明
10：00	報告① 「“郷土愛”と城跡の近代－藩祖と桜を中心に－」 高木 博志（京都大学）
11：00	報告② 「近世城跡の神社と顕彰碑」 羽賀 祥二（名古屋大学）
12：20	《 休憩 》
13：20	報告③ 「城址の公園化と風致、模擬天守閣と景観」 野中 勝利（筑波大学）
14：50	報告④ 「近世城跡の近代遺構－建築・公園・庭園－」 内田 和伸（奈良文化財研究所）
16：40	《 休憩 》
15：30	質疑・総合討議
16：40	閉会挨拶

近世城跡の神社と顕彰碑

羽賀 祥二（名古屋大学）

1.はじめに

本報告は近世城郭が明治維新後の武士身分・旧城下町の解体過程でどのように変化するのか、尾張・三河両国に所在する城郭を対象に明らかにすることである。とりわけ三河国の岡崎城、徳川家康の拠点であった岡崎城を素材にして、いくつかの論点を提示したいと思う。また、桑名城や高知城を事例として、近世城郭や城跡に建立された神社とその祭礼について、その特徴を考えてみたいと思う。

2. 尾張・三河の城跡

最初に、尾張・三河両国内の近世城郭が明治維新後にどのように変化したのかを見てみたい。尾張・三河両国内に本領地を持っていた大名は、尾張徳川家のほか7家あった。尾張徳川家と三河田原の三宅家を除いて、残りの5家はたびたび領地替えが行われ、領主が変わる中小藩であった。なお、犬山城の成瀬正肥は維新後に尾張藩から独立し「蓋屏」として政府から認められた城主である。

表1は尾張の二つの城郭、表2は三河の六つ城郭の変遷を示したものである。名古屋城と吉田城が軍隊の駐屯地となっていく以外の城郭は、廢藩置県直後には天守閣を含め城内の建物が取り壊され、払い下げが行われている。かろうじて天守の保存がなされたのは犬山城であり、名古屋城は第三鎮台の駐屯地となったものの、明治12年（1879）本丸の保存は決定され、後に名古屋離宮となり、帝室財産に編入された。他方では西尾、岡崎、犬山では城跡に公園

表1 尾張国内の城郭の変遷

城郭名	所在地	幕末の城主	石高	維新後の変化
名古屋城	名古屋市 中区	徳川義宣	61.95万	1871年金駒献上 1872年東京鎮台第3分営設置 1873年名古屋鎮第設置 1874年歩兵第6連隊駐屯 1879年城郭の保存決定 ¹⁾
犬山城	犬山市 犬山	成瀬正肥	3.5万	払い下げ、天守保存 県立稲葉公園となる

表2 三河国内の城郭の変遷

城郭名	所在地	幕末の城主	石高	維新後の変化
田原城	田原市 田原	三宅康保	1.2万	1872年建物払下げ決定
吉田城	豊橋市 今橋町	松平信古 （大河内）	7万	1873年第6師管分営所、1885年第3師管第18連隊移駐
岡崎城	岡崎市 康生町	本田忠民	5万	1872年天守以下建物取り壊し、翌年本丸を同崎公園とする
西尾城	西尾市 錦城町	松平秉秋	6万	1872年天守以下建物払下げ ²⁾ 、西尾共園となる
刈谷城	刈谷市 城町	土井利教	2.3万	1871年御殿・土蔵等払下げ、1874年建物取り壊し
津母城	豊橋市 小坂本町	内藤文成	2万	1871年建物取り壊し

が設置されていった。以上のような維新後の城跡の変化は、①城郭の一部の取り壊し、施設や材木などの払い下げ、②天守閣の保存、③旧城郭内への軍隊の駐屯、④城郭公園の開設、という4点にまとめられる。

城郭、とくに天守閣は近世大名の領域支配の政治的象徴性にほかならない。王政復古という天皇を中心とした新国家の成立後、こうした政治的象徴性は解体されていくことになる。城郭の破却という処置のほかに、名古屋藩（版籍奉還後の正式な呼称）で起きたことは非常に注目される。明治3年（1870）年名古屋藩は名古屋町人に天守閣の拝観を許し、さ

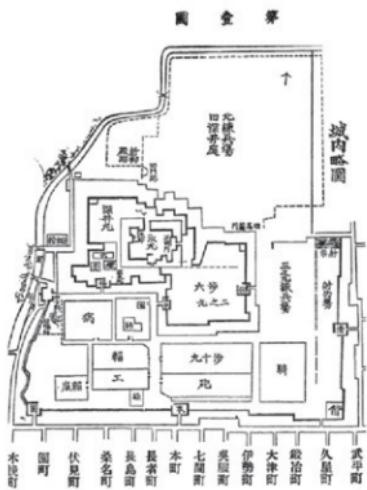


図1 名古屋城内の軍事施設等の配置図
(笠原保久著・発行「金城案内」1892年)

らに廃藩置県後の明治5年（1872）には天守閣の屋根にあった金鯱一対を下げ降ろし、いったんは宮内省へ献上された。金鯱が下ろされた名古屋城天守の同年の写真が現存しているが、まさにそれは領主支配の歴史が終わったことを地域住民に強く意識させるものであったと推測される。

そして名古屋城の変化は城郭内の宗教施設にも及んだ。近世には三之丸に東照宮が配置されていたが、維新後には城郭外へ移転され、それに代わって西南戦争後には第三鎮台の将兵として出征し、戦死した者を祀る招魂社が設置され、その境内には西南戦争の戦歴、戦死者の功績を刻んだ西南戦争記念碑が建立された（図1）。こうして第三鎮台の司令部・兵営が置かれた名古屋城跡は宗教的にも大きく変容したのである。

3. 城郭と神社

全国の近世城郭内には神社が存在していた。たとえば城郭建設当初から稻荷社などがあった例は少な

くない。19世紀前後になると、そうした神社以外に、城郭に由緒がある領主を祀る神社が創建されていくこともあった。三河国田原の田原城には、文化2年（1815）に領主三宅家の家祖とされた、南朝の忠臣、児島高徳を祀る児島社が城内二の丸に建立され、さらに藩祖三宅康貞がそこに合祀された。その後、明治10年（1877）になって児島社は巴江神社と改称された。さらに昭和3年（1928）には社殿は本丸跡に遷座された。

城郭内神社について、もう少し詳しく岡崎城の事例を見てみたい。

岡崎城はいうまでもなく徳川家康が出生した由緒を誇る城郭である。15世紀中期に築城されたといわれ、享禄4年（1531）に家康の父、松平清康が入城した。天文11年（1542）に家康はこの城で生まれ、近世以降「神君出生の城」としてその名を知られることになった。近世に描かれた岡崎城の絵図が幾種類か残されているが、その1枚を見ると岡崎城と城の西側を流れる矢作川、そしてそれに掛かる木橋が東海道も道筋・家屋とともに描かれている。岡崎城の城主は本多氏、水野氏、松平氏、本多氏と変遷した。昭和34年（1959）には天守が3層5階建てに復興され、この岡崎城内にも神社が存在していた。寛永年間には本丸に東照宮が建立され、明和7年（1770）には当時の藩主本多氏の祖、本多忠勝を祀る映世神社が本丸に造営され、東照宮は三の丸に移転されたという。藩祖を祀る神社としては早い事例と考えられる。

維新後には城郭内神社には変化が見られた。明治9年（1876）東照宮と映世神社が合祀され、明治13年（1880）には東照宮の社殿が改造され、さらに大正2年（1913）になると、新たに徳川家康と本多忠勝を祀る龍城神社が創建され、大正3年（1914）県社に列格された。社殿前には大正2年（1913）9月、旧岡崎藩士が寄附して建立された鳥居が立つ。現在の岡崎城天守閣は昭和34年（1959）にコンクリート造りで再建されたものだが、その傍らには同じく昭和39年（1964）に再建された社殿をもつ龍城神社が



図2 岡崎公園の図
（『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第4、1926年）

建っている。

先に触れたように明治7年（1874）天守以下の建物が取り壊され、翌明治8年（1875）本丸跡が岡崎公園となった。岡崎公園では明治43年（1910）に岡崎開府三百年祭が挙行された。その時に発行された伊藤小文司「岡崎案内」は、岡崎公園について次のように書いている。

岡崎公園は同町康生に在り、徳川家康公降誕の旧跡にして、廃藩の後城郭を毀ち公園とす、家康公産湯の井今猶存す、實に三河武士三百年の羈業は此處より勃興せしを想へば、欣快の情に堪へざるものあり、園内東照宮を祀る、社殿清美を盡せり、猶旧城主祖先本多忠勝公を祭れる映世神社（近々社殿新築）は東照宮社内に祭れり、賓館は園の東隅に有る一大会館にして、公私の宴会俱楽部等に使用す、南隅紀念碑は額田郡内戦死者の忠魂を祭れり、其辺傍にある大砲は貳拾參口徑拾七瓏加農砲なり、日露戦役戦利品にして特に陸軍省より当町へ御下附相成たるものなり、園内数百株の桜樹を植へ、花季には一層の美觀を呈す、遠く尾勢の諸峯を望めば、翠柳（すいらん）双眸（そうぼう）の間に集り、

近く南方対して是の字寺、六所社の森の佳景眼下に矢作、音生の諸流を眺むる等、風景絶佳にして、三河屈指の遊園地として、世に著る廃藩後に城郭が破却され、公園として生まれ変わったが、公園内には「家康公産湯の井」が現存し、このわずかな遺蹟から「三河武士三百年の羈業」がここから勃興したことを想起させる。また東照宮・映世神社、近代会館としての賓館、日露戦争後に建立された戦争記念碑、戦利品として展示されたカノン砲など近世から明治末までの諸施設がここには存在していた。しかも岡崎城跡は桜に包まれ、また遠くには尾張・伊勢両国を望み、縁連なる山々が両眼に映る絶景を望む地であり、近くには岡崎町の社寺や矢作川などを眺めることができる風景の素晴らしい「三河屈指の遊園地」として世に知られる場所でもあった。現在の公園内には「家康公産湯の井」跡に立つ昭和8年（1933）建立の由緒碑のほかに、家康の遺蹟として「東照公えな塚」跡の宝塔（建立年不明）、「人の一生は重荷を負て遠き道をゆくがごとし」という言葉を刻む「東照公遺訓」碑（昭和11年（1936）4月建立）がある。

岡崎城跡の施設の配置は「愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告」第4（1926年）に掲載された「岡崎公園之図」で確認することができる（図2）。天守跡の東に龍城神社（大正4年（1915）創建）と巽閣、南に戦争記念碑があり、二の丸には大正11年（1922）城跡内に移転された岡崎図書館（1912年仮開館、1916年岡崎市立図書館として開館）があった。

こうした来歴がある岡崎城にとってもっとも大きな出来事が大正4年（1915）年に挙行された岡崎開府三百年祭であった。その祭典の準備から祭典の内容などは「家康忠勝両公三百年祭紀要」に詳しく記述されている。祭典は4月16日から18日まで3日間にわたって挙行された。「新しき試みがあらゆる方面」で実行された祭典だったという。忠勝の三百年祭は明治43年（1910）であったが、延期されて大正2年（1913）に執り行われることになり、明治天皇の死去によって再延期され、大正3年（1914）も昭

憲皇太后の死去で中止され、ようやく大正4年（1915）に祭典総長は岡崎藩出身の陸軍大將士屋光春、副総長は同じく岡崎藩出身の地理学者志賀重昂に決まった。この年は家康の三百年忌にあたっていたため、それまで無格社であった映世神社を龍城神社と改称し、県社に列格された。その際本殿・拝殿を本多家より1万円余の寄付を受けて新築し、いまだ祭典もなかったので挙行した。

志賀の談話によれば、明治時代の本多家は貧困で、華族間の交際にも差し支え、旧藩士の多門伝十郎が財政整理にあたったという。そして本多家の財産が百万円になった時には祭典を挙行しようと計画していた。今二百万円に達したので、忠勝は桑名で死去したので桑名の寺で仏事をし、慈善・教育事業に寄付する一方、岡崎では祭典を挙行するために旧藩士など千名、旧領内の小学校生徒一万五千名へ本多子爵の名で案内状を出した。これも新式の方法だったという。本多子爵家は、「偉人追慕の観念を助長すると共に一面公徳心と海外的思想を養成せん目的で、頗る有意味の祭典を行つた」と、「家康忠勝両公三百年祭紀要」は祭典を総括した。

祭典の第1日の4月16日には例祭が執行され、幣帛供進使は愛知県知事松井茂の代理、額田郡長吉川一太郎が務め、本多子爵、土屋祭典総長、旧藩士らが参列した。そして岡崎市民三万五千人余りが祭典を協賛した。

そしてこの日市内では提灯行列が行われ、軍楽隊に演奏で1万5千人に生徒学生・青年会員が行進し、また公園内には幾百の大電灯、イリュミネーションで飾られ「不夜城の如し」であったという。この祭典の際に志賀重昂は「三河武士」と題して、「一産声高く打ち揚げて／天下の百獸皆震ふ／十万三河の美少年／誰ぞ当年の寅童子」、「二 唐の頭に蜻蛉切／天下の群豪皆おそる／十万三河の美少年／誰ぞ当年の平八郎」という歌詞を作った。志賀は豪勇無比の本多平八郎忠勝を三河人の模範として表彰しようとした。

祭典は「新しい試みがあらゆる方面」で示したと

評されたが、その試みの一つが国際的視野から祭典を位置づけようとしたことであろう。現在、岡崎公園の本丸内に一基の記念碑が立っている。碑文は志賀が書いたもの（大正3年（1914）7月付）だが、それには次のようにある。

三州長篠古戦場鳥居強右衛門ノ墓畔ニ二石ヲ
獲、一ヲ米国テクサス州殉難烈士ノ碑ニ充テ、
一ヲ龍城神社ニ奉納ス、鳥居ノ忠烈ハ當時我ガ
両公ノ嘉ミセラレタル所ナレハナリ

アラモの戦いは1836年テキサス州サンアントニオのアラモの砦で、砦を包囲するメキシコ軍とテキサスの独立をめざす守備隊との間で戦われた戦闘である。志賀はこのアラモの戦いと、武田勝頼軍に包囲された徳川方の奥平貞昌の長篠城での龍城戦を重ねて見ていた。そして志賀は、武田方の包囲網を突破して岡崎の家康の救援を求め、帰城後に捕まつて磔の刑に処せられた「英雄」鳥居強右衛門とアラモの戦いの犠牲者を顕彰する記念碑の建立を志していた。大正3年（1914）10月には鳥居の磔碑が長篠城跡の近くに建立され、同じ年9月にはサンアントニオにアラモ砦記念碑が建立された。

志賀はこの祭典の中でもアラモの戦役記念展覧会を開催し、早稲田大学教授H.A.コックスに依頼して、「家康公と日英の関係」と題する講演会を開いた。

近代城跡は何れの地でも少なからぬ記念碑が建てられる場所だった。慰靈と顕彰の空間であった。こ



図3 岡崎公園内の「忠義護邦家」碑

の地図にある戦争記念碑は日露戦争後直後の1906年に建立されたもので、戦争記念碑としては特徴あるデザインの大きな記念碑である。基壇の上に三層の石積みの構造をなし、その頂上部には地球儀と戦勝のシンボルの鷲が載せられている。世界に冠たる帝國日本の勝利を表したものだろう。記念碑本体には元帥・侯爵山県有朋が書した「忠義護邦家」という文字が刻まれている（図3）。そして周囲の三面には西南戦争、日清戦争、日露戦争において額田郡出身の戦死者の階級・姓名が刻まれている。また記念碑の前には明治39年（1906）2月に献納された「日露戦役紀念」と刻んだ灯籠一対がある。これは「天台真言曹洞報国会」という団体が寄進したものだった。

この「忠義護邦家」碑は日露戦争までの三つの戦役の戦死者を顕彰する記念碑であったが、この記念碑より前日清戦争後にも「忠義護邦家」碑が存在していた。この記念碑は日露戦争後の記念碑と比較するとたいへん小ぶりで、倒れるような形で日露戦争記念碑の側らに現存している。この日清戦争後の「忠義護邦家」碑は明治31年（1898）9月に建立されたもので、西南戦争と日清戦争の戦死者を顕彰するために建立された。そのいきさつは同じ場所に現存する由来碑によって明らかになる。額田郡長針谷重懃による撰文（明治31年（1898）9月付）には次のようにある。

忠義護邦家之碑者、全郡合資以建之、碑石本郡產出青花崗岩、而周囲累石係町村寄附、斯碑不啻清及西南之役、苟将来捧身邦家者可皆班列、斯碑今記其建碑之起因、併書閑此事委員姓名云爾

これによれば額田郡内の町村の寄附金で建立された「忠義護邦家」碑は、将来の国家に身を捧げた忠義者を班列するという意図をもって建立された。そしてそれ以前の戦役とは比較できないほどの戦死者を出した日露戦争後、その犠牲に応えるにふさわしい規模で記念碑も新造されたのだった。

この岡崎公園が東照宮以来の歴史的遺蹟であった

とともに、額田郡における社会的功労者を顕彰する場所であったことは、この「忠義護邦家」碑の建立で明らかである。またこの記念碑以前に、こうした社会的功労者の顕彰が公園という場で行われていた。こうした顕彰という行為が「公」を表象していた。二の丸には明治18年（1885）4月に建立された「興利除害」碑（明治18年（1885）4月建立）がある。この記念碑は額田郡の区長や愛知県属、さらに宝飯郡長を務めた竹本元堯（天寧）が明治15年（1882）の乙川水害後、水路を開闢するなどして治水に功績があったことを表彰するものだった（額田郡長針谷重懃撰文、從五位三島毅題額）。

4. 城郭神社と祭礼 I

一松平定信と武備祭

ここでは近世の城郭内に創建された神社とそこで執行された祭礼について検討したい。第一の事例は白河松平家の鎮国大明神である。

天明4年（1784）10月28日、白河藩主松平定信は陸奥国白河城の三ノ丸北小路山に藩祖松平定綱（諱は「鎮国公」）の木像を祀る社を創建した。定綱は寛永年間伊勢国桑名に移封されたこともあり、定信は家臣を桑名の長寿院に派遣して調査させ、そこに伝來していた木像を移転して、白河城内に祀ったのである。そして寛政4年（1792）に「鎮国大明神」という神号を奉った。この鎮国大明神の前で毎年春秋・8月のうち忌日に武備祭が執行され、弓馬剣槍砲の武芸が奉納された。そして蝦夷地におけるロシア側の攻撃が深刻化していた時期、それに対処するために文化5年（1808）8月には藩士に甲冑を帯することを命じた。これは「大御祭事」と称された。この文化5年の祭事を含め、その後の祭事の際の藩士による行軍式の図は西尾市岩瀬文庫に残されている。

藩祖定綱を祀る鎮国大明神に続いて、松平定信が自らを神格化する作業を行った。定信が40歳の頃、自身の木像を鎮国大明神の靈廟に安置し、さらに江戸下屋敷の浴恩園にある感應殿にも木像を安置し

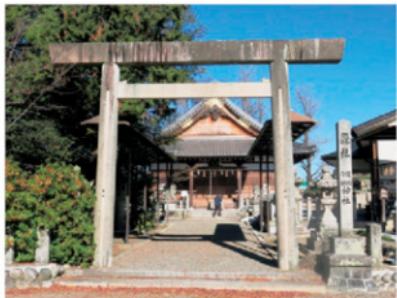


図4 九華公園内の鎮国守国神社

た。定信存世中であったことから、この木像安置という行為は「生祠」の誕生であった。浜沢栄一は『樂翁公伝』で、「公は死後神となって國を守るという意志がある」と指摘したが、すでに生前から神格化されようとしていた。文化4年定信は遺書を書き、それを封書して残した。そこには死後には「謹は守国院と称すべし」と記されていた。文政3年(1820)8月定信が書いた「自書略伝」には、「我十二歳の頃より、生れは天下の為に忠を盡し、死ては忠義の鬼とならむことを思ひ立て」とあり、「追つて守国大明神の号を京都より請うべし」との意思を示していた。

松平家は文政6年(1823)白河から伊勢国桑名へ転封された。白河の定信の木像は桑名城内の朝陽山に移された。松平家は定信の意志に従って、文政12年(1829)の定信の死去後、京都の神祇管領家吉田家と交渉し、天保4年(1833)11月吉田家は定信に「守国靈神」の神号を与え、翌年4月には「守国明神」の神号へと昇階させた。吉田家は農臣秀吉に「豊國大明神」の神号を授与した神祇管領家であり、近世を通じて大名などに「靈神」号、「明神」号を授与する宗教的権威を有する家であった。さらに安政2年(1855)12月には「守国大明神」の神号を受け、桑名朝陽山では定信の神像を鎮国大明神の神廟に合祀したのである(図4)。

なお維新後には長陽山の廟は「鎮国守国神社」と



図5 九華公園内の「旧桑名藩士民招魂碑」

表3 九華公園内の神社・記念碑

名 称	建立年月	由 来
鎮国守国神社		1880年県社列格
九華招魂社	明治9年 (1876)	戊辰戦争から太平洋戦争までの「護國の靈」を祀る
鎮國(宮光)福荷大明神		藩祖松平定綱が本城鎮護のために勧請
高麗(たかおかみ)神社		定綱が祀る鎮護の水神
(戊辰殉難招魂碑)	明治20年 (1887) 12月	銅像・鍾型デザイン、旧桑名藩士民の招魂碑
「記念碑建設義捐姓名」碑		招魂碑建立の義捐金提出者414名の名を記す
「精忠苦節」碑(「桑名藩主森君○○の碑」)	明治23年 (1890) 2月	戊辰戦争で最後まで戦い、自害した森陳明の顕彰碑

称され、明治13年(1880)10月には県社に列格された。一方、白河では大正11年(1922)定信の靈を祀る南湖神社が創建され、翌年5月県社へ列格された。

ところで旧桑名城跡は昭和3年(1928)定信百年忌に際して九華公園として整備されたが、現在、表3のような施設が存在している。ここで注目されるのは旧桑名藩の戊辰戦争に関係する記念碑が存在していることである。戊辰戦争から20周年にあたる明治20年(1887)には鎌をデザインした銅碑「戊辰殉難招魂碑」が建立され、それは旧桑名藩士民の戦死

者を招魂し、慰靈する記念碑であった（図5）。その側にはこの招魂碑建立に際して義捐金を出し協力した414名の名を記した「義捐姓名碑」もある。さらに桑名藩の戊辰戦争への参戦を象徴する人物として森陣明の顕彰碑も明治23年（1890）に建立されている。こうして桑名城跡は旧領主を神格化した神社に加えて、桑名藩に功労のあった戦死者を慰靈、顕彰する施設が置かれ、後に公園となった旧城跡の主要な施設となったのである。

5. 城郭神社と祭礼II —高知城と藤並宮

城郭神社において挙行される祭礼として、もう一つ高知城内の藤並宮の事例を取り上げてみたい。

藤並宮は土佐藩の藩祖である山内一豊、その夫人見性院、第二代忠義を祭神とする神社である。藤並宮が創建されたのは文化3年（1806）10月のこと、一豊の死後200年に当たっていた。すでに城内には八幡宮があり、藤並宮の社殿はこの八幡宮の建築に倣って建立された。別当遍明院、神職宮地豈前はいずれも城内八幡宮の関係者であった。

創建の前年、文化2年（1805）閏8月5日の藩の触には、「一豊公尊靈此度神社ニ御祝被遊、於京都吉田勤請相済、御当地へ御迎被成、明後六日御神靈御下向之御趣御左右相達候」とあり、京都の神祇管領家吉田家から神号「藤並明神」が授与され、一豊の神靈が高知に勤請されたのである。



図6 高知城追手門脇の藤並宮
(高知市初等教育研究会編『高知読本』より)

天保期に入つて、藤並宮には大きな変化が現れた。天保6年（1835）8月に「藤並明神」から「藤並大明神」へと神位の昇格があり、それを祝つて翌7年2月25日から27日まで三日間にわたり祝祭が執り行われた。城下の南馬場の外に御旅所が建立され、また藤並宮への高知の住民の参詣を許し、高知及びその周辺の町・郷・浦から練り物が繰り出された。そしてこの年の9月25日から27日まで藤並大明神例祭が行われた。高知城内に新たに春日大明神の社殿が建立され、御旅所へ両社が神幸する祭礼が実施されるようになった（図6）。そしてこれが以後の高知における重要な祭典となつた。

もう少し詳しく藤並大明神の祭礼を見てみよう。その祭礼の様子は『天保七年藤並宮御旅所御神幸記録』に着色された図として描かれている。御射場では「奉獻藤並大明神宮」と書かれた幟が何本もなびき、その前で騎馬武者の射礼の行事が実施されている。また御旅所へ神輿を運ぶ行列図もあり、各町郷浦からの出し物が詳しく述べられている。

9月25日には城北の御射場への神幸があり、射礼が執行された。26日には春日大明神とともに藤並大明神の御旅所への神幸が行われ、町郷浦から行事役が勤め、住民が神幸行列の道具持ち、旗・太刀・鳥毛・傘・幣帛・弓・獅子頭・鼻高（天狗面）・鎧武者・法螺貝・太鼓などで「地練類」を出すことが藩から命じられた。まさに高知城内外の領民を動員した祭礼であった。この例祭の他に、藤並宮御旅所では藩領全体の安穩を祈願する祭礼がなされるようになった。藩は天保7年（1836）10月20日の触で、26日から28日まで藤並宮御旅所へ八社（比島神明宮、城内八幡宮、一宮、天王宮、長浜若宮八幡宮、朝倉本丸宮、潮江天満宮、朝峯神社）の神靈を招き、天氣和順・国内安穏・五穀成就・漁商業繁榮の祈祷を執行することを命じた。こうして高知城内に建立されていた藤並宮・城内八幡宮は領主支配を安定化させるための宗教的権威として作り出されたのである。

6. むすびに

近世城跡は明治維新後、陸軍省の管轄に移され、内部の諸施設は取り壊され、あるいは売却されることも多かった。しかし城跡は都市内における広大な空間であったため、軍隊の兵営、学校、病院、その他の公共施設がそこに配置されることになった。また旧城下町や城郭に関する記念日をきっかけにして、都市公園として市民の遊楽・観光の場として整備されていった。こうした公園はまた旧城下町住民や旧領地であった地域社会が、何らかの記念日や歴史記念碑を媒介して、地域の過去を回想し、歴史意識を活性化させていく最大の拠り所ともなった。他方では、近代都市の中核としての城郭公園は戦死者を追悼する場でもあった。西南戦争以後日露戦争に至る各戦争での戦病死者を慰靈する記念碑が建立され、城郭公園の主要な施設として現存している。

しかし、近世城郭は19世紀に入ると、大きな変化を見せていました。藩祖を神格化した神社が創建され、領民を巻き込んだ祭礼を執り行う事例が出現するようになった。城郭内の創建神社は藩主の領内支配のための新たな宗教施設として創り出された。藩祖を祭る創建神社は領主支配の始原へと藩士・領民を向かわせ、そうした歴史意識の活性化を通じた支配の安定化を図ったのである。それは近代における種々の創建神社の起点となり、都市住民の祭典として展開されていくことになった。

もちろん廃墟となった近世城跡もある。そこから近代日本人のもの抒情性が繰り出された。たとえば土井晩翠作詞、滝廉太郎作曲の「荒城の月」はその典型であろう。

- 一 春高棲の花の宴／巡る盃影さして
千代の松が枝分け出でし／昔の光今いづこ
- 二 秋陣營の霜の色／鳴きゆく雁の数見せて
植うる劍に照り沿ひし／昔の光今いづこ
- 三 今荒城の夜半の月／変はらぬ光誰がためぞ
垣に残るはただ葛／松に歌ふはただ嵐

四 天上影は変はらねど／榮枯は移る世の姿

映さんとしてか今も尚／ああ荒城の夜半の月
城の歴史において輝いてきた過去の栄華は、時代とともに失われた。かつて城が発してきた「光」はすでになく、それを取りまく自然の情景のみは変わらない。こうした叙情歌が近代日本人の歴史意識の下敷きとして存在することは確かにだろう。

【参考文献】

- 1) 平井聖監修『国説日本城郭大事典』全3巻、日本図書センター、2000年
- 2) 愛知県編・発行『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第4、1926年
- 3) 同上『愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第9、1933年
- 4) 愛知県史編さん委員会編『愛知県史』通史編近代I、愛知県、2016年
- 5) 小西四郎編『錦絵 幕末明治の歴史』6 文明開化、講談社、1977年
- 6) 笠原保久著・発行『金城案内』1892年
- 7) 田原町史編さん委員会編『田原町史』田原町教育委員会、1978年
- 8) 岩山会編・発行『道芳帖』1910年
- 9) 柴田顯正編『岡崎市史』第2巻、岡崎市、1926年
- 10) 伊藤小文司『岡崎案内』岡崎案内発行所、1910年
- 11) 岡崎市編・発行『岡崎城』2013年
- 12) 家康忠勝両公三百年祭事務所編・発行『家康忠勝両公三百年祭紀要』1915年
- 13) 松平定信『宇下入言 修行録』岩波書店、
- 14) 渋沢栄一『楽翁公伝』岩波書店、1937年
- 15) 『桑名藩行軍図』文化5年(1808)2月(西尾市岩瀬文庫所蔵)
- 16) 桑名義塾編『鎮国守国両神公御遺事』岩尾惇忠、1894年
- 17) 高知市初等教育研究会編『高知読本』高知市教育会、1935年
- 18) 吉村淑甫編『天保七年藤並宮御旅所御神幸記録』高知市民図書館、1988年

城址の公園化と風致、模擬天守閣と景観

野中 勝利（筑波大学）

1. 城の近代

（1）廃藩までの城郭地内の状況と政府の方針

近世城郭は、明治維新に伴いその存立条件を喪失して城址となつた。

それより前、幕末の城郭は、その多くが財政上の問題から荒廃のままにされ、維持することすら困難な状況にあった。さっそく明治元年（1868）には出石藩が新政府の許可を受けて城郭建築を取り壊した。

明治2年（1869）6月、版籍奉還により旧藩主は藩知事になり、城址は兵部省の所管となつた。翌7月には、城郭の改変等を兵部省が管理することが明確になつた。

明治2年には川越や宇都宮など、明治3年（1870）には福山や篠山など、各地の藩から城郭建築の取り壊しの願い出が提出された。このほか、修理はしないという必ずしも積極的な破壊ではないが、荒廃化を容認して欲しいという願い出が、郡山藩などから提出されている。一方、篠山藩から桑茶等の植え付けの稟申、若松藩から外郭内の士族屋敷跡地を開墾して畠地にする願い出もあった。

各地からの廃城願いや城地の開墾願いなどについて、政府は特に否定せず、それらを許可している。政府からは城郭を積極的に近代国家に応じて転用するという具体的な施策ではなく、また城郭の保存や城地の保全という方針もなかった。

（2）陸軍省による城郭の選別と城址の土地利用

明治5年（1872）2月、城址を管轄していた兵部

省が廃止され、陸軍省と海軍省が設置されると、城址は陸軍省に移管された。

翌明治6年（1873）1月、陸軍省は軍管制度を改めて全国の鎮台配置を改定し、9日付で太政官から、「六管鎮台表」として6鎮台12營所等が布告された。そのほとんどは旧來の城郭が充てられた。

この鎮台等の再編に伴い、同年1月14日、大蔵省と陸軍省から城郭の取扱いについて通達された。「全國城郭及軍事ニ關涉スル地所建物は迄其省管轄ノ處今度別冊第一號ノ通陸軍必用ノ分改テ管轄被仰付其餘第二號ノ通舊來ノ城郭陣屋等…（略）…總テ大蔵省へ可引渡事」として、軍事に必要な城郭等は陸軍省の所管とし、それ以外は大蔵省の所管となつた。そして「諸国存城並廢城調書」として全国の城郭の存廃が一覧表で示された。ここで全国の城址は「存城」と「廢城」に分けられた。

陸軍省は自ら所管する意向のある城郭を確保し、それ以外を大蔵省に移管している。つまり軍事拠点としての利用価値が基準となり、それに合致しない城郭を「廢城」としている。城址の利用としては軍備しか基準になかった。

同年3月にはその前年に出された官舎の払い下げ規則の改正がされ、「城郭並縣廳官舍官宅不用ノ分ハ家作地所區別イタシ何レモ入札ヲ以テ拂下」とされた。つまり「廢城」となったうち県庁などに使用されているものを除き、城郭建築は入札のうえ、払い下げの対象となつた。

このように政府内には軍隊の設置を想定していない城址、すなわち「廢城」については城郭建築を保

存するという考えはみられないし、城址の土地利用の方針も示されていない。城郭の払い下げが指示されたのみで、石垣や濠などの土木構造物の取扱いについての指示もなかった。

同年11月には内務省が設置され、翌年1月に「廃城」の取扱いは内務省に移管された。

明治14年（1881）10月31日に内務省から旧城郭处分の伺書が提出されている。明治6年に大蔵省に引き渡された廃城の多くは払い下げなどで処分されたが、未だ稀に存在しているものもあることから、「将来使用ノ見込無之モノニ限り此際処分計旧跡保存又ハ風致ニに関スルノ類ニヨリ其破壊ヲ歎借スル分ハ維持ノ方法人民ノ適宜ニ任せ其情願聞候様可致哉」として判断を仰いでいる。この伺いは同年12月23日に裁可された。城址の処分を促すとともに、維持する場合の方法については「人民の適宜」に委ねている。

この時点でも政府は城址を、例えば公園として保全するような明確な方針を示してはいない。城址の土地利用はそれぞれの地域の意向が反映されたのである。

（3）天守の取り壊しと保存

城郭建築は、「存城」「廃城」に関わらず漸次、入札などにより取り壊された。城門や櫓など一部の建築や工作物は払い下げられ移築された例もみられる。

一方で一部の城郭建築の取り壊しが進まなかつた。このうち天守はその規模が大きいことも背景として、取り壊しが遅れた例もある。その後の経過をみると、その文化財的価値が認められ、名古屋城址や姫路城址では天守を含む城郭建築が保存されることが政府によって決まった。

現在では全国で12の藩政期からの天守が残っていることは知られている。このほか、大垣、和歌山など6の天守が戦災で焼失した。また福山城（松前）天守は昭和24年（1949）に火事の飛び火で焼失している。こうしてみると19の天守が近代化の過程で残されたことになる。

ただしすべてが積極的な保存の取り組みによって残されたわけではない。取り壊されず、結果的に残されたような天守もあった。

たしかに小田原、津山、萩などの天守が維新時に破却されている。また明治中頃になって高松城天守が明治17年（1884）、大洲城天守が明治21年（1888）にそれぞれ老朽化等のために取り壊された。熊本城の天守（図1）は西南の役で焼失したが、その前に撮影された写真が絵葉書になり、小田原では天守の取り壊し中の写真が絵葉書になっている。思慕の記憶と記録の流通によって、それが共有化された。

一方、天守が建設されなかつた城や天守が落雷による焼失後、再建されなかつた城もあり、幕末維新時に天守のなかつた城も多い。そのような背景でこのように残された天守があることは、少なくとも城郭建築の破却が進んだという一方的な見方では捉えられない。逆に岡山（図2）や松本等の天守は明治初年に博覧会の会場として利用された。藩政期の遺



図1 焼失前の熊本城天守（絵葉書・筆者所蔵）



図2 岡山城内博覧会略図（1879年）（筆者所蔵）

物ではなく、近代の都市施設としての利用によって再価値化された。そうした天守は後に保存の取り組みにつながった。

2. 城址公園の成立

(1) 明治6年の太政官布告における城址の位置づけ

明治6年1月15日、太政官は公園設立を府県に布告した。布告文書から公園の選定要件を読むと、「是迄群衆遊観ノ場所」、すなわち從来から群衆が遊観している場所であり、かつ「從前高外除地」、すなわちその土地がいわゆる官有地であれば「永く万人借楽の地」として公園に指定するということであった。新しく公園を整備するのではなく、從来から群衆遊観の地を公園として利用する主旨であった。各府県は公園として適切な場所があれば、その状況等を調査し図面を添えて大蔵省へ稟申するよう下達したものである。公園地の選定は府県の裁量に委ねられ、認可の権限を政府が掌握了した。

この太政官布告は、明治6年1月、大蔵大輔井上馨が正院に宛てて公園地を定めるよう布告文案を添えて伺い出たことに対応したものである。提出日の日付が明確ではないが、長くても2週間以内にそれが太政官布告となった。

この大蔵省による公園制度の提案文書である何書には、現状認識と問題意識、意義や方法等が記されている。すなわち、「三都府ヲ始各地方ニ於テ人民遊歩宴會等致シ來候勝地ノ類ハ大ニ其土地ノ繁盛ニモ關係」して、所有者を定めて有税地にすると、勝手に花木を伐採したり田園を開いたりして、「舊來ノ勝景」を失うが、所有者はいささかの利潤を得ている一方、多少の損失は生まれるが、そうした「勝地ハ國土ノ美目ニ付人民ヲシテ縱遊散歩其身目ヲ娛樂セシメ其身體ノ健康ヲ助ケ衆庶ノ勞力ヲ慰セハ所謂借樂ノ一端」になるとしている。そして各地方官に有名な勝地を選ばせ、「永ク公園地」にするよう、大蔵省は布告文案を添えて申し出ているのである。

何書に添付されている大蔵省の布告文案と太政官

布告の文面を比較すると、ほとんど踏襲されているが、若干の相違がある。そのうちの一つは、布告文案には「群衆遊観ニ供シ來候場所」とあったが、布告文では「是迄群衆遊観ノ場所」と、太政官は「是迄」という二文字を追記している。社寺等を例示して強調するとともに、各府県の理解の容易さを表現したものとみられる。

先述のように大蔵省は既に陸軍省との間で城郭の存廃と「廢城」の所管について交渉し、「條約書」として合意しているように、「廢城」が明確になることを知りうる立場にあった。しかし公園制度創設の何書の中にも、布告文案の中にも城址には言及していない。また太政官布告の前日に城郭の存廃の決定が陸軍省から沙汰として示されているが、公園の布告文の例示中にも城址が取り上げられていない。これらのことから、少なくとも「廢城」と「公園化」は結びつけられていなかったとみられる。

(2) 「租税寮改正局日報」からみた大蔵省の意向

太政官布告の文面だけでは地方庁の解釈に混乱が生じる。それに対し、府県からの伺いに対して大蔵省租税寮が回答や指令を出した実例を「租税寮改正局日報」(以下、「日報」とする)に掲載し、それを各府県に配布している。府県側は、この「日報」から地租改正等の租税寮の所管する施策を理解することになる。事例を積み上げながら、政府と府県との間で情報の共有化が図られている。

明治6年1月の太政官布告に伴う公園の認可等の所管は大蔵省であった。その後、同年11月に新たに内務省が設置されたことに伴い、廢城後の城郭と同様に公園行政は内務省に移管された。大蔵省の所管は一年足らずであった。

そこで明治6年分の「日報」から、公園関係の項目を抽出すると、東京の公園に関する記載が2ヶ所あるのみであった。一つは4月の東京府からの公園申し立ての大意とそれに対する回答であり、もう一つは6月の東京府の公園取扱い心得等の伺いとそれに対する回答である。公園設置に対する布告の解釈が確立しているとはいえないこの時点で、東京府の

事例を一般に準用させる意図があったとみられる。

この「日報」は大蔵省が記載内容を選択し作成している。したがってその選択には大蔵省側の意図が含まれる。東京府との応答文書中には、公園が「歐米諸国の体裁」であること、それがすぐにはできないので「元来有名な勝地」を取り壊さず、「風景を装飾」する趣意であることが記されている。「日報」を通じて各地にこの趣意を示しているのである。一方、この他の、例えば後述する城址公園を含む公園の事例は示されていない。大蔵省には城址の公園化を各地に積極的に周知、喧伝する考えがなかったといえる。

(3) 「廢城」による城址公園の誕生

大蔵省が公園を所管した明治6年中で、国立公文書館所蔵『大蔵省考課状』から確認できた各地からの公園の稟申は、14府県27箇所ある。その中で城址を対象としているのは米沢と高知の2箇所だけだった。ただしこの『大蔵省考課状』の中では東京からの稟申が含まれていないことから、必ずしも公園の稟申をすべて網羅しているとは限らないが、明治6年に稟申されたことが記録として明らかなのは米沢と高知（図3）の二つの城址公園である。いずれも「廢城」の決定に伴う城地の跡地の公園である。

これらの城址公園では、ともに当地の地方長官がそれぞれの旧藩士であり、自らの権限で政府に城址の公園化を稟申し、城地を保全する意図があったとみられる。



図3 旧二の丸にある高知公園記碑（筆者撮影）

城址を公園にするという稟申は、少なくとも政府側にとっては想定外だったに違いない。

その後の太政官布告に基づく城址の公園化の稟申は漸次増えているが、決して急速ではなかった。「公園化」はあくまで地域側からの要望であり、公園制度を利用した地域の強い意志の表れといえる。

城址公園は、一般に城地を開放し、城地を保全することが担保されることであり、地域側の主体的意志がそこに表れた。藩政期には入城は限定的であったが、一般に開放されるとともに、公園として整備された。こうした城郭から公園への空間の履歴における転換を、「公園化」という稟申が担った。

(4) 「存城」の払い下げ後の城址公園

明治22年（1889）から本格化した「存城」の払い下げは、軍備の増強に伴う軍用地の拡大志向が背景にある。陸軍省が所管する不用な土地を売却して、その資金を確保することが最大の目的だった。一方で、城址の「保存」のため、売却先は旧藩主、あるいは地元官庁という縁故者を優先した。明治23年（1890）には全国で19城址が一斉に払い下げられた（図4）。

政府は旧藩主としての華族の財力に頼ったが、旧藩主は城址の買い取りに必ずしも積極的ではなかった。秩禄処分ののち華族になった旧藩主家にとって家政の計画的運営は課題であり、払い下げ後は、貸地や譲渡による土地経営が行われた。払い下げの出願ではその理由に城址の「保存」を挙げたが、土地利用の方針は示されていない。政府や旧藩主家とともに城址の「公園化」を意識していないかった。

払い下げられた城址の「公園化」は所有者である旧藩主家と予算措置を講じる自治体が思惑を一致させて成立する。城址の土地利用において「公園化」は半数に満たなかった。地域経済浮揚のために城址が再び軍用地化された城址に比べれば、「公園化」は城址の風致や遺構の保全につながった。

予算化を伴う「公園化」は市民の要望が背景にある。城址の「公園化」は、藩政期に統いて維新以降も閉ざされた空間だった城址を一般に開放し、利用

城址	払い下げ(1860~)	1900~	1920~	1930~	1940~
小田原 大久保家	小田原天火屋神社(天守台) <small>内蔵敷地</small>	内蔵敷地	御本丸 <small>現も人跡可</small>	御本丸に平野	御本丸に平野 足跡 風致地区
千曲家 戸田家	西之庄田 <small>公楽園(日本丸)</small>		御二の丸 <small>現も人跡可</small>		萬葉地区
秋田 佐竹家	秋田市 <small>御本丸が復元、櫻井 公園化、公園化</small>				御本丸が復元
盛岡 有村家	盛岡城跡 <small>日本丸が復元 公園化</small>				盛岡市が買収 史跡
若松 松平家	若松城跡 <small>日本丸が復元 公園化</small>		若松城が買収		史跡 風致地区
白河 白河町	白河城跡 <small>白河城が買収 公園化</small>				萬葉地区
山形 水谷家	山形市 <small>御本丸が買収、御城 公園地</small>				
高田 神原家		高田城が買収、御城 公園地			
静岡 静岡市	静岡 <small>御本丸が買収</small>				風致地区
福井 松平家			御本丸が買収(日本丸)		風致地区
津 伊東家	津伊東城跡(日本丸)				風致、御市町 地区 仙石原
鳥取 岩倉家	鳥取城跡 <small>御本丸が買収 風致地区</small>				風致地区 仙石原
岡山 佐田家	中学校(日本丸)			天守城跡 <small>御本丸</small>	
松江 松平家	千鳥庭園		松平家 <small>御本丸</small>	天守閣宝 <small>御本丸</small>	
浜田 松平家	浜田城跡 <small>御本丸が復元 公園化</small>		浜田城が買収	史跡 <small>御本丸</small>	史跡
高松 松平家	玉藻殿(天守台)			御城社	
徳島 德島家	徳島城跡 <small>徳島主銅像 公園化</small>			御城社	風致地区
宇和島 伊達家				天守閣宝 <small>御本丸</small>	

注) 本表は鳥取と静岡県への払い下げ地は除く。御跡城址は除く。日本丸だけが該当する場合、上段だけで示した。

参考文献) 史跡: (1)1940年史跡名録天然紀念物一覧(文部省文化局編、昭和 黑板佛記録)1931)国賃用走物貿易目録(追加)官設書店。

凡例)



一般開放



御堂



御堂



御堂

図4 払い下げ城址の開放と公園化の時系列的模式図



図5 徳島公園の招魂碑（絵葉書・筆者所蔵）



図6 千秋公園の旧藩主銅像（絵葉書・筆者所蔵）

を促すことである。城下町都市にとって象徴的な歴史的空间である城址は、「公園化」によって地域の空间的共有財になった。

「公園化」の発端をみると、秋田では招魂社の建設、浜田と徳島では招魂碑（忠魂碑）（図5）の建立と一体で計画された。城址公園は招魂祭場の確保の意味もあった。戦没者の慰靈空間を創出した「公園化」は、国民統合の場になった。

また城址には藩祖を祀る神社や旧藩主の銅像が建立されることもみられた（図6）。そこでは旧藩主層を中心に敬意と思慕の念が強くあらわれた。

城址の実際的な「公園化」には、延期論や反対論

もあった。「公園化」は予算措置を講じることであり、財政多端に伴い、公共事業としての優先度が批判された。

ただし「公園化」されなくても、多くの旧日本丸が一般に開放されていた。地域の人々にとって旧日本丸は都市生活の共有の場になっていた。かつての為政者の象徴的空間が擬似的な共通体験の場になった。また自治体所有の城址では史跡の指定、また旧藩主家所有の城址は風致地区に指定されていることがある。「公園化」とは別な仕組みで風致の維持を担保していた。

3. 濠の埋め立てをめぐる議論

わが国の城下町都市では近代化に伴い、濠の多くが埋め立てられた。汚水化による衛生問題、宅地や道路用地の確保などを理由として漸次埋め立てられた。都市の近代化の過程で、埋め立ては概ね地域に受容されていたが、反対の世論もあった。現在目当たりにする濠でも、埋め立てる理由がなく残された濠なのか、埋め立て計画を撤回させて積極的に保存された濠なのか、近代化の過程を空間の履歴として確認することは必要である。

(1) 小田原における濠の埋め立て計画の撤回

小田原では明治33年（1900）に御用邸が城址に建設された（図7）。しかしだ正12年（1923）の関東大震災で倒壊し、その復旧は進まなかった。小田原町は市街の復興の中で学校二校の移転先を城址に求め、御用邸用地の払い下げを申請した。学校の敷地不足から、濠の埋め立てを伴う建設計画になった。

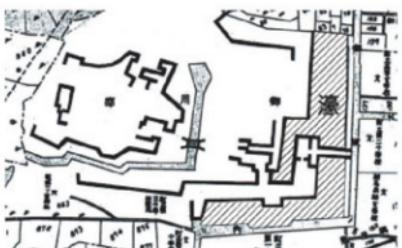


図7 1925年の小田原城址

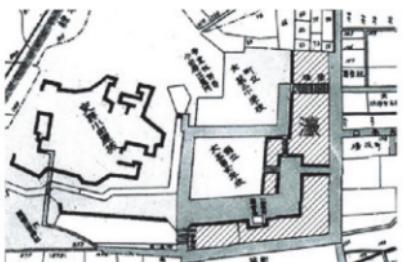


図8 1934年の小田原城址

それに反対する住民が、組織だって運動を展開した。時としてその運動は警察が警戒するほど先鋭的であった。

城址での学校の建設計画は神奈川県が主導していた。町当局、町会ともに県の意向を前提とした計画を追認するような姿勢だった。そのため県と反対派町民との間に揉まれ苦悩した。町会は調停者や反対同盟会代表者らと連名で、反対派の意向を含めた内容の覚え書きを作成し、一旦は折り合った。しかしその内容は、県から一蹴されてしまった。最後は、県から示された妥協案を携え、反対派と同席するはずだった町民大会を回避し、声明書を発表することで自らの立場を表明するとともに主張した。

激化する対立をみかね、両者の間を調整する役割を担うため地元の名望家たちが調停者となった。

これら三者は相互に何度も協議し、またそれなりに県に出向いて陳情するなど主体性を持った行動をとっていた。

県は、町からの払い下げ申請に際して宮内省との交渉を担い、学校再建を目的とした払い下げ許可の主旨を堅持した。そして県への移管を前提とした高等女学校を含む二校の建設計画を主導した。しかし最終的には埋め立て反対運動の激化に応じて、その計画を変更し、濠の埋め立ては回避された（図8）。

(2) 和歌山における風致の毀損をめぐる動向

和歌山城址では明治43年（1910）から10年余りの間に4回あった濠の埋め立てや石垣を取り崩す風致毀損の計画に対する賛否があった。

まず明治43年に軌道の複線化と道路整備に伴う濠の幅員を狭くする埋め立て計画があった（図9）。当初は陸軍省が「兵営上」から、和歌山市は「風趣上」から反対し、一年余りの膠着後、実施された。事業化に際して特に反対する意見の報道は見当たらず、近代都市化に伴う交通整備の優先性が受容された。

大正3年（1914）に和歌山市による道路整備に伴う濠の埋め立て計画（図10）の議案が市会に提出された。市議会では反対する意見があり、地元紙には



図9 1910年の濠の埋め立て計画

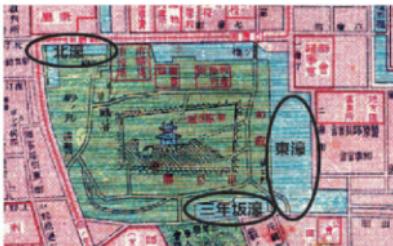


図12 1922～1923年の濠の埋め立て計画地



図10 1914年の濠の埋め立て計画地



図11 和歌山公園改修設計における風致の毀損

賛否の意見が掲載された。博物学者の南方熊楠とその弟の常楠はメディアや市会を利用して風致保存を訴えるとともに、旧和歌山藩主家の当主・徳川頼倫に働きかけた。結局、和歌山市長は議案を撤回し、辞職した。

大正4年（1915）に和歌山城址の公園改修が設計された（図11）。その設計では濠の埋め立てや石垣

の取り崩しが含まれていた。城址が有する風致よりも近代的土地利用である公園としての利用を優先する計画だった。和歌山市はその事業化予算案を議会に上程した。ここでも南方兄弟は反対行動をとり、地元紙も風致保存を主張した。和歌山県知事がこの風致破壊を許可しなかったことから、和歌山市は設計を変更して風致を毀損しないように公園を整備することになった。

大正11年（1922）から大正12年にかけて、和歌山市が三箇所の濠の埋め立てを計画した（図12）。住宅地化を企てた北濠の埋め立ては反対意見が強く、断念した。上水道整備に伴う土砂の処分を兼ねた東濠の埋め立てと運動場の設置計画は賛否の意見があり、実施は見合せられ、代わって汚濁が進み不衛生な三年坂濠の埋め立てがされた。

濠の埋め立てや石垣の取り崩しは、軌道、道路、水道などの近代都市化に伴う社会基盤整備が背景にあり、軌道、宅地、公園、運動場等の跡地利用を目指んでいた。しかしこうした風致を毀損する計画に抵抗し、風致の保存を主張する意見や取り組みがそれを阻止することに成功した経過があった。一方で、幅員を狭める一部の埋め立てや不衛生な濠の埋め立ては地域社会に受容された。

4. 模擬天守閣の建設と景観

管見の限り、昭和戦前期までに城址に建設された模擬天守閣は8事例である（表1）。

(1) 戦国期城郭の城址に建設された模擬天守閣

戦国期城郭の城址に建設された岐阜・洲本及び羽衣石の三箇所の模擬天守閣は、いずれも急峻な山頂にあった。

このうち岐阜の模擬天守閣は明治期の建設であり、わが国で初めての常設の模擬天守閣だった。洲本と羽衣石は大阪の模擬天守閣の建設計画後であり、大阪の影響を受けている。

建設主体をみると、岐阜が岐阜市保勝会、洲本が洲本町、羽衣石は個人であり、共通していない。また建物内部での展示・陳列が明らかだったのは岐阜の例のみであった。

羽衣石の例はその利用のされ方について詳らかでない。岐阜と洲本では山頂への登山の到達点としての施設であるとともに、模擬天守閣から眼下に広がる市街や海を眺める眺望施設でもあった。特に洲本では休憩所兼展望所としてそれが重視された。また観光客の誘引施設としての役割があった。おそらく羽衣石もそうした役割が期待されていたとみられる。

羽衣石では城址の史跡保存のために模擬天守閣の

建設が企図されていた。しかし発掘調査などがされた記録はなく、保存というより山頂の整地が望まれていたとみられる。一方、岐阜では模擬天守閣の建設時に、もともとあった天守台の石垣を改築したことから、史跡保存の面からの批判があった。

いずれも築城時の城郭建築の詳細な史料はなく、天守があったかどうかかも詳らかではない。そのため復元志向ではなく、城郭建築の疑似的意匠によった。この疑似的意匠には史跡における象徴性が期待され

表1 近代の城址に建設された模擬天守閣

	城址	建設年	建設後の状況	備考
戦 国 期 城 郭	岐阜	1910年	1943年 焼失	本造 1956年内建
	洲本	1929年	現存	鉄筋コンクリート造 建設時は洲本町、現洲本市
	羽衣石	1931年	1990年 建て替え	鉄造、トタン造 建設時は羽衣村、建て替え時は 東濃町、飛騨郡羽衣町
近 世 城 郭	大阪	1931年	現存	鉄筋コンクリート造 国登録有形文化財
	(愛知) 八幡	1933年	現存	木造、古伝文化財 建設時は八幡町、現都城市
	(伊賀) 上野	1935年	現存	木造、古伝文化財 建設時は上野町、現伊賀市
	甲府	1966年	共済会後 取り壊し	木造、山梨県主催共済会の仮設 建築
	津山	1966年	取り壊し	木造、津山市主催共済会の仮設 建築



図13 岐阜の鳥瞰図（1931年）（筆者所蔵）

ていたとみられるが、いずれも小規模かつ簡易な展望施設の建築であった。地域の人々の関心は必ずしも高くなく、精神的な拠り所となるような求心性を有してはいなかった。

(2) 近世城郭の城址に建設された模擬天守閣

近世城郭の城址に建設された模擬天守閣は、大阪を始め八幡と上野の三箇所にみられた。

八幡では八幡町が建設主体となり、町内外から広く寄付を仰ぎ、また物納もあった。この寄付金を集めるとする手法は大阪の例と同様である。一方、上野では、政治家個人の私財で建設された。地域住民からの寄付金の申し出もあったが、受け入れなかつた。

建設にあたっては、八幡と上野のいずれも多くの地域住民の労力の提供を受けた。特に不況時でもあり、雇用の場として、また木造建築としての技術の実践の場として役立った。これは大阪の模擬天守閣が鉄筋コンクリート造であったことと対照的である。資金調達では八幡と上野は対照的であったが、いずれも地域住民の多くが建設のプロセスに参加することで、地域で築き上げた施設であるという、身

体性を帯びた求心性が働いた。そして歴史的資源である城址という史跡での建設であることから、地域の人々には文化的共有財としての象徴性があった。

八幡と上野では模擬天守閣の建設にあわせて城址の整備も行われた。石垣や天守台などの土木構造物のみが残る城址に、模擬天守閣のほか、土堀や植栽などの「公園」としての整備がされた。こうした一體的整備は大阪の場合と同じである。

また八幡と上野は、いずれも藩政期には天守閣がなかった城である。復元ではなく、また史実への関心も乏しかった。視対象としての外観意匠にはこだわりがあり、眺められる対象としてのまったく新たな近代の景観が創出された。こうあって欲しかったという「あるべき姿」への恢復というより、近代の装いであり、新たなシルエットを营造した。このつくりあげられた城址の近代的景観は積極的に地域に受け入れられた。

この三箇所の模擬天守閣内には展示品や陳列品があり、多くの人々を内部へと受け入れた。歴史的な史料や陳列品などがあり、訪れた人々にはその都市の歴史的な独自性に対する视觉的な経験を得ること



図14 八幡の鳥瞰図（1935年）（筆者所蔵）



図15 山梨県主催共進会（絵葉書・筆者所蔵）

になる。

藩政期の城郭建築は、一般の人々にとっては仰ぎ見る対象であった。城址におけるそれに代わる近代施設としての模擬天守閣の中に入り、そしてそこで地域の歴史文化に間近に接するという近代的経験の場でもあった。

（3）仮設の模擬天守閣

甲府、津山とも、鉄道の開通を契機とした共進会、博覧会が城址で開催され、その施設として仮設の模擬天守閣が天守台に建設された。主催者ではない民間事業による施設であり、有料施設だった。会場内では最も高所にあり、また夜間照明により多くの視線を集めめた。近代化のイベントというハレの舞台における集客装置であり、近代の祝祭性を帯びた都市施設だった。

一方、甲府と津山とでは建設の時期が違った。甲府は模擬天守閣として最初期であり、津山は近代の最後期である。上記のような共通する性格を有していたが、建設時の背景から位置づけは若干異なった。

甲府の場合、岐阜よりも早く、まだ城址本丸に模擬天守閣を建設するという経験がない時期だった。仮設の模擬天守閣を保存する、あるいはそれに替わる本格的な建設などへと、世論が大きく動くことはなかった。近世に、天守がなかったこと、幕府直轄地だったことも一因だろう。それよりも地域の人々が希望していた城址の開放が実現されてから間もなく、市街から視線を集め、城址公園を主張するような存在に価値があった。

津山の場合は各地に建設された模擬天守閣の影響があった。そのため仮設として建設されたにもかかわらず、また維持管理も充分ではなかったにもかかわらず、すぐには取り壊されなかった。仮設が実質的に常設化された存在として市民に親しまれた。

5. むすび

藩政期は閉ざされた空間だった城が、城址として地域共有の空間となり、近代的土地利用としての「公園」によって都市生活者の休息や集会等に利用された。公園や模擬天守閣の整備は都市景観の創出を伴っており、近代化の過程を空間履歴として捉える必要がある。近代の城址は都市化の場であり、独自の歴史性に寄り添う地域アイデンティティの場でもあった。多義的空間だった。

【参考文献】

- 1) 野中勝利 2007 「1873年の『廢城』と城址の公園化に関する研究」 都市計画論文集No.42-3 pp.433-438
- 2) 野中勝利 2006 「明治初期に城址で開催された博覧会に関する研究」 都市計画論文集No.41-3 pp.911-916
- 3) 野中勝利 2014 「1890年の『存城』の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」 都市計画論文集49-3 pp.1053-1058
- 4) 野中勝利 2013 「近代の小田原城址における濠の埋め立てをめぐる議論の構図」 都市計画論文集No.48-3 pp.495-500
- 5) 野中勝利 2017 「近代の和歌山城址における風致の破壊と保存をめぐる動き」 都市計画論文集No.52-1 pp.72-83
- 6) 野中勝利 2010 「戦国期城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義－戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その1－」 日本建築学会計画系論文集No.650 pp.837-842
- 7) 野中勝利 2010 「近世城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義－戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その2－」 日本建築学会計画系論文集No.652 pp.1471-1479
- 8) 野中勝利 2013 「城址に建設された仮設模擬天守閣の建設経緯と意義－戦前の地方都市における模擬天守閣の建設に関する研究その3－」 日本建築学会計画系論文集No.689 pp.1551-1560

近世城跡に立地する近現代遺構について

内田 和伸（奈良文化財研究所）

1.はじめに

藩政期に地域の政治・軍事の拠点であった近世城跡は近代になって軍関係施設や官公庁施設、教育施設、都市基盤施設、公園などが立地し、大きく役割を変えた。そして、そこは現在でも文化遺産であると同時に城下町の中心部で様々な役割が期待される多義的な空間である。

筆者は全国の近世城跡に立地する近代建築遺構（土木遺産も含む）について平成7年¹⁾に現状を報告したことがある。これは史跡となっている近世城跡内の近代建築遺構が史跡整備に伴って撤去されるという報道があったことが契機であった。史跡という文化財にまだ文化財には指定されていない歴史的建造物が立地し、史跡整備のためにその遺構が撤去されるということに違和感を覚え、近世城跡に立地する近代建築遺構について現存するもののリストを作成し、分布や保存状況などを明らかにした上で、史跡整備と公園整備での城跡の整備手法の違いなどを検討し、保存の在り方をいくつか指摘したものである。その後、平成12年²⁾にはそのリストを更新し、概説した。

平成7年の初回調査と前後して、全国で近代化遺産調査や近代和風建築調査等が進められ、近代の建造物の文化財指定が進められてきた。また、平成8年には文化財保護法が改正され、指定制度を補完するものとして登録制度が導入され、現在では近現代の建造物の登録も進められて、緩やかな保護と活用も図られてきている。近現代の庭園や公園について

も建造物ほど数は多くはないが名勝としての指定や登録も進められてきた。

一方、後で詳述するように史跡整備に関わる計画手法において価値評価の視点にも近年は変化が見られるようになり、遺跡の履歴も軽視されることのないようになってきた。すなわち、近世の城跡では近代以降の土地の事績すなわち“遺跡の履歴”、あるいはその結果として残される事物すなわち“近現代遺構”も城跡の歴史として評価するようになりつつあるのである。

では、実際はどうであろうか。平成7年調査と同じ城跡を対象として追跡調査を行ったのでここで報告する。まず調査方法を述べ、近世城跡に立地した近現代遺構として現状の概要を示す。次に国の史跡に指定されている近世城跡について、史跡整備の計画の中でこれら近現代遺構がどのように扱われているかを整理した。最後に、今後の課題を記したいと思う。

2. 調査の方法

(1) 調査の対象

まず、対象とする近世城跡については、森山英一³⁾が『明治維新 廃城一覧』で表に取りまとめており、340ヶ所を対象とした。これは慶応3年（1867）から明治4年（1871）までに存在した幕府、諸侯（維新後諸侯に列したものを含む）の城郭、陣屋並びに要害、藩庁等である。そのおのおのについて名称、所在地、城主、家格、石高等の他、明治6年（1873）における存城、廃城の別、沿革および明治維新後の

主要な変遷等が記されており、近世城跡の近現代を知る上での基本文献である。その後、森山氏は毎日新聞社発行の『城』において情報を更新し、さらに日本図書センター編では著者名は表れないが『図説日本城郭大事典』においても更新されており、『日本城郭史話』を含め、これらを基本の参考文献とした。

次に対象とする近現代遺構は、今回は建設後50年を経た、すなわち昭和42年(1967)までに建設され、歴史的価値あるいは文化財的価値を帯び始めている可能性のある近現代の建築や土木施設、庭園および公園とし、そのリストを作成した。平成7年の初回調査では『日本近代建築総覧』⁴⁾から現存するものをリストアップし、近代和風建築や一部の土木施設等も追加した。今回はこれらの遺構で現存を確認できたものに加え、各自治体に所在する文化財のリストや近代建築のリスト、近代和風建築のリストなどを参照し、建設後50年を経て現存が確認された建造物についてリストに加えることとした(表1)。

庭園・公園については文化庁が全国的に行った「近代の公園・庭園等に関する調査研究報告書」⁵⁾の成果を中心に、上述した対象となる城跡に立地するものを選んだ。なお、都市公園ではないが、同じ营造物公園である、国民公園の皇居外苑を加えた。建造物とは調査項目が異なる部分があるが、不動産の文化遺産という意味で建造物と記念物の違いを設げず表1に加えた。

(2) 調査の内容と方法

これらの近現代遺構について平成7年調査と同様に8つの項目を設けて調査した。調査項目は①対象施設がどの城跡のどの部分に位置するか(表1の城跡における位置)、②対象施設の名称(表1の現施設名)、③建設当初の名称やその後の変遷等(表1の建設後の変遷)、④施設の建設時の用途(表1の分類)、⑤施設の設計者(表1の設計者)、⑥施設の建設年または開設年(表1の建設年(開設年))、⑦対象施設の構造(表1の構造)、⑧対象施設がどこ(国、都道府県、市町村)の文化財の指定や登録、

景観上の位置づけ等を受けているか(表1の文化財等)、⑨当該城跡がどこ(国、都道府県、市町村)の史跡指定を受け、対象施設が指定地内に入るか否か(表1の史跡指定状況)、⑩当該城跡に立地する城跡公園の名称およびその対象施設が公園区域内に入るか否か(表1の城跡公園名)、とした。

調査方法を補足すると、①の現施設が城跡のどの部分に位置するかについては、施設の位置が、幕末を中心とした時期の縄張り図や縄張りを復原した地形図などのどこに位置するかを『日本城郭体系』⁶⁾などを参考に調べた。④の現施設が建設当初どのような用途として建設されたかについては、1産業施設、2軍関係施設、3教育施設、4都市基盤施設、5官公庁施設、6宗教施設、7文化観光施設、8運動施設、9住宅、10庭園、11公園、12その他とした。説明の都合上、表1はこの分類番号の順とし、北から都道府県別に表示した。

調査項目のいずれも文献やインターネットでの情報収集を行ったが、判断のつかないものについては必要に応じて各自治体の担当者に確認をさせて頂いたものもある。

3. 近世城跡に立地する近現代遺構の現状について

(1) 分布の状況

対象となる近現代遺構は、対象となる近世城跡340ヶ所のうちの約1/3、122ヶ所の城跡で確認でき、全体で565件であった(表1)。平成7年報告では31城跡で92件であった。この22年の間に失われた遺構もあるが、分布する城跡の数、遺構の数とともに以前より増加した。これは今回の調査が対象を50年前までに建設されたものまで広げたこと、この間に遺構の調査や保護が進んだこと、庭園や公園も加えたことが上げられる。また、近年は情報化が進みインターネットを使っての所在確認が容易になったことも少なくない。なお、文化財としての指定や登録の行われているものは、主屋や離れなど棟ごとに記している場合が多いが、未指定・未登録の神社建築

などでは本殿と拝殿など区別をしていないものも含まれており、軒数にすると全体の件数が増すことが考えられる。

一つの城跡における造構の数は1件からであり、多い所では江戸城跡・小田原城跡の15件、大坂17件、最も多いところで伊賀上野城跡の21件まで様々であった。

造構の城跡における位置については、多くは旧米の曲輪の中に納まるが、堀を埋めてその地盤の上に立地したものも見られる。これには江戸城跡蛤塚北延長部の堀跡に立地する皇宮警察本部庁舎、久留米城跡外堀跡上に立地する明治44年陸軍大演習時の明治天皇御在所(久留米大本營)の建物および庭園、などがある。

(2) 保存・活用の状況

保存状況は次のように大別できる。

- ① 本来の機能を維持しているもの
- ② 本来の機能を失い、廃墟となっているもの
- ③ 転用されて利用されているもの
- ④ 文化財として保存・活用されているもの（調査項目は表1の文化財等）
- ⑤ 文化財以外の価値づけのなされているもの（同上）

①では、水戸城跡、上野城跡、大阪城跡、和歌山城跡の配水池や膳所城跡の淨水場といった水道施設があげられる。建造物では特に宗教施設の場合に転用されずに本来の機能が維持されるものが少なくなっている。教育施設では学校名の変更があっても教育施設として利用されているものが少くない。

②では、後述する上田城跡二の丸東側の空堀跡に敷設され、廃線となった上田交通（現上田電鉄）真田傍陽線の公会堂下駅プラットホームがこれにあたる。

③については、現存する建築造構でこれに当たるものは少なくない。軍関係施設では戦後の軍の廃止により、建物は転用される中で、博物館や美術館になったものも見られる。屋外施設では、後述する郡山城跡の柳沢文庫庭園内の四阿周囲の菱形の舗装が

これに当たる。

④の文化財としての価値づけのなされたものは、建造物で、国指定の重要文化財26件、都道府県指定の文化財12件、市町村指定の文化財11件、登録文化財72件であった。

庭園では国指定名勝が岸和田城跡の岸和田城庭園（八陣の庭）、高松城跡の披雲閣庭園の2件、県指定名勝が金沢城跡の尾山神社庭園の1件、国の登録記念物が日出城跡の旧清成博愛別邸庭園の1件であった。

公園では国および都道府県指定の名勝ではなく、市指定名勝のみの2件であった。これについては後述する。

⑤では、文化財ではない価値づけとして、法律に基づく景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、景観条例等に基づく景観形成重要建造物、都市景観重要建造物、景観遺産、法律や条例には基づかないもののとして、経済産業省が施策として認定している近代化産業遺産、土木学会関東支部認定の関東の土木遺産、DOCOMOMO JAPANの日本の近代建築が見られた。また、公園を対象とするものでは日本の歴史公園100選等がある。

「景観重要建造物」は、平成16年に制定された景観法に基づき、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）で、その優れた外観を保全することが地域の景観の格となる建造物を景観行政団体の長が指定するもので、彦根市、高崎市で見られた。彦根城跡の滋賀大学陵水会館、高崎城跡の群馬音楽センターが指定されている。

「歴史的風致形成建造物」は、平成20年に施行された「歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）」に基づき認定された歴史的風致維持向上計画において記載されている重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認めら

れるものについて、首長が建造物の所有者及び教育委員会の意見を聞いて指定するものである。白河市が小峰城跡の林家住宅建造物群を、松江市が松江城跡の興雲閣をそれぞれ指定している。

「景観形成重要建造物」は兵庫県で見られたもので、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木を、それぞれ「景観形成重要建造物」、「景観形成重要樹木」として指定する制度である。小野陣屋跡の旧小野市立小野小学校講堂が指定されている。

「都市景観重要建築物」等の指定物件は都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物、工作物その他の物件又は樹木若しくは樹木を都市景観重要建築物、都市景観重要工作物又は都市景観保存樹若しくは都市景観保存樹林（「都市景観重要建築物等」として総称する。）として指定しているものである。姫路市が姫路城跡の旧通信省姫路電信局別館を指定している。

「景観遺産」とは、大垣市が市の景観条例に基づき大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、宿場町の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物をはじめとする「後世に伝承すべき景観を有する建造物等」で、歴史・文化遺産、近代遺産、現代遺産、風景遺産に該当するものを所有者等の同意を得たうえで指定するものであり、公募により選定されたものである。大垣市は大垣城跡の復元天守を指定している。

「近代化産業遺産」は経済産業省が認定している文化遺産の分類で、66件のストーリーに基づく近代化産業遺産群とそれらの構成要素575件が認定されており、山形城跡の旧山形市立第一小学校校舎・門柱および欄が入っている。

ドコモモ（DOCOMOMO=Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement）は、20世紀の建築における重要な潮流であったモダン・ムーブメントにかかる建物と環境形成の記録調査および保存のため

の国際組織である。その日本支部DOCOMOMO JAPANが1999年に日本の近代建築20選を選定し、2015年には184件を選定しているのが「日本の近代建築」である。前述の高崎城跡の群馬音楽センターが指定されている。

「日本の歴史公園100選」は、平成18年に都市公園法施行50周年等事業実行委員会によって選定された歴史公園で、後の追加も含めて250件が選定されており、調査対象では65件が選定されている。

筆者は平成7年の報告で、「市民が愛着を持っているものについては、文化財としての保存はできなくとも（中略）都市デザインにおけるランドマークや歴史的景観の構成要素として捉え、（中略）史跡指定地内であっても地域にとって必要な遺構は地域が積極的に保存していくことが必要だと考えられる。」と記したが、現在は、景観法や歴史まちづくり法、各自治体の景観条例等で建造物単体の保存がなされるようになってきており、さらに様々な団体による価値づけもなされてきていることが確認できた。

（3）当初の用途別遺構の現況

現在の遺構は転用され、建設当初とは用途が異なる場合が少なくないが、ここでは建設当初の用途を12に分類したので、その分類ごとに分布や文化財の指定等の状況などの概要を見よう。なお、これらの遺構の内、建造物の建築的な特徴などについては本書掲載の福鶴論文が詳しいので参照されたい。また、庭園・公園については平成7年調査時には対象としなかったので少し詳しく触れようと思う。

1) 産業施設

産業施設は25件、全体の44%であった。一部、店舗併設の民家も含まれている。

重要文化財となっているものは山形城跡の旧清生館本館（移築）、県指定文化財は館林城跡の旧上毛モスリン株式会社事務所（移築）、松江城跡の興雲閣、市指定文化財は鶴ヶ岡城跡の大宝館、登録文化財は松本城跡の松本館旧館などがある。

鶴ヶ岡城跡の大宝館、松江城跡の興雲閣は物産等

表1 近世城郭に設置された近代施設

分類(建設当時)												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
山形県	山形市	山形城	二の丸	山形市立郷土館	M11竣工旧清洲町奉書館→M44一時山形市役所臨時庁舎→S44現在地へ移築→S46山形市郷土館	I	高井明徳	M11	木4	国重文	国史跡 内	西城公園 内
山形県	山形市	山形城	三の丸	理容仲野	S4	I	不詳	S4	木2才	未指定	国史跡 外	西城公園 外
山形県	鶴岡市	山形城	二の丸	大宝館	T4物産陳列所・図書館→S26市立図書館→現在、郷土人物資料展示施設	I	小林昌徳	T4	木2	市指定	国史跡 外	鶴岡公園 内
群馬県	館林市	館林城	櫻荷邸	館林市第二資料館	二の丸跡にM43上毛モスリン株式会社事務所として竣工→S54現在地に復元	I	不詳	M43	木2	県指定	市史跡 外	無
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎陣屋	二の丸	いせさき銀行	M45竣工今井町→S199須崎保健所→S222里見内科医院→H14伊勢崎市所有、現在地に復元	I	阿部右松	M45	木2	市指定	未指定	無
群馬県	前橋市	前橋城	北曲輪	松山医院	T14竣工	I	小林武四郎	T14	木3	未指定	未指定	無
富山県	富山市	富山城	三の丸	富山第一銀行旧本店	S23富山合戦後だしとし建T-S23現第1富山相互銀行→H13現名釋→H27新本店の竣工により機能移転	I	森藤工業	S21	RC3才	未指定	未指定	富山城跡公園
福井県	福井市	福井城	三の丸	三井住友信託銀行福井支店	S9竣工福井信託銀行	I	辻岡通	S9	RC3	未指定	未指定	無
長野県	松本市	松本城	惣屋	松本宿旧館	S8頃	I	不詳	S8頃	木2	登録	国史跡 外	松本城公園外
長野県	松本市	松本城	惣屋	松本宿便所	S8頃	I	不詳	S8頃	木1	登録	国史跡 外	松本城公園外
長野県	松本市	松本城	三の丸	松本丸の内ホテル(旧第一勤業銀行松本支店)	S12竣工日本勤業銀行松本支店→S16第一勤業銀行松本支店→H14美濃銀行松本支店→H15レスララン「アルモニービアン」	I	不詳	S12	RC3	登録	国史跡 外	松本城公園外
長野県	松本市	松本城	三の丸	日本銀行松本支店	T3本町に開2-S33現在地に移転新築	I	不詳	S33	RC2才	未指定	国史跡 外	松本城公園外
長野県	松本市	松本城	三の丸	垣井力湯	M初創業→T期に現規建物改T	I	不詳	T	木2	未指定	国史跡 外	松本城公園外
長野県	上田市	上田城	二の丸	旧伝染病院事務棟	T6設立	I	不詳	T6	木1	未指定	国史跡 内	上田城跡公園内
長野県	諏訪市	高島城	三の丸	丸高藏店舗	T前竣工→H8改修	I	不詳	T前	木2	登録	市史跡 外	高島公園外
長野県	諏訪市	高島城	三の丸	丸高藏古跡	T前	I	不詳	T前	土蔵2	登録	市史跡 外	高島公園外
長野県	諏訪市	高島城	三の丸	丸高藏廻糞	T前	I	不詳	T前	土蔵3	登録	市史跡 外	高島公園外
大阪府	岸和田市	岸和田城	三の曲輪	岸和田市立自販亭(自販亭)	寺田財閥の併業部S7竣工→S18より市所有	I	渡辺節	S7	RC2	登録	市史跡 外	千鶴利公園外
兵庫県	たつの市	龍野城	不明	うすくら醸野醸油資料館	T13龍野醸油商業組合事務所→S54より現施設	I	不詳	T13	木2	登録	未指定	無
兵庫県	たつの市	龍野城	不明	うすくら醸野醸油資料館別館 旧醸油廠合鍼造工場	T14竣工→S54より現施設	I	不詳	T14	木1	登録	未指定	無
奈良県	大和郡山市	郡山城	琵沙門跡	柳沢文庫	明治期完成金魚養魚池	I	不詳	明治期	コンクリート	未指定	県史跡 内	郡山城跡公園外
鳥取県	松江市	松江城	二之丸上の段	興雲閣	M36松江市工芸品陳列所として竣工→S48松江郷土館→H27より現施設	I	不詳	M36	木2	県指定・市歴史的風致形成建造物	国史跡 内	松江城跡公園内
岡山县	岡山市	岡山城	二の丸	ルネスホール	T11竣工日本銀行岡山本店→H17より現施設	I	長野宇平治	T11	レンガ・石造2	登録	国史跡 外	烏城公園 外
大分県	中津市	中津城	三の丸	沙湯	T期に3階建の建物が竣工→S30年に2階建の建物が竣工	I	加来段一	T期, S30年代	木3・2	未指定	未指定	無

分類	（建設当初時）	1：施設施設	2：軍需施設	3：軍需施設	4：教育施設	5：都市基盤施設	6：公官厅施設	7：宗教施設	8：運動施設	9：住宅	10：庭園	11：公園	12：その他
都道府県	市町村	城跡名	城跡に付ける位置	現施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公園名	
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島城	二の丸	鹿児島船団考古資料館	M16興業船として竣工→商工廳附→S20現名称	1	不詳	M16	石2	登録	県史跡 内	城山公園 外	
青森県	弘前市	弘前城	三の曲輪	第八御門柱	第八御門兵器部→→戦後青森師範学校	2	不詳	不詳	レンガ・コンクリート	未指定	国史跡 内	弘前公園 内	
東京都	千代田区	江戸城	北之丸	国立近代美術館工芸館	M43竣工近衛師団司令部→S22現名称として開館	2	田村鎮	M43	レンガ造2	国重文	国特別史跡 外	北の丸公園 内	
新潟県	新発田市	新発田城	二の丸	白堜共立館	M7竣工→新潟県立貯蓄兵舎→S21在日米軍や新潟青年師範学校として利用される→S29陸上自衛隊に移管→H26現施設として開館	2	不詳	M7	木2	未指定	市史跡 外	新発田城址公園 内	
石川県	金沢市	金沢城	本丸土堀	旧陸軍御乗車庫施設	不詳	2	不詳	不詳	RC・レンガ	未指定	国史跡 内	金沢城公園 内	
石川県	金沢市	金沢城	二の丸	旧第六撃拂司令部	M31第六撃拂司令部として竣工→S24金沢大字教育解放センター管理棟→H7の江城公園内の施設	2	不詳	M31	木1	未指定	国史跡 内	金沢城公園 内	
愛知県	名古屋市	名古屋城	御深井丸	乃木倉庫	M7竣工	2	不詳	M後期	レンガ1	登録	国特別史跡 内	名城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	本丸	旧大阪市立博物館	S6竣工第四師団司令部宇舎として竣工→戦後GHQ接収→S24大阪大字教育解放センター大阪警視庁→S30大阪警察本部→S32大阪市所有→S35改修、大阪市立博物館→S37改修→H13閉鎖、現在未使用	2	陸軍第四師團經理部	S6	RC3地下1階屋付	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	本丸	桟門	M20陸軍省が再建	2	不詳	M20	木1	国重文	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	本丸	防空壕路	S20中部軍管区司令部防空壕	2	不詳	S20	素掘	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	二の丸	大阪城公園内詰所正門および御門	陸軍大阪衛戍判刑務所正門および御門	2	不詳	不明	レンガ造	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	仕切曲輪	旧大阪砲兵工廠表門と櫓として竣工	大阪砲兵工廠表門と櫓として竣工	2	不詳	不明	石積レンガ積造	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	仕切曲輪	旧大阪砲兵工廠化粧樹	T8竣工→戦後大阪大工学校部校舎→S39よりH10まで大阪篠原大阪地方連絡部・現存は不使用	2	置塩草(砲兵工廠建築部)	T8	レンガ2地下1	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 外	
大阪府	大阪市	大阪城	仕切曲輪	旧大阪砲兵工廠守衛室	明治初頃カ	2	不詳	明治初頃カ	レンガ1	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 外	
大阪府	大阪市	大阪城	御畠曲輪	旧大阪砲兵工廠木門	M4竣工	2	不詳	M4	石造	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	高槻市	高槻城	本丸	旧陸軍工兵第4聯隊門柱(1本)	不明	2	不詳	不明	レンガ造	未指定	府史跡 築造なし	城跡公園 外	
大阪府	高槻市	高槻城	本丸	旧陸軍工兵第4聯隊門柱(1本)	不明	2	不詳	不明	RC1	未指定	府史跡 築造なし	城跡公園 外	
兵庫県	姫路市	姫路城	中曲輪	姫路市立美術館	M38第十師團兵器庫→T2増築→戦後姫路市庁舎→S57より現施設	2	宮本平治・舟田照吉(陸軍名技官)	M38	レンガ2	登録	国特別史跡 内	姫路公園 内	
兵庫県	姫路市	姫路城	中曲輪	カトリック淳心会本部	T13現陸軍第10師團司令官官邸として竣工	2	不詳	T13現	木1	未指定	国特別史跡 内	姫路公園 外	
広島県	広島市	広島城	本丸上段	広島太本宮	H2清戦争時大本宮	2	不詳	不明	石積	未指定	国史跡 内	中央公園 内	
広島県	広島市	広島城	本丸下段	昭應堂(天后宮御廟所跡)	H2清戦争時大本宮開闢施設	2	不詳	不明	礎石のみ	未指定	国史跡 内	中央公園 内	
広島県	広島市	広島城	本丸下段	中国軍管区司令部	H2清戦争時大本宮開闢施設	2	不詳	不明	半地下FR C1	未指定	国史跡 内	中央公園 内	
福岡県	久留米市	久留米城	外郭	久留米大本營	M44陸軍大演習時の明治天皇行在所	2	不詳	M44	木1	未指定	県史跡 外	無	

分類(建設当時) 1: 家賃施設 / 2: 軍需施設 / 3: 教育施設 / 4: 都市基盤施設 / 5: 公官厅施設 / 6: 宗教施設 / 7: 文化観光施設 / 8: 運動施設 / 9: 住宅 / 10: 施闢 / 11: 公園 / 12: その他												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	令和	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開者
福岡県 北九州市	小倉城	本丸	第十二師団司令部棟	M31竣工	2	不詳	M31	レンガ積	未指定	未指定	勝山公園 内	
沖縄県 那覇市	首里城	地下	陸軍第32軍司令部壕	S20項	2	不詳	S20項	素掘・RC	未指定	国史跡 内	首里城公園 内	
秋田県 秋田市	久保田城	三の丸	国学館高等学校校舎	S41敬愛学園高等学校 校舎竣工→S54国学館高等学校校舎改修工事完成	3	不詳	S41	RC 6 カ	未指定	未指定	千秋公園 外	
山形県 山形市	山形城	三の丸	山形まなび館	山形市立第一小学校校舎	3	泰・伊藤設 計事務所	S2	RC 3	登録 近代化産業 遺産	国史跡 外	霞城公園 外	
山形県 山形市	山形城	三の丸	山形まなび館 門柱及び構	山形市立第一小学校 門柱及び構	3	泰・伊藤設 計事務所	S2	RC1	登録 近代化産業 遺産	国史跡 外	霞城公園 外	
群馬県 沼田市	沼田城	保科跡	旧沼田小学 校講堂記念 体育館	T元沼田尋常高等小学校 竣工→S48現在地へ 移築	3	不詳	T元	木1	未指定	市史跡 内	沼田城址公園 内	
千葉県 市原市	鴨陣城	陣屋地 (居館)	鴨島小学校 第一校舎	S37竣工	3	不詳	S37	RC 2 カ	未指定	未指定	無	
神奈川県 小田原市	小田原城	二の丸	小田原城壁 史見聞館	S4小田原第2尋常小学校の講堂として竣工 →城内小学校講堂→三の丸小学校の講堂 →H10より現施設	3	不詳	S4	木1	未指定	国史跡 内	小田原城址公園 内	
石川県 小松市	小松城	二の丸	小松高等学 校記念館	ME2石川県立第四中学校 校舎→M40県立小松 中学校→S42県立小松 高等学校→S34記念館 図書館→H11改修	3	不詳	M32	木2	未指定	市史跡 外	芦城公園 外	
長野県 佐久市	龍岡城	南東の 稜堡	佐久市立団 口小学校体 育館	S30竣工→H21耐震補 強工事	3	不詳	S30	Sカ	未指定	国史跡 内	無	
長野県 飯田市	飯田城	三の丸	飯田市立道 手町小学校 校舎	S4竣工	3	不詳	S4	RC3	登録	未指定	無	
長野県 飯田市	飯田城	三の丸	飯田市立道 手町小学校 講堂	S6竣工	3	不詳	S6	S1	登録	未指定	無	
静岡県 静岡市	駿府城	三の丸	静岡大学 教育学部附属 静岡中学校 校舎	S31竣工→H21耐震補 強工事	3	不詳	S31	S3	未指定	駿府城公園 外		
愛知県 刈谷市	刈谷城	三の丸	刈谷市郷土 資料館	S3亀城小学校本館と して竣工→S55現施設	3	大中謙	S3	RC2	登録	未指定	亀城公園 外	
三重県 松阪市	松坂城	三の丸	三重県立松 阪工業高等 学校資料館	M41三重県立工業学校 製団室→S24松阪北高 等学校→S27松阪工業 高等学校	3	不詳	M41	木1	市指定	国史跡 外	松阪公園 外	
三重県 度会郡 玉城町	玉城	三の丸	玉城中学校 校舎	S38竣工	3	不詳	S38	RC3	未指定	県史跡 内	城山公園 外	
三重県 鳥羽市	鳥羽城	本丸	旧鳥羽小学 校舎	S4竣工→H20小学校 移設閉鎖	3	不詳	S4	RC3	登録	県史跡 内	無	
三重県 伊賀市	土野城	扇之芝	三重県立上 野高等学校 明治校舎	M33竣工→三重県第三尋 常中学校校舎	3	不詳	M33	木1	県指定	国史跡 外	上野公園 外	
三重県 伊賀市	土野城	扇之芝	三重県立上 野高等学校 校門	M34竣工→三重県第三尋 常中学校校門	3	不詳	M33	石	県指定	国史跡 外	上野公園 外	
三重県 伊賀市	土野城	扇之芝	伊賀市立上 野西小学校 南校舎	上野市立上野西小学校 S36南校舎→H7・8 改築	3	不詳	S35	RC2	未指定	国史跡 外	上野公園 外	
三重県 伊賀市	土野城	扇之芝	伊賀市立上 野西小学校 南校舎	上野市立上野西小学校 S37管理棟→H7・8 改築	3	不詳	S36	RC2	未指定	国史跡 外	上野公園 外	
三重県 伊賀市	土野城	扇之芝	伊賀市立上 野西小学校 管理棟	上野市立上野西小学校 S37管理棟→H7・8 改築	3	不詳	S37	RC2	未指定	国史跡 外	上野公園 外	
三重県 伊賀市	土野城	扇之芝	伊賀市立上 野西小学校 体育館	S41上野市立上野西小 学校竣工	3	坂倉準三	S41	RC2 地 F 1	未指定	国史跡 外	上野公園 外	
滋賀県 彦根市	彦根城	二の丸	旧小学校本館	M14營造館として竣工 →保存復元工事 改築	3	不詳	M14	木2	県指定	国史跡 外	上野公園 外	
滋賀県 彦根市	彦根城	二の丸	滋賀県立彦 根東高等学校 校武道場	S34体育館として竣工 →S56より現名称 →H26・27耐震改修工 事	3	不詳	S34	RC1	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外	

分類(建設当初時)	1: 芸術施設	2: 実験施設	3: 教育施設	4: 郡市基盤施設	5: 公共施設	6: 宗教施設	7: 文化観光施設	8: 運動施設	9: 住宅	10: 施設	11: 公園	12: その他
都道府県 市町村 城跡 城跡に付 ける位置	規設施名	建設後之変遷	分 類	設計者	建設年(開設 年)	構 造	文化財等	史跡指定状況	城跡公園名			
滋賀県 彦根市 彦根城	二の郭	滋賀県立彦 根東高等学校 校第一本館	S37竣工→H26・27耐 震改修工事	3	不詳	S37	RC4	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	二の郭	滋賀県立彦 根東高等学校 校第二本館	S35竣工→H26・27耐 震改修工事	3	不詳	S35	RC3	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	二の郭	滋賀県立彦 根東高等学校 校第一別館	S37竣工として竣工 →H26・27耐震改修工 事	3	不詳	S37	RC2	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	二の郭	滋賀県立彦 根東高等学校 校作法室	T4滋賀県立彦根中學 校竣工→T6陸軍特別 大演習場の御用所とし て改修→S12移築 →S62現在地に移築	3	滋賀県	T4	木1	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	二の郭	滋賀県立彦 根東高等学校 校旧門衛所	旧制彦根中学校門衛所	3	不詳	M22	木1	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	二の郭	彦根市民活 動センター	T13彦根高等商業学校 外国人教員宿舎として 竣工→H11彦根市所有	3	W. M. ヴォーリズ	T13	木2	未指定	特別史跡 内	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	三の郭	滋賀大学経 済学講堂	滋賀大学経済学講堂	3	文部省建築課	T13	木2	登録	特別史跡 外	金龜公園 外		
滋賀県 彦根市 彦根城	三の郭	滋賀大学理 水会館	H1彦根高等商業学校昭 和13・58年改修	3	W. M. ヴォーリズ	S13	木2	登録・彦根 市景観重要 建造物	特別史跡 外	金龜公園 外		
大阪府 高槻市 高槻城	三の丸	高槻市立第 一中学校北 館	S37竣工→H24改修 →H27耐震改修工事完 了	3	不詳	S37	RC 3	未指定	府史跡 内 城跡公園 外不明	城跡公園 外		
兵庫県 尼崎市 尼崎城	本丸	尼崎市立文 化財取藏庫 (東側)	S8尼崎市立高等女学 校校舎→S11城内中 学校→H7成良中学校 →H9.2.9現施設	3	尼崎市營繕 課	S8	RC 3	未指定	未指定	尼崎城址公 園外		
兵庫県 尼崎市 尼崎城	本丸	尼崎市立文 化財取藏庫 (西側)	S13尼崎市立高等女学 校校舎→S11城内中 学校→H7成良中学校 →H10より現施設	3	尼崎市營繕 課	S13	RC 3	未指定	未指定	尼崎城址公 園外		
兵庫県 蘿山市 蘿山城	三の丸	蘿山市立蘿 山小学校校 舎5棟	M43現在地に移転→昭 和20年代に現校舎新築 5棟	3	不詳	S20年代	木2	未指定	国史跡 内	無		
兵庫県 蘿山市 蘿山城	三の丸	蘿山市立蘿 山小学校講 堂	蘿山市立蘿 山小学校講 堂	3	中西六郎	S10	S 1	未指定	国史跡 内	無		
兵庫県 小野市 小野陣 屋	陣屋内	小野市立好 古館	S11竣工・小野市立小野 小学校講堂→H12より 現施設	3	内藤克應	S11	RC 1	県景観形 重要建造物	未指定	無		
兵庫県 小野市 小野陣 屋	陣屋内	掲揚台	S15竣工・小野市立小野 小学校→H12より好古 館	3	不詳	S15	RC	未指定	未指定	無		
奈良県 天理市 柳本陣 屋	主跡か	天理市立柳 本小学校校 舎	S42竣工	3	不詳	S42	RC 3	未指定	未指定	無		
福岡県 久留米市 久留米城	柳原	久留米大学 本館	S4九州医学専門学校 本館として竣工→S27 久留米大学	3	松田昌平	S 4	RC 2	未指定	縣史跡 外	無		
福岡県 北九州市 小倉南	三の丸	北九州市立 西小倉小学 校校舎	S38竣工	3	不詳	S38	RC 2	未指定	未指定	勝山公園 外		
佐賀県 鹿島市 鹿島城	本丸	佐賀県立鹿 島高等学校	S41竣工	3	不詳	S41	RC 4	未指定	未指定	旭ヶ岡公園 外		
佐賀県 鹿島市 鹿島城	本丸	佐賀県立鹿 島高等学校 旧講堂	S33竣工	3	不詳	S33	木1	未指定	未指定	旭ヶ岡公園 外		
長崎県 島原市 島原城	三の丸	島原市立第 一小学校第 二校舎	島原第一母尋高等小學 校S2竣工	3	不詳	S 2	RC 3	未指定	縣史跡 外	島原城跡公 園外		
長崎県 島原市 島原城	三の丸	長崎縣立島 原高等学校	長崎縣立島原高等女学 校S5竣工	3	田中隆次	S 5	RC 4	未指定	縣史跡 外	島原城跡公 園外		
熊本県 八代市 八代城	出丸	八代市立代 陽小学校校 舎	代陽尋常小学校校舎 T12竣工	3	不詳	T12	RC 2	未指定	国史跡 外	八代城跡公 園外		
大分県 速見郡 日出町	二の丸	日出町立日 出中学校校 舎	S36	3	不詳	S36	RC 4	未指定	町史跡 外	城下公園 外		
山形県 米沢市 米沢城	内堀	舞鶴橋	M19	4	不詳	M19	石	登録	未指定	松が岬公園 内		

分類(建設当時) / 1: 家業施設 / 2: 軍備施設 / 3: 教育施設 / 4: 都市基盤施設 / 5: 公官署施設 / 6: 宗教施設 / 7: 文化観光施設 / 8: 運動施設 / 9: 住宅 / 10: 施闢 / 11: 公園 / 12: その他												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	規範設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
福島県	白河市	白河小峰城	外郭(のち三の丸)	JR白河駅舎	白棚道駅白河駅→S16 鉄道省白棚線白河駅→S02JR白河駅	4	不詳	T10	木2層	未指定	国史跡 外	城山公園 外
茨城県	水戸市	水戸城	二の丸と中三の丸の間	大手櫓	S10竣工	4	不詳	S10	RC	関東の土木遺産 県史跡	外	無
茨城県	水戸市	水戸城	北三の丸	水戸市水道低区配水塔	S7竣工	4	浅藤鶴松	S7	RC	登録	県史跡	外 無
東京都	千代田区	江戸城	二重橋塗櫓	皇居正門櫓(二重櫓)	M21竣工、掛け替え S39竣工	4	平井敦、内藤春治	S39	上路一等地	未指定	国特別史跡 皇居外苑 内	外
東京都	千代田区	江戸城	二重橋	皇居正門石橋	M20竣工	4		M20		未指定	国特別史跡 皇居外苑 内	外
長野県	上田市	上田城	二の丸堀	けやき並木道	真田信織築	4	不詳	S2頃	鉄道	未指定	国史跡 内	上田城跡公園 内
長野県	上田市	上田城	二の丸堀	けやき並木道歩道	真田信織公会堂下駅→S23公園前駅	4	不詳	S2	石積	未指定	国史跡 内	上田城跡公園 内
長野県	上田市	上田城	二の丸堀	二の丸堀	S2頃	4	不詳	S2頃	RC	未指定	国史跡 内	上田城跡公園 内
長野県	長野市	松代城	外廻り	旧松代駅	T11河東電気松代駅駅 T→T15長野電鉄松代駅→H24廢駅により廃駅	4	不詳	T11	木1	未指定	国史跡 外	南津城跡公園
三重県	伊賀市	土野城	本丸	上野北部第1配水池	S11	4	不詳	S11		未指定	国史跡 内	上野公園 内
三重県	伊賀市	土野城	本丸	上野北部第2配水池	S27	4	不詳	S27		未指定	国史跡 内	上野公園 内
三重県	伊賀市	土野城	本丸	上野北部第3配水池	S39	4	不詳	S39		未指定	国史跡 内	上野公園 内
三重県	伊賀市	土野城	丸の内	伊賀鉄道上野駅	T6伊賀軌道上野駅→大阪電気軌道、帝宮銀行大蔵、西急行銀道(この時上野市駅となる)、近畿日本鉄道→H19伊賀軌道	4	不詳	T6	木3	未指定	国史跡 外	上野公園 外
滋賀県	大津市	膳所城	二の丸	大津市膳所淨水場	S30完成	4	不詳	S30	RC	未指定	未指定	膳所城跡公園
大阪府	大阪市	大坂城	本丸	配水場配水池	M28竣工	4	Henry Spencer Palmer	M28	RC	未指定	国特別史跡 大阪城公園 内	内
大阪府	大阪市	大坂城	本丸	大手前配水場ポンプ場	S6竣工	4	宗建榮事務所	S6	RC	未指定	国特別史跡 大阪城公園 内	内
大阪府	岸和田市	岸和田城	三の曲輪	南海電鉄蛸島駅	南海電鉄道南海岸地盤調査合T14竣工	4	不詳	T14	木1	未指定	府史跡 外	千鶴利公園 外
和歌山県	和歌山市	和歌山城	本丸御殿	城内配水池	T14	4	不詳	T14	RC	未指定	国史跡 内	和歌山公園 内
和歌山県	和歌山市	和歌山城	本丸御殿	城内配水池	T14	4	不詳	T14	木1	未指定	国史跡 内	和歌山公園 内
和歌山県	和歌山市	和歌山城	三の丸	指月川(萩森川)	T13竣工	4	不詳	T15	石積	未指定	国史跡 外	指月公園 外
香川県	丸龜市	丸龜城	見返り坂中段	石垣		4	不詳		間知積	未指定	国史跡 内	亀山公園 内
秋田県	大館市	大館城	二の丸	大館市役所本庁舎	S29竣工→S51増築→H28新庁舎建設が決定	5	不詳	S29	RC3	未指定	未指定	杜城公園 外
山形県	鶴岡市	鶴岡城	三の丸	旧鶴岡監督署守舎	M17創建→S32現在地に移築	5	高橋兼吉	M17	木2	国重文	国史跡 外	鶴岡公園 外
山形県	鶴岡市	鶴岡城	三の丸	旧西田川郡役所	M14創建→S47現在地に移築	5	高橋兼吉	M14	木2+塔屋	国重文	国史跡 外	鶴岡公園 外
福島県	福島市	福島城	二の丸	福島県厅舎	S13現行の一部竣工→S29増築→S46西厅舎完成→H23震災により一部被災	5	不詳	S13、S29	木厅RC5	未指定	未指定	無
福島県	いわき市	磐城平城	本丸	旧飯塚亭	M2建築→幾度か改築	5	不詳	M2カ	木1	未指定	市史跡 外	丹後沢公園 外
福島県	白河市	白河小峰城	外郭(のち三の丸)	福島森林管理署白河支署	S42頃建築、H29年度撤去予定	5	不詳	S42頃	木2	未指定	国史跡 外	城山公園 外
茨城県	水戸市	水戸城	中三の丸	茨城県三の丸亭舎	S5竣工→S294階部を増築→H11より三の丸亭舎→H22耐震補強、4階増築部撤去工事	5	置塩章	S5	RC3	未指定	県史跡 外	無

分類(建設当初時) 1: 茶葉施設 / 2: 茶園施設 / 3: 教育施設 / 4: 郡市農業施設 / 5: 公共施設 / 6: 宗教施設 / 7: 文化観光施設 / 8: 運動施設 / 9: 住宅 / 10: 庭園 / 11: 公園 / 12: その他 都道府県												
市町村	城跡名	城跡に付ける位置	現施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公園名	
群馬県	前橋市	前橋城	本丸	郡馬県庁舎和守舎	S3竣工	5 佐藤功一	S3	RC3+地F1	登録	未指定	無	
東京都	千代田区	江戸城	本丸	衆楽部	S13	5 不詳	S13	RC2	未指定	国特別史跡外	皇居東御苑内	
東京都	千代田区	江戸城	三の丸	官内庁病院	S39竣工	5 不詳	S39	RC2	未指定	国特別史跡外	皇居東御苑内	
東京都	千代田区	江戸城	三の丸	皇宮警察本部	T10旧秋葉院厅舎→H18より耐震補強工事	5 臨時議院建物局(矢野賀吉)	T10	RC2	未指定	国特別史跡外	皇居東御苑内	
東京都	千代田区	江戸城	秋葉山	官内庁厅舎	S10明治官邸焼失後S43まで官邸として利用	5 不詳	S10	RC3	未指定	国特別史跡外	無	
神奈川県	小田原市	小田原城	二の丸南曲輪	小田原市郷土文化館	S20小田原職業紹介所→婦人専修職業訓練学校→S48郷土文化館が現在地に移転	5 不詳	S20	木2	未指定	国史跡	小田原城址公園内	
神奈川県	小田原市	小田原城	三の丸	ハロー・ワープ・タトタ原	S5前後棟小田原公職業安全部所	5 不詳	S5前後	RC3	未指定	国史跡	小田原城址公園外	
福井県	福井市	福井城	三の丸	福井地方裁判所	S29竣工	5 不詳	S29	SRC3 塔屋3	未指定	未指定	無	
福井県	勝山市	勝山城	二の丸・三の丸	勝山市役所	S33竣工	5 不詳	S33	RC3	未指定	未指定	中央公園外	
福井県	大野市	大野城	三の丸	大野市民俗資料館	M22大野治安裁判所本館・守衛室→S43現在地に移築現名称	5 不詳	M22	木1カ	市指定	県指定外	龜山公園外	
山梨県	甲府市	甲府城	楽屋曲輪	山梨県庁舎本館	S38竣工→H14免工事	5 内藤多仲・明石信道	S38	RC8地下1	未指定	県史跡	舞鹤城公園外	
山梨県	甲府市	甲府城	楽屋曲輪	山梨県庁舎別館	S5地上3階建の本庁舎として竣工→S284部分に増築→S39別館となる	5 佐野利器秀	S5	当初RC3地F1→RC4地F1	県指定	県史跡	舞鶴城公園外	
山梨県	甲府市	甲府城	楽屋曲輪	山梨県議会議事堂	S3竣工→H24改修工事完了	5 不詳	S3	RC2地下F1	県指定	県史跡	舞鶴城公園外	
長野県	松本市	松本城	三の丸	松本市役所	S34竣工	5 不詳	S34	RC5	未指定	国史跡	松本城公園外	
静岡県	静岡市	駿府城	三の丸	静岡県庁本館	S12竣工	5 泰井武・縣營繕課(大村巳代治)	S12	RC4一部5	登録	未指定	駿府城公園外	
愛知県	名古屋市	名古屋城	三の丸	名古屋市庁舎	S8竣工	5 平林金告・名古屋市土木部建築課	S8	SRC5地下1	国重文	国特別史跡外	名城公園外	
愛知県	名古屋市	名古屋城	三の丸	愛知県庁舎	S13竣工	5 渡辺仁・西村好時・愛知県内都部建築課	S13	SRC6地下1一部7	国重文	国特別史跡外	名城公園外	
三重県	伊賀市	上野城	扇之芝	伊賀市南厅舎	S39上野市厅舎として竣工	5 収倉貞三	S39	RC2	未指定	国史跡	上野公園外	
三重県	伊賀市	上野城	扇之芝	伊賀市北厅舎	S38三重縣立野合疗育会として竣工	5 収倉貞三	S38	RC2	未指定	国史跡	上野公園外	
三重県	伊賀市	上野城	丸の内	北泉家住宅主屋	M21上野警察署	5 不詳	M21	木1	登録	国史跡	上野公園外	
大阪府	岸和田市	岸和田城	二の曲輪	岸和田市岸和田城	S29竣工	5 不詳	S29	RC3	未指定	府史跡	千龟利公園外	
兵庫県	尼崎市	尼崎城	二の丸	尼崎警察署	T15尼崎市尼崎警察署→S45より尼崎筋、市役所出張所、青少年の武道場→H7より未使用	5 兵庫県警備課(置塙章)	T15	RC3	未指定	未指定	尼崎市城址公園外	
兵庫県	姫路市	姫路城	中曲輪	姫路郵便局	S42竣工	5 不詳	S42	RC4	未指定	国特別史跡外	姫路公園外	
兵庫県	姫路市	姫路城	中曲輪	姫路モリス	S5通信省郵政電信局開設として竣工→NTT兵庫支店姫路2号館→H21より現施設	5 上浪朗(通信省警備課技官)	S5	RC2	姫路市都市景観重要建築物	国特別史跡外	姫路公園外	
兵庫県	宍粟市	山崎城	本丸	山崎歴史民俗資料館	M22龍野治安裁判所山崎出張所として竣工→一時法務局厅舎→S50現在地に移築現施設	5 不詳	M22	木1	未指定	未指定	本田公園内	
奈良県	大和郡山市	郡山城	三の丸	大和郡山市厅舎	S36竣工	5 山田守	S36	RC3	未指定	県史跡	郡山城跡公園外	
鳥取県	松江市	松江城	三の丸	鳥根県厅舎	S34竣工	5 不詳	S34	RC6地下2	未指定	国史跡	松江城山公園外	
山口県	山口市	山口城	本丸	山口県政資料館	T5山口県庁・県会議事堂	5 妻木頼黄・武田五一・大熊喜邦	T5	レシガ2	国重文	未指定	無	

分類(建設当時) 1: 宗教施設 2: 軍閥施設 3: 教育施設 4: 都市基盤施設 5: 公官厅施設 6: 宗教施設 7: 文化観光施設 8: 運動施設 9: 住宅 10: 墓園 11: 公園 12: その他												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	登録	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
佐賀県	佐賀市	佐賀城	北の丸	佐賀県立會館	S25竣工	5	阿部美術志	S25	RC3一部	未指定	県史跡 外	佐賀城公園外
北海道	松前郡 松前町	松前城	東郭	松前神社本殿	T12竣工	6	不詳	T12	木1	未指定	国史跡 外	松前公園内
青森県	弘前市	弘前城	西の丸 (北の郭)	護國神社本殿	M3創建→M43現在地へ移築	6	不詳	M3カ	木1	未指定	国史跡 内	弘前公園内
青森県	八戸市	八戸城	本丸	三八城神社本殿	M11創立	6	不詳	M11+	木1	未指定	国史跡内	三八城公園内
青森県	八戸市	八戸城	本丸	三八城神社拝殿	M11創立	6	不詳	T15	木1	未指定	国史跡内	三八城公園内
岩手県	盛岡市	盛岡城	二ノ丸	消防義理碑	S7建立	6	不詳	S7	石造	未指定	国史跡 内	盛岡城跡公園内
岩手県	盛岡市	盛岡城	三の丸	櫻山神社本殿	M32社地造営	6	不詳	M33	木1	未指定	国史跡 内	盛岡城跡公園外
岩手県	盛岡市	盛岡城	三の丸	櫻山神社拝殿	M32社地造営	6	不詳	M33	木1	未指定	国史跡 内	盛岡城跡公園外
岩手県	盛岡市	盛岡城	三の丸	櫻山神社神門	M32社地造営	6	不詳	M33	木1	未指定	国史跡 内	盛岡城跡公園外
岩手県	花巻市	花巻城	三の丸	鳥谷ヶ崎神社拝殿	T3現在地に新築	6	不詳	T3	木1	未指定	未指定	鳥谷ヶ崎公園外
岩手県	一関市	一関城	本丸	田村神社本殿	大正年間に遷座	6	不詳	大正年間	木1	未指定	未指定	鈴山公園内
宮城県	遠田郡 油谷町	涌谷堂	本丸	涌谷神社本殿	M7創建	6	不詳	T9	木1	未指定	町史跡 内	城山公園内
宮城県	亘理郡 亘理町	眞理要害	本丸	眞理神社本殿	M12創建、M21改築	6	不詳	M31	木1	未指定	未指定	無
宮城県	亘理郡 亘理町	坂元要害	本丸	坂元神社拝殿	天正2(1574)創建、 妙見宮→M2北尾神社に改称→M42坂元神社に改称	6	不詳	T8拝殿 (本殿は伝 天正年間)	木1	未指定	未指定	無
宮城県	白石市	白石城	二の丸	神明社本殿	S10新築	6	不詳	S10	木1	未指定	市史跡 外	丘園公園外
宮城県	白石市	白石城	二の丸	神明社拝殿	S10新築	6	不詳	S10	木1	未指定	市史跡 外	丘園公園外
宮城県	白石市	白石城	西曲輪	慈恩八幡宮	M15建立	6	不詳	M15	石造1	未指定	市史跡 外	丘園公園外
秋田県	秋田市	久保田城	本丸	與次郎福壽神社	M25現在地に移転→S元建立	6	不詳	S元	木1	未指定	未指定	千秋公園内
秋田県	横手市	横手城	本丸	秋田神社	M12新築(一部旧表門の遺構を利用)	6	不詳	M22	木1	未指定	未指定	横手公園内
秋田県	山形本荘市	本荘城	本丸	本荘神社	M19類焼地火、M22年10月再建	6	不詳	M22	木1	未指定	未指定	本荘公園内
秋田県	山形本荘市	本荘城	本丸	由利招魂社	M40本荘招魂社	6	不詳	M40	木1	未指定	未指定	本荘公園内
山形県	山形市	山形城	三の丸	山形聖ペテロ教会	J43竣工→現・日本聖公会東北地区山形聖ペテロ教会	6	J.M.ガーデナー	M43	木1	登録	国史跡 外	霞城公園外
山形県	山形市	山形城	三の丸	山形カトリック教会	T木~S初竣工	6	不詳	T木~S初竣工	木2	未指定	国史跡 外	霞城公園外
山形県	鶴岡市	鶴ヶ岡城	本丸	鶴岡内神社	M10創建	6	高橋昌吉	M10カ	木1	未指定	国史跡 外	鶴岡公園内
山形県	鶴岡市	鶴ヶ岡城	本丸	鶴岡護国神社	M28創建	6	不詳	M28カ	木1	未指定	国史跡 外	鶴岡公園内
山形県	鶴岡市	鶴ヶ岡城	三の丸	鶴岡カトリック教会天主堂	M36建立	6	バビノ神父	M36	木1一部 中2	国重文	国史跡 外	鶴岡公園外
山形県	新庄市	新庄城	本丸	戸沢神社	M26創建→M27社殿完成	6	不詳	M27	木1	未指定	市史跡 内	最上公園内
山形県	新庄市	新庄城	本丸	新庄護国神社	T4現在地に移転→S14 新庄護国神社と改称	6	不詳	T4カ	木1	未指定	市史跡 内	最上公園内
山形県	上山市	上山城	本丸	月岡神社	M10創建→M11社殿建	6	不詳	M11	木1	未指定	未指定	月岡公園内
山形県	米沢市	米沢城	本丸	上杉神社總殿	T8焼失→T12竣工	6	伊東忠太	T12	RC2	登録	未指定	松が岬公園内
山形県	米沢市	米沢城	二の丸	松岡神社	M35創建→T元社殿造営	6	不詳	T元カ	木1	未指定	未指定	松が岬公園内
福島県	相馬市	中村城	本丸	相馬神社本殿	M12創建	6	不詳	M12	木1	未指定	県史跡 内	馬鞍山公園内
茨城県	水戸市	水戸城	中三の丸	鹿島神社	S49に伊勢神宮内宮別宮御室殿を覆す (笠間城跡の廃材を利用し社殿や祭器庫を高音)	6	不詳	S29頃	木1	市指定	特別史跡 内	弘前公園外
茨城県	笠間市	笠間城	天守曲輪	佐志能神社	M5に旧社地に復す (笠間城跡の廃材を利用し社殿や祭器庫を高音)	6	不詳	M5頃	木1	未指定	市史跡 内	無 (県立自然公園内)

分類(建設当初時)	1: 葬儀施設	2: 家園施設	3: 教育施設	4: 郡市整備施設	5: 公共施設	6: 宗教施設	7: 文化観光施設	8: 運動施設	9: 住宅	10: 旗亭	11: 公園	12: その他
都道府県	市町村	城跡名	規設施名	建設後-変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公園名	
茨城県	土浦市	土浦城	三の丸	土浦型バブルハガ教会	S11竣工	6 佐藤組建築事務所(夜柳吉三郎)	S11	木1一部2	未指定	県史跡外	鹿城公園外	
栃木県	宇都宮市	宇都宮城	外部	カトリック松が峰教会	S7竣工	6 マックス・ビンデル	S7	RC4塔屋付	登録	未指定	無	
群馬県	前橋市	前橋城	北曲輪	前橋聖マリア教会	S27マキム主教記念聖堂	6 不詳	S27	木1一部3	未指定	未指定	無	
群馬県	前橋市	前橋城	北曲輪	前橋東照宮	M4再建	6 不詳	M4カ	木1	未指定	未指定	無	
群馬県	前橋市	前橋城	外曲輪	前橋カトリック教会聖堂	S7竣工	6 不詳	S7	木1一部3	登録	未指定	無	
群馬県	沼田市	沼田城	本丸	利根義進殿	S9創建	6 不詳	S9	木1	未指定	市史跡内	沼田城址公園内	
群馬県	沼田市	沼田城	保科御門	開口コヨリえ美術館	日本基督教団沼田教会記念会堂T3竣工→G3現在地へ移築	6 小菅幸之助	T3	木2	登録	市史跡内	沼田城址公園内	
群馬県	安中市	安中城	年寄(家老)屋敷	日本基督教団安中教会記念会堂	新島襄記念会堂T8竣工	6 古橋柳太郎	T8	石1一部2	登録	未指定	無	
群馬県	安中市	安中城	年寄(家老)屋敷	日本基督教団安中教会記念会堂	旧牧師館、T9竣工	6 不詳	T9	木1	登録	未指定	無	
群馬県	安中市	安中城	年寄(家老)屋敷	日本基督教団安中教会記念会堂	旧柏木義圓書齋、S10竣工	6 不詳	S10	木1	登録	未指定	無	
群馬県	安中市	安中城	年寄(家老)屋敷	日本基督教団安中教会記念会堂	旧ベーケン邸、S29竣工	6 不詳	S29	木2	登録	未指定	無	
埼玉県	行田市	忍城	本丸	忍辱説教社	M7現在地に移転(本殿は移築か)→S5拝顕道宮	6 不詳	S5	木1	未指定	県史跡内	忍公園内	
埼玉県	行田市	忍城	本丸	忍辱説教社	S36天啟宮	6 不詳	S36	木1	未指定	県史跡内	忍公園内	
東京都	千代田区	江戸城	吹上	官中三殿	M21竣工	6 不詳	M21	木1	未指定	国特別史跡外	吹上御苑内	
神奈川県	小田原市	小田原城	二の丸	報徳二宮神社拝殿	M27創建→M42改築	6 不詳	M27カ	木1	未指定	国史跡外	小田原城址公園内	
神奈川県	小田原市	小田原城	二の丸	報徳二宮神社本殿	M42新築	6 不詳	M42	木1	未指定	国史跡外	小田原城址公園内	
神奈川県	小田原市	小田原城	二の丸	報徳二宮神社	M42新築	6 不詳	M42	木1	未指定	国史跡外	小田原城址公園内	
新潟県	新発田市	新発田城	三の丸	日本カトリック教団カトリック新発田教会	S40竣工	6 アントニン・レモンド	S40	レンガ・木1	未指定	市史跡外	新発田城址公園外	
富山県	富山市	富山城	三の丸	真宗大谷派富山教區富山別院	S25竣工	6 檀崇長沢酒井安一	S25	木1	未指定	未指定	富山城址公園外	
富山県	富山市	富山城	三の丸	浄土真宗本願寺派本願寺富山別院	S41竣工	6 不詳	S41	RC3カ	未指定	未指定	富山城址公園外	
石川県	金沢市	金沢城	金谷御殿	尾山神社神門	M8竣工	6 谷吉之助	M8	石・木3	国重文	国史跡外	金沢城公園外	
石川県	金沢市	金沢城	金谷御殿	尾山神社本殿	M6竣工	6 不詳	M6	木1	未指定	国史跡外	金沢城公園外	
石川県	金沢市	金沢城	金谷御殿	尾山神社拝殿	M6竣工	6 不詳	M6	木1	未指定	国史跡外	金沢城公園外	
石川県	金沢市	金沢城	金谷御殿	尾山神社本殿	M6竣工	6 不詳	M6	レンガ	未指定	国史跡外	金沢城公園外	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社神殿	S32竣工	6 福井大学工学部	S32	RC1	未指定	未指定	無	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社拝殿	S32竣工	6 福井大学工学部	S32	RC1	未指定	未指定	無	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社拝社	S32竣工	6 福井大学工学部	S32	RC1	未指定	未指定	無	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社社員宿	S33竣工	6 福井大学工学部	S33	RC1	未指定	未指定	無	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社宝物殿	S35	6 福井大学工学部	S35	RC1	未指定	未指定	無	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社舎堂	S40	6 福井大学工学部	S40	RC1	未指定	未指定	無	
福井県	福井市	福井城	二の丸	福井神社社務所	S41	6 福井大学工学部	S41	RC1	未指定	未指定	無	

分類(建設当時) 1: 宗教施設 2: 軍事施設 3: 教育施設 4: 都市基盤施設 5: 公官府施設 6: 宗教施設 7: 文化観光施設 8: 運動施設 9: 住宅 10: 施闢 11: 公園 12: その他												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	規制名	建設後の変遷	登録	登記者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
長野県	松本市	松本城	三の丸・憩院	西桂神社	M21大火により頼朝焼失→T13現在の社殿建立	6	不詳	T13	木1	未指定	国史跡 外	松本城公園外
長野県	上田市	上田城	二の丸	上田招魂社	T12设立	6	不詳	T12	木1	未指定	国史跡 内	上田城跡公園内
長野県	飯山市	飯山城	本丸	葵神社	M16竣工	6	不詳	M16	木1	未指定	県史跡 内	城山公園内
長野県	諏訪市	高島城	本丸	諏訪護国神社	M33創建諏訪招魂社→S14諏訪護国神社→S22高島宮→S24諏訪招魂社→S33現名称	6	不詳	M33	木1	未指定	市史跡 内	高島公園内
長野県	飯田市	飯田城	本丸	長姫神社	M33社殿新築	6	不詳	M33	木1	未指定	未指定	無
岐阜県	大垣市	大垣城	二の丸	濃飛護国神社本殿	S33竣工	6	不詳	S33	木1	未指定	市史跡 外	大垣公園外
岐阜県	大垣市	大垣城	二の丸	濃飛護国神社社殿	S34竣工	6	不詳	S34	木1	未指定	市史跡 外	大垣公園外
岐阜県	大垣市	大垣城	二の丸	濃飛護国神社幣殿	S34竣工	6	不詳	S34	木1	未指定	市史跡 外	大垣公園外
愛知県	岡崎市	岡崎城	本丸	龍城神社	S39内建	6	不詳	S39	RC1カ	未指定	市史跡 内	岡崎公園内
愛知県	名古屋市	名古屋城	三の丸	愛知昭護國神社本殿	S33戦災復興竣工	6	不詳	S33	RC1カ	未指定	国特史 外	名城公園外
愛知県	名古屋市	名古屋城	三の丸	愛知昭護國神社社殿	S33戦災復興竣工	6	不詳	S33	RC1カ	未指定	国特史 外	名城公園外
三重県	桑名市	桑名城	本丸	鎮国守国神社社社殿	T8竣工	6	不詳	T8	木1	未指定	県史跡 内	九華公園内
三重県	桑名市	桑名城	本丸	鎮国守国神社社務所	T8竣工	6	不詳	T8	木2	未指定	県史跡 内	九華公園内
三重県	桑名市	桑名城	本丸	鎮国守国神社社業前百人祭記念宝物館	S9竣工→S23改修	6	不詳	S9	RC2	登録	県史跡 内	九華公園内
三重県	桑名市	桑名城	本丸	戊辰戦難招魂碑	M20	6	不詳	M20		未指定	県史跡 内	九華公園内
三重県	龜山市	龜山城	西出丸	龜山神社	M41新築	6	小詳	M41	木1	未指定	県史跡 外	龜山公園内
滋賀県	彦根市	彦根城	三の郭	スマス記念堂	旧須美壽記念體拜堂	6	伝スマス	S6	木1	登録	特別史跡 外	金龜公園外
京都府	亀岡市	亀山城	本丸	大本丸岡圓恩寺方往殿	S33完成	6	不詳	S33	木1	未指定	未指定	無
京都府	亀岡市	亀山城	本丸	大本丸岡圓恩寺朝陽館	S31完成	6	不詳	S31	木1	未指定	未指定	無
京都府	亀岡市	亀山城	本丸	大本丸岡圓恩寺官音社	S27完成	6	不詳	S27	木1	未指定	未指定	無
京都府	福知山市	福知山城	本丸	朝暉神社	M14天守跡に再建→S61現在地に移築	6	不詳	M14	木1	未指定	市史跡 外	福知山城公園内
京都府	舞鶴市	田辺城	三の丸	カトリック西舞鶴教会	S26竣工	6	不詳	S26	木2一部3	未指定	市史跡 外	舞鶴公園外
大阪府	大阪市	大阪城	三の丸	教育塔	S11竣工	6		S11	石積9	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園内
大阪府	高槻市	高槻城	三の丸	カトリック高槻教会青山右近記念聖堂	S37竣工	6	不詳	S37	木2カ	未指定	府史跡 内 外不明	城跡公園外
大阪府	高槻市	高槻城	三の丸	高槻えびす神社	S41現社殿建立	6	不詳	S41	木1	未指定	府史跡 内 外不明	城跡公園外
大阪府	岸和田市	岸和田城	三の曲輪	岸和田復活講堂	T10型堂建T-S17現在地に移転(ただし詳細不明)	6	不詳	S17以前	木1	未指定	府史跡 外	千鶴利公園外
兵庫県	尼崎市	尼崎城	西三の丸	櫻井神社本殿	M15創建	6	不詳	M15	木1	未指定	未指定	尼崎城跡公園外
兵庫県	尼崎市	尼崎城	西三の丸	櫻井神社拝殿	M15創建	6	不詳	M15	木1	未指定	未指定	尼崎城跡公園外
兵庫県	蘿市	蘿山城	本丸	青山神社本殿	M15創建→T5柱殿改築	6	不詳	M15	木1	未指定	国史跡 内	無
兵庫県	蘿市	蘿山城	本丸	青山神社拝殿	M15創建→T5柱殿改築	6	不詳	M15	木1	未指定	国史跡 内	無
兵庫県	蘿市	蘿山城	内曲輪	蘿山神社	S2現在地に移転	6	不詳	S2	木1	未指定	国特別史跡 内	蘿山公園内
兵庫県	蘿市	蘿山城	中曲輪	カトリック蘿山教会ザビエル館(大講堂)	S24竣工→S47新聖堂竣工により大講堂となる	6	不詳	S24	木2カ	未指定	国特別史跡 外	蘿山公園外
兵庫県	蘿市	蘿山城	中曲輪	射箭兵主神社	S28	6	不詳	S28	木1	未指定	国特別史跡 外	蘿山公園外
兵庫県	小野市	小野城	陣屋内	替代神社本殿	S41竣工	6	不詳	S41	RC1	未指定	未指定	無

分類(建設当初時)	1: 遺跡施設	2: 葉開施設	3: 教育施設	4: 都市基盤施設	5: 公共施設	6: 宗教施設	7: 文化観光施設	8: 運動施設	9: 住宅	10: 旗亭	11: 公園	12: その他	史跡指定状況	城跡公園名
都道府県 市町村	城跡 城跡に 記載の 位置	規設施名	建設後 の変遷	分 類	設計者	建設年(開設 年)	構 造	文化財等						
兵庫県 赤穂市	赤穂城	三の丸	大石神社義 王室宝殿	T初神戸濱川神社宝物 館として竣工→S51現在 在地に移築	6	不詳	T初	木1	未指定	国史跡 内	無力			
兵庫県 赤穂市	赤穂城	三の丸	大石神社義 芳門	M5神戸濱川神社の門 として竣工→H42現在 地に移築	6	不詳	M5	木1	未指定	国史跡 内	無力			
奈良県 大和郡 山市	郡山城	天守郭	御澤神社	M13の丸跡に創建 →M15現在地に移転	6	不詳	M13カ	木1	未指定	県史跡 内	郡山城跡公 園外			
岡山県 岡山市	岡山城	内濠	岡山禁酒会 館	T12竣工	6	不詳	T12	木3	登録	国史跡 外	鳥之城公園 外			
岡山県 岡山市	岡山城	三の郭	岡山神社本 殿	S33竣工	6	不詳	S33	RC 1	未指定	国史跡 外	鳥之城公園 外			
山口県 周南市	徳山城	不明	祐綏神社	S35再建	6	不詳	S35	木1	未指定	未指定	徳山公園 外			
福岡県 久留米市	久留米 城	本丸	篠山神社	M10創建	6	不詳	M10カ	木1	未指定	県史跡 内	無			
福岡県 北九州 小倉城	北九州市	北の丸	八坂神社	S9現在地に遷座	6	不詳	S9カ	木1	未指定	未指定	勝山公園 内			
長崎県 平戸市	平戸城	二の丸	龜岡神社本 殿	M13竣工	6	不詳	M13	木1	登録	未指定	龜岡公園 内			
長崎県 平戸市	平戸城	二の丸	龜岡神社拝 殿	M13竣工	6	不詳	M13	木1	登録	未指定	龜岡公園 内			
長崎県 平戸市	平戸城	二の丸	龜岡神社幣 殿及び登録	昭和前	6	不詳	昭和前	木1	登録	未指定	龜岡公園 内			
長崎県 平戸市	平戸城	二の丸	龜岡神社神 樂殿	M13竣工	6	不詳	M13	木1	登録	未指定	龜岡公園 内			
熊本県 熊本市	熊本城	三の丸	熊本県護國 神社	S32竣工	6	不詳	S32	木1	未指定	国特別史跡 熊本城公園 内				
熊本県 八代市	八代城	本丸	八代宮	M17創建	6	不詳	M17カ	木1	未指定	国史跡 内	八代城公園 内			
大分県 中津市	中津城	本丸	中津神社	M16	6	不詳	M16カ	木1	未指定	未指定	無			
大分県 杵築市	杵築城	本丸	首穂神社	S11竣工	6	不詳	S11	木1	未指定	未指定	城山公園 内			
北海道 松前郡 松前町	松前城	本丸	松前城資料 館	天守S24崩落→S36よ り現施設	7	大岡美 雪	S35外観、 S36落成	RC 3	未指定	国史跡 内	松前公園 内			
青森県 弘前市	弘前城	三の丸	弘前市民会 館	S39竣工	7	前田國男	S39	RC地 F 1 地上 3	未指定	国史跡 内	弘前公園 内			
岩手県 盛岡市	盛岡城	本丸	南部中尉騎 馬営台座	M41建立。S19金銅 像により復出	7	新海竹太郎 (原型製作) 伊東忠志 (台座)	M41		未指定	国史跡 内	盛岡城跡公 園内			
宮城県 登米市	登米要 塞	二之曲 輪	登米城古館	S36竣工	7	不詳	M36	RC 1	未指定	未指定	寺池城跡公 園内			
秋田県 秋田市	久保田 城	三の丸	秋田県民会 館	本館・S36開館	7	不詳	S36	RC 3	未指定	未指定	千秋公園 内			
秋田県 秋田市	久保田 城	三の丸	秋田県民会 館	分館:S36秋田県立図 書館→H35秋田県生 涯学習センター分 館「ジブライナ」→H23 県民会館分館	7	不詳	S36	RC 3	未指定	未指定	千秋公園 内			
秋田県 秋田市	久保田 城	三の丸	旧秋田県立 美術館(平野 政吉美術 館)	S42開館→H23秋田縣 立美術館平野政吉コレ クション→H25閉館	7	日建設計工 務株式会社 (現株式会 社日建建設 計)	S42	RC 3	未指定	未指定	千秋公園 内			
秋田県 横手市	横手城	二の丸	横手城展望 台	S40岡崎城をモデルに 復元	7	不詳	S40	RC 4	未指定	未指定	横手公園 内			
山形県 山形市	山形城	二の丸	山形市見児 文化セン ター	S38→H29解体予定	7	松ノ井覚治	S38	S 1	未指定	国史跡 内	霞城公園 内			
福島県 会津若 松市	会津若 松城	本丸	鶴ヶ城天守 閣郷土博物 館	S40再建	7	藤岡通夫	S40	RC 5	未指定	国史跡 内	鶴ヶ城公園 内			
茨城県 水戸市	水戸城	中三の 丸	旧弘道館八 卦堂	S28復元	7	不詳	S28	木1	未指定	特別史跡 内	弘道館公園 内			
茨城県 水戸市	水戸城	中三の 丸	旧弘道館国 老舎所	S37復元。管理事務所 として使用→S50より 展示・運動施設→H19 改修	7	不詳	S37	木1	未指定	特別史跡 内	弘道館公園 内			
茨城県 水戸市	水戸城	中三の 丸	旧弘道館政 府の便所、 湯廻	S37復元	7	不詳	S37	木1	未指定	特別史跡 内	弘道館公園 内			
茨城県 水戸市	水戸城	中三の 丸	旧弘道館国 藏室所	S37復元	7	不詳	S37	木1	未指定	特別史跡 内	弘道館公園 内			

分類(建設当時)										
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	会員	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等
茨城県	水戸市	水戸城	中三の丸	旧弘道館通	S37復元	7	不詳	S37	木1	未指定 特別史跡内
茨城県	水戸市	水戸城	中三の丸	旧弘道館土蔵	S37復元	7	不詳	S37 ~ 42	コンクリート	未指定 特別史跡内
群馬県	高崎市	高崎城	三の丸	群馬音楽センター	S36竣工	7	アントニン・レーモンド	S36	RC	日本の近代建築、高崎市景観重要建造物
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎陣屋	二の丸	旧時報鐘楼	T4竣工、小林柱助の寄付による	7	佐藤嘉市	T 4	RC	市指定
群馬県	前橋市	前橋城	二の丸	群馬会館	S4 → S54公会堂	7	佐藤功一	S 4	RC 4 + 地下2階	登録
東京都	千代田区	江戸城	本丸	桃華楽堂	S41竣工(皇皇后御誕生記念桃華楽堂)	7	宮内庁・今井兼次	S41	RC・S 1 ~ 3	未指定 国特別史跡外
神奈川県	小田原市	小田原城	本丸	天守閣	S35竣工	7	藤岡通夫	S35	RC 5	未指定 国史跡 内
神奈川県	小田原市	小田原城	馬屋曲輪	二の丸親王案内所	S9小田原町立図書館 → 中央連絡所 → NPO 小田原ガイド協会会館所 → 観光課事務所	7	不詳	S9	木2	未指定 国史跡 内
神奈川県	小田原市	小田原城	二の丸南曲輪	小田原市立図書館星崎記念館	S34竣工	7	不詳	S34	RC 3	未指定 国史跡 内
神奈川県	小田原市	小田原城	三の丸	小田原市民会館本館	S40竣工	7	不詳	S40	SRC 6 地下1階塔屋2	未指定 国史跡 外
神奈川県	小田原市	小田原城	三の丸	小田原市民会館大ホール	S37竣工	7	不詳	S37	SRC 3 地下1階	未指定 国史跡 外
富山県	富山市	富山城	本丸	富山市郷土博物館	S29模擬天守として建設 → 同年より現施設名	7	不詳	S29	RC 4	登録
富山県	富山市	富山城	本丸	富山市佐藤記念美術館	S36佐藤美術館 → H10富山美術館 → H13富山市に寄贈	7	不詳	S36	RC 2	未指定 富山城址公園内
石川県	小松市	小松城	三の丸	小松市公会堂	S34竣工 → H27展望塔撤去	7	浦建築設計研究所(浦清)	S34	RC 4	未指定 市史跡 外
石川県	小松市	小松城	三の丸	ラジオ塔	M39落成 戦争記念塔 → S7よりラジオ塔	7	不詳	M39	石	未指定 市史跡 外
山梨県	甲府市	甲府城	本丸	諏訪碑	T 9 完成	7	伊東忠太、明治神宮造営局技師大江新太郎	T 9	石	未指定 県史跡 内
山梨県	甲府市	甲府城	鏡治曲輪	恩賜林記念館	S28竣工	7	不詳	S28	木2	未指定 舞鹤城公園内
長野県	上田市	上田城	二の丸	上田市立博物館本館	S40新館として竣工	7	不詳	S40	RC 2 カ	未指定 国史跡 内
長野県	上田市	上田城	二の丸	旧山形藩記念館	S37開館、H26閉館 → H28上田市立博物館別館	7	不詳	S37	RC 2	未指定 国史跡 内
長野県	上田市	上田城	二の丸	愛の森	S36建設	7	不詳	S36	S	未指定 国史跡 内
長野県	上田市	上田城	二の丸	信越放送ラジオ塔	不明	7	不詳	RC	未指定 国史跡 内	
長野県	上田市	上田城	二の丸	上田市民会館	S37建設	7	石本喜久治	S37	RC	未指定 国史跡 内
長野県	伊那市	高遠城	三の丸	高遠閣	S11竣工	7	伊藤文四郎	S11	木2	登録 国史跡 内
岐阜県	郡上市	郡上城	本丸	天守閣	S8再建	7	不詳	S8	木5	市指定 県史跡 内
岐阜県	郡上市	郡上城	本丸	復元天守	S34再建 → H21・22改修	7	不詳	S34	RC 4	大垣市景観道選
岐阜県	大垣市	大垣城	竹之丸	大垣消防員頭徳碑	S7竣工	7	藤井安藏	S7	石造	未指定 不明 大垣公園内
静岡県	掛川市	掛川城	下台所	浜山記念館	S 2 竣工	7	不詳	S 2	RC 2	県史跡 外
静岡県	浜松市	浜松城	本丸	模擬天守閣	S33竣工	7	不詳	S33	RC 3	未指定 市史跡 内
愛知県	豊橋市	吉田城	本丸	復元鉄櫓	S29竣工	7	不詳	S29	RC 3 カ	未指定 豊橋公園内
愛知県	岡崎市	岡崎城	本丸	復元天守	S34竣工	7	城戸久	S34	RC 5	未指定 市史跡 内
愛知県	名古屋市	名古屋城	本丸	名古屋城天守閣	S34再建	7	不詳	S34	SRC 7	未指定 国特別史跡内
三重県	津市	津城	本丸	亘良櫓	S33復元	7	不詳	S33	RC 3	未指定 県史跡 内
										近城公園内

分類	建設当初時	1：産業施設	2：軍需施設	3：文化施設	4：教育施設	5：都市基盤施設	6：公官庁施設	7：宗教施設	8：運動施設	9：住宅	10：庭園	11：公園	12：その他
都道府県	市町村	城跡	城跡に付ける位置	規施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公園名	
三重県	松阪市	松阪城	二の丸	松阪市立歴史民俗資料館本館	M45阪南郡吉良書船として竣工→S8松阪市立吉良館→S5.3改修現施設	7	清水義一	M45	木2	登録	国史跡 内	松阪公園 内	
三重県	松阪市	松阪城	二の丸	松阪市立歴史民俗資料館倉庫庫	M45阪南郡吉良書船として竣工→S8松阪市立吉良館→S5.3改修現施設	7	清水義一	M46	土蔵2	登録	国史跡 内	松阪公園 内	
三重県	松阪市	松阪城	隠居丸	本居宣長記念館旧跡遺蹟保存会正門	M42竣工鈴原道遺蹟保存会正門→S63より記念館内の施設	7	土屋純一・奥野栄藏	M42	木1	登録	国史跡 内	松阪公園 内	
三重県	松阪市	松阪城	隠居丸	本居宣長記念館旧跡遺蹟保存会正門	M42竣工→S45より郷土松阪市史跡展示室や松阪市史跡墓室として利用→S63より茶寮「桜松園」として利用	7	土屋純一・奥野栄藏	M42	木1	登録	国史跡 内	松阪公園 内	
三重県	松阪市	松阪城	隠居丸	本居宣長記念館旧跡遺蹟保存会正門	M42竣工→S63より記念館内の施設	7	土屋純一・奥野栄藏	M42	木1	登録	国史跡 内	松阪公園 内	
三重県	伊賀市	上野城	本丸天守台	伊賀文産業城	S10竣工	7	渡辺一	S10	木3	未指定	国史跡 内	上野公園 内	
三重県	伊賀市	上野城	本丸	芭蕉翁記念館	S34竣工	7	城川武男	S34	RC1	未指定	国史跡 内	上野公園 内	
三重県	伊賀市	上野城	伊予丸	俳聖殿	S17竣工	7	伊東忠太	S17	木2	国重文	国史跡 内	上野公園 内	
三重県	伊賀市	上野城	伊予丸	伊賀流忍者博物館	S39伊賀流忍者屋敷	7	不詳	S39	木1	未指定	国史跡 内	上野公園 内	
三重県	伊賀市	上野城	伊予丸	芭翁伝承館	S45忍術科学館	7	不詳	S45	木1	未指定	国史跡 内	上野公園 内	
三重県	伊賀市	上野城	伊予丸	白鳳公闇しストハウス	S38板倉華三	7	板倉華三	S38	RC1	未指定	国史跡 内	上野公園 内	
滋賀県	彦根市	彦根城	二の弱	開国記念館	彦根市民ギャラリー(復元多聞櫓)	7	不詳	S35	SRC2	未指定	特別史跡 内	金龟公園 外	
京都府	舞鶴市	田辺城	本丸	彰古館	S15竣工	7	不詳	S15	RCカ	未指定	市史跡 内	舞鶴公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	本丸	大阪城天守閣	S6竣工→H7から9まで修理	7	設計：古川重春(土木司屋基謹)	S6	RC 6地下2	登録	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	本丸	ラジオ塔2基	不明	7	不詳	不明	RC	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	南外濠西端	ラジオ塔1基	不明	7	不詳	不明	RC	未指定	国特別史跡 内	大阪城公園 内	
大阪府	高槻市	高槻城	三の丸	高槻市民会館	S39竣工	7	不詳	S39	RC5	未指定	市史跡 内	城跡公園 外	
大阪府	岸和田市	岸和田城	本丸	天守	S29竣工→H4大改修	7	池田谷久吉	S29	SRC 3	未指定	府史跡 内	千龜利公園 内	
兵庫県	赤穂市	赤穂城	三の丸	大手門	S30再建	7	不詳	S30	木	未指定	国史跡 内	無力	
兵庫県	赤穂市	赤穂城	三の丸	大手門櫓	S30再建	7	不詳	S31	木2カ	未指定	国史跡 内	無力	
奈良県	大和郡山市	郡山城	法印御	城跡会館	M41奈良県立國書館(奈良県立圖書館)(奈良縣立圖書館)	7	橋本卯氏衛(郡技師)	M41	木2	県指定	郡史跡 内	郡山城跡公園 外	
和歌山县	和歌山市	和歌山城	天守曲輪	天守閣	S33竣工	7	藤岡通夫	S33	RC 3	未指定	国史跡 内	和歌山公園 内	
鳥取県	松江市	松江城	本丸	一ノ門	S35復元	7	不詳	S35	木	未指定	国史跡 内	松江城公園 内	
鳥取県	松江市	松江城	本丸	南多聞	S35復元	7	不詳	S35	木	未指定	国史跡 内	松江城公園 内	
岡山県	岡山市	岡山城	本丸	天守	S41再建	7	不詳	S41	RC 6地下1	未指定	国史跡 内	鳥城公園 内	
岡山県	岡山市	岡山城	本丸	不明門	S41再建	7	不詳	S41	RC 1	未指定	国史跡 内	鳥城公園 内	
岡山県	岡山市	岡山城	本丸	廊下門	S41再建	7	不詳	S41	RC 1カ	未指定	国史跡 内	鳥城公園 内	
岡山県	岡山市	岡山城	本丸	六十一難木上門	S41再建	7	不詳	S41	木1	未指定	国史跡 内	鳥城公園 内	
岡山県	岡山市	岡山城	西の郭	岡山市民会館	S39竣工	7	不詳	S39	SRC 4地下1	未指定	国史跡 外	鳥城公園 外	
広島県	福山市	福山城	本丸	天守閣	S41竣工	7	不詳	S41	RC	未指定	国史跡 内	福山城公園 内	
広島県	福山市	福山城	本丸	月見櫓	S41竣工	7	不詳	S41	RC	未指定	国史跡 内	福山城公園 内	

分類(建設当時) 1:産業施設 2:軍需施設 3:教育施設 4:都市基盤施設 5:公官厅施設 6:宗教施設 7:文化観光施設 8:運動施設 9:住宅 10:施闡 11:公園 12:その他												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	登録	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
広島県	福山市	福山城	本丸	御湯殿	S41竣工	7	不詳	S41	RC	未指定	国史跡 内	福山城公園内
広島県	広島市	広島城	本丸	広島城郷土館(天守閣)	S33	7	不詳	S33	SRC 5(最上層のみ本)	未指定	国史跡 内	中央公園内
山口県	岩国市	岩国城	本丸	復興天守	S37	7	藤岡通夫	S37	RC 6	未指定	未指定	無
愛媛県	松山市	松山城	三の丸	松山市民会館	S40竣工	7	不詳	S40	RC 3	未指定	国史跡 内	城山公園内
福岡県	久留米市	久留米城	本丸	有馬記念館	S35竣工→H21改修	7	不詳	S35	RC 2	未指定	県史跡 内	無
福岡県	北九州市	小倉城	本丸	天守	S34復元	7	藤岡通夫	S34	RC 5	未指定	未指定	勝山公園内
佐賀県	佐賀市	佐賀城	北の丸	佐賀県立図書館	S37竣工	7	内田祥哉・東京第一工房	S37	RC 2	未指定	県史跡 外	佐賀城公園内
佐賀県	唐津市	唐津城	本丸	天守閣	S41竣工	7	藤岡通夫	S41	RC 5	未指定	未指定	舞鶴海浜公園内
長崎県	平戸市	平戸城	本丸	天守閣	S37復元	7	藤岡通夫	S37	RC 5	未指定	未指定	魚岡公園内
長崎県	島原市	島原城	本丸	天守閣	S39復元	7	藤岡通夫	S39	RC 5	未指定	県史跡 内	島原城跡公園内
熊本県	熊本市	熊本城	本丸	天守閣(大天守)	S35復元	7	藤岡通夫	S35	RC 7	未指定	国特別史跡 内	熊本城公園内
熊本県	熊本市	熊本城	本丸	天守閣(小天守)	S35復元	7	藤岡通夫	S35	RC 5	未指定	国特別史跡 内	熊本城公園内
大分県	中津市	中津城	本丸	復興天守	S39竣工	7	藤岡通夫	S39	RC 5	未指定	未指定	無
大分県	大分市	府内城	東之丸	二重櫓	S40復元	7	不詳	S40	RC	未指定	県史跡 内	大分城跡公園内
大分県	大分市	府内城	東之丸	看守櫓	S40復元	7	不詳	S40	RC	未指定	県史跡 内	大分城跡公園内
大分県	大分市	府内城	東之丸	東隅櫓	S40復元	7	不詳	S40	RC	未指定	県史跡 内	大分城跡公園内
大分県	大分市	府内城	東之丸	南東隅櫓	S40復元	7	不詳	S40	RC	未指定	県史跡 内	大分城跡公園内
大分県	大分市	府内城	西之丸	多門櫓	S40復元	7	不詳	S40	RC	未指定	県史跡 内	大分城跡公園内
大分県	大分市	府内城	西之丸	西南隅櫓	S40復元	7	不詳	S40	RC	未指定	県史跡 内	大分城跡公園内
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	臼杵市立臼杵図書館花田平五郎記念子ども図書館	T7竣工→H15改修	7	不詳	T 7	木2	登録	県史跡 外	臼杵公園外
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	臼杵市立臼杵図書館文庫	T7竣工	7	不詳	T 7	土蔵3	登録	県史跡 外	臼杵公園外
宮崎県	延岡市	延岡城	西曲輪	内藤記念館	S38竣工	7	不詳	S38	RC 2	未指定	市史跡 内	城山公園内
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島城	二の丸	鹿児島県立図書館	S17修復場所として竣工→S28現址	7	鹿児島県建託(岩下松樹)	S 2	RC 3塔屋付	登録	県史跡 外	城山公園外
青森県	弘前市	弘前城	内北の郭	武徳殿	M44廃場→H22改修。休憩所	8	不詳	M44	木1	未指定	国史跡 内	弘前公園内
青森県	弘前市	弘前城	内北の郭	無料休憩所	S17修練道場→H22改修。休憩所	8	不詳	S17	木1	未指定	国史跡 内	弘前公園内
秋田県	大館市	大船城	二の丸	大船市民体育館(桂城体育館)	S37竣工→H28新市街建設にともない解体予定	8	不詳	S37	RC+S柱	未指定	未指定	杜城公園外
山形県	山形市	山形城	二の丸	山形市野球場	S24→S41現在地に移設	8	不詳	S41カ	RC+S 1	未指定	国史跡 内	霞城公園内
山形県	山形市	山形城	二の丸	山形市弓道場	S42竣工	8	不詳	S42	木1	未指定	国史跡 内	霞城公園内
山形県	山形市	山形城	二の丸	山形県体育館	S41竣工	8	不詳	S41	SRC 3 (B 未指定 1)	未指定	国史跡 内	霞城公園内
山形県	山形市	山形城	二の丸	武道館	S42竣工	8	不詳	S42	S + SRC 3	未指定	国史跡 内	霞城公園内
福島県	会津若松市	会津若松城	北之丸	会津武德殿	S 9竣工	8	不詳	S 9	木1	未指定	国史跡 内	鶴ヶ城公園内
福島県	会津若松市	会津若松城	三の丸	会津水泳館(市民プール)	S26設置→H26改修	8	不詳	S26	RC 1	未指定	国史跡 内	鶴ヶ城公園内
茨城県	水戸市	水戸城	北三の丸	水戸東武館	S28竣工	8	不詳	S28	木2	未指定	県史跡 外	無
埼玉県	川越市	川越城	新曲輪	川越市宮切公園野球場	S27開場→S58ナイター設営導入	8	不詳	S27	RCカ	未指定	県史跡 外	初華公園内

分類(建設当初時) 1:産業施設 2:軍需施設 3:教育施設 4:都市基盤施設 5:公会堂施設 6:宗教施設 7:文化観光施設 8:運動施設 9:住宅 10:庭園 11:公園 12:その他												
都道府県 市町村	城跡名	規制に ける位置	規制施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設 年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡大元名	
東京都 千代田区	江戸城	北之丸	日本武道館	S39竣工東京オリンピックの柔道競技会場として使用	8	山田守	S39 地上3階 下2	SRC	未指定	国特別史跡 北の丸公園内		
東京都 千代田区	江戸城	三の丸	清寧館	S8竣工	8	不詳	S8	木造	未指定	国特別史跡 皇居御苑内		
新潟県 上越市	高田城	三の丸 凱旋曲輪	上越市高田公園野球場	S24竣工。高田市営球場→S46上越市営球場→H24改修完成	8	不詳	S24	RC造	未指定	県指定 内	高田公園内	
山梨県 甲府市	甲府城	二の丸	武德殿集会場	S8竣工。大日本武徳会山梨支部武道館	8	不詳	S8	木1	未指定	県史跡 内	舞鹤城公園内	
岐阜県 大垣市	大坂城	二の丸	大坂城ホール	飛行機格納庫→S28大垣市スポーツセンターとして移築→S63大改修周年祭	8	不詳	S28	RC4	未指定	市史跡 外	大垣公園外	
愛知県 名古屋市	名古屋城	二の丸	愛知県体育館	S29竣工。L	8	中山克己	S39 RC3地下 1	未指定	国特別史跡 名城公園内			
大阪府 大阪市	大阪城	西大番小塀	修道館	S38竣工	8	不詳	S38	RC	未指定	国特別史跡 大阪城公園内		
兵庫県 明石市	明石城	居屋敷跡	兵庫県立明石公園第一野球場	S7竣工。兵庫県立明石公園第一野球場→H23より「明石トーカロ球場」とも呼称	8	不詳	S7	RC造	未指定	国史跡 内	明石公園内	
佐賀県 佐賀市	佐賀城	北の丸	市村記念体育館	S38竣工	8	取倉準三	S38 RC4地下 1	未指定	県史跡 外	佐賀城公園内		
熊本県 熊本市	熊本城	三の丸	鹿崎台琵琶野球場	S35竣工→H8改修	8	不詳	S35	RC	未指定	国特別史跡 熊本城公園外		
宮城县 登米市	衣沼要塞	二の丸	旧丘理邸	M25(佐沼丘陵家九代 降臨公邸、古山麗屋 →別府市歴史博物館 →H12登米市歴史博物 館敷地内)	9	不詳	M25	木1	未指定	史跡 外	鶴ヶ城公園内	
秋田県 大館市	大館城	二の丸	桜柏館(旧 櫻場家住宅)	大館町長を務めた櫻場文疏が建て、S53現在 地に復元した	9	設計石田常吉、 小野熊義 大工樺澤越後善吉	S8頃	木2	登録	未指定	桂城公園外	
山形県 鶴岡市	鶴ヶ岡城	三の丸	旧風間家住 宅七主屋	M29竣工	9	不詳	M29	木2	国重文	国史跡 外	鶴岡公園外	
山形県 鶴岡市	鶴ヶ岡城	三の丸	旧風間家住 宅小坪屋	M30頃竣工	9	不詳	M30頃	木1	国重文	国史跡 外	鶴岡公園外	
山形県 鶴岡市	鶴ヶ岡城	三の丸	旧風間家住 宅風呂場、 便所	M29頃竣工	9	不詳	M29頃	木1	国重文	国史跡 外	鶴岡公園外	
山形県 鶴岡市	鶴ヶ岡城	三の丸	旧風間家住 宅前蔵	M29頃竣工	9	不詳	M29頃	土蔵2	国重文	国史跡 外	鶴岡公園外	
山形県 鶴岡市	鶴ヶ岡城	三の丸	旧風間家住 宅中蔵・奥 蔵	M29竣工	9	不詳	M29	土蔵2	国重文	国史跡 外	鶴岡公園外	
山形県 米沢市	米沢城	二の丸	米沢市上杉 記念館	M29上杉伯爵邸「鶴 鳴天」→T8焼失→T14 焼→S20米澤駅取 りS25市所有→S54上 杉記念館に改称	9	中條耕一郎	T14	木2	登録	未指定	松が峰公園内	
福島県 白河市	白河小城	外郭(の ちの 丸)	林家住宅建 造物群	M期に建立	9	不詳	主屋・仕事 場M中期 味噌蔵M期 ギャラリー M29	木	白河市歴史 の風景形成 建造物	国史跡 外	城山公園外	
群馬県 館林市	館林城	八幡郭	旧藩主秋元 家別邸	M未竣工	9	不詳	M未	木1	未指定	市史跡 外	つつじが岡 第二公園内	
群馬県 館林市	館林城	八幡郭	旧藩主秋元 家別邸洋館	S5秋元駿河台秋元家 屋敷内に建工→後に移 築	9	不詳	S5	木1	未指定	市史跡 外	つつじが岡 第二公園内	
群馬県 沼田市	沼田城	保科郭	旧土岐家住 宅洋館	TI3竣工→H2現在地 →移築	9	不詳	TI3	木3	登録	市史跡 内	沼田城址公 園内	
東京都 千代田区	江戸城	吹上	吹上大宮御 所	S36竣工。御所竣工 →S63現名称(「香淳皇 后住居」)	9	不詳	S36	RC2	未指定	国特別史跡 吹上御苑内		
神奈川县 小田原市	小田原城	三の丸	清閑亭	M39元貢院庭議長黒 田長成の別荘→H20よ り古所有	9	不詳	M39 木1一部 2	登録	国史跡 外	小田原城址 公園外		
新潟県 上越市	高田城	二の丸	旧小林古径 邸	S9東京駅込に竣工 →H3現在地に移築	9	吉田五十八	S9	木2	登録	県指定 内	高田公園内	
長野県 飯田市	飯田城	本丸カ	柳田國男館	S2竣工。(旧善談書屋) →S63現在地に移築	9	不詳	S2	木2	登録	未指定	無	

令和(建設当時) 1: 家業施設 / 2: 軍閥施設 / 3: 教育施設 / 4: 都市基盤施設 / 5: 公官厅施設 / 6: 宗教施設 / 7: 文化観光施設 / 8: 運動施設 / 9: 住宅 / 10: 墓園 / 11: 公園 / 12: その他											
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等 史跡指定状況	城跡開拓名
静岡県	掛川市	掛川城	下台所	仰徳学寮	M17有柄川宮義仁・親王邸として竣工→S13現在地に移築→S3改修→H期改修	9	不詳	M17	木2	県指定	県史跡 外 掛川城公園外
静岡県	掛川市	掛川城	下台所	仰徳記念館	M17有柄川宮義仁・親王邸として竣工→S13現在地に移築→S3改修	9	不詳	M17	木1	県指定	県史跡 外 掛川城公園外
静岡県	掛川市	掛川城	下台所	翼北学舎	M10岡田良一郎邸兼私塾→M32現在地に移築	9	不詳	M10	木2	県指定	県史跡 外 掛川城公園外
静岡県	掛川市	掛川城	竹の丸	竹の丸主屋	M36竣工本家住宅	9	不詳	M36	木1	市指定	県史跡 外 掛川城公園外
静岡県	掛川市	掛川城	竹の丸	竹の丸離れ	M36竣工本家住宅か→T9から10年に二階建に増築	9	不詳	M36カ	木2	市指定	県史跡 外 掛川城公園外
大阪府	岸和田市	岸和田城	二の曲輪	がんこ岸和田五風荘	S4寺田利右別荘→S61岸和田市土地開発公社所有→H4市所有→H2より現施設	9	不詳	S4~14	木1~2	市指定	府史跡 外 千鶴利公園外
大阪府	岸和田市	岸和田城	三の曲輪	ギャンブル屋根の長屋	不詳	9	不詳	戦前	木2	未指定	府史跡 外 千鶴利公園外
奈良県	大和郡山市	郡山城	毘沙門湯	梅沢文庫	M38もしくは39に梅沢邸として竣工→車寄せとS9東京から移築。S35より技術者入都山城史跡・梅沢文庫保存会の有現名称	9	不詳	M38・39	木1	未指定	県史跡 内 郡山城跡公園外
鳥取県	鳥取市	鳥取城	二の丸	仁風閣	池田家別邸、M40竣工	9	片山東照	M40	木2	国重文	国史跡 内 久松公園内
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館本館	S前安部和助別邸本館	9	不詳	S前	木1	登録	国史跡 内 福山城公園内
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館西茶室	S前安部和助別邸西茶室	9	不詳	S前	木1	登録	国史跡 内 福山城公園内
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館南茶室	S前安部和助別邸南茶室	9	不詳	S前	木1	登録	国史跡 内 福山城公園内
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館洋茶室	S前安部和助別邸洋茶室	9	不詳	S前	木2	登録	国史跡 内 福山城公園内
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館西蔵	S前安部和助別邸西蔵	9	不詳	S前	土蔵2	登録	国史跡 内 福山城公園内
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館東蔵	S前安部和助別邸東蔵	9	不詳	S前	土蔵2	登録	国史跡 内 福山城公園内
香川県	高松市	高松城	三の丸	被雲閣本館	T6松平家高松別邸として竣工	9	清水組	T6	木1一部2	国重文	国史跡 内 玉藻公園内
香川県	高松市	高松城	三の丸	被雲閣倉庫	T6松平家高松別邸として竣工	9	清水組	T6	木1	国重文	国史跡 内 玉藻公園内
愛媛県	松山市	松山城	有方家 居屋敷地	萬翠莊	T11松家別邸→竣工後GHQ接収役官邸→S22松山税關支署所→S27松山税關支署所→S29愛媛県郷土美術館→S34愛媛県立美術館分館→S2より一般公開施設	9	本子七郎	T11	RC2	国重文	国史跡 外 城山公園外
福岡県	久留米市	久留米城	外郭	石橋迎賓館	S8石橋他次第としで竣工→T7より会社事務所→戦後米軍接収事務所→S3よりゴミストン所存	9	松田軍平	S8	RC2	未指定	県史跡 外 無
佐賀県	唐津市	唐津城	三の丸	旧高取家住宅	高取伊好邸宅M38竣工→H19所看→H13~17復復原工事	9	不詳	M38	木2	国重文	未指定 舞鹤海滨公园外
長崎県	大村市	大村城	外郭	大村市教育の館	大村家別邸T4竣工	9	不詳	T4	木1	未指定	県史跡 外 大村公園外
長崎県	島原市	島原城	三の丸	小早川家住宅主屋	M23	9	不詳	M23	木1	登録	県史跡 外 島原城跡公園外
長崎県	島原市	島原城	三の丸	明治後期	9	不詳	明治後期	煉瓦造	登録	県史跡 外 島原城跡公園外	
大分県	速見郡 日出町	日出城	三の丸	旧鹿島清家日出別邸(的山莊)主屋	T4竣工→S39科亭園業→H22町所有→H23飲食店開業	9	不詳	T4	木一部2	国重文	町史跡 外 城下公園外
大分県	速見郡 日出町	日出城	三の丸	旧成吉家日出別邸(的山莊)北離れ	T4竣工→S39科亭園業→H22町所有→H23飲食店開業	9	不詳	T4	木2	国重文	町史跡 外 城下公園外

分類	(建設当初時)	1: 落葉施設	2: 葉開休憩施設	3: 教育施設	4: 郡市基盤施設	5: 公会堂施設	6: 宗教施設	7: 文化観光施設	8: 運動施設	9: 住宅	10: 旗亭	11: 全館	12: その他
都道府県	市町村	城跡	城跡に付ける位置	現施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公園名	
大分県	速見郡 日出町	日出城	三の丸	旧成清家日出別邸(の山荘)廃離れ	T4竣工→S39料亭開業→H22町所有→H23飲食店開業	9	不詳	T4頃	木2	国重文	町史跡 外	城下公園 外	
大分県	速見郡 日出町	日出城	三の丸	旧成清家日出別邸(の山荘)	T4竣工→S39料亭開業→H22町所有→H23飲食店開業	9	不詳	T4頃	木2	国重文	町史跡 外	城下公園 外	
大分県	速見郡 日出町	日出城	三の丸	旧成清家日出別邸(の山荘)表門	T4竣工→S39料亭開業→H22町所有→H23飲食店開業	9	不詳	T4頃	木1	国重文	町史跡 外	城下公園 外	
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	旧福業家別邸大書院	M35竣工	9	不詳	M35	木1	登録	県史跡 外	臼杵公園 外	
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	旧福業家別邸御厨間	M35頃竣工	9	不詳	M35頃	木1	登録	県史跡 外	臼杵公園 外	
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	旧福業家別邸御台所	M35頃竣工→H2改修	9	不詳	M35頃	木1	登録	県史跡 外	臼杵公園 外	
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	旧福業家別邸土蔵	M35頃竣工	9	不詳	M35頃	土蔵2	登録	県史跡 外	臼杵公園 外	
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	旧福業家別邸御門	M35頃竣工→H1改修	9	不詳	M35頃	木1	登録	県史跡 外	臼杵公園 外	
大分県	臼杵市	臼杵城	三の丸	旧福業家別邸外壁及び東門	M35頃竣工→H2改修	9	不詳	M35頃	木1	登録	県史跡 外	臼杵公園 外	
山形県	米沢市	米沢城	本丸	上杉神社社殿庭園		10	不詳	大正年間	池庭	未指定	未指定	松が岬公園 内	
山形県	米沢市	米沢城	本丸	上杉神社社務所庭園		10	不詳	大正年間	池庭	未指定	未指定	松が岬公園 内	
山形県	米沢市	米沢城	二の丸	米沢市上杉記念館庭園	M29上杉貞秀館「鶴鳴」庭園。T期改修	10	不詳	M期	池庭	未指定	未指定	松が岬公園 内	
神奈川県	小田原市	小田原城	三の丸	清庭亭庭園	M39元貴族院議長里田成長の庭園	10	不詳	M39	芝庭	未指定	国史跡 外	小田原城址 公園 外	
石川県	金沢市	金沢城	金谷御殿	尾山神社庭園	金谷御殿の庭を改修	10	不詳	幕末から明治初年	池庭	県指定名勝	国史跡 外	金沢城公園 外	
静岡県	掛川市	掛川城	竹の丸	竹の丸庭園	M36竣工本家住宅	10	不詳	M36カ	平庭	未指定	県史跡 外	掛川城公園 外	
愛知県	名古屋市	名古屋城	三の丸	三の丸庭園	M14~17二の丸庭園南御庭の一部を移築し、陸軍将校クラブ飛行社南庭とする	10	吉田紹和	M17	枯山水	未指定	国特別史跡 外	名城公園 外	
三重県	松阪市	松阪城	隠居丸	本居宣長旧宅庭園	M42旧宅移築に伴い既木櫻樹	10	不詳	M42	平庭	未指定	特別史跡 内	松阪公園 内	
大阪府	大阪市	大阪城	本丸	旧紀州御殿跡	M19紀州御殿移築・平尾作庭が→S6大阪市運営館の施設として改造→S8大阪城園と改称→戰後本草改修	10	不詳	S6	池庭	未指定	国特別史跡 外	大阪城公園 内	
大阪府	高槻市	高槻城	三の丸	公園内園池	旧除草工兵第内衛隊跡	10	不詳	不明	石組	未指定	府史跡 内	城跡公園 内	
大阪府	高槻市	高槻城	三の丸	公園内園池	旧除草工兵第内衛隊跡	10	不詳	不明	石組	未指定	府史跡 内	城跡公園 内	
大阪府	岸和田市	岸和田城	本丸	岸和田城庭園八陣	S28竣工	10	重森三玲	S28	枯山水	国指定名勝	府史跡 内	千鶴利公園 内	
大阪府	岸和田市	岸和田城	二の曲輪	がんこ岸和田五風莊庭園	S4寺田利吉別邸→S61岸和田市土地開發公社所有→H14市所有→H21より現施設設置	10	不詳	S4~14	池庭	市指定	府史跡 外	千鶴利公園 外	
広島県	福山市	福山城	二の丸	福山市福寿会館庭園	安部和助別院庵庭園	10	西村(京都)	S13頃か	池庭	未指定			
広島県	福山市	福山城	本丸上段	広島大本營庭園	日清戦争時大本營庭園	10	不詳	不明	車廻・池	未指定	国史跡 内	中央公園 内	
香川県	高松市	高松城	三の丸	高松城跡抜雲閣庭園	T6松平家高松別邸として築工	10	大胡勘藏	T6	平庭	国名勝	国史跡 内	玉藻公園 内	
愛媛県	松山市	松山城	有力家臣屋敷地	萬翠莊庭園	T11久松家作庭	10	不詳	T11	池、流れ、芝	未指定	国史跡 外	城山公園 外	
福岡県	久留米市	久留米城	外郭	石橋通賓館庭園	S8石橋徳次園邸として竣工→S7より会社事務所→戦後本宮取扱→S32よりプリジストン所有	10	戸野琢磨	S8	芝庭	未指定	県史跡 外	無	
佐賀県	唐津市	唐津城	三の丸	旧高取家庭園	M44陣大本營時明治天皇行幸所	10	不詳	M44	平庭	未指定	県史跡 外	無	
佐賀県	唐津市	唐津城	三の丸	高取伊好邸延M38竣工→H13~17陣後復原工事	10	不詳	M38	芝庭	未指定	未指定	舞鶴浜公園 外		

分類(建設当時の) 1: 家庭施設 / 2: 軍閥施設 / 3: 教育施設 / 4: 都市基盤施設 / 5: 公官厅施設 / 6: 宗教施設 / 7: 文化観光施設 / 8: 運動施設 / 9: 住宅 / 10: 墓園 / 11: 公園 / 12: その他												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	規置名	建設後の変遷	登録	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
大分県	速見郡 日出町	日出城	三の丸	旧成吉清博愛別邸庭園(の山庭園)	T4竣工	10	細川円松ら	T4頃	借景	登録	町史跡外	城下公園外
北海道	函館市	五稜郭		五稜郭公園		11		T3		歴史公園 100選		
北海道	松前郡 松前町	松前城		松前公園	福山公園	11		M11		歴史公園 100選		
青森県	弘前市	弘前城		弘前公園(鶴揚公園)	M41皇太子が命名鶴揚公園	11		M28		歴史公園 100選		
岩手県	盛岡市	盛岡城		岩手県立盛岡城跡公園	H18愛称を盛岡城跡公園とする	11	長岡安平	M39		歴史公園 100選		
岩手県	花巻市	花巻城		鳥谷ヶ崎公園		11		S37		未指定		
宮城県	柴田郡 芝田町	船岡要塞		船岡城址公園		11		S34		未指定		
宮城県	白石市	白石城		豊岡公園		11		M133		歴史公園 100選		
秋田県	秋田市	久保田城		千秋公園		11	長岡安平 (M44)	M23		市指定名勝、歴史公園100選		
秋田県	横手市	横手城		横手公園		11		M41		歴史公園 100選		
秋田県	由利本荘市	本荘城		本荘公園		11	長岡安平	T年間		歴史公園 100選		
山形県	山形市	山形城		霞城公園		11		S23		歴史公園 100選		
山形県	鶴岡市	鶴ヶ岡城		鶴岡公園		11		M8		歴史公園 100選		
山形県	米沢市	米沢城		松か岬公園		11		M7		未指定		
福島県	二本松市	二本松城		霞ヶ城公園		11		S8		歴史公園 100選		
福島県	会津若松市	会津若松城		鶴ヶ城公園		11	本多静六 (T6)	T6		歴史公園 100選		
福島県	猪苗代町	猪苗代城		亀ヶ城公園		11		M38		未指定		
福島県	相馬市	中城		馬陵公園		11		S36		歴史公園 100選		
福島県	白河市	白河小峰城		城山公園		11		S26		歴史公園 100選		
茨城県	水戸市	水戸城		弘道館公園	水戸公園	11		M8		歴史公園 100選		
茨城県	笠間市	笠間城		城跡公園		11		大正年間		未指定		
茨城県	結城市	結城城		城跡歴史公園	結城城跡公園	11		S28		未指定		
茨城県	土浦市	土浦城		龜城公園		11		M32		未指定		
栃木県	宇都宮市	宇都宮城		宇都宮城址公園	御本丸公園、H14改称	11		S33		歴史公園 100選		
栃木県	佐野市	佐野城		城山公園		11		M22		市指定名勝		
栃木県	大田原市	大田原城		龍城公園		11		S12		未指定		
群馬県	前橋市	前橋城		前橋公園		11		M38		未指定		
群馬県	沼田市	沼田城		沼田公園		11		S2		歴史公園 100選		
埼玉県	行田市	忍城		水城公園	成田公園、のち忍公園	11		M8		未指定		
埼玉県	さいたま市	岩槻城		岩槻城址公園	岩槻公園	11		T9		未指定		
東京都	千代田区	江戸城		皇居外苑		11		S24		未指定		
神奈川県	小田原市	小田原城		小田原城址公園		11		S33		歴史公園 100選		
新潟県	新発田市	新発田城		新発田公園		11		S41		歴史公園 100選		
新潟県	上越市	高田城		高田公園		11		S25		歴史公園 100選		
富山県	富山市	富山城		城址公園	M15富山公園開設、M18廃止	11		S27		未指定		
石川県	小松市	小松城		芦城公園		11		M37		未指定		
福井県	大野市	大野城		亀山公園		11		S32		歴史公園 100選		
福井県	坂井市	丸岡城		霞ヶ城公園		11		M34		歴史公園 100選		

分類（建設当初時）												
都道府県	市町村	城跡	城跡に付ける位置	施設名	建設後の変遷	分類	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
山梨県	甲府市	甲府城		舞鶴城公園		11	本多静六(T12)	M37		歴史公園 100選		
長野県	松本市	松本城		松本城公園(甲斐守公園)		11		S11		歴史公園 100選		
長野県	上田市	上田城		上田城公園		11		M12		歴史公園 100選		
長野県	飯山市	飯山城		城山公園		11	本多静六	M16		未指定		
長野県	長野市	松代城		海津城址公園	松代城跡公園	11		M37		歴史公園 100選		
長野県	諏訪市	高島城		高島公園		11		M8		未指定		
長野県	伊那市	高城城		高速发展公園		11		M8		歴史公園 100選		
長野県	小諸市	小諸城		懷古閣		11	本多静六(T13)	M13		歴史公園 100選		
静岡県	静岡市	駿府城		駿府公園		11		S23		歴史公園 100選		
静岡県	浜松市	浜松城		浜松城公園		11		S25		未指定		
愛知県	豊橋市	吉田城		豊橋公園		11		S24		未指定		
愛知県	岡崎市	岡崎城		岡崎公園		11	本多静六(T16)	M8		歴史公園 100選		
愛知県	刈谷市	刈谷城		亀城公園		11		S11		未指定		
愛知県	名古屋市	名古屋城		名城公園		11		S6		歴史公園 100選		
三重県	桑名市	桑名城		九華公園		11	小沢主次郎	S3		歴史公園 100選		
三重県	龜山市	龜山城		龜山公園		11		M19		未指定		
三重県	松阪市	松阪城		松阪公園		11		M14		歴史公園 100選		
三重県	伊賀市	上野城		上野公園(白鳳公園)		11		M24		未指定		
滋賀県	彦根市	彦根城		金龜公園		11		T4		歴史公園 100選		
滋賀県	大津市	膳所城		膳所城址公園		11		S27		歴史公園 100選		
京都府	福知山市	福知山城		福知山城公園	朝暉公園	11		S26		歴史公園 100選		
京都府	舞鶴市	田辺城		舞鶴公園		11		S32		未指定		
大阪府	大阪市	大阪城		大阪城公園		11		S6		歴史公園 100選		
兵庫県	姫路市	姫路城		姫路城公園	姫山公園	11		T元年		歴史公園 100選		
兵庫県	明石市	明石城		明石公園	M21開設31廃園。T7内閣閣。	11		T7		歴史公園 100選		
兵庫県	赤穂市	赤穂城		赤穂城跡公園		11		S27計画決定		歴史公園 100選		
奈良県	大和郡山市	郡山城		郡山城跡公園		11		H24				
和歌山县	和歌山市	和歌山城		和歌山公園		11	本多静六(T4)	M34		未指定		
鳥取県	鳥取市	鳥取城		久松公園		11		T11		未指定		
鳥取県	松江市	松江城		城山公園		11	本多静六	S2		歴史公園 100選		
岡山県	岡山市	岡山城		鳥城公園		11		S23		歴史公園 100選		
岡山県	津山市	津山城		鶴山公園		11		M33		歴史公園 100選		
広島県	福山市	福山城		福山城公園		11		M7		未指定		
広島県	広島市	広島城		中央公園		11		S30		歴史公園 100選		
山口県	岩国市	岩国城		吉香公園		11		M18		歴史公園 100選		
山口県	萩市	萩城		指月公園	志都岐公園、M43改称	11		M10		歴史公園 100選		
徳島県	徳島市	徳島城		徳島中央公園		11	本多静六	M43		歴史公園 100選		
香川県	高松市	高松城		玉藻公園		11		S30		歴史公園 100選		
香川県	丸亀市	丸亀城		亀山公園(城跡公園)		11		T8		歴史公園 100選		
愛媛県	松山市	松山城		城山公園	聚楽公園	11		M7		歴史公園 100選		
愛媛県	大洲市	大洲城		城山公園		11		S42		歴史公園 100選		

分類(建設当相時)												
都道府県	市町村	城跡	城跡における位置	施設名	建設後の変遷	合計	設計者	建設年(開設年)	構造	文化財等	史跡指定状況	城跡公開名
愛媛県	今治市	今治城		吹揚公園		11		T3		歴史公園 100選		
愛媛県	宇和島市	宇和島城		城山公園		11		S42		歴史公園 100選		
高知県	高知市	高知城		高知公園		11	長岡安平 (M42)	M6		歴史公園 100選		
福岡県	福岡市	福岡城		舞鶴公園	平和台総合運動公園	11		S23か		歴史公園 100選		
福岡県	北九州	小倉城		勝山公園		11		S33		歴史公園 100選		
佐賀県	佐賀市	佐賀城		佐賀城公園	城内公園	11		S36		歴史公園 100選		
佐賀県	佐賀市	蓮池城		蓮池城公園		11		M6		未指定		
佐賀県	小城町	小城城		小城公園	桜岡公園が拡張	11		M8		歴史公園 100選		
佐賀県	鹿島市	鹿島城		旭ヶ岡公園		11		T10		歴史公園 100選		
佐賀県	唐津市	唐津城		舞鶴海浜公園	舞鶴公園	11		M9		未指定		
長崎県	大村市	大村城		大村公園	T8大村氏より借用	11		T11		歴史公園 100選		
長崎県	島原市	島原城		島原城跡公園		11		S32		歴史公園 100選		
熊本県	熊本市	熊本城		熊本城公園		11		S24		歴史公園 100選		
熊本県	八代市	八代城		八代城跡公園		11		S28都市計画決定		未指定		
熊本県	人吉市	人吉城		人吉城跡公園		11		M36		未指定		
大分県	中津市	中津城		中津公園		11		M13		未指定		
大分県	臼杵市	臼杵城		臼杵公園		11		M6		歴史公園 100選		
大分県	竹田市	岡城		岡公園		11		S7		歴史公園 100選		
宮崎県	延岡市	延岡城		城山公園		11		M初年		歴史公園 100選		
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島城		城山公園		11		M39		未指定		
東京都	千代田区	江戸城	秋葉山	虹葉山御堀	T3竣工	12	不詳	T3	木2	未指定	国特別史跡 外	無
東京都	千代田区	江戸城	吹上	生物学研究所	S3竣工	12	不詳	S3	RC2・木1	未指定	国特別史跡 外	吹上御苑 内
神奈川県	小田原市	小田原城	三の丸	佐藤法律事務所	S9竣工	12	不詳	S9	木2	未指定	国史跡 外	小田原城址公園外
静岡県	掛川市	掛川城	下台所	大日本報徳社大講堂	M36竣工(遠江国報徳社公会堂)	12	不詳	M36	木2	国重文	県史跡 外	掛川城公園外
静岡県	掛川市	掛川城	下台所	大日本報徳社正門	M42	12	不詳	M42	石造	県指定	県史跡 外	掛川城公園外
愛知県	刈谷市	刈谷城	本丸	土朝亭	S5財团法人刈谷土族会の施設として竣工→S11町所有→S47改築	12	不詳	S5	木2	未指定	未指定	刈谷城公園内

の陳列所として、鹿児島県立博物館考古資料館は興業館としてそれぞれ建設され、地域の産業振興に一定の役割を果たしたものである。富山城跡の富山第一銀行旧本店、福井城跡の三井住友信託銀行福井支店、松本城跡の松本丸の内ホテル(旧第一勧業銀行松本支店)・日本銀行松本支店はいずれもビジネス街になった三の丸に昭和になって建てられ、岡山城跡のルネスホール(旧日本銀行岡山支店本部)もビジネス街になった二の丸に建てられている。

郡山城跡の柳沢文庫庭園内の四阿周囲の菱形の舗装はもともと城内に柳沢旧藩主家が金魚の養殖の研究のために作った池の護岸の天端部分である(図1)。郡山藩では幕末には金魚養殖が下級武士の内職となり、明治以降は旧藩主柳沢保申が柳沢養殖研究場を設立、後継者の柳沢保惠も養魚研究所を城下に設け、金魚養殖を奨励し地場産業に育て上げた。この遺構は養魚研究所の機能が城内の柳沢邸に移された時のもので、昭和40年に市民の庭園にするために埋められたものである。

2) 軍関係施設

軍関係施設は25件、全体の4.4%であった。

戦後の軍の解体に伴い、これらはすべて軍の施設ではなくなり、転用が図られている。

重要文化財となっているものは、江戸城跡の旧近衛師団司令部庁舎(現国立近代美術館工芸館)、大坂城跡で明治20年に陸軍省が再建した桜門、国の登録文化財は名古屋城跡の乃木倉庫、姫路城跡の旧第十師団兵器庫(現姫路市立美術館)である。

弘前城跡の第八師団門柱、小倉城跡の第十二師団司令部門柱は公園内に残されており、大阪城跡の陸軍大阪衛戍刑務所正門および堀は公園内の大阪城公園内詰所の正門および堀として機能している。高槻城跡には旧陸军工兵第四聯隊門柱三本および歩哨舎(図2)・門柱(一本)が残されている。

3) 教育施設

教育施設は47件、全体の8.3(%)であった。現代建築も少なくない。

文化財となっているものは、県指定文化財の旧三

重県第三尋常中学校校舎・校門、旧小田小学校本館、登録文化財が山形城跡の旧山形市立第一小学校校舎・門柱および柵、飯田城跡の飯田市立追手町小学校校舎・講堂、刈谷城跡の旧亀城小学校本館、鳥羽城跡の旧鳥羽小学校校舎、彦根城跡の旧彦根高等商業学校・講堂である。

鳥羽港を望む高台の鳥羽城跡本丸に立地する旧鳥羽小学校校舎は、昭和4年の建設である。三重県下最初の鉄筋コンクリート造の鉄筋コンクリート造3階建で、中央部分など随所にアールデコ風の意匠を施す。大庄屋の広野藤右衛門、真珠の養殖とブランド化で富をなした御木本幸吉らの出資と助言によつて建設されたもので、地域産業を背景とする。

小田原城跡の小田原城歴史見聞館は小田原第二尋常小学校の講堂として昭和9年に建設され、後には城内小学校、三の丸小学校の講堂として利用され、平成10年から現施設として転用されている(図3)。城跡に学校が置かれていた記憶を現地に留める。また、後述する二の丸観光案内所(昭和9年建設、小田原町立図書館)とともに城跡の近代を感じさせる建物となっている。

4) 都市基盤施設

都市基盤施設は22件、全体の3.9(%)であった。

文化財となっているものは、米沢城跡の舞鶴橋、水戸城跡の水戸市低区配水塔があり、ともに登録文化財である。指定文化財は見られない。

交通施設では、米沢城跡の舞鶴橋、白河城跡の白河駅舎、水戸城跡の大手橋、江戸城跡の皇居正門鉄橋・皇居正門石橋、上田城跡の真田傍陽線・同公会堂下駅・二ノ丸橋、松代城跡の松代駅舎、上野城跡の伊賀軌道上野町駅、岸和田城跡の南海電気鉄道南海蜻地蔵駅舎が上げられる。

上田城跡の丸東側の堀跡に布設された上田交通(現上田電鉄)真田傍陽線は昭和2年(1927)に上田と真田町を結ぶ鉄道として開業し、菅平の観光や農産物の輸送手段として利用されたが、道路整備の進捗により昭和47年に廃止された。軌道跡は上田城跡公園内のけやき並木遊歩道として市民に親しま

れている（図4）。

水道施設では、水戸城跡の水戸市水道低区配水塔、上野城跡の上野市上水道水源地送水機関室・第一配水池・第二配水池・第三配水池、膳所城跡の大津市膳所浄水場、大坂城跡の配水池、和歌山城跡の城内配水池・同管理用建物が上げられる。上水関係施設は市街地では高所にあたる城地の地形的特色により立地したものである。

通信関係では、姫路城跡の旧通信省姫路電信局別館が上げられる。

5) 官公庁施設

官公庁施設は36件、全体の6.8（%）であった。国の行政機関の他、県庁舎、市庁舎などが見られ、戦後の建築も少なくない。

重要文化財となっているものは、鶴ヶ岡城跡の旧鶴岡警察署庁舎・旧西川郡役所（ともに移築）、名古屋城跡の愛知県庁舎・名古屋市庁舎、山口城跡の旧山口県庁・県会議事堂、県指定文化財は甲府城跡の山梨県庁舎別館・山梨県議会議事堂、市指定文化財は大野城跡の旧大野治安裁判所本館・守衛室（ともに移築）、登録文化財は前橋城跡の群馬県庁昭和庁舎、駿府城跡の静岡県庁本館、上野城跡の旧上野警察署庁舎である。

名古屋城跡の愛知県庁舎は昭和13年竣工、西洋的な様式と城郭建築の意匠を融合させて地域色を現し、昭和前期の建築思潮で課題となっていた日本趣味の表現を達成しており、秀逸な意匠と高い歴史的価値を有しているとされる。名古屋市庁舎は昭和8年に建てられたもので、西洋的な建築様式に日本の要素を取り入れた造形美を示しているとされる（文化庁HP 文化遺産オンライン参照）。共に帝冠様式で官庁街となった三の丸に並び立つ（図5）。

6) 宗教施設

宗教施設は114件、全体の20.2（%）であった。

神社・教会の他、慰霊施設もここに分類した。慰霊碑については台石に碑身が載るだけの簡素なものではなく、意匠的に特異なものを選んだ。

重要文化財となっているものは鶴ヶ岡城跡の鶴岡

カトリック教会天主堂、金沢城跡の尾山神社の神門、市指定文化財は水戸城跡の鹿島神社、登録文化財は山形城跡の山形聖ペテロ教会礼拝堂などである。

城跡に立地する神社はいつそこに立地したかによって、旧藩時代にはあったもの、維新後戻ったものの、維新後新たに設けられたものに大別でき、さらに最後のものは、①藩祖や旧藩主を祀るもの、②偉人を祀るもの、③戦没者を祀るものに分けられる。③には護国神社があり、これは旧招魂社が昭和14年（1939）に改称したもので、道府県に一社を原則とした。

水戸城三の丸跡の鹿島神社は、水戸藩第9代藩主徳川齐昭が創設した藩校弘道館の中央部に建てられたもので、安政4（1857）年に弘道館が本開館した際に常陸国一宮である鹿島神宮を分祀した。昭和20（1945）年の空襲で焼失したが、昭和49（1974）年の第60回伊勢神宮式年遷宮の後に、伊勢神宮内宮の境内別宮である風日祈宮の旧殿一式（本殿、拝殿、中門及び瑞垣）が特別に譲渡・移築されたもので、伊勢神宮独自の建築技法である神明造に特徴がある（水戸市HP 水戸市指定文化財一覧参照）。

群馬県には沼田城跡の日本基督教団沼田教会祈念会堂、前橋城跡の前橋カトリック教会聖堂・マキム主教記念聖堂、安中城跡の日本基督教団安中教会の教会堂・牧師館・柏木義圓書斎・ベーケン邸などキリスト教関係の遺構が多数ある。明治期において群馬県でキリスト教が広まった理由として、この地区は江戸時代以前から蚕糸業および織物業が盛んであったが、近代になって貿易が始まると蚕糸が輸出されるようになり、それらに関わった人々によってキリスト教が広められたことと、新島襄が安中藩出身であったことの影響も考えられている⁷⁾。城跡には珍しいキリスト教関係施設であるが、日本の近代化、地域の農業振興とともに密接に関わっているのである。

大阪城跡の教育塔は昭和9年（1934）の第一次室外台風によって多くの犠牲者を出したことを機に、大阪の教育界が提唱し、当時の帝国教育会によって

昭和11年に建立された懸垂施設である。塔の高さは30m、外側は白色の花崗岩で覆われている（図6）。

7) 文化観光施設

観光文化施設は100件、17.7（%）であった。

文化観光施設は戦後のものが比較的多く、天守閣・櫓・門等復元や復興など城郭に関係する建造物と市民会館や音楽ホール、博物館など現代の文化に関わる文化系のものに大別することができる。

前者の天守閣の場合、一般に当時の圖面等を基に構造まで忠実に再現したものを本造復元天守、構造は異なるが外観のみ再現したものを外觀復元天守、天守は存在したが外觀など確実な根拠のないものを復興天守、その場所に天守は存在しなかつたが天守の外觀を持つ施設を模擬天守と呼んでいる。これらの内部では、本造復元天守の場合は建物そのものの構造などの展示、その他のものは歴史資料の展示を行っている場合が多い。

外觀だけでなく本来的な構造も復元する復元建物は水戸城跡三の丸の特別史跡旧弘道館の八卦堂が昭和28年で最も早く、昭和35年（1960）の松江城跡の一ノ門・南多門と続く。

後者には松阪城跡の旧飯南郡図書館のように明治44年（1911）に開館した図書館もあり、倉庫とともに登録文化財となっている（図7）。また、後者には銅像の台座、記念碑、ラジオ塔など比較的小さいものも含まれる。記念碑については台石に碑身が載るだけの簡素なものではなく、甲府城跡の諱恩碑などのように意匠的に特異なものを選んだ。ラジオ塔は昭和5年（1930）から昭和18年（1943）までに450か所以上整備されたもので、上田城跡では昭和30年（1955）に民間放送局の信越放送が設置している。

重要文化財となっているものは上野城跡の併聖殿、県指定文化財は掛川城跡の淡山翁記念図書館、郡山城跡の奈良県立図書館（移築）、市指定文化財は伊勢崎陣屋の旧時報鐘楼、郡上城跡の天守閣、上野城跡の伊賀文化産業城、登録文化財は前橋城跡の群馬会館、大坂城跡の大坂城天守閣などである。模

擬天守の郡上城天守閣、伊賀文化産業城、復興天守の大坂城天守閣が文化財となっていることは史跡整備を考える上では注目すべき事柄である。

8) 運動施設

運動施設は21件、全体の3.7（%）であった。

戦前は武徳殿などの武道場、戦後は公園施設中の体育館や野球場などが多い。50年を経たものではあるが、その価値については十分な検討が必要であり、現在、文化財になっているものはない。

武徳殿は明治28年（1895）に設立された大日本武徳会の本部道場の名称で、各地の支部道場も同じ名称を使い、戦後の各地武道館に相当する機能を有した。弘前城跡の武徳殿は土産物店や喫茶店、休憩所の入った公園施設として利用されている（図8）。

9) 住宅

住宅は50件、全体の8.8（%）であった。

住宅では、皇室の邸宅・旧藩主の邸宅、財政界人の邸宅・その他に大別できる。

皇室関係の邸宅では、江戸城跡の大宮吹上御所、掛川城跡の有栖川宮熾仁親王邸2棟である。後者は明治17年（1884）に有栖川宮熾仁親王邸として建てられた後、昭和13年（1938）に現在地に移築され、大日本報徳社の仰徳学寮・仰徳記念館として利用されてきたものである。

旧藩主邸宅は旧藩主家が元の城跡の一部を入手し邸宅を構えたものである。佐沼要害跡の佐沼亘理家九代隆胤公邸宅、米沢城跡の上杉伯爵邸、沼田城跡の旧土岐氏住宅洋館（移築）、館林城跡の秋元家別邸・洋館、大和郡山城跡の柳沢邸、鳥取城跡の池田家別邸仁風閣、松山城跡の久松家別邸、高松城跡の松平家別邸披雲閣・倉庫、白井城跡の稲葉家別邸の大書院・御居間・台所・土蔵・御門・外堀および東門、大村城跡の大村家別邸が見られる。

城跡内は城下に比べて展望が効くことから地元の財政界人が別邸用地などを求めて取得したものが見られる。小田原城跡の黒田長成（元貴族院副議長・福岡藩主家）の別荘清閑亭、福山城跡の安部和助（海産物商）別邸の本館・洋館・西茶室・南茶室・西蔵・

東蔵、久留米城跡の石橋徳次郎（ブリヂストン創業者）邸、日出城跡の成清家（金山経営）日出別邸の主屋・北離れ・東離れ・土蔵・表門、唐津城跡の高取伊好邸宅（炭鉱主）である。こうした邸宅には庭園も残されているものがある。

重要文化財となっているものは、鳥取城跡の池田家別邸仁風閣、高松城跡の松平家別邸披雲閣・倉庫、松山城跡の久松家別邸萬翠荘（図9）、唐津城跡の高取伊好邸宅、日出城跡の成清家（金山経営）日出別邸の主屋他、県指定文化財は掛川城跡の有栖川宮熾仁親王邸2棟および岡田良一郎自邸兼私塾、市指定文化財は掛川城跡の松本家住宅の主屋・離れ、岸和田城跡の寺田利吉別邸、登録文化財は大館城跡の旧櫻場家住宅などがある。

10) 庭園

庭園は21件、全体の3.7（%）であった。

庭園は旧藩主家・旧藩士の庭園、政財界人邸宅の庭園、軍関係施設の庭園、神社庭園、公園施設としての庭園等がある。

旧藩主の庭園には米沢城跡の旧上杉伯爵邸庭園、高松城跡の松平家高松別邸披雲閣庭園、松山城跡の萬翠荘庭園、旧藩士家では島原城跡の小早川家住宅庭園がある。

政財界人邸宅の庭園には小田原城跡の黒田長成侯爵の別邸清閑亭庭園、掛川城跡の竹の丸庭園、岸和田城跡の五風荘庭園、福山城跡の福寿会館庭園、久留米城跡の石橋徳次郎邸庭園、唐津城跡の高取邸庭園、日出城跡の成清博愛別邸の山荘庭園がある。福山城跡の福寿会館庭園は1930年代、海産物商で削り節の考案者といわれ「鰹節王」と呼ばれた安部和助が別荘を建設し、天守を借景とする池泉庭園を造営したものである。福山大空襲では福山城天守は焼失したが、後に復興し、借景の対象を取り戻している（図10）。

軍関係施設の庭園には名古屋城跡の三の丸庭園、大坂城跡の旧紀州御殿付属庭園、高槻城跡の旧陸軍工兵第四聯隊将校集会所の庭園・同下士官集会所の庭園^⑤、広島城跡の広島大本營庭園、久留米城跡の

久留米大本營庭園がある。

国の名勝となっているものは岸和田城跡の重森三玲作の岸和田城庭園（八陣の庭）（図11）、高松城跡披雲閣庭園、県指定文化財は金沢城跡の尾山神社庭園、市指定名勝は五風荘庭園、登録文化財は日出城跡の旧成清博愛別邸庭園（的山荘庭園）である。

11) 公園

公園は98件、全体の17.3（%）であった。

公園と通称されても、民有地のまま公開されてきたものであり、近年になって都市計画決定され、制度上は50年を経ていないような場合もあるので、注意が必要である。

公園の開設は太政官布達のあった明治6年が最も早く、高知城跡の高知公園、蓮池城跡の蓮池城公園、臼杵城跡の臼杵公園がある。

著名な設計者とその公園としては、長岡安平が関わった秋田城跡の千秋公園、盛岡城跡の岩手公園、本荘城跡の本荘公園、高知城跡の高知公園があり、本多静六が関わった会津若松城跡の鶴ヶ岡公園、甲府城跡の舞鶴公園、飯山城跡の城山公園、小諸城跡の猿古園、岡崎城跡の岡崎公園、和歌山城跡の和歌山公園、松江城跡の城山公園、徳島城跡の徳島中央公園がある。

本多は和歌山城跡では大正4年（1915）に設計案を立案したが、樹形の撤去や濠の埋め立てなどが地元の反発を買い、実現できた部分は多くはなかった（本書掲載大山論文）。一方、小諸城跡では大正15年（1926）に設計案を、昭和12年（1937）には拡張計画を提出している。拡張計画では城郭本来の性質を尊重し、できるだけ現状を保存することとしている（本書掲載山東論文）。計画通りに実現できた部分とそうではない部分があり、それには地元の関わりもあるため本田の仕事のみを評価するのは容易ではない。たとえ著名な設計者が関わったとしても具体的にどう実現したか、残される遺構はどこか、公園史的にどのような価値があるかなど慎重な評価が必要である。

松江城跡での本多の設計図と現況を見比べると、



図1 郡山城跡の金魚池遺構



図5 愛知県庁舎と名古屋市役所（鈴木智大氏提供）



図2 高槻城跡の旧陸軍工兵第四聯隊門柱と歩哨舎



図6 大坂城跡の教育塔



図3 小田原城跡の小田原第二尋常小学校講堂



図7 松阪城跡の飯南郡図書館



図4 上田城跡の鉄道および駅跡



図8 弘前城跡の武徳殿



図9 松山城跡の萬翠荘



図11 岸和田城跡の岸和田城庭園



図10 福山城跡の福寿会館庭園



図12 松江城跡の天守前広場

それが実現し残されている部分は多くはないようであるが、天守前広場の園路は本多の設計図に近いものである（図12）。

前述したように公園の名勝指定は市指定の2件のみであるため、それらを詳しく見よう。

佐野城跡の城山公園は明治22年（1889）に開設された公園で、昭和36年（1961）6月27日に城山公園として佐野市の名勝に指定されており、同時に佐野城跡として市の史跡にも指定されている。近世城跡が名勝（市指定）となった最も早い事例である。市指定名勝としての説明文には「城山は、明治22年に公園になり、風光明媚をもって知られ、全山桜、つつじ、もみじ、松等におおわれ四季を通じ訪れる人々多く、市民の憩いの場として、また散策地として有名である。」とあり、造園設計の観点ではなく景観や植栽市民が親しまれている点が評価されている⁹⁾。

久保田城跡の千秋公園は明治29年に長岡安平の設

計により整備され、秋田県出身の漢学者狩野良知より千秋園として命名されたもので、平成20年3月25日に秋田市の名勝に指定された。「秋田市指定文化財『千秋公園（久保田城跡）』について」¹⁰⁾によると、名勝としての指定理由は「千秋公園は近代公園の先駆者といわれる長岡安平が初期に設計した公園であり、現在でも久保田城の歴史的地形をよく残しながら市民が集う近代公園として鑑賞上の要素が随所に残されている。また、100年以上の歴史をもつ全国の城跡公園、および近代公園のさきがけでもあり、公園史および都市計画史上の学術的な高い価値と風格を持った公園として極めて貴重である。」としている。

今後は公園史研究の進捗により、各地の城跡公園の名勝指定が増えるものと思われる。

12) その他

その他は6件、全体の1.1（%）であった。

分類しがたいものをその他とした。国の重要文化

財となっているものは大日本報徳社大講堂、静岡県指定文化財は大日本報徳社正門である。

4. 国指定史跡に指定されている近世城跡の整備計画における近現代遺構の取り扱いについて

前章までは近世城跡に立地する近現代遺構の分布や保存状況などの概要を見てきたが、ここでは近世城跡の内、国指定史跡になっているものの整備計画等において、これらの遺構がどのように位置づけられているかについて見てみたい。

まず、その前に近年の計画論の変化と、文化財の種類により近現代遺構の価値づけが異なる場合があることを確認しておこう。

(1) 国指定史跡等の計画論の変化

近年、国指定の個々の記念物に関しては保存活用計画の策定が盛んに進められているが、史跡整備に関わる計画手法においては価値評価の視点にも変化が見られるようになってきた。保存活用計画は従前の保存管理計画を平成28年度より内容を改めたものである。保存管理計画の基本的な内容については文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき』(2005同成社)で、保存活用計画の内容については『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(2015文化庁文化財部記念物課)で示されており、双方で史跡等の本質的価値の明確化と構成要素の特定が求められている。そこで注意を要するのが“遺跡の履歴”、特にその場所が本来の機能を失った後に社会と関わった事象やその物証として残った近現代遺構などの事物の計画における取り扱いである。すなわち、それらの近現代遺構は本質的価値の構成要素以外の構成要素であり、史跡等の保護に有効な要素か有効ではない要素に分類されるのである。

『史跡等整備のてびき』の近世城郭の項^[11]では、廃城後の土地利用形態と整備計画との調整に関して「廃城後に建設され指定地内に含まれる各種の施設等のうち、当該城跡と直接の関係が認められず、史

跡等の本質的価値を構成する諸要素として認定できないものについては、整備計画において積極的に移転または撤去の方針を定めることが必要である。」としつつも、「近世城郭の中には、その本質的価値を表すものではないが、当該城跡に関連して廃城後に藩主を祀った神社が建立されているもののはか、近代に建てられた建造物すでに文化財的な価値について評価が可能であるものが付加されているものなどがある。」として注意を促している。城跡と密接に関わる施設や既に史跡以外の文化財的価値の認められているものについては特別に配慮を求めているのである。

一方の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』^[12]では、「史跡等の本質的価値の評価の視点には、時間の経過とともに進化する部分が含まれている。指定時に価値評価の対象としなかった付加的な事象・事物の中には、その後の調査研究の進展により、史実の新発見又は化学的理論の発展などがあり、新たに本質的価値の評価の対象に加える必要が生じたものも含まれている。」とし、本質的価値の補完に好影響を及ぼすものの中には「時間の経過とともに価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行するものもある。」としている。具体的には、史跡整備という事象の中で厳密な考証を経て、構造や材料まで本来のなものに近づけた復元建造物が考えられよう。「報告書」は『てびき』に比べ積極的に遺跡の履歴を評価するようになり、今後の史跡整備においては当該施設の意義の説明や歴史的重層性の表現など活用することの重要性が増してきていていると考えられるのである。

(2) 文化財の種類による価値づけの違い

ところで、国指定の記念物であっても史跡と名勝では復元建造物の価値づけが異なる場合があることを認識しておく必要がある。例えば特別史跡・特別名勝の鹿苑寺（金閣寺）庭園における景観の主要な構成要素である金閣は昭和25年（1950）に焼失し、5年後に復元されたため、既に50年を経た現在は本質的価値に移行したと言える。しかし、復元当初は

史跡としては本質的価値を帯びてはいないのである。一方、名勝としては重要な景観構成要素を取り戻し、復興当初から鑑賞上の価値を有しているため、庭園にとって金閣は本質的価値の構成要素になるのである。

近世城跡に立地する復興天守という近現代造構とそれを景観構成要素とした近代庭園で言えば、どうなるだろうか。

岸和田城（大阪府史跡）本丸に位置する、重森三玲作（昭和28年）の国指定名勝岸和田城庭園（八陣の庭）は翌年に竣工した復興天守（RC造）を背景にも視点場の一つにもすることが大きな特徴の枯山水庭園である（図11）。復興天守は構造も本来とは異なり、史実を反映したものでもないため時を経ても史跡としては本質的価値の構成要素にはならないが、この庭園にとっては本質的価値の構成要素である。

また、前述した福山城跡（国史跡）の福寿会館庭園（未指定）は昭和10代の作庭当初は天守（旧国宝）を借景としていたが、天守が空襲で焼失、昭和41年（1966）に本来の外觀に近い形で復興された。こちらの復興天守（RC造）も（庭園が名勝になるなら）庭園にとっては復興時から本質的価値の構成要素である。庭園の場合は芸術上・鑑賞上の価値が重要となるため、本質的価値の構成要素となる天守が必ずしも歴史的・學術的な価値を帯びている必要はないのである。

記念物でも史跡と名勝では価値付けの基準が異なるため、こうした庭園の借景として天守がある場合、復興天守の価値づけも異なることになるのである。

（3）国指定史跡の近世城跡整備計画における近現

代造構の取り扱いについて

近世城跡の史跡としての保存管理計画書や保存活用計画書、あるいは整備基本計画書等の整備計画の中で近現代造構がどのように扱われているかを具体的に見てみた。いずれの計画や実施の状況も所有者の意向や公有化の条件、都市戦略上の位置づけ、首長の意向、自治体の財政状況など現実的な状況の中

で計画・実施されているものであり、それ自体を批判しようという意図はないことは先に述べておこう。

内容的には概ね、1）撤去型、2）存置型、3）共存型、4）積極的位置づけ型に大別できたので、それぞれについて事例を見てみよう。

1) 撤去型

①高松城跡の玉藻廟

高松城跡の内曲輪は明治23年（1890）に旧藩主の松平家に払い下げとなった。玉藻廟は本丸の天守台に高松平家第11代当主松平頼聰が松平家鎮守の廟として高松藩祖松平頼重を祀り、明治35年（1902）に完成したものである。第12代当主松平頼壽は先代頼聰を合祀して、代々の御靈を祭神とした。昭和19年（1944）、戦火が及びことを懸念し、御神体を屋島南麓の屋島神社に遷して以後、玉藻廟は空き家状態になり戦後は荒廃した。昭和31年（1956）には東の丸に新玉藻廟が完成し、ここへ御神体を遷し、玉藻廟と関連施設は高松市に寄贈されていた¹³⁾。平成8年の『史跡高松城跡保存整備基本計画』¹⁴⁾では「整備に際して城跡景観にそぐわない神社建築物並びに鳥居、狛犬、手水舎、灯籠、階段の関連施設は城外移転するとともに、外来植物も移植する。」としている。そして、玉藻廟は虫害や風雨による破損が著しく移築保存は困難との判断がなされ、記録保存後の平成18年に解体となった。撤去は建物の物理的状態が大きく影響したのであるが、藩主を祀る神社は城跡にはそぐないとの判断がなされていたのである。

②松前城跡の松前神社

昭和50年度策定の史跡松前城跡の保存管理計画¹⁵⁾では、原則として本丸二の丸地域内の城跡遺構に関係のない建造物・工作物は撤去するとしているが、「松前神社社殿および社務所は現状保存する。（松前神社は松前藩祖武田信広を祀り、明治14年（1881）以降現地に建立されたものである。従って福山城とは直接関連をもつものではないが、地方住民の崇敬が厚く、精神的な結び付きも強いので、第1次計画

においては現状保存することとし、充分検討した上で、第2次計画に反映させる。)』としており、明治以降に立地した施設でも長い歴史があることに配慮を見せていた。ところが、平成8年度策定の『史跡福山城跡の保存管理計画¹⁶⁾では、「現在の松前神社は、鎮座後すでに100余年を経ているが、神社境内と城跡の復元整備計画との調整が必要であり、社地の整備への協力を今後とも求めていく。」とした。さらに、平成28年度策定の『史跡松前氏城跡福山城跡保存活用計画書』¹⁷⁾では、「地元の崇敬を集めている神社であるが、城郭とは直接関係のない施設であることから、建て替えの時期には、関係者の理解と協力を得て史跡外への移転を図る。将来的には本丸にふさわしい庭園の再現を目指すものとする。」としている。神社の立地が昭和36年(1961)に鉄筋コンクリートで再建された天守に近く、本丸庭園の心字池に位置しているため、城跡の復元整備の中で土地利用の調整が必要になってきているようである。

③上田城跡の上田市民会館

平成3年策定の『史跡上田城跡整備基本計画』¹⁸⁾では、移転対象施設として昭和40年建設の上田市民会館(石本喜久治設計)が上げられ、現在撤去工事が進められている。

④会津若松城跡の武徳殿

平成6年策定の『史跡会津若松城跡保存整備のあり方について』¹⁹⁾において、会津若松城跡の史跡環境の保全・既存施設の見直しの項では「史跡全域及び周囲の環境は、各遺構が立地した往時の環境に地形や植生を復元することに努める。従って江戸時代末期の植生等について今後研究を行うものとする。また、史跡のイメージとしては、古さ、落ち着き、静かさなどが歴史を回想する場として否めない条件であり、植栽や既存樹林の保全を中心とした史跡全体のイメージづくりに配慮する。なお、都市公園施設との整合を図り、文化財保護、史跡環境整備の見地から既存の施設の見直しを行う。」とし、「史跡環境、風致等への支障となる武徳殿、弓道場、テニスコート、駐車場等を見直し、建設中の総合運動

公園等との調整を図る。」としている。城跡の中の運動公園的な施設はイメージに合わないため移転させようとしており、その中で武徳殿も移転の対象になっていたのである。その内容は平成9年の『史跡若松城跡総合整備計画書』²⁰⁾へも引き継がれている。

⑤和歌山城跡の配水池

平成5年策定の『史跡和歌山城跡保存管理計画書』²¹⁾で、本丸御殿跡に立地する配水池に関しては、本丸御殿を取り上げる中で、「旧本丸には市水道局の配水池があり、現在も運用されているが、本丸御殿の資料は台所棟の遺構(市内光恩寺庫裏として現存)があるほか、平面資料(『御城内懃御絵図』)もあり、推定復元なら可能である。配水池の撤去が可能になれば、復元したほうが良かろう。」としており、復元的な整備のための条件が整えば配水池を撤去するものと見られる。また、昭和33年(1958)完成の天守閣については、コンクリートの劣化により老朽化していることを指摘し、撤去かどうかは言及がないが、再建時には木造による復元計画の必要性を述べている。全体として本丸部分では復元的な整備を目指しているようであり、配水池に対しては配慮はされていない。まず、歴史的な調査と評価が必要であろう。

⑥山形城跡の山形市郷土館

平成24年策定の『山形城跡保存管理計画』²²⁾では、城下町に造られた病院建築で昭和44年(1969)に城跡内に移築されている山形市郷土館(重要文化財旧清世館本館、明治11年竣工)については史跡の保護にとって有効でない要素と位置づけ、「次期解体修理時期にあわせて移転先の検討を行う。」としている。

2) 存置型

①松阪城跡の鈴屋遺蹟保存会事務所

松阪城跡の本居宣長旧宅(鈴屋)は、宣長の祖父が元禄4年(1691)松坂城下の職人町に建てたもので、宣長の子孫が明治になんでも居住していたが、明治38年(1905)、宣長に從三位が追贈されると保存の気運が高まった。明治期に城下から出火した大

火の経験から、明治天皇の下賜金を原資に鈴屋遺蹟保存会が設立され、これを町屋地区から安全な城内に移築したものである。平成24年策定の『松阪城跡保存管理計画書』²³⁾においては、「既に移築後100余年を経て市民権を得ている点等を考慮し、庭園とともに施設としての現状を当面維持・保全する。」としており、本居宣長旧宅の維持管理のために同年に建てられた鈴屋遺蹟保存会事務所についても「特別史跡本居宣長旧宅の移築にともない、鈴屋遺蹟保存会事務所として建築された歴史的経緯をもつもので、市民権を得た建物や工作物であることから、建物の現状を当面維持・保全する。」としている。

②弘前城跡の市立図書館・市民会館

平成元年策定の『史跡津軽氏城跡（堀越城跡・弘前城跡）保存管理計画策定報告書』²⁴⁾では、弘前城跡三の丸に立地する「市民広場周辺のテニスコート、市立図書館、市民会館については、将来域内から撤去する。さらに市立博物館も城内のいすれかに（四の丸を予定）移転し、市民広場を拡張整備する。」としているが、平成17年度の保存管理計画²⁵⁾では「市民広場周辺の市民会館や市立博物館、テニスコートは市民生活に浸透している施設であり、将来において移転を検討しなければならないが、当分の間はこのまま使用する。将来的には、移転後の整備計画について検討していく。」としており、ややトーンを下げている。このことは市民会館と市立博物館が前川國男の作品で歳月の経過と共に評価されてきたことと関係するように思われる。

前川國男は昭和3年（1928）に東京帝國大学を卒業し、20世紀を代表する建築家であるフランスのル・コルビュジェに師事し、2年後の昭和5年に帰国した。当時、日本に事務所があったアントニン・レーモンドの下で働き、影響を受けた。弘前市内、特に城跡とその周囲には前川國男の建築作品が8ヶ所現存する。弘前市民会館は昭和39年（1964）竣工、前川國男59歳の時の作品である。弘前市立博物館は昭和51年（1976）竣工、前川國男71歳の時の作品である。後者は築41年であるが、ともに平成8年には

第6回BELCA賞ロングライフ部門を受賞、平成26年には弘前市景観重要建造物に指定されている。なお、三の丸には弘前市縁の相談所があり、こちらは昭和55年竣工、前川國男75歳の時の作品である。

時間の経過とともに建物の評価が変化しており、保存運動も起きている。撤去を念頭にしているが、取り扱い方針の決定を急がずにその状況を見守っているように見える。

3) 共存型

①上田城跡の眞田神社

上田城跡に関する平成3年の『史跡上田城跡整備基本計画』では、移転方策の検討としては眞田神社、上田招魂社があげられていた²⁶⁾。その後の平成23年度改訂版『史跡上田城跡保存管理計画書・史跡上田城跡整備基本計画書』においては、「眞田神社は史跡の保存活用に寄与している現状を踏まえ、お互いの緊密な連携のもと、共存を図っていくものとします。」²⁷⁾とし、城跡の整備を進めようとする上田市側の方向転換が図られた。その背景には近現代における城跡の保護に眞田神社（図13）の関わりが大きかったという歴史的な認識が形成されたことがある。その具体的な内容は次に示す通りである²⁸⁾。

眞田神社の前身である松平神社は、明治12年以降本丸下の段に遷座し、本丸を公園に転換する主導的な役割を果たすとともに、本丸一帯を管理し良好な環境を維持しました。その後、公園となった区域を上田市に寄付したことにより、二の丸を含めて市が公園を整備する契機を



図13 上田城跡の眞田神社

作りました。廢城となった城郭が数多いなかで、こうした一連の経過は土地の寄付者である丸山平八郎真義らの功績と合わせて上田城跡の近代以降の歴史を考える上で最も特徴的な史実です。これまで眞田神社とは移転対象施設の取り扱いにおいて認識の行き違いがありました。保存管理や整備事業において神社活動に制限を設けることはありません。

眞田神社の参詣者は櫓や博物館の見学者となる場合も多く、建造物の少ない上田城跡の現状において集客の上で眞田神社が果たしている役割を見過ごせません。今後の整備については史実に忠実な整備を進めるとする観点を基本としますが、双方の立場を尊重し連携しながら課題解決を図ることが最重要と考えます。文化財保護の視点からは将来的な移転等についても課題の一つと認識しますが、現実的にはこれまでに眞田神社が上田城跡の保存に対して果してきた歴史的役割を評価し、また、現在も集客上大きな役割を果たしていることを考慮し、城郭の本質的価値と眞田神社との共存・調和を図ることが適切であると考えます。

眞田神社は上田城跡の本丸に位置し、公園になる上でも重要な役割を果たし、現在も上田城跡の魅力の一つになっていることを評価するようになっていくのである。

②小田原城跡の旧小田原町立図書館

史跡小田原城跡では小田原市が昭和57年（1982）に策定した『史跡小田原城跡整備の理念と方針』においてその保存と活用を謳い、城内の施設移転と史跡整備を進めてきた。

小田原城跡の馬屋曲輪にはガイドの詰所などとして利用されてきた旧小田原町立図書館（昭和9年竣工）があり、平成15年度策定の『史跡小田原城跡馬屋曲輪保存整備基本計画』²⁹⁾においては史跡保存、歴史的環境保存の見地から移転もしくは撤去の推進を図るとしている。隣接する二の丸には旧城内小学校講堂（昭和4年竣工、図3）を利用した小田原城

歴史見聞館（将来的には移転もしくは廃止と位置づけられている）があり、ともに三の丸から二の丸を経て、本丸へ至る大手筋の途中に位置し、ガイダンスや管理の機能を担ってきた。

馬屋曲輪は通称『宮内庁図』の馬屋曲輪部分の圖で馬屋と大腰掛が描かれ、それぞれ「長式拾壱間幅三間半」、「長拾式間半」と記されている。この絵図の時期は元禄10-16年（1697-1703）の間のものと推定されており、各時代の多数の絵図をみても唯一建物が確認されるものである。遺構表現の時期については江戸末期を基本としているが、曲輪内の内部施設については変遷が認められることから曲輪の使用形態の特色を示す上で有効とし整備するとしている。このため復元的な建物にこれらの機能を入れる案が取りまとめられたが、そうした建物を設けること自体に異論も出されたため、馬屋跡・大腰掛跡については平面表示をすることになった。旧小田原町立図書館については、発掘調査成果により馬屋跡の表示と一部が重なることとなり、「当初、撤去することも考えられたが、城内のガイド機能を有することや、建物が城内に2棟しか残っていない（近代の：筆者注）建物であるという歴史的・文化財的価値を有すること等から、当面はこれまで通りに使用する整備方針を定めた。」といふ。

このように馬屋曲輪の旧小田原町立図書館について現段階では、藩政期の建物遺構とわずかに重なるが、後者を平面表示することにより前者を原位置で保存活用することとなったのである（図14）。写真



図14 小田原城跡の旧小田原町立図書館

の建物と平行する通路状の舗装部分が遺構表示である。

4) 積極的位置づけ型

①篠山城跡の青山神社

史跡篠山城跡本丸の青山神社については、平成11年策定の『史跡篠山城跡整備基本構想』では「青山神社社殿及び付属の施設、城主の石碑2基について青神神社氏子並びに関係者の御理解を得て城外へ移転を推進する。」³⁰⁾としており、同年度には青山神社社務所が解体されている。

一方、平成24年策定の『史跡篠山城跡保存管理計画』³¹⁾では本質的価値を支える諸要素すなわち本質的価値に準ずる要素として、昭和19年焼失、平成12年復元した大書院の他に、青山神社と篠山市立篠山小学校講堂を上げて次のように説明している。

青山神社は「明治15年（1882）に旧篠山藩士により城跡本丸内に建立された130年に及ぶ歴史を有する神社で、旧藩主青山家の遠祖青山忠俊及び青山忠裕を祭神とする。藩士の忠誠心を伝える貴重な資産で、社殿は大正5年（1916）に改築し、現在に至る」とし、さらに「篠山藩の歴史を伝える資産として価値が高い」として評価を変えているのである。

もう一方の篠山小学校については次のように記す。

篠山小学校は明治6年（1875）4月20日に知新館として魚屋町誓願寺内に開校し、明治8年（1875）に篠山城二の丸の大書院へ移転して篠山小学校と改称した、城内で130年以上の歴史を有する小学校である。

旧藩士の有志が旧藩主青山忠誠の意志に基づき設立した私立篠山中年学舎（後の私立鳳鳴義塾、現在の県立篠山鳳鳴高等学校）等とともに城跡内に開校し、人材育成に力を注いだ青山藩の教育精神を明治以降に引き継いだ教育施設である。篠山地区の住民は何代にもわたりこの城跡の小学校に通って地域の歴史文化を肌で感じ学んできた事実を踏まえると、城跡が住民の心のよりどころとなってきたことから、現在そし

てこれからの篠山を担う人々を育んだ重要な施設と言える。

明治43年（1910）に三の丸東側に新校舎が完成し、昭和26～30年（1951-1955）にかけて木造校舎の改築を行い現在に至る。講堂は、町内外からの寄付によって昭和10年（1935）に竣工した鉄骨木造の建造物で、兵庫県近代化遺産一覧に掲載されている。

篠山小学校は明治8年には篠山城跡に立地した伝統ある小学校であり、地域の教育文化の拠点として機能し、地域社会に親しまれ馴染んだ事績があり、それに伴い残された事物（建造物）も文化財的価値を有するため、まちづくり資産として活かそうというのである。

②高速城跡の高速閣

高速城跡の高速城址公園内の集会所として建てられた高速閣（登録文化財）については、昭和62年策定の『史跡高速城跡保存管理計画』と同様に平成12年策定の『史跡高速城跡整備基本計画書』³²⁾でも現在の位置で歴史的建造物として保存、活用を図るとしており、平成15-16年度には実際に改修工事が行われた³³⁾。

③広島城跡の大本營跡等旧軍関連遺構

平成元年の『史跡広島城跡整備基本計画書』³⁴⁾の整備の目標の中で次のように述べている。

広島城跡は、無論城郭の遺構として広島の都市の起源や武家社会の歴史・文化を学習・体験できる数少ない貴重な歴史的遺産であり、文化財でもある。同時に広島城跡は、明治以降の軍都の中心としての経緯もあり、現在においても大本營跡等の旧軍関連の遺構が存在している。このうち大本營跡については、近代以降の広島の歴史を理解する上で、必要不可欠なものであり、国際平和文化都市をめざす広島市にとって、歴史に刻み、継承する重要な意味を有している。また、ゾーン計画においては次のように記す。

本丸上の段は、天守閣の足元に当たるとともに、御殿をはじめとした建物が建ち並び、城郭

の中心として、さらに、領国經營の拠点として重要な位置づけにあった。また、城郭としての役割を終えた後も、明治27年（1894）には日清戦争に伴って大本營が設置されるなど、軍事上の中心的役割を果たしていた。

このように本丸上段は、2つの性格を異にする「中心」が位置した経緯を有しており、その事実を意識できるよう、天守閣をはじめとした城郭建造物や御殿跡等の遺構とともに、大本營跡及びそれに関連する遺構の存在を示す整備が重要となる。そして、性格を異にした遺構を整備するに際しては、本来的な姿である城跡としての整備を“主”とする中で、両者のバランスを図り、城跡の中心性と城跡のたどった歴史的変遷を意識できる重厚な空間とする必要がある。

江戸時代中後期の『御城指図』を見ると大本營跡は本丸御殿跡のはば中央部に位置しており、周辺では御殿跡等の遺構表示も計画されている。

④ 大坂城跡の大坂城天守閣・旧大阪砲兵工廠関連施設

平成25年の『特別史跡大坂城跡保存管理計画』³⁵⁾では、特別史跡大坂城の特徴を次のように三つにまとめている。

（1）特別史跡としての価値

- ①世界に誇る築城技術－築城技術の到達点を示す石垣と、縄張りの優秀性
- ②現存建物遺構の希少性・貴重性



図15 大坂城跡の大坂城天守閣

③地下に良好に保存された遺構群－本丸等で確認された豊臣時代の石垣や徳川期遺構。

（2）歴史の重層性

（3）近代以降の大坂城の歴史を特徴づける文化遺産群

①市民の城として親しまれてきた大阪城天守閣

②軍事的拠点としての大坂城を表徵する施設群

③近代都市化の歴史を刻む施設群

特別史跡大坂城を構成する諸要素としては、大坂城特有の価値を構成する諸要素とその他の諸要素に大別し、前者は特別史跡の本質的価値を構成する諸要素と、近代以降の大坂城特有の歴史的価値を構成する諸要素としている。すなわち、（3）の①～③の要素である、大阪城天守閣（図15）、旧大阪砲兵工廠関連（旧化学分析場、表門と堀、守衛舎、旧第四師団司令部（旧大阪市立博物館）、防空壕、旧兵器支廠門と堀、配水池（配水管等含む）、配水場、旧紀州御殿付属庭園）を特別史跡大坂城跡の価値として位置づけているのである。

⑤ 盛岡城跡の岩手公園

平成25年策定の『史跡盛岡城跡整備基本計画』³⁶⁾では盛岡城跡の最大の特性として、「近世城郭としての歴史的価値とともに、明治以後に付加された文化的価値が複合していることがあげられる。明治時代に長岡安平の設計により、岩手公園として整備され、新しい盛岡の名所として市民に親しまれ、石川啄木、宮沢賢治の作品の舞台もなっている。つまり、近世には盛岡の政治行政の中心である「城」として、近代以降は「城跡」でありまた「公園」として、盛岡の歴史的文化的価値の象徴としての歴史を積み重ねてきたといえる。」として、次のように整理している。（1.は項目のみ、2.は少し長いが近代の公園との関係を考える上で示唆に富むので引用した。）

1. 近世城郭としての特色

a. 東北有数の総石垣造りの城

- b. 連郭式と回郭式を組み合わせた縄張り
- c. 特色的な建物配置
- d. 船入、筋造橋など北上古川に設置された特異な施設

2. 近代公園としての文化的特色

明治時代の公園整備により盛岡城跡は、一般市民や県民が憩うための公園として再生された。公園の設計にあたった長岡安平は、明治時代から大正初期の公園設計の第一人者であり、飛鳥山公園や向島百花園の改修等、数多くの公園や街路の計画や設計、改修にあたった我が国のランドスケープデザインのバイオニア的存在であった。

公園設計にあたっては、地域の自然や特色を活かすことを要諦としており、公園整備に伴う南部家と岩手県との貸借契約書において、「城域の保存」を重んじることが明記されていたこともあり、城跡の遺構を活かしながら近代的な機能を備えた公園整備が行われた。

現在残されている図面および写真から、公園の設計にあたっては以下の点に配慮が払われたことが考えられる。

a. 曲輪の広がりを活かした広場整備

曲輪の空間的な広がりを活かして、公園的な緑地広場の整備を行っている。特に台所は運動場として利用できるよう、園路等も設けずに平場をそのまま一つの大きな広場としている。二ノ丸や本丸も公園として必要な最小限の園路の設置や、緑陰・点景とする樹木を植栽しながら、緑地広場としての整備を行っている。

b. 遺構・眺望を活かした環境整備

内堀を鶴ヶ池として整備し親水空間とする、烏帽子岩と時雨の松を活かして日本庭園風の修景を行う等、城の遺構を巧みに活かした景観整備を行っている。また、岩手山や中津川の眺望を楽しめる場所を中心に、四阿を設置している。

c. 季節の風致を楽しめる植栽整備

ウメ、サクラ、モミジ等、城跡の歴史的な景観に適う樹木を植栽し、季節の風致を楽しむことができる公園としている。また、台所には花壇を設けて近代公園的な設えで花を楽しめる空間を提供している。

d. 新たなモニュメントの創出

三重櫓など近世城郭を象徴した建物に代わり、明治期には南部中尉騎馬像を岩手公園の新たなモニュメントとなるような整備を行っている。二ノ丸側の入り口からも腰曲輪側からの入り口からも、南部中尉騎馬像がまず視界に入るよう配慮したことが、古写真からうかがえる。

なお、以上のような評価があげられる反面、虎口、土壘、大書院跡の地形等が改変されたほか、動線上の利便性を高めるため、石垣の一部を改変して石階段の新設等が行われている。

このように明治末期の岩手公園の造成が近世城跡を破壊した部分があることは認めつつも、当時の公園造成の意義を近世城郭としての価値と同等に評価しているのである。

⑥水戸城跡の旧弘道館復元建物

水戸藩の藩校跡、旧弘道館は水戸城三の丸に位置する。特別史跡としての整備の中で、昭和28年(1953)に八卦堂(図16)、昭和37年(1962)に通用門、国老詰所、政府の便所・湯殿、至誠堂の便所、井戸屋



図16 水戸城跡旧弘道館の八卦堂(弘道館事務所提供)

形、昭和45年（1970）に孔子廟、昭和47年に孔子廟土解の復元を図ってきた。平成29年策定の「国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書」³⁷⁾ではこれらの復元施設を「本質的価値に密接に関わる諸要素（後に復元または姿が変わった施設等）」に位置づけられている。その保存管理の方法については重要な文化財建造物や史跡の構成要素の歴史的建造物とともに「本計画に基づき別途作成する建造物の保存活用計画に基づき保存管理を行う」としている。

（4）小結

様々な対応

本章では、国指定史跡の近世城跡における近現代遺構の取り扱いをいくつかの事例から見てきた。ここで取り上げた各地の城跡では保存管理計画や保存活用計画などで近現代遺構の取り扱いの方針を追跡できたが、これは一定の期間ごとにその見直しを図っているからこそできることであり、その意味で適切なマネジメントが行われている事例と言えよう。繰り返しになるが、文章にはなっていない様々な状況も含め、選択された結果のみを見て批判するつもりなどはない。

具体的に見ると、城跡が公園として利用される中で設けられた市民会館や野球場など大規模施設は撤去の対象になるものがあった。なお、運動施設でも武徳殿については撤去か転用か対応が分かれた。史跡指定前に城下から移築された歴史的建造物を有する城跡では、その適所への再移築が望まれている。

旧藩主を祀る神社では、既に撤去された高松城跡（城内移転で機能は継続している）や、城跡の復元的な整備の関係で支障とならない史跡指定地外への移転を検討している松前城跡、移転を計画していたが近代以降の歴史的な認識を改めることによって共存を図る方針となった上田城跡、近年になって積極的に近代の変容を位置づけた篠山城跡など、その対応は様々である。

全般的に見ると、近年作成の史跡の保存活用計画書等は近代における神社の立地、軍関係施設や公園などによる変容を肯定的に捉えるようになってきて

いる。

土地利用・施設の適正化

近世城跡の史跡整備事業や公園整備事業の中では土地利用あるいは立地する施設の適正化が行われ、そこに立地した近代建築遺構の撤去に関して、過去にはその保存運動が起きている。江戸城跡の旧近衛師団司令部庁舎、大坂城跡の旧砲兵工廠化学分析場、赤穂城跡の兵庫県立赤穂高等学校校舎などであり、残されて重要文化財になったものもあれば撤去されたものもある。平成7年の報告で、「史跡整備はある史観や風景観によって環境を操作することを伴うが、歴史的な評価が定まらない中に歴史情報の証言者である遺構を整理することが問題であろう。逆に、整備する側にとっては証言者が歴史的価値を帯びない内に整理することが緊急の課題と成り得る訳である。」と記した。近現代の遺跡の履歴のすべてを肯定的に評価し、残すのが良いと言うのではない。

計画論の変化

平成7年の報告では「これらの施設はそのものの学術的価値だけでなく、城跡の土地利用の歴史的変遷および都市史における役割や地域との関わりを評価した上でその取り扱いを決めるべきであろう。」とし、近世城跡の近現代遺構についてもその思いは変わらない。そして、「城跡に立地する近代建築遺構の保存にあたっては城跡の環境に調和し双方が共存できる保存修景手法を用いて現位置での保存に努めることが望まれよう。そのためには、近世城跡を近世城郭の遺構としてのみ捉えるではなく、近代建築遺構をも伴った近代化の遺構として捉えた動的な史跡概念も必要になると思われる。」とも記した。史跡の概念は変わらないように思えるが、幸い近年は史跡等整備の計画論は上で見た通り進化しているのである。このため史跡指定の有無に関わらず、いずれの近世城跡でも新たな歴史認識や視点に基づく保存活用計画の策定が必要である。城跡あるいは城下町の近現代史の研究の進展が城跡の本質的価値の構成要素以外の構成要素、すなわち近世城跡に立地する近現代遺構の評価に関わることになら

う。

近世城跡は近世城郭の跡に近現代の施設が立地し重層しているだけでなく、史観や風景観など様々な観点からの価値観も重層している。文化財でも種類によって価値づけの観点も異なる通りである。最新の歴史学や、建築学、造園学等の成果を判断材料の一つとして活用しなければならないと思うのである。

土地利用・施設の適正化後の問題

土地利用あるいは施設の適正化に関わる事業が実施される中で史跡の長期的なマネジメントの観点から重要な事柄と思われる指摘があるので紹介する。

篠山城跡^⑧では保存管理計画や整備基本構想に基づいて、石垣等の保存修理、城内施設の城外移転、土地の公有化、大書院の復元等に取り組み、将来的に可能な範囲で往時の姿に近づけることを目標としてきた。史跡の保存・整備に係わる課題として、「城内施設等の城外移転を急激に進めた反面で整備のスピードが追いつかず、未活用の空間が広がるなど、往時と異なる土地利用や空間構成が生じ、来訪者に城の姿が伝わりにくい課題が生じている。また、城外移転が完了していない城内施設の中には、近代以降長く地域住民に親しまれてきた「歴史文化まちづくり資産」が存在するなど、これらの扱いにも検討が必要である。」としている。

城内の歴史文化まちづくり資源とは、①旧藩主青山家の遠祖、青山忠俊及び青山家中興の藩主と称される青山忠裕を祭神とした青山神社、②明治六年に城下で知新館として開學し、明治八年に二ノ丸の大書院へ移転し篠山小学校と称し、明治43年（1910）に三の丸の新校舎へ移転、そこで昭和10年（1935）に建てられた講堂、等の近現代遺構が上げられている。

これに関係して史跡の活用に係わる課題としては、「城内施設の城外移転が進んだことで、市民が日常的に城に接する機会が減少し、「お城が遠くなつた」という声に表されるように、城跡が地域の拠り所としての機能を喪失しつつある。」と指摘し

ている。

すなわち、史跡として城跡の価値の顕在化に努め、城跡を藩政期の姿に近づけてきたのであるが、近代以降の施設が地域に親しまれており、撤去してもその跡地は管理できず地域から乖離してしまうと言うのである。実情に合わせた綿密な実施計画も必要なのであろう。

近現代遺構の活用

一方、残した近現代遺構はどうするのか。平成7年には「近代建築遺構を保存し活用した整備によって、近世城跡に新たな魅力を加えることができるのである。」としたが、城跡の整備を城郭の復元的整備だけではなく、城跡に立地した近代建築の保存と活用により重層的な歴史を感じさせるまちづくりを行なう自治体もある。名古屋城三の丸跡には天守と呼応した帝冠様式の県庁舎や市庁舎が立地し、城跡に隣接する旧名古屋控訴院も合わせ、いずれも重要文化財に指定されているが、名古屋市は名古屋城周辺の他の近代建築について景観法による景観重要建造物や都市景観条例による都市景観重要建造物に指定するなどし、旧城下町の歴史遺産の保存活用によるまちづくりを行なっている（本書掲載松田報告）。また、尼崎城跡は近現代に進んだ市街地の中で痕跡も不鮮明な程になっていたが、城跡には近代以降、まちの中心として栄えた歴史とそれを伝える近代建築物が残されてきた。このため尼崎市はそれを活かしたまちづくりを行なっている（本書掲載益田報告）。他にも弘前城跡などの城内や城下にも近現代遺構があり、城下町の近現代をテーマに一連的な保存や活用を図れる可能性がある。

表1に記した近現代遺構については文化財や景観資源など様々な観点から評価し、まちづくり等の資産として脈絡のある活用ができるか、文化庁が推奨している歴史文化基本構想の中で検討されることが望ましい。

5. おわりに

本報告では近世城跡が近現代に様々に利用された

結果残された近現代遺構を取り上げたが、土地利用およびその変遷についての価値づけには触れられなかった。

具体的には、近代以降も存城として軍用地として引き継がれた城跡は先の大戦での敗戦により初めて廃城となり（本書掲載森山報告）、その「旧軍用地」という膨大なストックは、戦後の都市計画、特に官庁施設、教育施設、公園などの整備に大きな影響をもたらした。」³⁰⁾という。こうした戦後の都市計画に関わる土地利用そのものの価値づけや公園行政が残したもの等についてである。

また、篠山小学校のように明治以降地域で親しまれてきた学校施設の土地利用のあり方も課題である。

他日を期したい。

【註および参考文献】

- 1) 抽稿「近世城跡に立地する近代建築遺構について」『文化財論叢Ⅱ』奈良文化財研究所創立40周年記念論文集 同朋舎出版 1995 pp.691-709
- 2) 抽稿「近世城跡に立地する近代建築遺構一覧」『図説日本城郭大事典3』日本図書センター 2000 pp.186-189
- 3) 森山英一「明治維新 廃城一覧」新人物往来社 1989、森山英一「城」第一巻～第八巻 毎日新聞社 1997、日本図書センター編『図説日本城郭大事典』2000、森山英一「日本城郭史話」新人物往来社1999
- 4) 「日本近代建築総覧」日本建築学会編 技報堂出版 1989
- 5) 「近代の公園・庭園等に関する調査研究報告書」近代の公園・庭園等の調査に関する検討会 文化庁文化財部記念物課平成24年6月 文化庁文化財部記念物課
- 6) 犀玉幸多・坪井清足監修『日本城郭体系』1980新人物往来社
- 7) 萩野基行「明治期の群馬県藤岡地区におけるキリスト教と蚕糸の関係 - 緑野教会と高山社蚕業学校を中心に-」東京福祉大学大学院紀要第一巻第一号 2010 p.83-93
- 8) 中西裕樹氏ご教示による。千田康治「高槻工兵隊に移築された大阪城の「元御金蔵」について」「しろあとだより」第11号 高槻市しろあと歴史館 2015.10
- 9) 指定文については佐野市文化財課の湯沢氏より提供を受けた。
- 10) 指定文については秋田市文化財課の根岸氏より提供を受けた。
- 11) 文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき』2005同成社 p.171, p.176
- 12) 文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』2015 p.27
- 13) 「玉藻廟解体・記録保存調査報告書」史跡高松城跡整備報告書第3冊 2008 高松市・高松市教育委員会 p.1, p.10
- 14) 「史跡高松城跡保存整備基本計画」平成8年3月高松市 p.45
- 15) 「昭和50年度策定 史跡松前城跡保存管理計画」松前町 昭和54年 p.35-36
- 16) 「史跡福山城 平成8年度策定 保存管理計画書」1997.3 北海道松前町 p.24
- 17) 「史跡松前城跡福山城跡保存活用計画書」平成29年3月北海道松前町 p.144
- 18) 「史跡上田城跡整備基本計画」平成3年3月 上田市教育委員会 p.64
- 19) 「史跡会津若松城跡保存整備のあり方について」平成6年2月 会津若松市教育委員会 p.37
- 20) 「史跡若松城跡総合整備計画書」平成9年(1997)会津若松市
- 21) 「史跡と歌山城跡保存管理計画書」和歌山市経済労働部と歌山城管理事務所 平成5年3月31日
- 22) 「山形城跡保存管理計画」平成24年3月 山形市教育2員会 p.62, p.144
- 23) 「松阪城跡保存管理計画書」平成24年3月 松阪市 p.109-110
- 24) 「史跡津軽氏城跡（堀越城跡・弘前城跡）保存管理計画策定報告書」弘前市教育委員会 平成元年 p.66
- 25) 「史跡津軽氏城跡保存管理計画策定報告書」弘前市教育委員会 平成17年度 文化庁青森県教育委員会 弘前市 弘前市教育委員会 p.47
- 26) 「史跡上田城跡整備基本計画」平成3年3月 上田市教育委員会 p.64
- 27) 「史跡上田城跡保存管理計画書・史跡上田城跡整備基本計画書」平成24年3月 p.74
- 28) 「史跡上田城跡保存管理計画書・史跡上田城跡整備基本計画書」平成24年3月 p.77-78
- 29) 「史跡小田原城跡馬屋曲輪」史跡小田原城跡整備事業報告書2 2014 小田原市教育委員会 p.13, p.181, p.183, pp.219-224
- 30) 「史跡羅山城跡整備基本構想」平成11年3月 篠山町教育委員会 p.11
- 31) 「史跡羅山城跡保存管理計画」平成24年3月 篠山市教育委員会 p.104-105, p.110
- 32) 「史跡高遠城跡整備基本計画書」平成12年3月 高遠町 p.60

- 33)『史跡高遠城跡整備実施計画書』平成17年3月 高遠町 p.25
- 34)『史跡広島城跡整備基本計画書』1989.3 広島市教育委員会 p.22、p.33、p.36、p.158
- 35)『特別史跡大坂城跡保存管理計画』平成25年3月 大阪市 p.52-57
- 36)『史跡盛岡城跡整備基本計画』平成25年3月 盛岡市 p.66-67
- 37)『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』平成29年3月 茨城県
- 38)『史跡篠山城跡保存管理計画』平成24年3月 篠山市教育委員会 p.57、p.92、p.93
- 39)三宅醇・西澤泰彦・大塚毅彦『旧軍用地および軍施設ストックが都市形成に果たした役割に関する研究』1997 第一住宅建設協会

【謝辞】

本報告の作成にあたっては奈良文化財研究所客員研究員であった福嶋啓人氏（現・奈良文化財研究所研究員）に建造物関係のデータ収集を依頼し、丁寧なデータ整理をして頂いた。関係自治体の方にはご多忙にも関わらず、問い合わせに対するご返答やデータの提供を頂いた。この場を借りて御礼申し上げたい。

総合討議の記録

【内田】 総合討議は私も含めての報告者4人に加えまして、近代公園史や近代庭園がご専門の名城大学の丸山先生、それから、『明治維新・廃城一覧』などで、全国の近世城跡の明治以後の変遷をまとめられました、元検事正で弁護士の森山英一先生にもご登壇頂いているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先程の個別の報告の時は質問がございませんでしたけれども、今、会場の方から改めて何かございますでしょうか。なければ、高木先生の報告に関して、何かございますか。丸山先生、お願ひします。

【丸山】 高木先生とは長いつき合いのですけれども、今日久しぶりにお会いしまして、いつもながら中身の詰まつたお話をしました。時間が足りず、大分駆け足でお話しされたので、まだ何か言い足りないところがあったのではないかと思いますので、桜の話で、もう少し伺えればと思います。

【高木】 弘前城だけなく、皆さんの地域でも桜の名所があると思うのですけれども、全国の旧城下町の城跡に、20世紀に桜が植樹されていきます。ここで主体になってくるのはソメイヨシノです。弘前城では最も早い確かなところで、1900年（明治33年）、日清戦争後の皇太子の結婚記念に植えられた記録があります。これについては東京からソメイヨシノを持ってきたことが、はっきりしています。大体その頃が始まりで全国に広がっていくと思います。東京

でも明治10年代、20年代ぐらいからソメイヨシノが上野公園とかで植えられます。ソメイヨシノは、新しい近代の桜で、報告でも申しましたように、葉ができる前に花だけが咲くものです。クローンですから、弘前城から鹿児島まで皆、同じ遺伝子組成です。

ソメイヨシノを標本木とした桜前線がそもそも成立するには、ソメイヨシノがある程度の量、植えられないで成立しないわけです。大体、大正期ぐらいになると新聞には、桜前線について彦根測候所の観測が記事となり、函館五稜郭まで桜前線は行き着くわけです。

大正期には、2つ桜前線が報道されます。要するに、ソメイヨシノが植民地でも植えられるわけです。1910年代以降の同じ時期に、釜山から始まって満州国境まで上がっていく桜前線と、内地を九州から函館まで駆け上る前線があります。朝鮮半島でも倭城や公園に桜が植えられるので、国内での桜のナルな意味が、朝鮮半島においても城跡（倭城）に影響するわけです。

一方、京都で最初にソメイヨシノが植えられるのが日露戦争後で、岡崎の動物園に植えされました。京都では、社寺などの名所とも関わって、伝統種の桜（山桜や里桜）が根強い人気で、ソメイヨシノへの拒否反応も強かった。そうした意味では、地方城下町の方が、東京からやってくる文明としてのソメイヨシノを、積極的に植えるのではないか、と思います。

【丸山】 京都の庭師の佐野藤右衛門さんがソメイヨシノは大嫌いだとおっしゃっていました、京都というのはやはり都として、東京から来るソメイヨシノに対する対抗意識があったのではないかなど、佐野さんの話のところで思いました。

【内田】 そうしましたら、羽賀先生の発表について、何か質問はございますでしょうか。

【会場A氏】 よろしいですか。記念碑に関して先生、



お書きになっていますけども、その辺に関してお聞きしたいのですが、愛知県などでは、大正の御大礼の時に結構、城跡に石碑がかなり建ちまして、おそらくほとんどがその時に建っているといつても過言ないと思うのです。1つは、なぜその時期にそういうふうに建ったのかと、それは城跡以外でも同じような状況があったのか、もしおわかりであれば教えて頂けないかと思います。

【羽賀】 今おっしゃったように、大正大礼以降、愛知県の各地、例えば長篠古戦場など非常に顯著だと思いますけども、広域的な古戦場空間の中にたくさんあるいは標柱、石柱が建っておりまして、それはもちろん愛知県の指導によって、いわば史跡を発見しよう、発掘しようと、そういうことだったと思います。

それからその他に、やはりちょうどその時期は古戦、合戦があって、大体300年ぐらい、今日の話でも出てきますけども、その時期、日露戦争は大正期になりますので、何らかのその300年を記念した形の記念碑類がたくさん建ってくるだろうと思いまます。その中で、城跡にも新たな光が当てられてくるのではないかというふうに思っています。ですから、大正初年の段階、1910年代が非常に大事な時期だろうというふうに思っています。

それから、もう1つ付け加えるならば、今日の話でもちょっと出てきましたけれども、山口県などの場合、100年前の200年にあたる年にある種の動きがあるということで、ちょうど文化文政から天保間にかけての時期は、戦国から徳川の統一へ行く段階では200年と言っています。それから、もう1つは、これは南朝の顯彰など動きが顯著ですけども、1820年代から40年代ぐらいは南朝の500年もしくは510年という、非常に大きな区切りに当たるのです。それから、もう1つは、これはそれほど一般化しないのですけども、神武創業2500年を祝って何かしようという、そういう動きが、特に水戸学、水戸徳川家の中に起こってくるということがあります。ですから、区切りの年というのは、ちょうど19世紀の初頭、そ

れから20世紀の初頭、現在もおそらく400年祭が色々なところで行われているかと思うのですけども、そういう区切りのところでなぜそういうことが起こってくるかは、それぞれの時代によって違うと思いますけれども、単純化はできなくて、非常に複合的な色々な要素の中でそういう年祭というのが行われて、その中の1つの動きとして記念碑等の動きもあるのだろうというふうに思っております。

【会場A氏】 ありがとうございました。

【内田】 他には何か質問、ございませんでしょうか。

【会場B氏】 今、羽賀先生がおっしゃったことでお聞きしたかったのですけれども、1900年前後の300年の時期について、記念祭を市民祭典だとおっしゃいました。また、200年の時の非常に面白い高知の事例の市民祭典というものを言わされました。見通しで結構なのですけれども、200年のころの祭典と幕末の市民祭典と日清、日露前後、その辺のところの市民祭典の差を教えて下さい。

【羽賀】 200年の時、山内家の資料、事例を挙げましたけれども、おそらく、他の城下町にしろ宿場町にしろ、大きな神社というのがあるのです、産土社といいますか。そういうものの動向の中に、やはり神仏分離に対する対抗というのですか、神社の自立化みたいな動きがどうも出てくるような気がして、これは私の今の予測にすぎないのですけれども、仏教から分離して、地域社会の中で、地域の共同体のいわば中核として新しく神社を再生しようという動きが、どうも文化文政のころにあるのではないかと思います。そういう流れの中で、山内家の場合も、これは領主、藩祖を祀るだけじゃなくて、その地域社会における、ある種の共同体の危機を救っていくような、そういう中核的な施設をつくらなければならないという、そういう動きがあるのではないかと思う。そういう意味では、市民祭典というか、単なる領主が支配を強化するための結集の軸という側面ではなくて、その城下、領主に加えて領民全体、藩というもの全体の集団性というか共同性をいわば再生していくためのある種の装置が必要であって、そ

それが藩祖の名をかけた神社ということになってくるんではないかというふうに思っておりまして、そういう面から市民祭典みたいなことが発生して、それが20世紀の初頭になると非常に一般化していくのではないかというふうに考えておりまして、そのあたり、まだこれから検討すべき課題があります。

それから、もう1つ、藩祖ではなくて当主、その時期の、19世紀初頭の藩主そのものを神格化して、そして、その周りで、共同体の維持とか、あるいは五穀豊穣とか、そういうことを祈念するような祭礼というのが、ちょうど同じ時期に起こってくるのです。これは、私もちょっと言及しましたけれども、鳥取大学の岸本さんという方が主に研究されていましたけれども、殿様祭というのがあって、私は広島の例をちょっと勉強したのです。広島で、ちょうど文化文政以降、頼家、頼山陽の叔父さんの頼杏坪という方がいますけれども、その人を中心に、やはり村落の産土社で、殿様を春と秋に祭って、春は収穫を祈る、それから秋は収穫を感謝するという、そういう殿様祭を実際に行ってきているんです。ですから、領主あるいは藩祖というものが持っている意味が、その当主の家の問題ではなくて、地域の中で、ある種利用されていく、使われていくという側面が19世紀に入って出てくるのではないかという、そういうふうに考えておりまして、今日の祭礼の話もそういう中で位置づけたいなというふうに思っております。

【内田】 ありがとうございます。他に質疑、どうぞ。
【伊津見】 愛媛県今治市の今治城で学芸員をしている伊津見と申します。近代以降、城郭の中に設置される神社についてですけども、これは、明治政府による神社の合祀政策というのも動きは絡んでくるのでしょうか。今治城は本丸に吹揚神社という神社があるのですけども、これは明治5年に造られたもので、近隣の神社4社を合祀したところからスタートしているのです。その後、明治時代を通じて旧城下町や近隣の神社を次々と合祀して、どんどん大きくなっているといふ中で今に至っているという

ところがあるので、そうした合祀の政策との関連があるのかどうか、もしわかれれば教えて頂きたいと思います。

【羽賀】 ありがとうございました。私は全く今のご指摘は考慮の外であります、合祀政策、大正、日露戦争ですね、社会改良運動の中で出てくるような合祀政策と城郭内の神社についての関連性については全く視野に入ってなかったものですから、これから勉強させて頂きたいと思います。

【内田】 羽賀先生につきましては、現在のフィールド、東海地方での詳しいお話を伺ったわけなのですけれども、全国的に城跡の神社がどうなっているかについては森山先生が調べられておりますので、城跡にある神社の種類ですか、在城時に既にあったものとその後できたものと、あるいは、出ていったのにまた戻ってきたものだと、そのあたり、分類ができるかと思いますので、その辺、説明頂ければと思います。

【森山】 それではご説明いたしますけれども、ただいまご質問がありました今治城内の吹揚神社、これは特殊な例だと思います。明治政府が神社の合祀を進めて、これに南方熊楠が非常に抵抗したというのは有名な話ですが、私が知る限りでは、藩主を祭る城内の神社に他の周辺の神社を合祀したという例は、聞いておりません。

次に、城内にある神社ですけれども、大体、大きく分けて3種類、細かく言えば4種類ぐらいに分けられると思います。1つ目は、藩が存在した、要するに城が城として存在した当時から城内にあった神社であります。これは氏神様のようなものです。例えば、西尾城内にある御剣八幡宮であります。

二つ目で一番多いのは、旧藩主、藩祖とか著名な藩主を祭った神社です。これは羽賀先生のご報告にもありました通り、かつての旧城内や江戸の藩邸内に祀っていた神社を改めて城内に祭ったものもありますけれども、大部分は廃藩置県後に建立されたものであります。その趣旨は、廃藩置県によって旧藩主は全部上京を命ぜられてかつての領地を離れてし

まって、旧藩士と切り離されてしまいました。その時に、旧藩家臣団の团结、誇りを維持するために旧藩主の旧徳、遺徳を偲ぶ目的で建立されたものが多いと思います。

三つ目は、いわゆる招魂社、それに続く護国神社の系統に属する神社です。招魂社というのは、戊辰戦争の後に官軍の戦死者を祀った神社です。まず統一的な神社としては、政府が造った九段の靖国神社がありました。これも最初は招魂社といっていたのですけれども、これにならって戊辰戦争の時に、いわゆる官軍、新政府側に立って出兵した諸藩も自分の藩の戦死者を祭る招魂社を城内に建立したのが、起源であります。長野県の岩村田城は幕末に造りまして、未完成のうちに廃藩になった城なのですが、この岩村田城址に行きますと、やはり招魂社があります。岩村田城の建物の造構は現地に残っていないのですけれども、招魂社のいろいろな施設例えば手洗石などには、「軍務局」とか、旧藩当時の名が刻まれたものがありますて、それ自体が城の造構と言えるものであります。

四つ目は、維新後に造営または移築されたもので、淀城内の奥籽神社や八代城内の八代宮のような著名な神社も含まれております。特殊な神社としては、茨城県の笠間城内にあります佐志能神社があります。これは廃藩後に建立された神社ですけれども、かつての笠間城の天守の一重目を社殿に使っております。ですから、社殿が天守の造構なのです。東日本大震災で笠間城もかなり傷んでいまして、現在立ち入り禁止になっております。



それに追加して五つ目を申し上げますと、築城の際に、それまであった神社とか寺院を移転させた例が非常に多いです。この神社が廃藩後にまた城に戻ってきて祭られているものがあります。犬山城内にあります針綱神社はもともと犬山城の築城以前に城があったところにあって、築城の際に移転させられたのですが、廃藩後、明治時代になってまた城内に戻ってきたものです。

大体、以上でございます。

【内田】 ありがとうございます。城内の神社につきましては5種類程度に分類できるというお話でございました。この近くでは例えば大和郡山城ですけれども、明治13年に旧藩主を祭る柳澤神社というができております。そして、その時には神社ができると城下の人たちが喜んで行列をなしたというような記録もあるわけでございます。一方、やはり今は旧藩主を直接的に知っている人もいなくなっていて、その神社の祭神に対する思いというのは以前に比べると大分薄くなっているのかとも思うわけでございます。それがために、旧藩主を祭る神社などが維持困難になっていくというようなことも実際にありますと聞いております。森山先生、ここは少し解説をお願いします。

【森山】 それでは付言してご説明いたします。

まず、旧藩主を祭る神社けれども、例えば米沢城内にある上杉神社、これは上杉謙信という非常に著名な英雄を祭っていますので、尊敬を集めて繁栄しているのですけれども、各地の城郭を回ってみると、見るからに社殿が荒廃して維持が困難になっているのが一見してわかるものが少なからずあります。例えば、福島県の棚倉城、この城内には、かつて旧藩主の阿部氏の藩祖を祭る鎮護神社があったのですけれども、行ってみたところ社殿がないので問い合わせをしましたら、維持ができなくなったので、他の神社に合祀して、社殿は取り壊したということでありました。

また、今日は上田市の方がお見えになっているそういうので申し上げますと、大河ドラマで「真田丸」

が放映されて盛り上がっているのですけれども、上田城内にある真田神社は真田氏を祀られているということを見学者のお参りも多いのですけれども、もともとは真田神社ではなかったのであります。この神社は、上田城の江戸時代末期の藩主であります松平氏の藩祖と藩主を祭った神社だったのですけれども、太平洋戦争後に維持が困難になりました、苦慮された結果、著名な城主の真田氏の歴代城主とあせて合祀しようということになりました、神様を増やしまして、神社の名前も真田神社に改称したのです。そうしたところが、非常に人気が上がって、参詣者も増えたと聞いております。以上でございます。

【内田】 ありがとうございます。上田市の和根崎さん、いらっしゃいますか。今現在の真田神社の様子や、それに関わってのまちづくりみたいなことで、少し発言頂ければありがたいのですが。

【和根崎】 今、森山先生からご指摘頂いた点なのですが、上田城というのは、今日、研究会でお聞きした先生方のお話の中で、模擬天守以外はみんな当てはまっているお城なのです。ソメイヨシノにしても、都市公園にしても、神社にしても、です。これまでそういう近現代の施設というものに対して、市としてもあまり芳しくないものだという扱いをしてきたのですが、天守がなくて、櫓もまたま3つ残っているのですが、真田神社の参詣者が上田城跡公園の利用者の大半を占めている現状の中で、今まで上田城の整備を進めてきたという経過があります。特にこれからだと思うのですけれども、年末年始にかけては相当な参詣者がお城のほうに来て頂けると思います。

それから、大河ドラマが始まる前に、神社としても、何とか上田城の整備に協力をしたいということで、今日は実はうちの城跡の方もいろいろとご指導頂いている文化庁の佐藤さんも見えているところなのですが、社務所の改修をしたいということで相談がありました。史跡とは関係のない施設を新しくするということに対して、私共も葛藤もあったのですけれども、結果として、従前の建物よりも床面積を

小さくして、さらに、屋根の高さについても、市の教育委員会はともかく、佐藤さんとの話し合いの中で、ここはこういうふうにした方が良いのではないかという点を、全て神社の方も受け入れてくれたというか、快諾して下さったおかげもあって、新しく社務所を改築することができたのです。その結果、さらに参詣者が増え、お守りであるとか絵馬、そのようなものの売り上げが非常に上がってきています。

そもそも最初は、先程の森山先生のお話の中にあった通り、最後の藩主である松平氏を祀った神社だったのです。そういう意味からは、真田氏のイメージが強い今の城跡とはあまりゆかりのない神社のように考えられがちなのですが、ただし、近年は、神社のご利益という意味では、真田氏が2度、徳川を打ち破った「落ちなかった」城であるということで、例えば、受験生であるとか、あるいは選挙に出られるような方がお参りに来るという、松平神社だった当初の信仰とはちょっと、道が外れたと言う言い過ぎかもしれませんけれども、改名して真田氏時代の城の歴史と結び付けて神社というものを維持していくことになったのだと思います。

実は真田神社には、氏子さんがいないのです。森山先生のお話の通り、旧幕臣の方々がつくったものなので、いまだにその血筋の方だけ苦労をされて運営をしているところなのですけども、社務所をつくった際の借金がほぼ今年で返せるのではないかと笑い話になるくらい、今年は相当な数のお客様がみえているというのが現状でございます。

【内田】 ありがとうございます。来場者はここ1年間でおよそ何万人ですか。

【和根崎】 神社そのものの人数はわからないのですけれども、お城の中にある旧市民会館を解体して付近を武者溜りとして整備する計画ですが、建物を撤去する前に活用しようということで、大河ドラマ館としました。営業は来月の15日までの施設ということなのですが、一昨日の時点でも1月からの入館者が95万人を超えたと。その影響もあって、城跡公園内

にある博物館も、初めて入館者数が50万人を超えた。来年以降の落ち込みというのが非常に怖いのですけれども、今年の状況というと、そんなところになります。

【内田】 ありがとうございました。そうしましたら、今度は野中先生のお話に関することで何かご質問等ございませんでしょうか。では、丸山先生どうぞ。

【丸山】 ありがとうございます。野中先生にお尋ねしたいのは、城址が公園化される中に幾つかの類型があるというお話で、おっしゃったようなところはそうかなと思うんですけど、私自身は、城址が公園化されるけれども、そのきっかけもいろいろあると。問題は、公園化されて、先程内田さんからお話があつたように、近世の城郭に重層的に色々なものが建ちますよね、建築もあれば庭園もあると。そういうものが、今、この吉田初三郎（大正から昭和の鳥瞰図絵師）などを見せてもらうと、非常に観光的な要素も加わっておって、皆さん、来られている文化財の方で一番苦労されているのは、オーセンティシティをどこに求めるかと、整備の判断ですね。私自身も名古屋城の二の丸庭園を整備していて、あそこも、先程羽賀先生おっしゃったように、第3師団の建物が、発掘したら出てくるのです。それはそれなりに意義があるのですが、それと、もう1つは、近世に2段階あって、江戸初期のものにするのか、江戸後期といいますか文化文政期、そういうお城における重層的な中にある文化財的な価値が、近世なら高くて近代なら低いという説ではなくて、そういう

ところを、ずっとお城を整備されているということで、どのあたりをターゲットにされているのか、考え方でも結構です、事例でも結構ですので、もしありましたらお願ひしたいと思います。

【野中】 難しくて、どういう切り口で話を差し上げればいいのか、にわかには頭の整理ができませんが、私自身はどうしても江戸に回帰することに対して懐疑的な立場がいつもあります。要するに、これから先どういう、例えば子や孫レベルじゃなくて百年後、二百年後に何を残すのかという観点から見ていく方が良いのかなというようにいつも思っています。戻るのではなくて、この先どうするのか。その時に考えるのが、もちろん江戸から始まるのであれば近世もそうですが、近代や現代、戦後も含めて行われてきた履歴、空間的な履歴も含めて、それをちゃんと検証した上で、それをどう次につなげていくのかと。城があるということは歴史都市ですから、歴史都市の厚みがそこに表れるのではないかというふうに思うのです。江戸期は二百何十年かあって、それ以降でも今まで百何十年あるのですけども、その四百年以上の厚みを、例えば城址に求め整備していく。50年経てば登録文化財になることって、全てではないのですが、あると思います。ですから、百年後に文化財になるようなものをつくっていくということだって、考え方としてはあるのかなと。五十年クラスではという感じの大坂城の例もありますから。いずれにしても、近現代の履歴というのも、やっぱりしっかりと位置づけてあげることですね。

もう1つ、先ほど少しはよってしまったのですが、堀についても同じで、堀も公園なのに埋め立てられるということもかつてはありました。それ以外にも、堀を埋め立てるのは色々な理由があります。衛生上の問題であるとか、宅地化の問題であるとか、道路をつくるとか、色々な経緯があります。なぜ埋め立てられたのか。それをまた元もとに復原するということが最近行われていますが、また江戸時代のような状況に戻さなければいけない理由もしっかりちゃんと伝えられているのかなと。昔はこ



うだったからというのは、あまり理由にならないと思います。次の世代につなげていくために城跡の堀はこうあるべきだろうということで問い合わせていくべきと。今、堀があったとしても、埋め立てられる計画があったものを阻止して、反対運動、特に市民運動で反対して守られている堀というのもあります。それは、たまたま残った堀とはまた意味が違うと思うのです。空間的な整備からすれば、そう大きくは変わらないかもしれません、先ほど内田さんが最後のほうに言われましたストーリーという中には、そういった過去の目に見えないであろう動きや取り組みというものもしっかりと入れて、堀を残す、整備するなら整備する、その裏づけを次の世代に伝えるということも大事ではないかなというふうに思っています。

【丸山】 ありがとうございます。堀については、今、松本市が松本城外堀を史跡の追加指定しながら順番に買い取っていて、僕は非常に面白いなというのと、これがきっかけになって地方でそういうことが起こるのかと思う一方、堀を復原すると石垣の積み方、いわゆる技術者とか、そういう問題が出てくるのではないかかなと思って、単に復原するというのは結構難しい問題かなとは思っております。今おっしゃった、色々な内的なものをどう残したとか、私も、新しいものを作っても、それが50年後、文化財ぐらいになるレベルのものを作れというような考え方、非常に共鳴するところであります。

【野中】 先般、日本造園学会の大会で松本城の堀を戻すという情報を聞いて、今日は時間があれば追加で話をしようかなと思ってスライドは用意していましたが、私はどちらかというと否定的です。計画的な意図はよくわかるのです、戦略的な意図も含めて。駅から来た時に、現状では天守が見えません。だけど、あそこの建物がなくなると、結構手前のはうから天守が見えるような、道路の拡幅とあわせて堀を整備することで、かなり広いオープンスペースができると眺望が良くなるとかという計画論的な意図はよくわかるのです。けれども、埋め立てられた後

に宅地化されて、1つの町内会が形成されている。町内会1つをなくしてしまうということに、その共同体といいますかコミュニティーといいますか、それを根こそぎ別に移転してしまうのかというぐらいの大膽さがあります。もちろんそれは地元で協議されて、議論されて、共有されていればいいとは思うのですけれども、何か傍目で見ると、少しやり過ぎかなというような気がしました。もちろんそういうものとは別に、石垣の積み方とかを含めて、石垣を本当にそのまま元へ戻すのはすごく大変な苦労もあるし、技術的にクリアしなければいけないこととか、あるいは耐久性の部分も含めてですけれども。例えば、小田原城も関東大震災の震源地に近かったということもあって、かなりすごく大きな被害がありました。天守台の石垣も積み直しましたが、もともとあった高さよりもどうも低くせざるを得なかつた現状があります。それはそれで、やっぱり例えば天変地異のそういう履歴の中でそういうことになったということがわかるような、見える化というか、可視化するような手続の中でのストーリーが明確化されるといいのかなというような気がします。

【丸山】 ありがとうございます。僕は自分がかかわり始めて最近想るのは、発掘との関係なのです。結局、僕はプロではないので、発掘されるプロと一緒に、復原的な整備とか、その構造であるとか、材料は、またそれは地元の造園屋さんに、この石はどこからとってきたんやとか聞くのですけども、そういう情報がやはり、こういうお城関係では他とは違うものがいっぱいあるのかなと思っております。

それで、会場におられる中で、僕は、発掘しながらどこまで復原あるいは整備したらいいかというのが苦労されている方がいらっしゃるのではないかと思って、そういう苦労話を聞かせてもらえたらしいのですけれども、おられませんか。

【内田】 下を向いて、にやっと笑っていた鳥取市の佐々木さんはどうでしょうか。

【佐々木】 鳥取市の佐々木と申します。今、鳥取市のはうでは、鳥取城跡の復原整備をやっています。

平成17年度に基本計画をつくり、復原するということで調査をやっていますが、今年ようやく文化庁さんに復原の許可を頂いて、最初の復原建造物として橋をつくるということになりました、ようやく契約ができたという状況になっています。調査等を含めてなのですが10年間やってきました。実は鳥取城の場合は昭和40年代から、石垣の修理を50年間ずっと続けているということどころであります。城跡の石垣の修理というのは本当に最初の頃から現代に至るまで、工法的なところも含めて、ずっと文化庁さんにもご指導頂きながらやってきたところなのです。そもそも石積みの修復についての考え方方が、早い時期は現地で直したところがわかるように修理をしてということがありましたが、近年になって設計図上だけでなく3次元でもデータを探っているので、修復場所が後で検証できるものですから、極力旧来に近い形で修復跡がわからないように現地での修理をしているということがあります。

実際、鳥取城の場合も、近世の間に何度か改造がされているということと併せて、その後、明治20年代以降、学校利用ですか、先程スライドでご紹介頂いた仁風閣という宿舎が造られたりとか、非常に重層的な使われ方をしています。その中で、復原整備をしようすると、どの年代が果たして鳥取城として正しい姿なのかというのがやはり当初から問われてきたところです。そうは言っても、ただ、学校時代の方も、本来の考え方でいうと城ではないので、撤去して頂くべきですけども、やはり復原費用がかかる中で、地元の方の理解を得られないだろうと思いますし、重要文化財指定を受けている仁風閣については、移転というよりその場、現地にあることに意味がある。やはり藩主、池田家自身が建てたものでありますので、そういうものと調和しながら、かつ近世城郭としての姿を復原的に形づくるというようなことで、非常に難しい状態になっています。

また、発掘調査についても、学校利用している敷地の覆土が薄い、最後の幕末期の面が、土の被りが10cmぐらいしかないような場所が出てきてしまうの

で、実際には明治の初年の廃城時の面とそれ以前に使っていた面の区別がなかなかつかないということがありまして、調査も含めて数年知見を積み重ねて、最近になってかなり確実な情報を得られるということになってきています。ただ、今復元している橋についても、発掘調査をしてみたところ、橋脚の基礎がそのまま堀に刺さっている状態で出てきまして、復元しようとして同じ座標で建てようすると、橋脚の下に元の橋脚があるということになってしまいまして、結局元の橋脚を傷めないように基礎を打ち直して頂いてということをやるようなことになっています。ただ、一応、幕末期の鳥取城の姿がわかる形というのが1つフォーカスになっていて、現存する施設と折り合いをつけながら、何とかそういう形を伝えていくというふうにしております。この件については、非常に文化庁の佐藤主任調査官にお世話になっております。

【内田】 他に何か質問等ございませんでしょうか。

【羽賀】 私の方からよろしいですか。壇上から質問して、ちょっと場違いですけれども、今日の野中先生のお話で、面白いというか興味深いことを聞かせて頂いてご質問させて頂きたいのですが、1つは、今日のお話で、やはり城郭の持つ、それをどう利用するかという現実的な条件ということがあると思うのです。

もう1つは、心理的な作用とか象徴性とか、そういう問題に関わって、今日は駅と城郭の関係性とか、そういう見る、見られるという関係の中で1つお話があったと思うのですけれども、その中で、スライドの最初のほうに荒廃したお城の話があって、小田原の絵はがきが紹介されたスライドがあって、それが大変おもしろかったのですけれども、つまり、絵はがきにして、それを小田原の場合、破壊状況がある種宣伝するという。これ、いつのものかお聞きしたいのですけども、それに加えて、こういうものを絵はがきにして流通させるということの意味合いでですね。これは城郭を利用するということではなくて、何らかの旧習の破壊というか、そういう側面がある

と思うのですけども、そのあたりのお城の持っている心理的な作用みたいなものを、もし何か見解があればお聞きしたいと思うのですけども、よろしくお願ひします。

【野中】 ありがとうございます。おそらく絵はがきになったのは解体されてから数十年後だと思うのです。絵はがきの普及の状況からすると、明治中頃以降のことだと。写真が残っていたからそれを絵はがきにしたことがあると思いますが、逆に、私も検討課題がいっぱいまだあるなというのを意識したように、それほど多く分析といいますか、考えを詰めたわけではありません。

ただ、やはり絵はがきにして流通と言いますか、一般に知てもらうという、要するに販売する側の、何かしらの民間企業の人たちの思いの中には、かつてあった小田原城主に対する懐古というか追慕みたいなものは確かにあったのかなとすると、ストーリーとしては繋がるかもしれないですね。少しお話したように、小田原城も天守が壊される前に一時的に一般に開放したことがありました。やはりその時にも多くの人、それは士族だけではない多くの人たちが来て、懐かしんだのか、単に興味関心、好奇心だけで行ったのかはわかりませんが、少なくともその藩内の人たちにとってみれば、その象徴的なものがなくなることに対して、新しい近代国家、体制の中に組み入れられるということを体験することになりました。それが例えば絵はがきの方に繋がるのかどうか、にわかには私も判断できません。ただし例えば城内に入ることができたであろう侍さんは一部の人たちだったとはいえ、まだ存命されていたはずなので、明治の半ば頃だと、そのあたりの方々の心理的な意味合いというものは、それぞれにまたあるのではないかなど。済みません、あまり正確な答えが出なくて申しわけないのですが、そんな気持ちがあります。

【森山】 よろしいですか。この絵はがきによって城郭の変遷を知るという手法なのですけれども、これは城郭を研究する人の中では既に行われているわけ

です。今日出席されております城館史料学会(城郭談話会)の高田徹さんが絵はがきを収集されていまして、これを体系的にまとめて発表されているのですけれども、そういう意味で、絵はがきというのは、その時代その時代の城の姿を残しておりますから、これは資料としては非常に貴重だと思います。

【内田】 高木先生、どうぞ。

【高木】 私も壇上から発言します。今の野中先生の発言には、私の報告への静かな批判が含まれていました。私自身は弘前城ぐらいしか分析していませんし、主には明治20年代から1900年(明治33年)前後までの、ナショナリズムが発揚される時期の城跡の問題をお話ししました。ナショナリズムは、先程、話題にてていました地域の扱い所となる問題、それからローカルアイデンティティーの問題が非常に関わっているのではないか、と考えます。

それで、明治前期の府県博覧会が行われる、例えば奈良ですと東大寺の大仏殿が会場ですし、京都ではご紹介があった本願寺の他に、京都御所において開催されます。城跡も同じですが、明治初年の文明開化の時に各府県で博覧会が開催されたのは、大きな箱物(建造物)としての意味だと思います。しかし例えば京都御所や東大寺の大仏殿を考えてみた時に、明治初年の大きな箱物の場から、「伝統文化」や文化財としての意味づけがなされだすのは、やはり明治10年代(1877-1886)からです。1880年代に、例えばフェノロサや岡倉天心が東大寺を古代文化と位置づけるとか、岩倉具視が京都御所を保存する。日清・日露戦争を経て、ローカル・アイデンティティーがナショナリズムにつながるなかで、城跡をどう考えていくのか。この問題が歴史学、近代史の人間にあっては非常に重要になると思います。というのも、野中先生が指摘された府県の博覧会に使われていた建造物の記憶の重要性は、説得的に聞いたのですが、明治初年と1900年(明治33年)前後では時代の段階性が違います。藩祖300年の記念祭が全国でおこなわれる時期に、今日につながる城跡のストーリーがつくれる。そのストーリーのつくられ

方に、野中先生がおっしゃったように、重層的な視点を入れることが、大事だと思います。日清、日露戦争の時期には、1600年前後に時代を特化したようなローカル・アイデンティティーをつくりますし、奈良では古代の顯彰、京都でも平安朝の顯彰だと思います。そういう重層性のない、ある時代を切り取って特化するローカル・アイデンティティーをつくりだしてきた歴史的な経緯があります。したがって今日的にどういうストーリーをつくるかという時、歴史の重層性は、重要だと同感した次第です。

【内田】 ありがとうございます。

そうしましたら、私も最後に少し報告させて頂きましたけど、何か私の報告について質問等、ございませんでしょうか。実は質問票を頂いておりまして、発掘調査によって城内に近代建築の基礎などの遺構が残っていることが判明する場合もあり、積極的に整備に生かすべきでしょうかとか、平面表示などで整備した事例があるのでしょうかということです。また、ストーリー性を重視するのであれば、これらも含めて考えるべきだと考えているというような、そのようなことでございました。

【丸山】 先程から出ているのですが、名古屋城の二の丸では今おっしゃったようなことが出てきているのです。庭に関していえば、江戸後期のものが部分的に現存しておりますが、発掘によっても当時の絵図に描かれたものが一部出てきています。また、近代に軍が入って、第3師団がつくり直したという部分があります。二の丸庭園には両時期のものがあつて、さて、これから、どう整備するのがいいのかという話になったのです。こういう現実というのはどこでも出てきています。発掘して出てきたものをベースに、近世にしたらいいのかどうかという議論があります。今のところは、近代につくられたものも、先ほど高木さんおっしゃった重層性ですが、こちらも庭園の変遷という意味では整備するにあたっては残さないといけないということもあります。だから、城がつくられた当時の状態に戻すのがいいとは限らないのではないかと、やはりその絶時の歴

史というものをうまく残せないものかということがある、苦労しているところです。建築の遺構に関しては、第3師団の兵舎のトイレが発掘調査で出てきました。それを復原的に整備でおこなうことはちょっと難しいので、非常にケース・バイ・ケースで苦労しているのが現状です。

こういう苦労話がこういうところで、いろいろ議論できるネットワークというか、そういう情報が交換できればいいなと思っております。あまりこういうところでしゃべるネタがないですが、内田さんが前に座れと言われたので、そのあたりのことが今後、奈文研でやってもらえばいいなと思っております。

【内田】 ありがとうございます。多分、また来年度のこの時期に研究会をやると思いますけれども、今年度発表して頂いたことにつきましては、その時までに報告書の形でまとめていこうと思っております。その後半については、各地の事例について原稿依頼をしましてまとめていきたいと思っておりますので、是非こんなことで今苦労している、考えているというようなことや、抱えている問題などを短い文章でも構いませんので、少しづつまとめられたら、それはそれで有効なんじゃないかなと思っておりますので、是非、この会の後で、少し情報を寄せて頂ければ有難いなと思っているところでございます。

やはり重層性ということでは、紹介させて頂きました広島城の大本營跡が実際のこの整備で参考になります。その基壇を積極的に整備はしないので、“主”は城としての機能を見せるような展示を行いつつも、“従”として見せるというような、そういう基本的な考え方で整備をしているということでしたけれども、そういう考え方割合、普遍的に使えるではないかなと個人的には思っているところでございます。

それから、この研究会に先立ちましても質問を頂いているのもございます。それは、やはり歴史の重層性の表現の問題でございまして、時代は違いますけれども、美濃の国府跡の正殿と、そこには神社の

南宮御旅神社というのが立地していたりするということをございます。他にも国府跡で、正殿の跡などに神社が立地しているというようなものも幾つかあったと思います。

また、その方から関連することで、そこは美濃焼の産地で、古墳の石室の中には道祖神ならぬ陶祖神というものが、焼き物の神様ということなのでしょうか、祀られるのだと。そういうものが後の時代のものなのですけれども、どう扱っていいものかというようなこともあります。さらに、中世の山城の八王子城跡で城跡と直接関係ない石造物があるというようなことで、その取り扱いを考えてしまうというようなことでございました。

いらっしゃいますか、イビソクの岡本さん。じゃ、あと、何か補足をしてくれますか。

【岡本】 今言って頂いた通りなのですけれども、直接史跡に関係のない神社だったり石造物だったりとかが置いておりまして、それをどのように取り扱っていくのか。例えば、古墳の中に、石室の中にある陶祖神の石造物に関しては、そのまま古墳の石室に置いておくほうがいいのか、また、石室からはどかさせて頂いて、古墳の墳丘の外に置いて、解説板等で説明させて頂くほうがいいのか。地元の方の意見とか、いろいろ反映させないといけないと思うのですけれども、他のところではこういったふうにやっているよとか、こういうふうに考えているというのがあれば、教えて頂きたいなというふうに思っています。

【内田】 古墳の石室というのも必ずしもそこだけの問題でもなく、また近代になって地元で信仰されるような場合も、他にも結構あります。古墳だけでもないし、また古代の官衙だけでもありませんし、色々な遺跡で後の時代のものがそれなりに被さっているのが現状だと思います。そういう中で、整備の時には、その評価を、やはり文化財としてどうかというようなことと、地域全体の文脈の中でそれをうまく説明できるのか、残した時にそれが説明できるのかどうか、その辺が決め手になるのかなと思ってお

ります。できるだけ学術的に遺跡を評価していくて判断をすることですけれども、一方で、そこには地域住民の信仰だとかいうこともあると、それもまた、かなり同時に扱わなきゃいけないようなことなのかなと思いますので、全体としてこうだということはなかなか言うことができなくて、やはり個別にその歴史的な意味合いというのを紐解いていくて、その意味合いが地域全体の歴史のストーリーなどで説明できるかどうかとか、その辺で判断すべきことなのかなと思ってはいるところでございます。よろしいでしょうか。

では、羽賀先生のスライドの中で、非常に情緒的な部分も大切だというようなことで「荒城の月」を挙げて頂いておりましたけれども、そういう情緒的な教育だと、そういったことも城址は非常に重要なものだと思います。そして、城跡に学校も結構、ご存じの通り、たくさん立地しております。私も本丸にあった学校に通っていたのですけれども、城跡に高校なり学校があるというのは、通う人間にとっては1つのアイデンティティーであったりもするわけです。ただ、それは文化財にとっていいことかどうかというと、これはなかなか難しい問題もあったりいたします。全国の城跡を見られている中で、森山先生、城跡、学校とか、あるいは他の施設に関して一言お願い致します。

【森山】 先程名古屋城の天守の復原のことについてお話がありましたので、私なりに意見を申し上げたいと思うのですけれども、この名古屋城の天守というのは、よくご存じのように、徳川家康が天下普請で築城したものであります。これを設計したのは名工の中井正清であります。近世の城郭建築の白眉と言っていいと思います。

また、城の保存というものが問題になったのは、名古屋城が原点だったわけであります。これは、明治初年に城が破壊されることになり、要るか要らないか議論をされていた時に、城の保存を最初に訴えた人々は、博物学者、その当時そう言っていたのですけれども、後に博物館をつくった人たちであり

ました。最初に声を上げたのが町田久成という旧薩摩藩士で、そのころ文部大丞だったのですけれども、明治5年に宮内少丞の世古延世という人を連れて地方巡視をしまして、名古屋城を見て、その威容に非常に感心したわけです。当時、名古屋城というのは金の城は宮内省に献上されて各地で展示されていたので、城も天守だったのですけれども、その姿に感銘を受けました。そして、近くにある犬山城を取り壊しになるということを聞きまして、これは何とか城を文化財として保存しなければならないと考えて、頼ったのが佐賀藩出身の参議の大隈重信でありました。なぜ大隈重信かといいますと、彼の家は佐賀藩の築城家の家柄なので城郭に非常に関心があったわけです。その結果、町田の手紙が届いた直後に太政官から陸軍省に、地方城郭取り壊しの儀は何いを経た上で処置すべしという指示が発せられまして、城郭の取り壊し等はそれまでは陸軍省とか府県の判断でやっていたものが、太政官の承認がいることになったわけであります。

さらに、この大隈重信が城の保存に尽力したということはありますけれども、明治12年に大隈重信が明治天皇に隨行して北陸、東海を回りました。その時に、たまたま滋賀県に来た時に、管内を視察しましたところ、ちょうど彦根城が、この城は存城だったのですけれども、陸軍省も要らないということで、取り壊しを始めていたのです。大隈はそれを見て、非常に惜しいということで、明治天皇にお願いをして、お手元金から保存費用が出まして、彦根城は保存されることになりました。さらに、陸軍省がこれに非常に力を得まして、陸軍省も、代表的な名城として名古屋城と姫路城を保存したいと思っていたのですけれども、経費が捻出できないので苦慮していたのですけれども、彦根城が保存されるなら、もっと価値のある名古屋城や姫路城も保存できるだろうということで、太政官に上申して、永久保存の指示が出たのであります。ただ、この保存の指示というのは一時金が出た程度でありまして、実際はあまり有効ではなかったのですけれども、当面の取り

壊しは免れ、その後修理等も次第に行われたのであります。

このように名古屋城は近世の城郭建築の代表で、御殿とともに、城郭建築の白眉であると思います。ですから、明治以来、名古屋城を保存しようとして先人が努力をしてきたのですけれども、太平洋戦争で失われました。私が思うに、日本の建築文化財で太平洋戦争により失われた最大の損害だと思っております。今、名古屋市がご尽力されて御殿の復原が進んでいるのですけれども、御殿を復原するならば、あわせて天守もぜひ木造で復原してほしいと思います。

【内田】 高木先生、どうぞ。

【高木】 今のお話、すごく興味深かったのですけども、1879年（明治12年）に城を保存すると言った大隈が、その足で、京都に来た時には延暦寺を保存しろ、それから、古社寺を保存すべきと建議するわけです。ですので、やはり文化財保存行政全体が動き出す、そういう明治10年代の動きのなかで、古社寺保存も城跡保存も連動していると思うわけです。

【内田】 どうもありがとうございます。最後の時間も迫ってまいりましたので壇上の方から何か言っておきたいこと、よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後に一言、文化庁の佐藤さんの方に。今後、遺跡の整備についてどうするかというのがそれぞれの場所で非常に頭を抱えるような問題だと思いますけれども、関係することで一言お願ひいたします。

【佐藤】 先生方のお話を聞いて非常に勉強になりました。ありがとうございました。

史跡は土地の指定でありますので、その土地の履歴を明らかにすることであるとか、あるいはその価値の重層性に着目すべきだということは日頃から考えてまいりました。高木先生のご報告の中には黒板勝美が文化財保護の大枠を決めるわけですから、彼は古社寺保存法を批判しつつ、古代の寺院は守られているけれども、近世の建物はほとんど守られていないと述べます。史跡は現代よりも古いも

のは全て対象にするのだということです。つまり、史跡というものは古いものが大事だということは決別した世界であったわけです。そして、黒板勝美は50年ということを言いました。明治の終わりごろから史跡の保護を論じ、法律ができるのは大正8年のことです。50年前というのは明治維新となりますので、大体、江戸時代までは守りましょうということで、箱根の旧街道とか、次々と指定していくわけです。我々にとって、50年というのは当然、近代を射程に入らなければならぬことになります。行政的にいうと、平成7年に指定基準の見直しというのをやっています。そこでは、例えば古戦場という指定の基準がありますけれども、古戦場では、関ヶ原の古戦場は守れても近代の戦跡は守ないので、戦跡という言葉を使って書き上げというか、例示することにしました。あるいは、治山治水でいえば、これまで堤防は入っていましたが、これからはダムも対象になるのだということをやりました。基準の見直しをすることによって、原爆ドームの指定などをやってきたという経緯があります。当然、土地の履歴ということを考える上では近代、そして、現代というのはどこからかということもありますが、そういうことを視野に入れるのは当然のことだと考えられるわけです。

ただそうした場合に、では整備はどうするかということが出来ます。これは変数がX、Y、Zと出てくるわけですから、難しい問題です。松本城の話題もありましたけれども、私は西の外堀、それから南の西外堀を掘り起こして、あれも話すと長くなりますが、そういう事業はすばらしいことではないかなというように思っています。学術的な検討と、それから、市民の同意をどのように獲得してやっていくか、それに税金を投入してやっていくわけですので、土地の履歴というものを検証というか研究していくことの上に立って、じゃ、どういう整備をしていくのかという新しい課題を私たちは抱えることになっているということになります。その辺りことは、これからこの研究会でやっていくことにな

ると思いますが、皆さんのが抱えている問題は、土地の履歴、価値の重層性ということを踏まえて考えていかなければいけないということではないかと、そのように思います。

私が関わってきた遺跡については、やはり近代にどうだったのかということを考えてまいりました。城跡では典型的に近世と近代の問題が出てきますが、実はあらゆる遺跡にとって共通するものではないか、繩文時代の遺跡についても、そこが近世にどういう状態だったのか、近代にどういう状態だったのかというようなことは、やはり問題なのではないかなというふうに考えているところでございます。
【内田】 どうもありがとうございました。以上で総合討議は終わりにさせて頂きたいと思います。アンケート用紙どうぞ記入をして頂き、気をつけてお帰りになって頂ければと思います。どうもお忙しい中、また寒い中、奈文研の方に来て頂きまして、ありがとうございました。(拍手)

文責：内田和伸

II 関連論文

存城と廃城

－城はいつ終わったのか－

森山 英一（城郭研究家）

1. はじめに

文化財保護委員会の発足当時、文部技官として近世城跡の調査や史跡指定に貢献された黒板昌夫氏は、昭和30年（1955）に書かれた『城の歴史』¹⁾の冒頭で次のように記されている。「宿にくつろいで『ここのお城はどんなところ？』と女中さんに尋ねる。と、『お城なんかありません』まことに素っ気ない返事である。そのお城を調査に来ている筆者は一寸話の接続を切られてとまどう。地元の関心とか、そんな難しいことではなく、一般の人の観察を聞き度いと思ってのことであったが、こうあっさり片付けられでは、引き下がるより外はない。こんなことは間々経験することではあるけれども、この女中さんを文化財に理解がないときめつけるのは可哀そうである。女中さんは、あいそがないわけでもなく、城に恨みがあるわけでもない。蓋し天守閣も、櫓も、門もなくなつていればお城ではないつもりなのであって、こんな論法は案外ひろまっているからである。各地に天守閣の復興機運が強まっているのもこのような考え方にある程度関連しているように思われる。」

『城の歴史』が書かれた当時は、我が国が太平洋戦争の敗北からようやく立ち直って独立を果たし、それと共に占領下では封建制度を象徴する軍事施設として否定的に見られていた城郭が再認識され、いわゆる城ブームが起って各地で戦災により失われた城の天守を初めとする城郭建造物の復元が進められていたときであった。黒板氏がこのような風潮に批

判的であったことは論考の内容からも窺われる。しかしながら、建物、特に天守閣がない城は城ではないという考え方その後も根強く残り、現在までも続いている。城とは何であろうか。なぜ建物がない城は城と認められないのだろうか。そこで明治維新以後における城郭の取り扱い、特に廃藩置県のうち、明治政府が城郭を運別して存城と廃城に分けた明治6年（1873）1月14日の太政官達に着目して、存城と廃城について、それぞれの変遷を考究してみた。これまで維新後の城の変遷を存城と廃城に分けて研究することは殆ど行われてなかった。存城と廃城の区別が良く分からぬこともその理由であろう。廃城になった城が多いことから、上記の太政官達を『廃城令』と呼ぶ人が少くないのはある意味で無理からぬところである。しかし、存城と廃城の区分は、少なくとも明治20年代までは厳然として存在していた。本稿では存城と廃城の法的性格の違い、それぞれの管理や処分、特に存城については、府県庁との関係、城内に居住していた士族の取り扱い、廃城については、官衙、学校、公園、神社などに転用された経緯を中心に記してみた。ご教示やご指摘を頂ければ幸いである。

2. 廃藩置県と城郭の存廃決定

（1）廃藩置県と明治陸軍の創設

廃藩置県後における近世城郭の変遷は、明治陸軍の創設と密接に関連している。江戸時代に幕府及び諸藩の支配下にあった城郭は、維新後、徳川将軍家の居城であった江戸城が東京城と改称されて皇居と

なり²⁾、江戸幕府が西国に抑えとした大阪城は、兵部省の管轄に属して陸軍所が置かれたが³⁾、その他の城郭・陣屋は地方統治機関である府・藩・県の管理下に置かれていた。藩は依然として藩兵を保有し、政府直属の軍隊は皆無に等しかった。

中央集権国家の成立を目指す政府は、明治4年(1871)年2月22日、鹿児島・山口・高知三藩の兵を徴して政府直属の御親兵を設置し⁴⁾、同年4月23日、地方軍事機関として東山道・西海道両鎮台を置くと⁵⁾、同年7月14日、御親兵の力を背景に廢藩置県を断行した⁶⁾。続いて政府は、同年8月20日、既に設置されていた東山道・西海道両鎮台を廃止し、新たに東京・大阪・鎮西・東北の四鎮台と八分營を置き、旧藩兵の一部を召集して常備兵とともに、そのほかの旧藩兵は元の大・中藩に一小隊を残して解散させた。また「地方城郭ノ儀兵部省管轄被仰付候事、但県ニ於テ明細ノ図面相調早々兵部省へ可差出事」⁷⁾と達し、城郭をすべて兵部省の管轄とした。これに先立ち、同年7月28日、兵部省陸軍部内条例書⁸⁾が執行され、陸軍部内に「城堡並ニ築造兵ニ關スル諸務ヲ司ル」陸軍築造局が設置された。

新設された四鎮台の本營と分營は以下の通りであった。

東京鎮台	本營東京、第一分營・新潟、第二分營・上田、第三分營・名古屋
大阪鎮台	本營大阪、第一分營・小浜、第二分營・高松
鎮西鎮台	本營小倉当分熊本、第一分營・広島、第二分營・鹿児島
東北鎮台	本營石巻当分仙台、第一分營・青森

新たに設置された四鎮台のうち東京鎮台以外の大坂・鎮西(熊本)・東北(仙台)の三鎮台、分營のうち、新潟・青森を除く、上田、名古屋、小浜、高松、鹿児島の各分營はいずれも城郭に置かれた。しかし、新潟・青森には兵營を置くが施設がなかった

ので、前者は新発田城、後者は弘前城に暫く分營が置かれた⁹⁾。

また、大阪鎮台第一分營は、小浜城が火災で焼失したことから同年12月、彦根城に移転した¹⁰⁾。翌明治5年7月、太政官布告第217号により東京鎮台第四分營が水戸城に置かれたが、他藩出身者が茨城県令心得に任命されたことに不満を持つ旧水戸藩士の放火と思われる火災により水戸城が焼失したので、治安維持のため臨時に設置されたものであった¹¹⁾。

(2) 城郭の存廃調査

明治5年2月27日、太政官布告第62号により兵部省が廃止され、同省の陸軍部と海軍部が独立して陸軍・海軍両省が設置されると¹²⁾、城郭は陸軍省の管轄となった。

陸軍省は、前述の明治5年8月20日達により旧藩の城郭に止まらず、これに準ずる陣屋、要害(旧仙台藩の場合)などのほか、練兵場、砲台、兵器・火薬庫、火薬・器械製造所、軍事関係の学校などを管轄下に収めた。しかし、膨大な数にのぼる軍事関係施設のすべてを陸軍省が管理することは不可能であったから、鎮台や分營となった城郭は受け取って管理下に置いたが、その他の城郭・陣屋・要害その他の施設は所在の府県が管理していた。

一方、陸軍省は、陸軍大輔(長官の卿は欠員)となった山県有朋のもとで、全国における防禦線の確定と徵兵制による常備軍隊の建設を目指していたが、その作業の一環で軍隊の基地として必要な城郭と、不要な城郭を選別する必要があった。城郭は国有財産であるから、その処分は陸軍省単独では行うことはできない。不要な城郭などは国有財産を所管する大蔵省に移管しなければならないので同省の了解が必要となる。陸軍省は、発足すると直ちに大蔵省と打合せて旧藩の城郭・兵器などの調査を実施することを決め、太政官正院の承認を受けた。同年3月18日、太政官布告第88号によって地方巡回のための大蔵省官員の出張、同第89号によって城郭・兵器取調べのための陸軍省官員の出張がそれぞれ布告され¹³⁾、陸軍省築造局や武庫司から武官らが出張し、

大蔵省官員同行のうえ五方面に分れて各地の城郭、兵器などの実地調査を行った。陸軍省官員には特に參謀局御用勤務を申し付けられた¹⁴⁾。これに合わせて同年3月15日、陸軍省達「巡見參謀將校職務大略」¹⁵⁾が発せられたが、これによって調査官員の職務内容を知ることができる。

このとき調査検討の資料にされたと思われる城絵図群が2009年、フランスのオークションに出品された。「陸軍省城絵図」と名付けられた絵図群が出品されるまでの経緯は、所蔵者を含めて不明であるが、富原道晴氏の尽力により、その大半の124図が現在富原文庫に収蔵されている¹⁶⁾。絵図の中には「明治五年」の記載があるものや「陸軍省築造局」印が押捺されているものがある。築造局は、明治6年3月20日、陸軍省職制及条例¹⁷⁾によって第四局と改称されたので、少なくとも築造局印のある絵図はそれ以前に作成されたことが明らかであり、通し番号が付されているので作成年代が同時期であることが明確である。内容も城郭図に留まらず、陣屋、要害・所（仙台藩の場合）、台場、古城図、地形図、古戦場図なども含まれ、内容が多岐に亘り、前述した巡見參謀將校職務大略と共に当時の陸軍省の城郭調査の状況を知ることができる。また、現在遺構が全く残っていない城の絵図も含まれており、近世城郭の最終期の状況を記録したものとして、「正保城絵図」にも匹敵すべき貴重な史料であると考えられる。

城絵図の作成者であるが、前述した明治4年8月20日の太政官達が地方城郭を兵部省の管轄することを府県に通知すると共に「県ニ於テ明細ノ圖面相調早々兵部省へ可差出事」と命じ、更に兵部省が翌明治5年2月24日、まだ絵図を提出していないと思われる特定の元藩県について「城郭砲塹練兵場等總シテ軍事ニ関渉スル必用之場所不歛取調明細絵図ヲ以テ至急當省へ差出候様可被相達候事、追テ前書之趣大阪近傍ハ來三月十五日限り、奥羽中国九州近傍ハ同廿日限り、無遅延屹度差出可申候事」¹⁸⁾と達して絵図の差出を命じているので、これらの達によつて府県が作成したもののはか、前記の巡見參謀

將校職務大略に「一、各地城塞ノ方并地勢ノ陰易ヲ見極メ攻守ノ便不便ヲ計リ暇アラバ絵図ニ認メ可申事」としているので、築造局から巡回出張した調査官の指示で府県が作成したものや調査官員自身が作成したものも含まれている可能性がある。

陸軍省は、各地に出張した調査官員の報告に基づき同年8月に鎮台、營所配置の改正とそれに伴う城郭の存廃を概ね決定し、省内各局の意見を徵したうえ同年11月に築造局で要不要の区分を立て、条約書を大蔵省と取り交して正院の裁決を仰いだ¹⁹⁾。

問題になったのは、皇居が置かれている東京城の取り扱いで、皇居と城塞を併存させるという築造局の意見に対し、近衛局は数百年來の攻守に応ずる建築を施した城塞が現在の火器戦闘に役立つはずがないので、城郭の名目を廃し、内郭は皇居とし、外郭は廃棄して郊外に攻守の建築施設を設けることを主張して対立した。折しも同年6月、大蔵省から朽廢が進んだ外郭諸門の取壊しの伺いが提出され、陸軍省に意見を求められたので、7月27日、山県陸軍大輔から何を立てた結果、「城郭ノ儘、御住居被遊候事」との決定が下った²⁰⁾。そのため、東京城は皇居と城郭が併存することになった。

一方、これに併行して徵兵制の実施とこれに対応する鎮台再編成の作業が進められた。同年11月28日、太政官布告第379号をもって徵兵に関する詔勅と太政官告諭が発せられた²¹⁾。

（3）鎮台配置の改訂

明治5年は12月2日で終わり、翌日から太陽暦が採用されて明治6年（1873）1月1日となった。年明け早々の1月9日、太政官布告第4号²²⁾により鎮台配置が改訂され、今までの四鎮台に代わり、全国を六軍管に分かち、以下の鎮台六、營所十四を置いた。

第一軍管	鎮台東京	營所東京・佐倉・新潟
第二軍管	鎮台仙台	營所仙台・青森
第三軍管	鎮台名古屋	營所名古屋・金沢
第四軍管	鎮台大阪	營所大阪・大津・姫路

第五軍管 鎮台広島 営所広島・丸亀
第六軍管 鎮台熊本 営所熊本・小倉

第十二師管（營所丸亀）
第六軍管 熊本鎮台 第十三師管（營所熊本）
第十四師管（營所小倉）

この改訂により、鎮台の下に分営に代えて新たに營所が置かれた。鎮台や營所に常備される団隊は、歩兵14聯隊（42大隊）、騎兵3大隊、砲兵18大隊、工兵10小隊、輜重兵6大隊、海岸砲兵9隊、兵力は平時人員31,680人、戦時人員46,350人とした。營所は14ヶ所あり、それまで大隊編成だった歩兵部隊を聯隊編成に改め、各營所に一聯隊を配置する計画で、逐次実行された。なお、營所は兵備の盛大と共に漸次増築することとした。鎮台配置の改訂により徵兵区分が決まったことから同月10日、太政官達で徵兵令が發布された²⁰⁾。

しかしながら、この鎮台編成は、早くも同年7月19日、改訂鎮台条例（太政官布告第255号）²¹⁾によって大幅に改められた。同条例はそれまで制定されていた東京鎮台条例（明治5年正月8日兵部省達）、大阪・鎮西・東北鎮台条例（同年3月12日兵部省配布）を全面的に改訂したもので、要塞、衛戍などの語にフランス語を片仮名で併記しており、来日していたフランス人陸軍教師の意見を参考し、フランスの軍制をもとに作成したことが窺われる。

改訂条例は、新たに北海道を管轄する第七軍管を追加したほか、次のように軍管の下に師管を置いた（第1条）。

第一軍管 東京鎮台 第一師管（營所東京）
第二師管（營所佐倉）
第三師管（營所新潟）
第二軍管 仙台鎮台 第四師管（營所仙台）
第五師管（營所青森）
第三軍管 名古屋鎮台 第六師管（營所名古屋）
第七師管（營所金沢）
第四軍管 大阪鎮台 第八師管（營所大阪）
第九師管（營所大津）
第十師管（營所姫路）
第五軍管 広島鎮台 第十一師管（營所広島）

軍管は管下の兵員が戦時に一軍を、師管は一師を興すに足ることから名付けられ、從来の各營所が一師管を構成し、その下に更に營所を置くこととされた（第2条）。師管内の營所の所在地として

東京師管管内	小田原	静岡	甲府
佐倉師管管内	木更津	水戸	宇都宮
新潟師管管内	高田	高崎	
仙台師管管内	福島	水沢	若松
青森師管管内	盛岡	秋田	山形
名古屋師管管内	豊橋	岐阜	松本
金沢師管管内	七尾	福井	
大阪師管管内	兵庫	和歌山	西京
大津師管管内	敦賀	津	
姫路師管管内	鳥取	岡山	豊岡
広島師管管内	松江	浜田	山口
丸亀師管管内	徳島	須崎浦	宇和島
熊本師管管内	千歳	鰐肥	鹿児島
小倉師管管内	福岡	長崎	対馬

の40ヶ所を挙げ（第3条）、「凡ソ營所ノ數四十、師管ノ場所ト合シテ五十四トナシ、各其区域ヲ画シテ三府六十六県略相表裏シ、以テ管内ノ靜謐ヲ保護セシム」（第4条）としている。營所の所在地を後記の「諸国存城調書」などに記された存城と比較すると、新発田、上田、彦根、高松の四城がなく、新たに琉球が加わっている。政府は、明治5年9月14日、琉球国王尚泰を琉球藩王に任じて華族に列し²²⁾、琉球に対する支配を強めていた。しかし、琉球に軍隊を配置するにはなお数年を要した。

また、北海道については「其守備方法他の諸道ト異アルヲ以テ」（第5条）、具体的な守備組織は記載されなかったが、翌7年10月30日、屯田憲兵条例²³⁾が制定され、開拓使の隸下に警備と開拓に当たる屯

田兵が設置された。

(4) 城郭の存廃決定

鎮台配置が改訂された5日後の明治6年1月14日、正院は、城郭の存廃を決定し、大蔵・陸軍両省に達した²⁷⁾。

このとき存城として陸軍省の管轄に残された城郭は、通達別紙第一号「諸国存城調書」によると下記の通りであった。

第一軍管	武藏国 東京	相模国 小田原
	駿河国 静岡 甲斐国 山梨	
	下総国 佐倉 上総国○木更津	
	常陸国 水戸 下野国 宇都宮	
	越後国 新発田 ○新潟 高田	
	上野国 高崎	
第二軍管	陸前国 仙台 岩代国 福島 若松	
	陸中国○水沢 盛岡	
	陸奥国○青森 羽前国 山形	
	羽後国 秋田	
第三軍管	尾張国 名古屋 参河国 豊橋	
	信濃国 松本 美濃国○岐阜	
	加賀国 金沢 能登国○七尾	
	越前国 福井	
第四軍管	摂津国 大阪 ○兵庫	
	紀伊国 和歌山 山城国 二条	
	近江国 彦根 ○大津	
	越前国○敦賀 伊勢国 津	
	播磨国 鞆路 因幡国 鳥取	
	備前国 岡山 但馬国 豊岡	
第五軍管	安芸国 広島 出雲国 松江	
	石見国○浜田 周防国 山口	
	讃岐国 丸亀 高松 阿波国 徳島	
	土佐国○須崎 伊予国 宇和島	
第六軍管	肥後国 熊本 日向国 飯肥	
	薩摩国 鹿児島 豊前国 小倉	
	豊後国○千歳 筑前国 福岡	
	肥前国○長崎 対馬国 嶺原	

(注：地名の前の○印の分は現今城郭がないが、

新規に受け取るべき所)

存城は、新規取立地を含めると概ね一国一城であったが、複数の存城がある国や、存城のない国もあった。存城の多くがこれまで一国の中心となっていた城郭や場所であったが、豊岡には城郭ではなく陣屋が所在するのみであったから、新規取立地を除く存城は42城、1陣屋であった。この通達には記載漏れがあったので、同年2月15日に陸軍省が府県に発した通達²⁸⁾の別冊で存城として信濃上田城が追加されて43城になった。しかし、上田城は同年5月に分営が廃止されたのち、翌7年に建物などが払い下げられているので²⁹⁾、実質的には廃城とみて良いであろう。また、弘前城はその後も陸軍省の管轄に属していたにも拘らず、存城調書にも、その他の通達文書にも記載がない。しかし、弘前城については、後述する明治9年2月27日、陸軍省が提出した「城砦周囲等防御線内土役工作等ノ儀地方官エ通達相成度旨何」³⁰⁾添付の表に第二種（城有兵無キモノ）の中に記載されているので、存城であったことは明らかである。

このほか、木更津、新潟、水沢、青森、岐阜、七尾、兵庫（神戸）、大津、敦賀、浜田、須崎浦（須崎）、千歳（大分）、長崎の13ヶ所は、現今城郭がないが必用の区域を選定して大蔵省と協議の上で地所を受取るべきこととされた。この中で、浜田には城郭、水沢には旧仙台藩の要害が存在したが、浜田城は慶応2年（1866）7月18日、第二次長州役の際に焼失し³¹⁾、更に明治5年2月6日の浜田大地震で同地が大きな被害を受け³²⁾、城地も崩壊して使用に耐えないと思われたこと、また、水沢は要害であったので、いずれも城郭としては取扱われなかつたものと思われる。しかし、浜田城も前述の明治9年2月の陸軍省令では弘前城と同じく第二種の存城として記載されている。

存城および廃城の数については、これまで明治43年（1910）に陸軍築城部が編纂した『築城史料』³³⁾の記述を元としており、大類伸・鳥羽正雄共著の『日

本城郭史』³⁴⁾ もこれに従っているが、その正確性には疑問がある。『築城史料』は存城について「余ス所ノモノ僅ニ三十九城一要害ノミト成リス。而シテ此ノ三十九城一要害ニ更ニ二十余城ヲ選定シテ、併セテ五十八城ヲ存置スル事トシタリ」とのみ記述し、その根拠を明らかにしていないが、同書が参考文献としている旧仙台藩士小野清が明治32年(1899)に著した『日本城郭誌卷首』³⁵⁾ 緯込み第二表は、上記の43城、1陣屋のうち、後に福島城の代わりに存城となった白川(白河)城を挙げ、新規城郭取立地13ヶ所と明治6年12月に開拓使から陸軍省に移管された函館五稜郭³⁶⁾ を加えて58としている説に従ったと認められる。しかしながら『築城史料』、『日本城郭誌』のいずれも陸軍省の管轄下に残った弘前城には触れていない。

一方、『築城史料』は、廢城について、「全国ニ散在セル百四十四城、十九要害、百二十六陣屋ヲ一齊ニ廃継シ、之ヲ大蔵省ニ交付ス」と記している。この数は、前述した小野清著『日本城郭誌卷首』の第三表「慶応三年現在城郭要害陣屋并ニ明治六年公定存城紹覧表」³⁷⁾ 城郭182、要害20、陣屋126から、存城分を引いた数と思われるが、前記明治6年1月14日の太政官達別紙第二号「諸国廢城調書」には、城郭121、陣屋69、要害11、練兵場54、演武場・擊劍場29、火薬庫・焰硝庫81のはか、陣営、政府、旧県庁、砲台砲櫓、火薬製造所、兵營、屯所、旧軍事局、陸軍局、武庫、兵器庫、大砲置場、器械置場、大砲打場、射撃場、練武場、講武場、武館、兵学校、厩、馬場、水車場、器械製造所など、様々な施設が記載されており、旧藩のほか、岩鼻、相川など旧幕府の遠国奉行や代官の陣屋、旧佐賀藩家臣諫早氏の所領諫早、旧平戸藩領の壱岐武生水の施設などが含まれている。

いずれにせよ、城郭の存廃決定は、鎮台配置の改訂に対応して慌ただしく行なわれたので、存城・廢城調書の記載も杜撰であり、いずれの調書にも記載されていない城郭・陣屋などが相当数みられる。例えば、松前城、弘前城、小松城、今治城、高知城、

旧仙台藩の上口内、人首、佐沼、登米、不動堂、川崎、金山、平沢の各要害が記載されていなかった。特に、高知城のような重要な城郭が記載漏れになっているのは不審に思われるが、同城については、その帰属をめぐって陸軍省と大蔵省の間で対立があり、陸軍省に引き継がれていなかったのである。明治5年8月19日、陸軍省は正院に高知城は城郭の称号を廃しているが、まだ取り壊していないので、配兵をする予定があることから陸軍省管轄を命ぜられたいと願い出た。ところが大蔵省は配兵の目途があるといつても城郭全部が必要なはずはないので、入用の部分の図面を付して申し出てもらいたいと主張し、結局、陸軍省が鎮台配置を決定のうえで更に申し出ことになった³⁸⁾。しかし、陸軍省は、存廃決定後も高知城について移管の申し出をしなかった。後述するように高知城は全国に先駆けて公園になっている。

しかし、明らかな記載漏れもあった。城郭の存廃が決まった翌月の明治6年2月28日、開拓次官黒田清隆は正院に、これまで青森県に属していた旧館県地方が開拓使へ移管されたので、大蔵省管轄の松前城を出張所並びに官員役宅等に使いたいとして、同城を附属建家とも開拓使へ移管の申し出をした。これに対し、正院から意見を求められた大蔵省官員渋沢栄一は「松前城ノ儀ハ先般当省管轄被仰付候旧城地第二号中記載ハ無之候ヘトモ第一号存城ノ内ニ不相見候ヘハ即チ当省管轄ト相心得候テ可然」として「同使申請ノ通御允許相成可然ト存候」と述べ移管に同意している³⁹⁾。

このほか、東京鎮台本營管内は、上野・下野両国を除いて城郭のみが記載され、陣屋の記載がない。特に徳川氏の駿府就封に伴って房総地方へ移封された諸藩が築いた城郭・陣屋は一切記載されていない。

一方、旧仙台藩については、一門以下の上級家臣を城・要害、所・在所の名の下に領地を与え一円支配を許していた。幕末に城(白石城)1、要害20(19とも)、所35、在所38があったといわれる⁴⁰⁾。この

うち、要害は藩内では御城と呼ばれており、所も城郭の実質を有するものが多かった。城郭の存廃決定の際、要害は城に準じて存廃の対象となつたが、所以下については廃城調書に記載がない。前述した陸軍省城絵図には要害のほか「駒ヶ嶺」所の絵図が含まれているので¹¹⁾、所も調査の対象になつたことが窺われるが、実際にどのように扱われたのか今後考究する必要があろう。

また、旧会津藩の猪苗代城のように戊辰戦争で焼失して放棄された¹²⁾ ものや、後述するように既に群馬県に移管されて陸軍省の管轄を離れていた前橋城、開拓使の管轄下にあった兩館五稜郭は調査の対象外だったので、記載がない。

なお、前述した明治6年1月9日の太政官布告第4号による鎮台本營と營所を見ると新潟と青森を除いて存城とされた城郭の所在地と一致するが、彦根、上田、高松、鹿児島のように存城とされ、分營として軍隊が駐屯しながら營所に指定されなかつた城や伊予松山城のように軍隊が駐屯しながら存城に指定されなかつた城があつた。これらの諸城については陸軍省達で当分營所と心得ることになつたが¹³⁾、これらの城に駐屯していた軍隊は間もなく移駐した。また、鹿児島城は、火災で焼失したのを契機に分營を閉鎖している¹⁴⁾。

3. 存城と廃城～その法的解釈

存城・廃城については、法令上も講學上も明確な定義はない。「存城」は、明治6年1月14日の太政官達で初めて見られる用語であるが、「廃城」は、版籍奉還後、財政難から城郭の維持が困難になつた諸藩が相次いで城郭の取り壊しや修補を加えないことを願い出た際の何に散見する。例えば、小田原藩は、明治3年閏10月2日の願書に「当藩城廓櫓楼秋来數度ノ暴風雨ニテ大破候処、修補ノ藩力無之、弥々時勢無用之長物ニ属候ヲ補理仕候ハ冗費ト奉存候間、追々取払遂ニ廃城仕度奉存候」¹⁵⁾、中津藩は、同年12月の廃城願出時に「復古隆運封土奉還之御盛時に会し、於込土無用之城地と奉存候、依之更に廃

城仕冗費を省き窮民救恤耕田等之入費に相備申度」¹⁶⁾として、それぞれ廃城の語を用いている。

一般的に考えると、存城とは、城郭として維持し、天守・櫓・門・堀などの建物や石垣・土塁、堀などの施設を保存するものであり、これに対し、廃城は、小田原藩や中津藩の間に見られるように、城郭として維持することをやめ、建物を取り壊し、場合によつては石垣・土塁、堀なども破壊するもので、戦国時代に城割りと呼ばれた処分と同様のものと考えられる。筆者も以前はそのように理解していた。しかしながら、存城となった城でも、会津若松城をはじめ多くの城が建物をすべて取り壊されており、廃城とされた城でも高知城や伊予松山城のように天守など主要な建物がまとめて保存されている例がある。

この疑問を解決するには、存城と廃城を法的な面から解釈する必要がある。前述したように、城郭の存廃決定は、国有財産である城郭・陣屋・要害などの管理区分を決めたもので、その背景には城郭を財産とみるフランス民法の影響があつた。存城と廃城は城郭の所管官序を分ける法令上の用語だったのである。

幕藩体制下の我が国においては、城郭を譲渡、貸借、物上保証などの対象となる財産と見る考えが殆どなかつた。城郭の処分権は天下人である將軍に属し、大名は例え自らが築いた城であつても、その管理や使用をする権限を持つのみで、処分権はなく、將軍から領地召し上げや転封を命ぜられたときは直ちに城を開け渡さなければならなかつた。改易や転封の際に後継の城主が指名されなかつた城は幕府直轄とされたものを除き破却された。一方、ヨーロッパにおいては、城郭は王侯貴族の重要な財産であつた。城郭が財産であるという観念は、明治維新後にヨーロッパの法制度が導入されたことによって明確に意識されるようになったのである。

明治政府は、旧幕府が締結した不平等条約の撤廃を目指し、司法制度の確立と歐米諸国と比べても遜色がない法典の整備に努めていた。政府が近代国家建設の模範としたのはフランスとイギリスであった

が、法律については、慣習法を中心とするイギリス法は適當ではなかったので、フランス法が模範とされた。最初の目標は民法典であり、當時最も完備した法典であったフランス民法`code civil français`（正式にはナポレオン法典`code Napoléon`）を模範として立法作業が行われた。明治3年9月、太政官制度局に民法会議が開かれ、中弁江藤新平が主任となり、旧幕臣で大学大博士の箕作麟祥にフランス民法を翻訳させ、これを基に民法草案の立案が行われた⁴⁷⁾。箕作麟祥はパリ万国博覧会の折、幕府使節随行して渡仏した洋学者で、彼が翻訳したフランス民法は、翌4年4月『仏蘭西法律書民法』として大学南校から刊行された。

民法会議は、同年7月に制度局が廃止されたことに伴い廻会となつたが、民法の整備は、太政官左院に引き継がれ、左院副議長となった江藤新平が主宰して検討が行われた。これに並行して同年7月に新設された司法省明法寮においても民法典編纂事業を行ひ「皇国民法仮規則」をまとめた。更に、翌5年4月、江藤新平が司法卿に任せられると自ら主宰して省内に民法会議を発足させ、箕作の『仏蘭西法律書民法』や明法寮の「皇国民法仮規則」を底本として、翌6年3月「民法仮規則」草案を作成したが、同年4月に江藤新平が参議に転じたため施行されことなく終わった⁴⁸⁾。しかしながら、箕作の『仏蘭西法律書民法』や各種の民法草案は、裁判官によって民事裁判における実務上の指針である条理として活用された。明治8年6月制定の「裁判事務心得」（太政官布告第103号）第3条には「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ、習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スハシ」と規定している⁴⁹⁾。

一方、政府は、明治3年10月2日、陸軍編制をフランス式に統一し⁵⁰⁾、旧幕府に倣ってフランス軍人を教師として招聘した。また、旧幕府軍事顧問團の一員であったデュ・ブスケは維新後もフランス公使館の通訳官として日仏外交に尽力する傍ら兵部省の兵式顧問を兼ね、公使館を退職したちは、明治4年11月から左院雇（のち元老院雇）としてフランス

法制の翻訳調査に当たり、軍制度の整備、内務省の創設、勅章制度の確立などに貢献した⁵¹⁾。このような経緯から、陸軍省も存城と廢城の決定に当たって、フランスの軍事制度や法制の影響を受けたと思われる。

フランス民法では、城郭について、第二編（財産及び所有権の変容）において第540条・第541条に規定を置いている。箕作の『仏蘭西法律書民法』⁵²⁾は次のように訳している。

第五百四十条 城砦ノ門、壁、壕、塹等ハ亦公領ノ一部トス

第五百四十五条 既ニ戦闘ノ用ニ供セサル城砦中ノ地及ヒ壁、壕、塹ハ亦公領トス、但シ官ヨリ之ヲ売払ヒ又ハ官ヨリ其所有者ニ対シ定期ノ時間訴訟ヲ為サ、ル時ハ格別ナリトス

この文法によって明治6年1月14日の太政官達を解釈すると、第540条に規定する城が存城であり、第541条に規定されている城が廢城である。存城も廢城も公有（国有）であるが、存城は軍事上必要と認めて国家が保有するものであり、廢城は軍事上不要とされたものであり、売却処分された場合や占有者に取得時効が完成した場合は公有でなくなるのである。

従って、存城は、軍事に関する事項を掌る陸軍省が引き続き所管し、廢城は軍事上不要として、大蔵省の管理に移したものである。存城は、從来通り陸軍省の管理に置くという意味であり、廢城は、陸軍省の管理を廃し大蔵省の管理に移すもので、不要と認められれば売却処分されるが、直ちに破壊されるものではない。実際には廢城の多くが不要として払い下げ処分されているが、必要と認められたものは国有として維持されている。前述した小田原藩や中津藩の願書にある「廢城」とはまったく意味が異なるものである。

このように存城と廃城は国有財産の管理区分を決めたものであるから、城郭の建物その他の施設の維持保存とは無関係である。存城であっても国が維持の必要がないと認め、または兵営建設などのために改造したときは建物を改築し、あるいは取り壊し、石垣や土塁を破壊することも可能である。改造によって外見が城とは思われないような状態になったとしても、国が城と認めて保有している限り城郭なのである。他方、廃城であってもすべて破壊されるものではなく、国が不要として改造又は破壊し、あるいは売却処分しない限り、保存されるのである。

また、廃城が直ちに城でなくなったのではない。国有である限り城なのである。明治6年11月24日、陸軍省が府県に「全国諸城郭今般各鎮台ニテ管轄致候就テハ自今城郭ニ係る事件並番人給料等之儀ハ其所管鎮台へ可申立候此旨相達候事」⁵³⁾と達したが、大蔵省から国有財産の管理を引き継いだ内務省は、翌7年4月14日、乙第30号で府県に「明治六年十一月二廿四日陸軍省ヨリ全国諸城郭今般各鎮台ニテ管轄致候ニ就テハ自今城郭ニ係る事件並番人給料等之儀ハ其所管鎮台へ可申出旨布達相成候儀ハ同省所管存城ノ分ニテ当省所轄廃城ノ分ニハ関係無之儀ニ候条為心得此旨相達候事」⁵⁴⁾と達している。府県でも存城と廃城の区別を理解しないで、廃城についても鎮台へ申し出る事例があったことが窺われる。

ところで、この明治6年1月14日の太政官達を「廃城令」と呼ぶ人がいる。これは士族の帶刀を禁じた明治9年(1876)3月28日の太政官布告第38号⁵⁵⁾が一般に「廃刀令」と呼ばれていたことから思い付いたものと思われる。明治9年の太政官布告は大礼服着用並びに軍人警察官等の制服着用者を除いて、今まで認められていた士族の帶刀を一律に禁止したものであり、廃刀令と呼ぶに値するものであるが、明治6年の太政官達は城郭の管理区分を決めたもので、すべての城を廃止したものではない。重要な城は存城として維持されている。廃城令は誤った理解に基づく呼称といわざるを得ない。

4. 要塞の登場

明治6年1月14日の太政官達による存城の中に、新規に地所を受け取るべき場所として木更津、新潟、水沢、青森、岐阜、七尾、兵庫(現神戸市)、大津、敦賀、浜田、須崎浦(現須崎市)、千歳(現大分市)、長崎の13ヶ所が挙げられている。そのうち10ヶ所は海に面している。この13ヶ所は前述した改訂鎮台条例では、すべて當所の候補地とされている。陸軍ではこれらの地に兵営を設け築城を行う意図であったことが窺われる。

當時陸軍が微兵制による軍隊の整備と並んで最も重視していたのは、全国における防衛線の確立であった。明治7年1月4日、太政官で行われた政始に当たり陸軍卿山県有朋は、「維新以来皇化日ニ盛ニ陸軍ノ事業モ次々ヲ逐テ緒ニ就キ、近衛アリ以テ九重ヲ護シ、鎮台アリ以テ四海ヲ守ル陸軍ノ全体略具レリ」と述べ「更ニ全國ノ防衛線ヲ画定シ内以テ禍乱ヲ未発ニ防キ外以テ竊寇ヲ未萌ニ消セん、是実ニ方今ノ急務ニシテ臣ノ職分當ニ其責ニ任スヘシ」⁵⁶⁾と奏上している。

翌明治8年(1875)10月4日、陸軍大佐原田一道、同少佐牧野毅、同黒田久孝が連名で上申した「日本全国防衛及著手序次ニ開スル意見」⁵⁷⁾は、陸軍部内における全国の防衛と所要施設の工事着手順序に関する意見を纏めたもので、防衛線を外部の防衛線と内部の防衛線に分け「須ラク緊要海口ノ各地ヲ選ヒ、力ヲ萃メテ砲台ヲ築キ、敵ニ兵備ヲ設ケ、敵ヲシテ我内海ヲ窺ヒ我都府ニ近クヲ得サラシムヘシ。之ヲ第一外部ノ防衛線トナス。而シテ仮令第一防衛線破ル、モ、都府、製造場及ヒ繁華ノ市街等ヲシテ敵砲ノ轟撃ヲ免カレシムル為ニ、要地ニ防守ノ法ヲ設ク。之ヲ第二外部ノ防衛線トナス。又内國鎮台營所ト連絡応援ノ法ヲ設ケ、進シテ戰ヒ退キテ守ルノ備ヲナシ、衝要ノ地形ニ於テ堡壘ヲ築キ、海岸防守ノ缺クル所ヨリ上陸シテ都府及び砲台ヲ襲撃スルノ敵ニ備フ。之ヲ第一内部ノ防衛線トナス。而シテ各鎮台及ヒ營所ニ要塞ヲ設ケテ兵営ヲ置キ、糧食器械

及ヒ軍需ノ諸品ヲ聚畜シ、内外交通ノ為ニ他ノ砲台及ヒ衝要ノ地ニ兵科ノ大道ヲ設ケ、輜重車ヲ以テ此諸品ヲ運搬シ、応援ノ法ヲ便ニス。之ヲ第二内部ノ防御線トナス。』としている。

注目されるのは、文中に鎮台及び營所に要塞を設け兵營を置き、兵器や軍需品を備蓄することが記載され、城郭ではなく要塞の語が用いられていることである。幕末の洋学者たちは欧米の築城技術を学んで、五稜郭などの洋式築城を実現したが、この築城が城郭ではなく要塞であることを認識していなかった。箕作麟祥は、前述した『仏蘭西法律書民法』で、フランス民法第540条について、原文の*places de guerre et forteresses*(要塞及び城塞)をまとめて「城砦」と、第541条については、*Places de guerre*(要塞)についても城砦とそれぞれ訳している。*Places de guerre*直訳すれば戦いの場所は、15世紀以降に火砲に対抗して発達した築城であり、古代・中世の城郭とはまったく構造を異にしていることから要塞と呼ばれた。*forteresse*は城郭全般を意味するが、ここでは要塞以外の中世城郭や近世の城館を指すものと考えられる。箕作麟祥は優れた洋学者であったが、軍事の専門家ではなかったから、*Places de guerre*と*forteresse*の区別を十分に認識しないまま城砦と訳したのであろう。

我が国の軍事関係者が從来の城郭とは異なる火砲を備え、砲撃に対抗できる軍事施設の存在を認識したのは、維新後の歐州における見聞、特に普仏戦争の観戦であったと思われる。明治2年3月、政府は長州藩士山県有朋、薩摩藩士西郷従道を雇として歐州諸国に派遣し、地理形勢、特に兵制整備の状況を調査させた⁵⁸⁾。また翌3年(1870)7月に普仏戦争が起ると、大山巖、品川弥次郎らを観戦のために歐州に派遣した⁵⁹⁾。前述の意見書を起草した原田一道は、明治4年10月、右大臣岩倉具視を全権大使とする遣外使節団が欧米に派遣されたとき理事官として随行している⁶⁰⁾。

『要塞』の語は、城郭の存廃を定めた明治6年1月14日の太政官達にはまだ現れていない。法令に規

定されたのは、前述した同年7月19日の改訂鎮台条例で、要塞部の項を設け、第11条に「凡ソ要塞ノ將校ハ砲兵方面ニ属シ其司令ヲ歴テ陸軍卿ニ隸スルヲ正例トス」と規定しているが、「要塞」にフランス語の「*Plaース*」を片仮名で併記している。要塞は、おそらく要害と城塞を併せた造語で、フランス陸軍教師の意見も参考して作られたが、一般に周知されていなかったから原語を併記したのであろう。しかしながら、要塞はまだ築城されていなかったから、同条には「現今要塞ノ設木タ備ラス其箇所タル多カラサルヲ以テ姑ク其軍管ノ司令將官ニ牒シ文移報告並ニ物品ノ度支ノ諸項皆鎮台ト往復ス可シ」と追記している。翌7年11月30日、陸軍省布第428号により工兵方面条例⁶¹⁾が制定されたが、第1条に「凡ソ陸軍所属ノ要塞、城堡、海岸砲台、其他屯營、官廟、館舎、倉庫等ノ建築、修繕並ニ其保存監守ハ工兵科ニ在テ之ヲ掌ル」と規定し、要塞を城堡や海岸砲台の上位に置いている。陸軍は、存城や新規取立地を改造あるいは新築して要塞を築く意図があったと思われる。これを裏付けるのは明治11年12月6日、陸軍省が提出した彦根城の保存費用に関する伺に「滋賀県下彦根城城郭ハ第四軍管内之存城ニシテ他日要塞ノ一部分ニ被備置候處」⁶²⁾と記し、また同年10月15日、福島城を廢城として新たに白河城を存城とする伺に「白河城ハ奥羽咽喉ノ地ニ位シ将来要塞設置ノ為ニ必須ノ地ト存候」⁶³⁾とそれぞれ記していることである。

しかしながら陸軍が当初意図していた内部防御線の要塞は建設されなかった。第一外部の防御線である沿岸砲台の建設が優先されたのである。新規取立地は、一部に兵營が建設されたのみで築城は行われなかつた。

一方、普仏戦争の敗北で、フランスの軍事的権威は失墜したが、我が国では、その知識技術に対する信頼はなお高く、明治5年5月、フランスから陸軍士官、下士官らを陸軍教師として招聘した。彼らは軍制整備や教育訓練について陸軍省の諮問に与る傍ら、我が国沿岸に築造すべき砲台の位置を検討した。

同7年7月、陸軍卿山県有朋は、陸軍教師首長の陸軍大佐シャルル・クロード・ミュニエーに部下の教師を派出させ、原田一道ら砲工科の将校を隨行させて砲台築造の位置を調査させ、以後数年にわたって毎年暑中休暇を利用して海岸の巡視が行われた⁶⁴⁾。これらの調査検討に基づき前記の原田らによる日本全国防護及著手序次に関する意見が上申され、特に近海の固めが急であると認めて、先ず東京湾の相州観音崎、總州富津岬等の数所に堅牢の砲墩を築くことが決定された。その結果、明治9年から観音崎・富津岬における砲台用地の買収、測量・調査が開始され、以後、東京湾を初め沿岸各地で砲台の建設が行われた。砲台建設に要する多額の経費は財政を圧迫し、一時休止されたこともあるが、宫廷費の剩余金の下賜や国民の献金も得て次第に進捗した⁶⁵⁾。

5. 存城の管理

(1) 存城の維持管理

1) 居住人民への課税

それでは存城と廃城は、どのように管理され、また処分されたのであろうか。

まず存城であるが、陸軍省にとって負担だったのは、存城の多くに府県庁が置かれており、また城内に多くの士族が居住していたことであった。

陸軍省は、明治6年2月14日、府県に対し城内に居住している人民の取り扱いについて「各府県管下当省所轄城廓中從來人民住居之地所ハ追テ当省ヨリ引方相違候迄ハ住居罷在不苦候間、總テ拝借地ト相心得取稅取計大藏省へ可相納事」と達した⁶⁶⁾。これに対応して大蔵省も同日、達第15号をもって府県に「旧藩々城郭内土族邸地之儀ハ是迄処見合置候処、今般各城廢存御決定ニ付テハ、廃城之分ハ一般沾券稅施行之積再取調、存城内居住之分ハ當分拝借地ト看做シ各邸步數丈量之上近傍之沾券ニ見合相当之稅金賦課可致候条、夫々取調可伺出事」と存城、廃城とも城内の士族屋敷について面積等調査のうえ近隣地と比較し課稅するよう達している⁶⁷⁾。

當時、土地制度を整備すべく、土地の所有権と納

稅義務を表示した地券（土地所有証券）の発行が進められていた。これに伴い、明治6年3月25日、太政官布告第114号⁶⁸⁾により、地所をその用途により名称区別を定め、皇宫地、神地、官厅地、官用地、官有地、公有地、私有地、除稅地としたが、翌7年11月7日、太政官布告第120号⁶⁹⁾で全面的に改正し、地所を官有地、民有地に大別し、それそれぞれ種別を定めた。存城の敷地は、陸海軍の本・分營として官用地第二種（地券を発し、地租を課さず、区入費を課すもの）とされたが、明治8年8月12日、陸軍省は、存城を含めた所轄地について、兵營等の建築が未着手で当面所要がない土地は總て官有地第三種（地租・区入費を課さないもの）に編入したい旨太政官に伺い出て許されている⁷⁰⁾。

一方、存城・廃城を問わず、城郭内には多くの士族が居住していたが、士族たちはこれまで藩主から与えられた土地に無税で居住していたのが、納稅の義務が生じることになった。廃城については、土地の払下げを受けられれば所有權を認められ引き続き居住できたが、存城に居住している者は、屋敷の敷地が拝借地となり、その土地が陸軍省により兵營や練兵場の建設に必要と判断されれば立ち退かされることになった。

2) 城郭の管理

陸軍省は、明治6年2月15日、府県に「全國城廓其他軍事ニ関涉スルノ簡所不用之分一切被廢、必用之分ハ別冊之通城廓ハ勿論軍事ニ関スル地立木建物共今般更ニ当省ニ管轄被仰付候ニ付、當分之内其府県へ預置候条、向後損毀失亡等有之節者所分之儀当省へ可伺出候既ニ鎮台所轄ニ相成候分者此例ニ非ス」と達し、城郭の管理については、一城廓之大小ニ不拘一ヶ所式人ツ、番人差出置嚴重守護可為致事、但給料ハ壱人ニ付壱日金一朱白米六合宛、其他炭油井諸雜費ハ一ヶ所ニ付一ヶ月金壱両相渡候間、其府県ニ於テ立替置追テ当省へ可申出候事」とした⁷¹⁾。存城となった城郭の多くは規模が大きかったから、これを僅か番人二人で管理するのは相当に無理な話であるが、兵營を置くまでの暫定的な取り扱

いの積りだったのかもしれない。

その後、陸軍省は、同年11月24日、布第265号で府県に鎮台が管内の存城を管轄することを伝え「全国諸城郭今般諸鎮台ニテ管轄致候就テハ自今城郭ニ係ル事件並番人給料等之儀ハ其所管鎮台へ可申立候此旨相達候事」⁷²⁾と達している。

(2) 府県庁との関係

当時、府県庁に使用されていた城は存城・廢城のいずれにも相当数存在した。版籍奉還後、藩が藩庁を城郭外に移した例が一部に見られたが、大半は依然として城内に藩庁を置いており、廢藩後も引き続き県庁を旧城郭内に置く例が少なくなかったのである。存城内にある府県庁については、城郭の存廃決定前から問題があった。典型的な例は群馬県である。同県は廢藩置県直後の府県統合で8県が統合して成立し、高崎城内に県庁を置いたが、城郭が兵部省管轄になり、高崎城に兵営を置くことになったので移転を余儀なくされた。群馬県は旧県の城郭・陣屋の中で規模が大きい前橋城を県庁とすることを決め、明治5年5月、太政官に伺い出た。太政官はこれを認め、同月27日、陸軍省に前橋城を群馬県に引き渡すように命じ、同県には前橋城に県庁を移し、岩鼻、伊勢崎、七日市、小幡の4陣屋を陸軍省に引き渡すよう命じている⁷³⁾。

存廃決定後も若松県庁、福島県庁、茨城県庁、筑摩県庁、三重県庁、京都府庁、飾磨県庁、鳥取県庁、鳥根県庁、山口県庁、福岡県庁などが存城内に置かれていた。中でも福島県庁は存廃決定後の明治6年11月に福島城を陸軍省から借受けて同城内に移転した⁷⁴⁾。

陸軍省も存城が營所として適当でないと認める場合や兵営建設が可能な代替地が得られれば城郭を県に引渡した。例えば存廃決定のわずか半年後の明治6年7月13日、山口城を付属の元兵学校などの施設、土地と共に大蔵省へ引き渡すことを願い出て許されている⁷⁵⁾。山口城は、幕末に毛利氏が築いて萩城から移転し、長州藩の藩庁、次いで山口県庁となったが、旧藩当時も正式には屋形と呼ばれており、敷地

も狭隘だったから他に土地を得て兵営を建設した方が有利と見たのであろう。山口県が陸軍卿山県有朋の郷里であることも影響した可能性がある。また、同8年5月8日、には筑摩県下桐村に兵営建築地を交付されることを願い出て、「許可之上ハ同国松本城存城一円不用ニ候間、總テ御返付致度」と申し出で許されている⁷⁶⁾。

しかしながら陸軍省は、兵営建設の必要があるときは存城内の府県庁に城外へ移転を求めた。内政を管掌する内務省も困惑して、明治8年1月、「府県庁地所之儀ニ付伺」⁷⁷⁾を太政官に提出して、府県庁の所在地や施設が適切でないものが少なくなく、ことに「京都府、飾磨県、三重県、筑摩県、福島県之如キハ陸軍所轄存城内ニアルヲ以テ便地ヲ選定シ他ニ移転セント欲シ、愛知県、岡山県、広島県、白川県等之如キハ城外ニ移シ一時借居之容ナルヲ以テ新築造営ヲ圖ラントス」と述べて指示を仰いだ。しかし、太政官は左院の意見も求めたが、「官民費ノ多端ナルニ際スレバ」として府県庁の移転には消極的で、「何ノ趣、陸軍所轄存城内ニ在テ同省ヨリ即今移庁ヲ要候府県ノミ他ニ假ニ設ケ、其他ハ從前ノ儘差置候ト可心得事」と指示している。その後も飾磨県庁、福岡県庁などが城外へ移転した⁷⁸⁾。

(3) 士族屋敷の処分

存城内にある士族屋敷地は、士族にとっては先祖が主君から与えられたもので、長年居住し、明治8年3月の内務省伺にも「私有地同様之儀」(存城内居住貴族邸地之儀伺)⁷⁹⁾と記されているように私有財産のように思っていたのが拝借地となり、いつ陸軍の都合で立ち退きを求められるか分からず不安な生活を送っていた。政府もその点は理解していたから、「兵営建築之御ニ至リ有用之分ハ代地無代価ニテ相渡私有ト相定、相当移転料被下、無用之分ハ其儘私有地ニ可被成下」(拝借地処分方伺)⁸⁰⁾と成規して、移転の場合はそれなりに補償を考えていたが、士族にとっては立ち退かされるのか、将来もそのまま居住できるのか明確でないのが不安であった。

例えば、佐倉城内に居住していた士族たちの例を見ると、明治7年に射的場用地として鷹匠町居住の士族が移転させられた⁸¹⁾。ところが翌8年、城内に建築中だった兵営が落成して歩兵第二聯隊第一大隊が入営すると、今度は大手内に練兵場を造営することになり、大手内に居住していた多くの士族が移転させられた⁸²⁾。

このような不安定な状態を続けるより、むしろ替地や移転料を貰って移住した方が良いと思う人が人情である。明治7年5月2日、愛媛県から、宇和島城内に居住する士族の中には、将来の都合を慮り、移転して地所を返上したいと願い出る者がいるので、各自の都合で移転する場合も相当の移転料を出してもらいたいとの上申があった。内務省は、同年6月22日、「情体悠然之至ニ有之候間」として、県官に問い合わせたところ移転料として三分の一あるいは半分も一時に下されたら「於貴族ハ悦服可仕趣ニ有之」と述べ、「特別ノ御詮議ヲ以テ各自都合ニ寄引払願出候者ニハ地所ハ相当之換地被下、移転料ハ引移入費全額之半数ヲ被下可然存候」として、なお、「尤此比類之如ハ他県々ニ於テモ可有之儀ニ付、何レモ同一ノ御所分相成候様致度」と太政官に伺い出た。同年8月30日、太政官は「相当換地渡、移転ノ諸費全分可被下候」と指令した⁸³⁾。

このほか、存城内に居住する士族が移転した例としては、名古屋、丸亀、高崎、新発田、小倉城があつたか⁸⁴⁾、佐倉城を含めて内務省（実務は所在府県）が士族と交渉して代替地や移転料を支給した。

ところが明治8年、姫路城に歩兵第十聯隊の兵舎が建設され、中曲輪に練兵場を建設することになつたが、飾磨県が取り調べた結果、代替地とする公有地がなかつたので計上した地代金を含めて移転料等を算出したが、その負担を巡って陸軍省と内務省が対立した。同年10月4日の太政官達によって、新たに会計年度が定められ、各省の年間予算が配賦されてその厳守を命ぜられたうえ、「自今屯所練兵場等買上候節モ右額金ノ内ヲ以テ一切支弁候儀ト可心得」と指示されていたので、内務省は陸軍省が地代

金等を支弁するよう主張した。太政官もこれを認めたが、陸軍省は、これまで移転料等はすべて内務省が支弁していたので予算に組み込んでいないこと、土地は陸軍省管轄で人民に貸与していたものを返還させるので買上ではないと主張し、結局、陸軍省の主張が認められて、明治9年6月19日、当時交渉が行われていた広島城内居住者の移転料や同城内の旧遷廻舍買上代金と共に大蔵省が非常予備金から支出することで落着した⁸⁵⁾。

しかし、姫路城では城内に居住していた士族の大部分が城外に移転したことから、一部の士族が取り残され、修繕をすることもできないまま朽廃した屋敷に住み続けた。ついに明治11年3月、最後に残った士族112名が窮状を訴え、地代と移転料の支給を受けて移転するか、地券を与えて屋敷地を私有地と認めるよう兵庫県に嘆願した。これを受けた内務省は士族に地券を交付する案を支持し、太政官もいったんこれを認めて明治13年2月に陸軍省と協議のうえ士族に地券を渡すよう指令したが、陸軍省は強硬に反対した。理由は「該城郭内地之儀ハ同省ニ於テ将来必須要塞之目途有之土地ニ候処」で、「純然タル私有地ニ帰シ候上ハ各自々由之儀ニ付、地形之変換モ有之、自然防護線上障害不歟」⁸⁶⁾として、城内に私有地を認めれば将来の要塞建設に支障をきたすことを懼れたものであった。陸軍省が城内に私有地を認めることへの危惧が強かったことは、既に地券を与えられていた秋田城内の士族邸地を前年の明治12年に買い上げ、移転料を支給して移転させたこと⁸⁷⁾でも窺われる。陸軍省は姫路城内の士族邸地についても秋田城と同じく買い上げることを主張し、最終的に明治14年9月、士族に地代金と移転料などを交付して移転させることで解決した⁸⁸⁾。

明治10年3月31日、陸軍省達乙第94号⁸⁹⁾によると、存城内にある兵営は、東京を除くと、高崎城内、佐倉城内、新発田城内、名古屋城内、大阪城内、姫路城内、丸亀城内、広島城内、小倉城内の9ヶ所である。その後、福岡城や豊橋城が歩兵聯隊の營所になつたが、明治11年に豊橋城内居住の士族に移転料を支

給して移転させている⁹⁰⁾。

(4) 城郭建築物の破壊

存城のうち、鎮台や營所となった城については兵営建築のために建物が取り壊されたものは少なくなかった。例えば、名古屋城は廃藩直後に二の丸の櫓・多門が取り払われ、二の丸御殿は明治6年に取り壊されて跡地に歩兵第六聯隊の兵舎が建設された。三の丸も同年に諸門が取り壊され、郭内にあった1,000石以上の大身の家の屋敷は取り払われ、天王社、東照宮は城外に移転して逐次兵営が建設され、本丸のみが御殿は鎮台の本営、天守、櫓・多門は兵舎・倉庫等に利用された⁹¹⁾。また姫路城は、明治8年に本城・向屋敷・東屋敷が取り壊され歩兵第十聯隊の兵舎が建設されたが、天守をはじめ本丸・二の丸・西の丸の櫓・多門・諸門は保存された⁹²⁾。

仙台城の場合は、二の丸は鎮台本営に使用されたが、青葉山にある本丸は、明治8年に御殿大広間などの建物は取り壊して払い下げられ、礎石や石垣の上層部分は櫛ヶ岡の歩兵第四聯隊兵舎の建設に使用された⁹³⁾。佐倉城のように兵営を建設した際に櫓や門などを取り壊した例もある⁹⁴⁾。もっとも營所が置かれた存城でも小倉城のように慶応2年8月1日、第二次長州役で敗れた小倉藩が自ら火を放って城を放棄したために建物が失われていたものもあった⁹⁵⁾。

また、鎮台や營所が置かれなかった存城については、陸軍省によって建物を取り壊した例があった。明治10年(1877)以前に全城の建物が失われた例は、火災によるものを除くと、明治7年に会津若松城⁹⁶⁾、盛岡城⁹⁷⁾、同8年に松江城(天守を除く)⁹⁸⁾、徳島城⁹⁹⁾があり、西南戦争が終結した明治10年以後、同11年に彦根城(天守などを除く)¹⁰⁰⁾、同12年に鳥取城¹⁰¹⁾、同17年に高松城天守¹⁰²⁾、同19年に津城¹⁰³⁾がそれぞれ取り壊されている。また松本城については、明治4年に天守を除く建物の大半が払下げのうえ取り壊され¹⁰⁴⁾、岡山城については、明治15年までに天守(付塩蔵)・月見櫓・西丸西手櫓・石山門を除く建物が取り壊されている¹⁰⁵⁾。和歌山

城は建物を逐次取壊していたが、明治18年に二の丸御殿を解体して大阪城本丸に移築し、紀州御殿と呼んで鎮台本部の庁舎にしている¹⁰⁶⁾。

これらの諸城の払下げにおいて、松本城天守が市川量造、松江城天守が勝部元右衛門、高城権八の尽力によって取り壊しを免れたことは良く知られているが、彼らの保存活動を伝えるものはいずれも当時の地方新聞(前者は信飛新聞¹⁰⁷⁾、後者は松陽新報¹⁰⁸⁾)の記事であって、官側の記録はない。松本城の払下げは明治4年の後半から翌5年初めのことであって、まだ城郭の存廃が決まっていない時期であり、払下げが陸軍省の決定によるものか否かも判然としない。旧藩当時の決定を廃藩後に筑摩県が実行した可能性もある。そのほかの存城の取壊しについても、建物の払下げがどのような理由で決定され、どのような経緯で実行されたのか殆ど明らかではない。

例えば、鳥取城の場合、明治11年に入札払下げ、翌12年に取り壊されたとされているが、その経緯を明らかにする資料は発見されていない¹⁰⁹⁾。ただ若松城については、当時の若松県権令沢簡徳の進言によるものであったことが、明治6年12月8日付の右大臣岩倉具視あての「旧若松城廃毀之儀ニ付建議」¹¹⁰⁾によって知られる。沢はこの中で「当県旧若松城モ保存ノ部分ニ相成候處、戊辰戦争ノ剣砲撃ノ擊碎兵馬ノ蹂躪ヲ蒙ムリシヨリ以還更ニ修繕ヲ加ヘサルガ為メ門楼敗残雉堞落剥一見慘然ニ堪ヘサルノ景況アリ、之ヲ経過望見スルヤ確令ヒ行人旅客タリトモ今昔ノ感ナキニアラス、況ヤ旧会津離ノ士民ニ於テオヤ、頃日旧会士族共逐日青森県ヨリ当管内ヘ移住相成候得ハ惡ヲ知ラン頗陋ノ輩門樓ノ敗残雉堞ノ落剥等ヲ望見シ悲愴感慨起コサザラン」として「故ニ風雨ニ暴ラシ零替ニ任セヨリハ寧ロ之ヲ廃毀シ追テ分營御創立被成候ハ唯々修繕無用ノ費ヲ省クノミナラス士民悲愴ノ心ヲ消シ可申」と述べて若松城の廃棄を進言している。

旧幕臣であった沢は、若松城の荒廃を見て移封先の青森から帰還した旧会津藩士らが政府に対する反

感を深め、不穏な行動に出ることを危惧していたのである。このような観点から明治10年以前に取り壊しが行われた諸城の旧城主をみると、盛岡城主は会津藩と同じく新政府と戦って厳しい処分を受けた南部家であり、松江城主は徳川家の一門で、その向背に懸念を持たれた松平家であった。また徳島城を居城とした蜂須賀氏は、版籍奉還後に重臣で淡路洲本城代だった稻田氏と争い、いわゆる稻田騒動を起こして、多くの藩士が罰され、淡路を失っている。士族反乱を懼れた明治政府にとっていずれも懸念を持たれていた地域だったのである。

6. 廃城の処分と変遷

(1) 廃城の処分

廢城を引き継いだ大蔵省は、明治6年2月23日、達第20号¹¹¹⁾で府県宛に太政官達「諸国存城調書」を添付し「先般城塞等ノ儀ニ付相達候次第モ有之候処、各地方旧城郭ノ内別紙陸軍省所轄ヲ除ノ外總テ当省ノ所轄ニ被仰付候条、各管内ニ有之候城郭陣屋練兵場等其他從前軍事ニ属セシ分ハ、反別建物ノ広狹並ニ樹木等迄詳細取調絵図面相添來ル三月十五日マテ無遅延届出此段改テ相達候事、旧陸軍省ニテ兵隊彈薬差置、即今難引払場所ハ追々領収ノ運ニモ可至候得共、本文反別等ノ儀ハ将来取ノ目途ニモ相係候ニ付、右等ノ場所モ無渉取調可申、尤在留ノ官員ヘハ其趣打合不都合無之元禄可取計事」として、府県管内の城郭・陣屋・練兵場等の軍事施設について反別、広狭、並びに樹木などまで詳細取り調べのうえ絵図を添えて3月15日まで遅延なく届け出ること、陸軍省で兵隊・弾薬を置いていたため直ちに引き払いができない場所についても、反別等は将来処分の目途ともなるので漏れなく相調べること、もつとも在留の陸軍省官員へはその趣を打ち合わせて不都合のないように取り計らうべき旨を指示している。存城調書だけ添付したのは、前述したように廃城調書の正確性に問題があったからであろう。なお、府県に対しては、後述する萩城や津山城の例に見るよう別途大蔵省から個別に当該府県内の廃城関連

施設の明細を通知している。

大蔵省では、府県の報告に基づき同年5月17日、達第80号¹¹²⁾をもって府県に「本年当省第廿号ヲ以テ及布達置候当省所轄ノ旧城郭・陣屋・練兵場等ノ建物木石等悉皆相当の代価取調米ル六月中ヲ限り可差出候事、但即今県庁等ニ相用候分ハ其旨ヲモ可申出事」と達し、旧城郭・陣屋・練兵場等の建物、木石などのすべてについて相当の代価を取り調べて6月中に提出すること、ただし、現在県庁などに使用しているものはその旨を申し出るよう命じている。

城郭の払下げについては、明治5年5月24日、「官舎払下規則」(太政官布告第167号)¹¹³⁾が制定され、その第3章で「一城郭並廃県庁又ハ官宅ヲ以テ當時枝庁等ニ相用儀分ヲ除キ旧役所或ハ役屋敷ノ明家共不用ノ分ハ總テ其処入札ヲ以テ払下可取計事」とされていたが、廃城の払下げ処分に備えて明治6年3月4日、太政官布告第84号により改正されて「官舎払下ケ規則」¹¹⁴⁾となり、第1章に「城郭並県庁官舎官宅不用ノ分ハ家作地所区分イタシ何レモ入札ヲ以テ払下ケ可取計事」と定められた。

一方、政府部内では大蔵省が財政と内政を管掌し、強大な権限を有していることを批判し、内政を担当する官庁の設置を求める意見が強くなり、同年11月10日、地方行政を管轄する内務省が新設され、太政官布告第375号によって布告された¹¹⁵⁾。内務卿には大久保利通が就任した。これに伴い土木工事や營繕を管轄する土木寮も大蔵省から内務省に移管されたので、廃城の処分については、府県が内務省の指揮を受けて行うこととなった。

(2) 払下げの実例

廃城が処分された例として最も規模が大きい城郭であった長門萩城と美作津山城について、その経緯を記してみよう。

1) 萩城の払下げ

萩城については、明治6年2月2日、大蔵省から所在する山口県に対して「其県内ノ城塞并ニ兵庫等是迄陸軍省管轄ノ内、今般別紙ノ分當省管轄被仰付候条、此旨相達候事、但城地ノ反別并ニ建物、立木

等詳細取調図面相添当二月中無遅滞可申出事」と達した。別紙のうち萩は、城郭一、練兵場二、火薬庫三、擊劍場二が記載されていた。更に大蔵省は、同月23日、前記達第20号で廢城の詳細取調べを命じた。これに対し、山口県では萩城を含む廢城とされた県内の城郭、陣屋を調査のうえ同年4月17日、大蔵省に報告した。

大蔵省は、同年5月17日、前述した達第80号をもって旧城郭、陣屋、練兵場等の建物、木石などのすべてについて相当の代価を取り調べて6月中に提出することを命じたが、更に同年10月28日、萩城について「書面萩城郭之儀ハ建物而已入札ヲ以可払下条、三番札迄右添可候出、地所石垣樹木等ハ在来之儘存置不取締無之様可心得、且旧県庁及支庁ニ使用候分ヲ除、其他悉皆払下之積ヲ以、地所石垣樹木区分ヲ立入札之上前同様何出候事」と達し、城内の建物のみ入札し、三番札まで添えて何出ること、地所、石垣、樹木などは從來どおり残し置き、県庁および支庁に使用している分を除き、悉く払下げの積りをもって地所、石垣、樹木を入れのうえ伺い出ることを命じた。注意しなければならないのは、このとき大蔵省が払下げを行ったのは建物のみであって、地所・石垣・樹木は払下げの対象にならなかった。

山口県は、指令に基づき、萩城その他の入札を行ったが、前述したように同年11月に内務省が設置されたので、翌7年3月22日、入札の結果を内務省に報告した。これによると長門国阿武郡萩の旧城郭構内の天守、櫓、門など22棟が1,348円3銭、同国同郡萩・川島庄旧練兵場構内の兵営、鎧剣場など7棟が162円61銭6厘、同国同郡萩・椿東分中小畠村の火薬庫1棟が82円67銭、同国同郡・椿西分山田村の火薬庫1棟が39円58銭、同国同郡・椿東分川上村の火薬庫3棟が133円、合計金2,913円79銭5厘であること。二番、三番札のもの共まで吟味を遂げたがこれ以上の増金では買受け望みが無く、相当の代価と考えるので、許可を得られれば右金取立て、大蔵省国債寮へ上納すること。なお、跡地の儀は先般仰せ出された家禄奉還の者へ授産資本のため、払い下げる積り

で取り調べ、相伺う次第である旨申し立てており、城跡の土地は家禄を奉還した士族の授産資本として払い下げる見込みであった。萩城の建物のうち天守は1,013円50銭で安田豊樹が落札しており、払下げ金額の大半を天守が占めていた。

これに対し、内務省は、同年5月15日、払下げの実施と代金の国債寮上納を指令したので、山口県は同月30日、行政区である大区に沙汰して萩城などの建物の取壊しを実施した¹¹⁶⁾。

2) 津山城の払下げ

津山城については、所在する北条県の參事（県令は欠員）淵辺高照（群平）は旧薩摩藩出身であったから、越前松平家嫡流の旧津山藩に対する警戒心が強く、積極的に津山城の取り壊しを図っていたようである。城郭がまだ陸軍省の管轄下にあった明治5年6月5日、巡回の陸軍省官員の指示を受けて津山城の入札払下げを布告し、庶民に城郭の縦覧を許したが、応札する者はなかったといわれ、払下げは実行に至らなかった。

城郭の存廢が決定したのち、大蔵省は、翌明治6年2月23日、北条県に対し前記達第20号を発し、また同県管内の津山、真島（旧勝山）両城が廢城になった旨を通知した。北条県は、同月28日、「旧津山真島城郭内地所払下御届」を大蔵省に提出して「当県管内津山・真島城郭内貴族邸宅并に官舎・地所・建物共御規則之通処分仕度」として届け出たが、大蔵省の承認を得られなかつた。大蔵省は、同年5月18日、前述した達第80号をもって旧城郭その他の建物木石代価を取り調べて提出するよう指示したので、北条県は同月25日、「旧津山城郭内反別井ニ建坪立木取調」調書と図面を大蔵省に提出した。調書には郭内總坪数、天主、櫓門、倉庫、仮県庁、京橋門内中学校井に旧軍務局その他總ての建物、立木五尺廻り以上65本、五尺廻り以下の松・櫻・杉・檜・櫻・雜木346本が記されていた。更に小田県は、同年9月3日、大蔵省に「旧津山城郭建物木石悉皆代金千百二十五円位、旧真島城郭同断代金四百七十七円位」ならば引請ける旨申し出があったと報告している。

これに対し、大蔵省は「書面旧津山・真島両城建物之儀ハ、入札払下取計画図并三番札迄相添、代金土木費へ可相納、尤地所、石垣、樹木等ハ從前之儘存置候条、不取締無之様注意可致事」と指令した。

小田県は、指令に基づき同年10月25日、津山城郭建物の入札を布告し、11月4日より7日まで見分を許した。払下げ建物は、天守以下櫓・門・堀・政府などを一番から二十五番に分けて入札させた。しかしながら入札者は甚だ少なく、予定通り落札させることは出来なかった。津山県は同年12月22日、大蔵省に入札の員数が甚だ少なく、毎番三番札迄差出運びに致し兼ねるとして、「達仕方不行届ニ相見候得共、畢竟僻離之土地柄取捌方ノ目途無之」と弁解し、特に第十三番の箇所（月見櫓・天切櫓など）は大破して入札が一枚もないで取り壊し、その他は高札の者、または入札が一枚の者は「此儘払下可然哉」と伺い出て許可を求めていた。

翌7年5月29日、内務省から払下げを許可されたので、津山城の建物は、代金1,125円で慶助、岩吉両名に払い下げられ、同年春から取り壊しに着手し、翌8年3月に終了した¹¹⁷⁾。

（3）士族授産と廃城

廃城の処分について注目されるのは、前述したように払下げの対象となったのは、建物のみであって、地所、石垣、樹木はそのまま残されたことである。前述した萩・津山両城について大蔵省は「尤、地所、石垣、樹木等ハ、從前之儘存置候条、不取締無之様注意可致事」と指令している¹¹⁸⁾。他の廃城についても同様の指令がなされたのであろう。政府が廃城をすべて破壊するのではなく、城郭としての形態をある程度維持しようとしていたことが窺われる。

しかしながら政府は、廃城の石垣などをすべて保存したのではなく、必要があれば建築用材等に転用することを容認した。明治6年10月4日、大蔵省は「勢州桑名故城石垣払下之儀伺」¹¹⁹⁾を提出し、三重県が上申した管内四日市村戸長福葉三右衛門らが自費で施工している四日市港の波戸場修築の用材に桑名城石垣を充てたいとして、同城は廃城で取毀しに

差支えなく、かつ波戸場修築は有用で公益衆利の一端ともなるとして払下げを願い出て許可された。現在、桑名城には外郭を除いて石垣が殆ど残っていないのはそのためである。

また、政府が地所の払下げをしなかったのは、士族の家禄奉還を促進するため、廃城を士族授産の資本として払い下げる目的があったからである。版籍奉還ののち、政府は明治2年12月2日の太政官布告¹²⁰⁾で家禄の制を設け、従来の中・下太夫以下の武士の称号を廃して總て士族・卒とし、元の禄高に応じた禄制を設け、知行所を有する者は上地させ、すべて糜米で支給することとした。士族で政府の官吏や軍人になった者は一部に過ぎず、大半は廃藩置県後も府県に属し、家禄に頼って生活していた。微兵制が実施されると武戦としての士族の存在意義は殆どなくなった。家禄は戊辰戦争で戦功を立てた者へ与えられた賞典祿と併せると政府支出の三分の一ないし四分の一を占めたので、政府は士族に家禄を返上させて財政負担を軽減しようと図り、明治4年12月18日の太政官布告¹²¹⁾で在官者以外の華士族卒に帰農商を許して、自力で生計を立てさせようとした。更に、同6年12月27日、「華士族禄税則」（太政官布告第424号）¹²²⁾を定め、明治7年以後、家禄に応じて華・士族に課税することとし、また同日の太政官布告第425号¹²³⁾で「華士族卒在官ノ外、自今農工商ノ職業相當候儀被差候、去ル明治四年辛未十二月布告候処、薄祿ノ者資本金無之ヨリ其志ヲ遂ケ兼候輩モ有之哉ニ相間候ニ付、特別ノ訛ヲ以テ別冊ノ通方法相設、家禄賞典祿百石未満ノ者ニ限り奉還聞届候条、望ノ者ハ其管轄庁へ可願出」として、別冊の「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」（太政官布告第426号）¹²⁴⁾により家禄・賞典祿百石未満の者が奉還を願い出たときは、産業資本（帰農商の資金）として永世祿は6ヶ年分、終身祿は4ヶ年分を半数は現金で、半数は公債で一時に下賜することとした。また別紙の「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」により「家禄奉還資本金受取候者、農業或ハ牧畜業営業ノ為メ官有ノ田畠、城郭跡、屋敷跡、並荒蕪地、

山林等払下相顧、地元村方、組合村方又ハ政府ニ於テ故障無之分ハ相当価額ノ半額ヲ以相渡スヘク候条」(第1条)、「城郭跡、屋敷跡ハ鉢下トシテ十ヶ年ノ間、荒蕪地ハ十五ヶ年、山林開墾ノ分ハ二十ヶ年免税タルヘシ」(第8条)と定めて、農業・牧畜業を営む奉還者に対しては、城郭跡・屋敷跡を含む官有地を時価の半額で払下げ、一定期間免税にする優遇措置を講じて家禄奉還を促している。屋敷跡とは陣屋や要害の跡地を含むものであろう。なお、鉢下は開墾が成功するまでの期間を指す。更に政府は、翌年11月5日、太政官布告第119号^[125]で前記資金被下方規則を改正し、士族以下百石以上の者の奉還にも適用することとした。

これらの優遇措置はある程度効果を上げ、人員については三分の一、金額では四分の一の士族が家禄を奉還した。しかし、城跡地などの払下げが、必ずしも政府の思惑通り士族の授産に役立ったとは言えないようである。津山城の場合を見ると、明治8年2月5日、北条県により県内の家禄奉還士族に官有地の払下げが行われ、津山城の内堀は柴土居、立木と共に士族らに払い下げられた。しかしながら明治20年(1887)ころには内堀の地所は殆ど士族の手を離れて地元の企業資産家の所有になり、その後に埋め立てられている。その経緯は明らかではないが、堀を自力で埋め立てて開墾するのは士族の手に余ることであり、大半は鉢下年季のうちに手放している。中には士族以外の者が士族の名義を借りて払い下げを受けた例もあったといわれる^[126]。「士族の商法」という例えが示すように事業能力を有する士族は少なく、士族授産は失敗に終わったものが多かったのである。

(4) 官衙としての廢城

既述した明治6年5月17日の大蔵省達第80号に記載されているように県庁等に使用されている廢城は払下げの対象外とされた。廢城についてみると、例えば、佐賀城に佐賀県庁、府内城に大分県庁、富山城に新川県庁、前橋城に群馬県庁、土浦城に新治県庁、一関城に磐井県庁が置かれていた。これらの県

庁のうち現在も城跡に所在するのは群馬県庁のみであるが、佐賀、府内、土浦の各城跡には槽や門などの遺構が残っている。もっとも新川県庁の場合は、廢藩置県後の府県統合によって設置された時に富山城が陸軍省管轄下にあったので、やむなく魚津に仮庁舎を置いたが、県内の西北に偏在して不便であったので、富山城が廢城となったのを機会に明治6年8月に移転を願い出て同城内に移転し、藩主御殿の一部を庁舎としたものである^[127]。また、群馬県庁は前述したよう高崎城と交換するかたちで前橋城を県庁としたが、明治6年6月、入間郡と合併して熊谷県となり、県庁を熊谷、支庁を高崎に置いた。明治9年8月、旧上野国を管内とする第二次群馬県が成立すると高崎市内の安国寺を仮庁舎としたが^[128]、狹隘で不便であったことから、同年9月、既に本部中学校として払い下げられていた前橋城の御殿建物を借り上げて仮庁とすることを願い許され、同14年2月、正式に県庁と認められ、庁舎を敷地とも買収した経緯がある^[129]。

一方、明治5年8月3日、司法省職制並事務章程(司法職務定制)^[130]が制定され、司法省裁判所、府県裁判所、区裁判所が置かれ、関東地方を手始めとして逐次各地に裁判所が設置された。これらのうち府県裁判所は、府県の聽訟課・断獄課の事務を吸収して設置されたが、その過程で廢城内に裁判所が置かれた例も見られる。例えば、新治県は土浦城本丸に県庁、藩主の居所であった外丸に聽訟課・断獄課を置いていた^[131]。明治5年8月12日、新治県を管轄する新治裁判所が設置されると、太政官は翌6年8月9日、大蔵省に「新治県庁内ノ外丸ト唱候建物同所裁判所ニ相用候条司法省へ引渡候様同県へ可相達事」^[132]と達して外丸を司法省へ引き渡させていく。その後、同8年8月、新治県が廃止されて茨城県に統合されると、本丸に茨城県土浦支庁が置かれた。同11年(1878)11月、土浦支庁は廃止され、本丸に新治郡役所が置かれたが、同17年3月3日、失火により本丸御殿、東櫓は焼失した^[133]。他方、新治県の廃止により新治裁判所は茨城裁判所新治出張

所と改称され、その後、数回の改称を経て明治23年（1890）11月、裁判所構成法（同年法律第6号）の施行によって水戸地方裁判所土浦支部となり、現在に至っている。裁判所庁舎は旧外丸御殿を使用していたが、明治38年（1905）3月29日、放火により焼失した¹³⁴⁾。

県庁の跡地を裁判所の敷地とした例として松本城がある。松本城二の丸御殿は、廃藩後松本県庁、次いで筑摩県庁として使用されていたが、明治9年6月19日早朝、人民控所から出火して全焼した¹³⁵⁾。筑摩県も同年8月21日、太政官布告第112号により廃止され、管内の飛驒国は岐阜県、信濃国の中城は長野県にそれぞれ合併された¹³⁶⁾。ほぼ時機を同じくして同年9月13日、太政官布告第114号により府県裁判所を廃止して地方裁判所が置かれ、長野県と岐阜県を管轄する松本裁判所が設置された¹³⁷⁾。司法省は内務省と協議のうえ松本裁判所敷地として松本旧城外濠敷之内の土地を太政官に上申して認められ¹³⁸⁾、同11年6月、二の丸に松本裁判所庁舎が竣工した。同裁判所はその後数回の改称を経て裁判所構成法の施行により長野地方裁判所松本支部となつたが、昭和53年（1978）8月、城外に移転した¹³⁹⁾。現在、跡地は史跡公園として整備され二の丸御殿の倉庫が現存する。

（5）海軍施設転用の試み～三原城の場合

官衙転用の珍しい例は、海軍省が鎮守府の用地として廢城の利用を試みたことである。海軍省は、地方を管轄する提督府を置くことを計画し、瀬戸内海の要港にあり、戦国時代から水軍の根據地として知られた三原城に着目した。草創期の海軍省の幹部は、勝安芳（海舟）はじめ幕府海軍出身者が多かつたので、旧幕府海軍が海軍所を江戸城の浜御殿に置いていたことから思いついたのであろう。明治6年3月11日、海軍大輔勝安芳は、正院に「備後三原城之儀ハ提督府ニ的當之地位ニシテ往々御取設相成度存候ニ付、兼テ此旨相合石垣等御取設無之様大蔵省へ御達相成居候致度」¹⁴⁰⁾と申し出て認められた。海軍省は実地調査をしたうえ同年7月2日、「提督府取

立用地ニ備後三原城御渡相成度段伺」¹⁴¹⁾を提出して正式に三原城の交付を願い出た。ただ海軍省が必要としたのは城郭全部ではなく、図面に朱引きをした港に面した部分であった。三原城は存廃決定前の明治5年に建物・木石の払下げ入札が行われ、既に城内に居住する旧城主浅野氏の旧臣に土地の一部が払い下げられていたので¹⁴²⁾、海軍省は「尤其中人民へ御払下相成居候場所モ有之候得共、右ハ県官ト打合相当之代価ヲ以買入候心得」と述べている。太政官は何を認め、大蔵省に「備後國三原城別紙圖面朱引内ノ地所建物共海軍省へ可引渡事、但朱引内士民私有ノ地所家作等同省定額金ヲ以テ買上ノ筈ニ候事」¹⁴³⁾と達した。海軍省は城地の一部を海軍省用地として買収した。

しかし、海軍の方針は転々とした。明治8年12月17日、海軍省は提督府を廃止し、「更ニ当省所轄トシテ東海鎮守府ヲ横須賀港ニ、西海鎮守府ヲ長崎港ニ御取設ヶ被成度」¹⁴⁴⁾と願い出て認められた。更に海軍省は、明治11年（1878）3月30日、「西海鎮守府仮設之儀ニ付御届」¹⁴⁵⁾を提出し、東海鎮守府を横浜に仮設したので、西海鎮守府は九州地方に適当な良港がないので、中国・四国とも便の良い場所として、当省所轄の三原旧城に仮設したと届出した。翌12年2月に海軍卿川村純義が三原城を視察している¹⁴⁶⁾。同月4日付の東京日日新聞は「明日五日河村海軍卿は、明治艦にて備後地方に赴かれ、西海鎮守府となるべき三原の旧城を巡査せらるゝ由」¹⁴⁷⁾と報道している。西海鎮守府が三原城に置かれるることは決定したように見えたが、実施されなかつた。近代海軍の基地として戦国時代の水軍の城を転用する構想が無理なことが次第に明かになつたのである。明治19年4月22日、「海軍条例」（勅令第24号）¹⁴⁸⁾が制定され、全国を5海軍区に分け（第6条）、各海軍区の軍港に鎮守府をおいて軍区を管轄することと定めた。同年5月4日、勅令第39号¹⁴⁹⁾により第二海軍区の鎮守府を安芸国吳港に置くこととされた。

無用となった三原城の建物は、明治24年（1892）

に取り壇され、同26年、本丸跡に三原停車場を開設し、城内を貫通して山陽鉄道が敷設された¹⁵⁰⁾。

(6) 教育施設としての廃城

廃城の利用として、注目されるのは学校である。廃藩置県直後の明治4年7月18日、教育行政を専任する文部省が設置された¹⁵¹⁾。同省は、欧米の教育制度の調査研究を進めると共に、同年12月、南校・東校の教職員である前記箕作麟祥ら12名を学制取調掛に任命して教育制度の基本規則となる学制の起草に当らせ、成案を太政官に上申した¹⁵²⁾。

翌5年8月2日、太政官布告第214号¹⁵³⁾をもって「学制」が颁布された。学制は、フランスの制度を基本として学区制をとり、全国を8大学区（のち7大学区）に分けて区毎に大学校を置き、一大学区を32中学区に分けて区毎に中学校を置き、1中学区を210小学校区に分けて区毎に小学校を置き、合計8大学校、256中学校、53,760小学校を設立することを規定し、また教員を養成する師範学校を設置した。特に初等教育である小学校を重視し、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」（第21章）として、尋常小学校を上下二等に分け、各在学年限を4年とし、「此二等ハ男女必ス卒業スヘキモノトス」（第27章）と定め義務教育とした。

従って、学制の実施に当たっては、まず小学校の設立に重点が置かれ、頒布後、数年のうちに全国に多くの小学校が設立された。その母体となったのは江戸時代から続く寺子屋や私塾であった。政府は、学制で、私学、私塾及び家塾の設立を認め、明治6年3月13日、文部省達第27号¹⁵⁴⁾で「教化ノ儀ハ至急ノ要務ニ候得ハ各地方ニ於テ夫々着手可相成ハ勿論ニ候、就テハ神官僧侶ニ於テモ有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小学校相開候儀不苦候条、此段相違候也、但中小学校相開候者ハ学制ニ準拠可有之事」として社寺の境内に学校を開設することを許している。寺院を最初の校舎にして開校した例は多くみられる。また旧藩の藩校は多く中学校の母体となり現在も藩校の名称を踏襲する高校が各地に見られる。

一方、政府は官立の学校の設立に努めた。学校設立の費用は「凡学校ヲ設立シ此ヲ保護スルノ費用ハ、中学ハ中学区ニ於テシ、小学ハ小学校ニ於テ其責ヲ受タルヲ法トス」（第98章）とし基本的に地元学区の負担としたが、「教育ヲシテ普及ナラシムカ為」府県に委託して学区に補助金を出し（第99章）、これを「小学校ヲ設立セシメン為学区積金ノ幾分ヲ助ケ学区ニ托シ其ノ使用ヲ為ス」事を認めた（第100章）。明治6年1月13日、文部省達第8号¹⁵⁵⁾で「官立学校設立例文例で学校設立の際は、府県から文部省へ学校の位置、名称、学科、教則、校則、舍則、教員履歴・給料、生徒員数、生徒授業料、学校費用などを記載し願い出ることを定めている。また、校舎の敷地については、明治7年9月30日、太政官達第131号¹⁵⁶⁾で「学制中ニ掲載ノ中小学区学校設立ノ數ヲ限り学校地所トシテ中学ハ千坪、小学ハ五百坪以内ノ地ヲ無代価ニテ可下渡候條、無税官有地ニ於テ便宜ノ場所ヲ撰ミ内務省へ可申出、此旨相違候事」と達して、中・小学校設立に当たり面積を限って無税官有地を無償で下付することを許した。その結果、廃城となった城郭・陣屋を校地として多くの小学校が開設された。特に陣屋はその大半が学校として利用された。現在も陣屋の御殿、門その他の遺構を留める学校は各地に存在し、特に丹波市立崇広小学校とて使用されていた旧柏原陣屋（旧藩主織田氏・20,000石）は御殿表玄関、長屋門などの遺構を残し、史跡に指定されている。なお、大中小学校地は、民有地を除き官有地第四種とされ、地券を発行せず、地租を課さなかったが、区入費を課せられた。

陣屋を小学校とした経緯がよく知られる例として今尾陣屋（旧藩主竹脇氏・30,000石）を校舎とした海津市立今尾小学校がある。明治6年5月12日、岐阜県から県内安八郡今尾村ほか10村の小学校義校開業願書が文部省に提出され、同月14日に許可された。今尾村の小学校は真澄第一舎（教員70人・生徒226人）で、旧今尾藩の藩校格知堂の建物を借用して開校していたので、旧藩校を含む今尾陣屋の敷地及び建物の下げ渡しを願い出た。岐阜県は取調べのうえ、

旧今尾陣屋、旧県庁並に元学校地1,340坪の内、500坪は小学校規則制限内で無償、残り840坪は制限外であるが、もともと高外地で廃藩後引き続いて小学校地に拝借しており、建物もあって切り離しがたい地形で、学校も追々盛大の見込みなので、一反40円（合計112円）の割合で払下げ、また同所の建物209坪5合は無償で払い下げたいとの副申を付して明治8年4月9日、内務省に伺い出て、同年6月5日、許可を得た。¹⁵⁷⁾ 同校は明治10年に今尾学校と改称している。なお、校舎に使用していた陣屋の御殿などの建物は、明治24年（1891）10月28日の濃尾大地震ですべて倒壊した¹⁵⁸⁾。

もっとも設立当初から城や陣屋を校舎に使用した例は少ない。例えば、天理市立柳本小学校の場合は、奈良県の柳本・渋谷両村が連合して第十七小学博文館を創立し、それまで寺子屋を開いていた旧柳本藩主織田氏（10,000石）の菩提寺専行院の庫裡を仮校舎として明治7年2月7日、開校し、同9年4月、柳本小学校と改称した。同年10月、就学生の増加で校舎が狭隘になったので、旧柳本陣屋の表向御殿の払下げを受けて翌10年4月29日に移転し、同11年5月、校地として陣屋の敷地500坪を無償で下賜された。陣屋の表向御殿は小学校の本館として使用されていたが、昭和41年（1966）新校舎を建設するに当たり櫻原神宮境内に移築され、現在、同神宮文華殿となって重要文化財に指定されている¹⁵⁹⁾。

学校敷地として下付される官有地の面積が少なかったことから廃城に開校された例は少ないが、そのひとつに豊後日出城（旧藩主木下氏・25,000石）に開校された日出町立日出小学校がある。明治6年、日出城の本丸御殿を校舎として暁谷学舎（生徒数129人、のち暁谷尋常小学校と改称）が開校した。因みに暁谷は日出城の別名である。城の天守以下の櫓や門は同8年に大分県が入札のうえ払い下げたが、本丸東北隅の二重隅櫓（鬼門櫓）と東側の平櫓（裏門櫓）は取り壊しを免れ、教室などとして利用されていた。大正9年（1920）校名を日出尋常高等小学校と改称し、校舎の改築を行った際に敷地拡張

を行い、本丸周辺の土居を取り壊し、櫓も撤去することになったので、二基の櫓は有志によって買い取られ、いずれも城外へ移築された¹⁶⁰⁾。

旧藩校が廃藩後も私立中学校として存続し、廃城の建物を校舎に利用した例として、出羽松山藩校里仁館がある。出羽松山藩（旧藩主酒井氏・25,000石）は、明治2年6月、藩名を松嶺藩と改称し、同年10月に藩校里仁館を開校した。廃藩後の同4年8月、新屋敷に校舎が落成したが、同7年6月、校舎を松嶺町に譲って新設の小学校に充てた。その後、旧藩の米倉を借りて校舎にしたが、同11年2月、旧藩邸の長屋に移転して、私立開進変則中学校と改称し、間もなく遺存していた旧松山城大手門に移転した。同15年（1882）2月、校名を私立正心学校と改称して旧藩主酒井忠匡を校長とした。正心学校は太平洋戦争中に閉校したが、昭和20年（1945）秋ころ地元有識者らによって復活開校された。同23年3月、学制改革によってされ私立正心学校は閉校し、同年6月、旧正心学校校舎（大手門及び付属建物）を校舎として山形県立酒田第一高等学校松嶺分校が開校したが、同年11月廃止され、同年12月、同所に山形県立松嶺高等学校が設立された。同校は同56年（1981）4月、校名を松山里仁館高等学校と改称したが、現在は廃校になっている¹⁶¹⁾。以前は大手門に接続して校舎が存在していたが、現在は旧状に復元され、大手門は山形県有形文化財に指定されている。

（7）公園と廃城

近世城郭は城下町の中心部や、城下を一望する景勝の地に位置し、面積も広く公園に適していたから、廃城後に公園となったものが少なくなかった。特に後述するように明治20年（1897）代以降、存城が払い下げられると更に公園となるものが増え、桜樹が植えられ市民遊楽の場所として親しまれるに至った。

我が国で公園が制度として認められたのは、明治6年1月15日、太政官布告第16号¹⁶²⁾で「三府ヲ始人民輶輶ノ地ニシテ古来ノ勝区、名人ノ旧跡等、是迄群集遊観ノ場所、從前高外地ニ属セル分ハ永ク万

人借業ノ地トシ公園ト可被相定ニ付、府県ニ於テ右地所ヲ撰ヒ、其景況巨細圖面相添大蔵省へ可伺出事」としたことによる。太政官布告が公園の例として挙げていたのは「東京ニ於テハ金龍山浅草寺・東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社・清水ノ境内、嵐山ノ類、總テ寺社境内類地、或ハ公有地ノ類」であった。なお、公園は、民有地を除き官有地第三種とされ、地券を発行せず、地租、区入費を課せられなかった。

庵城がどのような趣旨のもとに公園とされたのか、全国先駆けて公園となった高知城について見ると、同城は既述したように帰属について陸軍省と大蔵省が対立し、存廃決定の対象外とされて大蔵省所管のまま庵城となつたが、上記の太政官布告に基づき、高知県により公園とされた。明治6年3月31日、高知県権令岩崎長武から大蔵省に提出した何には以下のように公園とした趣旨が記されている。

当県下旧城地之儀は、高さ數丈、周囲半里余之小邱にして、高知市街之中央に位す、其登臨する四山環繞、遠近翠を交へ、諸川綿連縱横相映し、各東南之隅に赴き、吸江孕門之諸勝を経て南大海に入る、實に佳觀奇望と謂ふべし、此上漸々荆棘を伐ち、蒙翳を開き、花を栽へ、泉を引き、今一層雅趣を加ふれば、真に名勝之境とも可相成、是を要するに、其輒游する者をして神氣清爽、身骨健康ならしめ、所謂万民借業之為め、公園と相定申度、此段相伺候也

(『高知公園史』による)

この何に対して、同年4月20日、租税頭陸奥宗光から「書面申出之通聞届候、尤後來取締見込取調、且実測平面圖相添尚可申出事」として許可がなされた。

同年12月、県から「公園に属する建物に之有、戸樋井金具等之儀に付御届」として内務省に公園に属する建物・銅戸樋・井に金具等を盗み取る者がいるので、取り除き始末しているので入札を以って払い

下げ公園維持の費用としたい、今後も建物に属する不用品があれば同様に売り払って公園の入費にしたい旨の届が内務省に提出され、翌7年3月3日、同省から「申立の通取斗、品類井代価記載可届出、公園建物井樹石等、後來維持之方法取調猶可申立事」との指示があった。同年3月には公園掛の県吏が任命されているが、いずれも授産掛の兼任であった。公園の造成は同月から開始され、翌8年5月に大半が落成している。同年7月には、公園取締當分規則が制定され、「園中見廻之者を置き、旧城本丸其他建物樹木花室等、猥之儀無之様相示候事」とした。同年8月、公園を公開するに当たって公園内規則を定め、天守を威臨閣、本丸御殿を懷徳館と改称して観覧を許し、その開閉時間、観覧者の心得などを定めているが、威臨閣・懷徳館を除き、入園者が園内の掛店などで持參の酒肴を開いて快楽することを許し、樹木草花の手折ることを禁じる一方、本丸下の獅子段で栽培する草花を希望者に与えるなど、庶民遊楽の場所とするために気を配っている。

一方、本丸を除く城内の建物については、明治9年6月、追手門を除く二の丸・三の丸の櫓・門・倉庫・番所・役所などを入札のうえ払い下げて取り壊わした¹⁶³⁾。

高知城の場合は、公園化に当たって天守以下本丸の建物と追手門を保存して城郭としての景観をよく残しており、城跡公園として最も成功した例と言えよう。これには土佐藩が雄藩として維新に貢献し、政府高官にも同藩出身者が多かったことも幸いしたと思われる。

やはり初期に公園となった例として犬山城があるが、高知城と違って公園開設の主体が県ではなく、旧城下町を中心とする桶置村が天守の保存や公園開設を県に働き掛けて実現したものであった。犬山城は、木曾川に臨み濃尾平野を一望する勝地にあることに加え、天守を保存することによって、自然と城郭が一体となって構成する景観を生かすことできた。

犬山城は、存廃決定で庵城とされ、明治6年に城

の建物の一部が払い下げられた。その詳細は明らかではないが、城下町と旧城付き5ヶ村から構成された権置村が落札した。時期を同じくして前記の太政官布告第16号が発せられたので、愛知県は翌7年6月、教部省と内務省に「犬山城建物并地所等御払下之儀付伺」を提出して権置村にある針綱神社の城内への遷座と人民借業公園を開設したい旨の懇願があるので、犬山城の建物、樹木、石垣等の払い下げに加え「神社引移、天守毀存等ハ土地之便宜ニ任せ候様御聞届相成度」と願い出た。願い出先が教部・内務省両省であるのは、針綱神社の遷座があったからである。同神社はもと城山にあつたが、犬山築城に当たり城外に移されたと伝えられるので、旧社地である城内に遷座を図ったのである。神社の移転と天守の存否を土地の希望に任せてほしいというのは、地元民の希望であったことを物語るものであろう。内務省は同8年1月、城郭一帯の地所と天守を犬山町全区之公園として、その保存を土地の人民に任せることを指示し、土地の利用区分を明らかにするよう命じた。愛知県は、城地のうち11,106坪を公園とし、うち1,268坪を針綱神社遷座地とし、周囲の山林3,120坪をそのまま保存すること、三の丸は小学校用地や貴族士族に払い下げることとし、同年7月15日、権置村の公園が設置された。その後、天守を除く犬山城の櫓、門、倉庫、堀などの建物は払い下げられた。天守については拝観希望者が出てきたので、権置村の願い出により同9年6月から拝観料を徴収して公開された。同11年7月22日、太政官布告第17号郡区町村編制法の改訂により公園は丹羽葉栗郡役所の管理に移った。針綱神社の遷座は遅れ、明治15年に実現している。

しかしながら権敷公園は、明治24年10月28日の濃尾大地震によって天守は大破し、城の石垣も多く崩壊して、県の財政では復旧が困難と認められるに至ったので、同28年2月、その復旧と維持保存などを条件として旧藩主成瀬家に無償で払い下げられた¹⁶⁴⁾。

高知城と犬山城の例は、廃城を公園にすることに

より城郭建築物も保存したものであったが、明治14年に起こった旧明石藩の士族による明石城槽の保存運動は、旧藩士族が明石城の槽を保存し、名勝として知られる明石の浦の風致と一体となる景観を維持すべく、城跡を公園にしようとして区や有力者に働き掛けて尽力していたさなかに、兵庫県が士族と交わした約束を破り、相生小学校建設の用材として明石城の槽を神戸区及び学校に払い下げて取り壊しに着手したことから起きたものである。同年8月26日の東京日日新聞¹⁶⁵⁾が引用している同月16日付で士族総代宮崎柳太郎外14名が兵庫県令森岡昌純に提出した「当城内現状保存の儀願」は、冒頭に「当城内の儀は海浜の名区にして清雅なること近隣地方に稀なるを以て、雅客は素より洋人も屢々來遊する所なり、且該城槽の如きも大に風致を助くるが故、之を永遠に保存し長く我国の名勝を失はざる様仕度、吾々士族の兼々熱望に耐へざる所に御座候」と記している。明石城は、維新當時、天守は失われていたが、本丸の四隅にある三層櫓が城郭としての景観を構成していた。士族たちは県の違約に怒り、500名ともいわれる多数の士族が結束して、明石城跡に籠城するなどの気配も見せたので、県も驚いて士族代表の提出した願書を受理した。願書にはこれまでの経緯を述べ、「如此相成候ては多年の宿望一朝水泡に帰し、實に金円を以て贖ひ得可らざる一奇觀を、聊なる費金を補ん為め之を取毀つは無情も亦甚し、我国の名勝を想はざるの次第に非ずや、仰ぎ希くは我等の情状を御洞察被成下、別紙記載の建物何卒御保存被成下、此段偏奉懇願候也」として保存すべき建物の目録が付されていた。県は、「書面願之趣可及何分詮議候条、招来維持の方法等取設け、更に可願出事」と指令し、騒動は落着した。同年10月31日、内務卿山田顕義は、太政官に「旧城郭等処分方之儀ニ付伺」¹⁶⁶⁾を提出し、「旧城郭及陣屋之儀ハ明治六年中陸軍省ニ於テ必用ノケ所ヲ除キ全ク廢棄ノ分ヲ同省ヨリ大蔵省ヘ引渡候モノ」であるが、「将来使用ノ見込無之モノニ限り、以後旧跡保存又ハ風致ニ益スルノ類ニヨリ其破壊ヲ嘆惜スル分ハ、

維持ノ方法等ハ人民ノ適宜ニ任セ其借願ヲ聞届候様可致」と願い出て、同年12月23日認められた。旧明石城櫓の保存運動に動かされて、不要な城郭建物の払下げ、取り壊しを原則とする方針を変更し、維持方法を地元住民に任せて現地で保存することを容認したものであった。明石郡の有志45名から公園開設の願書が提出され、翌16年に許可された^[67]。このとき保存されたのは、本丸南側の坤櫓と巽櫓で、城外から最もよく観望される二基の櫓を保存することにより城郭としての景観を維持することができた。

7. 神社と城郭

城郭内には旧藩当時から鎮守神あるいは城主の家祖やゆかりのある人物を祀る神社が存在していた。また、戊辰戦争の際に新政府の命を受けて出兵した藩では、戦死した藩士を祀る招魂社を城内に建立した。更に廃藩後は、藩祖や名君とされる藩主あるいは郷土の英雄、著名人を祀る神社なども建立されている。また淀城本丸にある與杼神社や前述した犬山城内の針綱神社のように城外にあった神社を遷祀した例もある。明治政府は、王政復古と祭政一致を原則としたから神祇行政を重視し、神社を国家の管理下に置き、神官を官吏として待遇した。神祇行政を所管する官庁は、神祇官、神祇省、教部省、内務省社寺局、同神社局、神祇院と変ったが、太平洋戦争後、連合軍の神道指令により昭和21年1月31日、神祇院が廃止され、神社の国家管理は終わった。神社の社格については、明治4年5月14日の太政官布告^[68]によって、全国の神社を官社と諸社に分け、官社を官幣社と国幣社に分け、それぞれ大・中・小の三等に区分し、また英雄や忠臣を祀る別格官幣社を設けた。諸社は府・藩・県社と郷社に分け、郷社の付属下に村社を置いた。神社の境内地は、民有地を除き官有地第一種の神地（地券を発せず、地租・区入費を課さない）とされた。

存廃決定後における城内の神社に対する取り扱いは、存城と廢城では異なるものがあった。存城を管理する陸軍は、多くの民衆が参拝する神社が鎮台や

營所内に存在することは、警備や秘密保持の妨げになるとして城外への移転に努めた。江戸時代は神仏習合であったから、当時の神社は境内に神宮寺や本地堂などの仏教施設が存在していたものあって規模が大きなものも多く、管理や使用の障害になったことも一因である。政府も江戸城を皇居にすると、明治元年12月、徳川家達に命じて城内紅葉山にあった東照宮や歴代将軍の靈屋を撤去させている^[69]。

存城のうち熊本城内には、明治4年7月、熊本藩が藩主の弟長岡義の進言で本丸に築城者の加藤清正を祀る加藤神社を建立したが、明治7年6月、城地が陸軍用地になると同年末に神社を城外の新堀町（錦山）に移建して錦山神社と改称している^[70]。

また、名古屋城三の丸にあった天王社と東照宮は、いずれも明治8年に城外の旧藩校明倫堂跡地に移建された。天王社は、名古屋築城以前から鎮座していたが移転させられたのである^[71]。金沢城北の丸にあった東照宮は、明治7年に尾崎神社と改称したが、同9年に城外西町に移転させられた^[72]。

これらの神社の移転に当たっては、士族屋敷と同様に移転料が支給されたが、具体的にその状況や金額が判明するものとして、秋田城内にあった八幡・秋田両神社の例がある。明治12年に秋田城内居住の士族が移転した際に、城内の八幡山に所在した県社八幡・秋田両神社も城外に移転した。ところが、この移転には陸軍省の関与はなく氏子たちの判断で移転し、その後で移転料の下付を内務省に願い出た。明治13年12月14日、内務省は「存城内神社移転費之儀伺」^[73]を太政官に提出して、両神社は氏子らの請願で引き移りを猶予していたもので、移転料も調査漏れになっていたところ、氏子の協議で同年中に移転し、その後に移転料の下付を願い出てきたので、請求金額が過大なおそれもあるが、明治9年に金沢城郭内の尾崎神社を移転させたとき、陸軍省と協議して下付した事例を参考して算出した金額を下付したいと上申した。審査に当たった太政官内務部は「人民独断ヲ以テ転社ノ後、其費用ヲ請求スルハ甚タ不都合ニ候ヘトモ到底移転料ハ官費支給可相成

モノニ付」として容認の意見を付している。

一方、廃城内には、多くの神社が建立された。城郭は地域の中心に位置し、地域の歴史を象徴する存在であり、環境も良く、神社地に適していたのである。明治14年4月20日、内務卿松方正義は、征西將軍宮懐良親王を祀る官幣中社八代宮の社地として八代城本丸を選び官有地第一種に編入する上申¹⁷⁴⁾で、「右ハ城址ニシテ多用ニ供スヘキ見込モ無之、社地ニ取テハ恰好ノ場所ニシテ風致上分割致シガタク且ハ城址ノ旧觀ヲ存スル」と記している。

城跡に建立された神社のうち代表的なものは、旧藩の藩祖や名君といわれた藩主を祀る神社である。これらの神社の中には、旧藩時代から城内に祀られていた神社を整備したものや、江戸の藩邸に祀られていた神社を遷祀したものがあった。岡崎城本丸に建立された龍城神社は、旧藩時代に本丸にあった藩祖本多忠勝を祀る暁世神社と三の丸にあった東照宮を明治9年に合祀したものである¹⁷⁵⁾。しかし、多くの神社は、廃藩置県によって旧藩主は上京を命ぜられて東京に去り、日々疎遠になって行くことから、旧藩主の遺徳を偲び、かつ旧藩士族の結束を維持する目的もあって旧城跡に建立したものである。鳥羽正雄は、太平洋戦争直前の昭和15年（1940）當時に城跡に存在した藩祖を祀る神社として25社を挙げているが、すべてを網羅したものではなく、このほかにも藩祖を祀る神社が存在した。社格は金沢城内の尾山神社（祭神前田利家）、米沢城内の上杉神社（祭神上杉謙信）が別格官幣社で最も高いが、大半は県社で、その他は郷社、村社、無格社であった。¹⁷⁶⁾これらの神社の中には今日も地元の崇敬を集め繁栄しているものもあるが、維持の中心であつた旧藩士族の子孫の転出、華族制度の廃止による旧藩主家の没落などもあって維持が困難になっているもの少なくない。棚倉城内にあった鎮護神社、高知城内にあった藤並神社などは他の神社に合祀されて社殿が失われている。また上田城内の松平神社は、著名な城主である真田氏歴代を合祀して真田神社と改称している。

旧藩の藩祖・藩主以外の郷土の偉人や忠臣を祀った例としては、前述した八代宮がある。明治維新後、建武中興の功労者を神社に祀る気運が生じ、後醍醐天皇の命を受けて各地で活躍した皇子を祭神とする神社が相次いで建てられ、その一環として懷良親王を祀る八代宮が所縁のある八代に建立されたものである¹⁷⁷⁾。忠臣を祀った例としては赤穂城内にある大石神社（祭神大石良雄ら四十七士）がある¹⁷⁸⁾。

一方、前述した招魂社は、明治元年5月10日の太政官布告¹⁷⁹⁾で京都東山に神社を建立して戊辰戦争の戦死者の靈魂を祭り、併せて王事に殉難した者も合祀するので、天下一同もこの旨を奉戴し、益々忠節を尽すべきこと、「且戦死之者等其藩主ニ於テモ厚ク御趣意ヲ可奉体認旨仰出候事」とされたので、各藩においても自藩の戦死者を祀る招魂社を城内に建立した。招魂社はその後も制度が整備され、境内地の免税、維持費の官費支給、社名の統一などが図られ、また東京招魂社（明治12年靖国神社と改称）が全国の英靈、各地の招魂社がその地方の英靈を祀る制度が確立し、当初の祭神に加えてその後の事変・戦役の殉難者が祀られた。仙台城本丸に存在する招魂社（現宮城県護国神社）のように戊辰戦争で新政府と敵対した藩の城に建立された例もある。招魂社は城郭以外の場所にも建立され、その数は150社にのぼると言われる。昭和14年に招魂社は護国神社と改称され、府県社に相当する内務大臣指定護国神社と指定外護国神社に大別された¹⁸⁰⁾。鳥羽正雄は旧藩の城址に存在するものとして招魂社8例、護国神社6例を挙げているが¹⁸¹⁾、このほかにも幕末築城の信濃龍岡城や岩村田城の城内にも招魂社が建立されている。しかし、これらの護国神社の中で公有地にあるものは、太平洋戦争後、政教分離が徹底されたことから存立が困難になり、徳島城内にあった徳島県護国神社のように城外へ移転した例もある。

8. 明治10年代の存城

城郭が軍事施設としての機能を曲りなりにも發揮したのは、明治初年における士族反乱であった。明

治7年2月の佐賀の乱では、江藤新平らに率いられた旧佐賀藩の士族軍と政府軍が佐賀県庁の所在する佐賀城を争奪した¹⁸²⁾。同10年の西南戦争では熊本鎮台が置かれた熊本城が53日間にわたって西郷軍の攻撃を阻止し、また、南九州各地の廃城が両軍により戦闘に利用された。存城もこの戦いで被災した。熊本城は、同年2月19日、籠城の準備中に火災が起り大小天守以下建物の大半が焼失した¹⁸³⁾。鹿児島城は、既述したように明治6年の火災で本丸が焼失したが、明治10年9月の城山の戦の際に西郷軍の撃退のところとなり、同月24日、政府軍の攻撃によって二の丸など残存した建物もすべて焼失した¹⁸⁴⁾。

(1) 城砦周辺地域における土木建築の規制問題

西南戦争によって政府の軍事力の優位が明らかになり、士族の反乱は跡を絶った。しかし、陸軍の当局者は、その後も国内守備を重視し、存城を中心として要塞を建設する構想を捨てなかつた。既述した姫路城内に居住する士族に地券を交付することを強硬に反対したことが、それを裏付けているが、籠城戦に備えて城砦・台場周辺における国民の土木建築を規制しようとして内務・大蔵両省の反対を受け太政官に却下されている。

明治8年11月27日、海軍大輔川村純義、陸軍卿山県有朋は、連名で太政官に「城塞火薬庫等之周囲圈線区域等之儀ニ付何」¹⁸⁵⁾を提出して、城塞、火薬庫等の周囲圈線区域における比臨上役等を規制する規則案を提出了。このうち陸海軍及び開拓使所管の火薬庫周辺地域において、可燃物蓄積を目的とし、または火気を取り扱う建物の建築を禁ずる規則案は、陸海軍両省の催促もあって、太政官法制局の審査を経て法案化され、翌9年9月18日、「火薬庫圏線規則」(太政官布告第120号)¹⁸⁶⁾として施行された。

問題は城塞周囲の防御線内において土役工作を規制する規則の制定であった。案は冒頭に「一陸海軍は国家人民ヲ保護スル為ニ設ケタルモノニシテ内國不虞ノ事アルニ当テハ人民一般其保護ヲ仰クヲ以テ之カニ必ス為サ、ルヘカラサルノ務アリ、就中要塞ハ軍務ノ最モ重スル所ニシテ平戦両事トモ其利害

ニ関渉スル所ノモノハ必ス軍衛ニ於テ処分スル者ナリ、今其制限ヲ定ムル事左ノ如シ」として、各地城砦の周囲防御線を最外濠の外岸からの距離によって三圈に分かち、この諸圈内において軍衛の許可なく作業や検地測量を行うことを禁止し、第一圈内においては、耕作を除く各種の築造、諸般の作業、樹木を植え、草を繁茂させることを禁じ、第二圈内においては、耕作及び木造の建物を除く石造、煉瓦、土造などの堅固な建物並びに諸般の作業を禁止し、木造の建物は戦時に軍衛の命があれば所有者の負担において即時に破壊して内部の諸物を他へ運送すること、第三圈内においては、道路の新設、地形の変換、土塁の築造、坑孔の穿鑿、地下の築造、諸物の堆積を禁じ、細部は軍衛防護会議をおいて適宜の規則を定めるとするものであった。これは、城砦が攻撃を受けた場合に備えて攻城軍が障壁に使用し、あるいは攻城戦に利用される施設を建設させないことを目的とするものであったが、当時の存城の多くが城下町の中心部に位置していることから、著しく市民生活を抑圧するものであった。そのため太政官も直ちに審議せずいわば棚ざらしの形のまま約2年が経過した。その間、明治9年2月27日、陸軍省は陸軍卿代理大輔鳥尾小弥太名義で「城砦周囲等防護線内土役工作等之儀地方官江卿達相成度旨向」¹⁸⁷⁾を提出して規則を決定のうえ地方官に通達するよう上申した。この伺には「陸軍必用ノ城砦火薬庫」の目録が添付されており、城砦は第一種（城有兵有ルモノ）、第二種（城有兵無キモノ）に分けて記述していて、これによって当時の存城が明らかになる。

第一種は、第一軍管	旧本城（東京城）、佐倉城、宇都宮城、新発田城、高崎城
第二軍管	仙台城
第三軍管	名古屋城、金沢城
第四軍管	大阪城、姫路城
第五軍管	広島城、丸亀城
第六軍管	熊本城、小倉城、福岡城
第二種は、第一軍管	小田原城、甲府城、静岡城、

	水戸城、高田城
第二軍管	福島城、若松城、弘前城、盛岡城、秋田城
第三軍管	豊橋城、福井城
第四軍管	和歌山城、津城、鳥取城、岡山城、二条城、彦根城
第五軍管	松江城、宇和島城、徳島城、高松城、浜田城
第六軍管	飫肥城、鹿児島城、嚴原城

以上41城である。これを明治6年1月14日の太政官達の存城調書と比較すると、松本城と山口城がなく、弘前城と無城地であった浜田城が加わっている。なお、五稜郭は城郭ではなく、火薬庫（台場）の中に記載されている。

更に、陸軍省は、明治11年になると1月と2月の2回にわたって太政官書記官に照会して「城砦ノ儀ニハ何等御沙汰無ク」として催促したので、太政官は3月6日、内務・大蔵両省に照会して意見を求めた。両省の上答は遅れ、同年11月1日、両省の卿を兼ねる伊藤博文名義で提出されたが、「陸軍省所管之城砦ハ概ネ旧諸侯三百年來之城地ニテ国ノ東西地ノ都鄙ニ論ナク其土地相応ニ戸口稠密致候儀ニ付、軍政上変事之便宜ヲ以目下ニ時ニ制限ヲ被立候テハ直ニ民情ニ乘戻候而已ナラス行政上實際行ハル可キ者ニ無之」として制定に反対し、却下を求めるものであった。太政官は同年12月6日、陸軍省に「同ノ趣離開届候事」と指令して上申を却下した。

（2）廃城への軍隊の配備

一方、廃城にも軍隊を配置するようになった。明治10年4月、陸軍省は伊予松山城三の丸を歩兵營地として受領を願い出て兵營を建設し¹⁸⁸、同年10月には同城二の丸の一部を兵營付属病舎建築のため第二種官用地に編入して受領したいと願い出て認められ¹⁸⁹、更に同12年1月には、付属病室増地として官有地の追加受領を願い出て許されている¹⁹⁰。同城は前述のように師団改編ののち旅団司令部の所在地になったが、城郭全部ではなく、一部を兵營とし

て利用したものであった。

（3）白河城の存城と福島城の廃城

新たに存城とされた城もあった。明治11年10月15日、陸軍卿西郷従道は「福島城ヲ廢シ白川城ヲ存シ当省へ御渡相成度儀ニ付伺」を太政官に提出して福島城を廃城とし、廃城になった白河城を存城として陸軍省管轄にすることを願い出て同月31日、許されている¹⁹¹。

何によると、福島城には福島県庁が置かれており、県庁に貸渡している状況にあったが、内務省から「右地所往々県庁地ト相定メ候儀ハ施政上便宜少候ニ付、旧白川城人民所有之地、於同省買取交換之儀請求申越候」として白河城内の土地を買取するから福島城と交換したいとの申し出があったことが理由であった。陸軍省も福島城を県庁に貸与したところから營所を置く場所を他に求めており、存廃決定後まもなく第四局員の陸軍中佐中村重遠が陸奥を巡回した際に福島周辺の実地検査を行わせ、上飯坂村（現福島市飯坂町）の大鳥城跡が兵營に適した地勢であることが報告されたので、明治6年10月15日、仙台鎮台に実情を調査のうえ報告するよう指示している¹⁹²。このような経緯があったので、内務省から交換の申し出でがあったのは渡りに船というべきであったであろう。面積も福島城は29,984坪だったのに対し、白河城は56,253坪で倍近い広さを有していたのである。明治11年11月12日、陸軍省は達第155号をもって「今般当省管轄ノ福島城ヲ廢シ旧白川城ヲ更ニ存城ト被相定、当省へ受領ノ儀伺済相成候条、為心得此旨相達候事」¹⁹³と部内に達している。翌明治12年9月15日、新たに制定された鎮台条例（太政官布告第33号）第3条は分營若しくは哨所を置く場所として福島に代わり白川が規定されている¹⁹⁴。

しかし、この措置は地元民にとって迷惑なことであった。白河城は、幕末に城主の阿部氏が棚倉に移封されたのち後継の城主がなく、戊辰戦争による戦火を受けて荒廃していたので、福島県は、白河町民で希望する者に城地を貸し付けて開墾を行わせていた。存廃決定後の明治7年4月、福島県令安場保利

は、内務省に実情を報告して白河城址の払い下げを願い出て許可され、城内の土地の大半を町民に払い下げた。前述したように廃城の土地は、山林荒蕪地払い下げ規則によって家禄奉還士族に優先して払い下げられていたが、白河城の場合、阿部氏の移封によって地元に居住する士族がいなかったことから、町民に払い下げられたものである。このように既に民有地となって開墾が行われていたにもかかわらず、福島県は陸軍省御用を理由に明治9年11月と同11年5月の2回にわたって開拓人に白河旧城内の上地を命じ、開拓人21名から請書を提出させ土地を買戻したのである^[95]。

(4) 首里城の存城

明治12年、政府は琉球藩を廢止して沖縄県を設置し、4月4日、太政官布告第14号で「琉球藩ヲ廢シ沖縄県ヲ被置候条、此旨布告候事、但県庁ヲ首里ニ被置候事」と廢藩置県を布告した^[96]。琉球藩については、明治8年3月10日、内務卿大久保利通が「琉球藩处分方之儀ニ付再応上申」^[97]提出して、同藩内に内務省出張所と分遣隊を置くことを上申し、太政官もこれを認めて、同年5月7日、琉球藩に「其藩内保護之為メ第六軍管熊本鎮台分遣隊被置候条其旨相達候事」と達し、陸軍省には実地検査のうえ派遣に着手するよう達した。^[98] 陸軍省は、真和志間切古波蔵村（現那霸市古波蔵）に分営を建設し、^[99] 明治9年6月、熊本鎮台から一分隊を派遣して駐屯させた^[100]。

廃藩後、沖縄県には熊本鎮台から歩兵一中隊が分遣されて常駐することになり、旧藩王尚泰が去った首里城に駐屯した。分遣隊は当初は一部が首里城に移駐したのみで、他は古波蔵村の分営に駐屯していたが、翌13年7月15日、陸軍省は、西部監軍部に「沖縄県下分遣熊本鎮台歩兵一中隊ノ内、古波蔵村在屯ノ分、今般同県下首里城ヘ引繩メ駐屯致候様、御沙汰候事」^[101]と達して全隊を首里城に移駐させた。廃藩後も軍隊を駐屯させたのは、琉球王家の臣僚の一部に清国に働きかけて王朝の再興を図る動きがあったためである。

明治15年2月18日、陸軍卿大山巌は「沖縄県下琉球首里城内地所当省江受領之儀ニ付伺」^[102]を提出し、「将来必要之地ニ付、存城地トシテ其建物生樹等有形之儘官有地第二種ニ編入当省江受領致度」と願い出て、3月15日許可され、首里城は存城となつた。分遣隊は、日清戦争後の明治29年（1896）7月まで21回にわたり交替で首里城に駐屯していた^[103]。明治26年6月3日、首里城を訪れた笠森儀助は「旧王城を一見ス。今ハ熊本鎮台ヨリ沖縄分遣隊ノ營トナレリ。而シテ歩兵第十三聯隊第六中隊之ニ居ル。隊長ハ陸軍大尉世良田氏ナリ」^[104]記している。

(5) 水戸城の廢城

水戸城内には、既述したように茨城県庁が置かれていたが、庁舎に使用している旧藩校弘道館が年代の経過によって修理を必要とするようになり、また狹隘で不便なことから庁舎を新営することになったので、内務省は茨城県の上申に基づき陸軍と協議して県庁用地と城外の内務省所管の原野地と交換することになり、明治14年1月、「茨城県庁敷地ノ儀ニ付伺」^[105]を提出して裁可を受け、同年9月交換を完了した^[106]。内務省の伺に「該地ハ著名ナル勝区ニ有之、且県庁位置恰好之場所ニ候条」と記されており著名な史跡弘道館を保存し、新庁舎を建築するため県庁用地の確保する目的があった。水戸城は、このとき廃城になつたと考えられる。茨城県の新庁舎は同城三の丸に新営され、明治15年6月に完成して移転した^[107]。

(6) 二条城を離宮とする

既述したように二条城には京都府庁が置かれていたが、明治14年10月、京都府知事北垣国道は宮内卿に「二条城ヲ以テ西京離宮ト定ムルノ議」^[108]を提出して、京都御所は敷地広大であるが、宮殿は規模広壯といえず、臨時の大礼や外賓接遇に適していない。二条城は徳川家康が京都滞在のために築いたもので攻守決戦を目的として築かれていないので結構雅麗で規模広壯であり、西京離宮とすれば大礼や外賓接遇の場所となり、東西両京対峙の均衡を得ると建言した。北垣の建言が契機となって、同17年7月

28日、宮内省告示甲第1号²⁰⁹⁾で「京都二条城ヲ離宮ト被定、自今二条離宮ト称候条、此旨告示候事」と告示され、宮内省に移管されて離宮となった。これに伴い京都府庁は翌18年8月、城外に移転し、地所並びに建物は宮内省に引き継がれた²¹⁰⁾。

(7) 陸軍の変貌と存城の管理方針の変更

しかしながら明治10年代以降、日本は朝鮮と関係を深めるに連れて清国と対立するようになった。明治15年7月に起った京城の変は、軍部に対清戦備強化の必要性を痛感させ、同年8月、参事院議長山県有朋は軍事費の増加を上申し、大蔵卿松方正義の了承を得て軍備拡張の計画を立てた。陸軍はこれまでの鎮台を中心とする国内守備軍から、海外で戦う外征軍を目指し、それまでフランス式だった軍制をドイツ（プロイセン）式に改めていった²¹¹⁾。明治18年、ドイツから參謀少佐クレメンス・ウイリヘルム・ヤコブ・メッケルが来日し、參謀本部顧問、陸軍大学校教官として參謀教育に当たった²¹²⁾。陸軍では、ドイツの軍制を模倣して、鎮台制度を師団編成に改めることになり、桂太郎が中心となり、メッケルの意見を参考として改革案を立案した²¹³⁾。明治21年5月12日、鎮台条例を廃止し、新たに師団司令部条例（勅令第27号）²¹⁴⁾、旅団司令部条例（勅令第28号）²¹⁵⁾が制定された。同日公布された陸軍常備團隊配備表（勅令第31号）²¹⁶⁾によれば、從来の6鎮台は東京鎮台が第一師団、仙台鎮台が第二師団、名古屋鎮台が第三師団、大阪鎮台が第四師団、広島鎮台が第五師団、熊本鎮台が第六師団に改編され、各師団の下に2個旅團、合計12個旅團が東京、佐倉、仙台、青森、名古屋、金沢、大阪、姫路、広島、松山、熊本、小倉に置かれ、それぞれ歩兵聯隊2隊が所属した。また、各師団には砲兵聯隊1隊、騎兵・工兵・輜重兵各1大隊を配置することとされた。一方、衛戍条例（勅令第30号）²¹⁷⁾が制定され、陸軍軍隊の配備駐屯する地を衛戍地と称することになった。近衛隊はやや遅れ明治24年12月12日、近衛司令部条例（明治23年勅令第46号）を改正（明治24年勅令第241号）し近衛師団に改編された²¹⁸⁾。海防の必

要性が更に認識され、明治19年1月30日、陸軍省隸下に臨時砲台建築部が東京に置かれ、全国枢要の地に砲台を建築し、沿海を防備した²¹⁹⁾。

このような趨勢の中で、存城の必要性は急速に失われていった。明治15年以降、陸軍省も從来の存城の管理方針を徐々に転換していった。その例として、存城内の土地を居住する人に払い下げるために内務省に返付し、あるいは存城地として買収した土地を耕作用に貸し付けている。明治15年1月、陸軍省は「山形城内所轄地返付之儀ニ付御届」²²⁰⁾を提出し、山形城内に散在する畠宅地は公用の見込みがないので、山形県から同地を旧藩来自費で開墾するなどしている現住人民に払い下げたいとの照会があつたので内務省に返付した旨、同年2月には「広島城内土族邸地返付之儀ニ付御届」²²¹⁾を提出して貸地にしている同城内現住土族邸地を公用の見込みがないので、内務省に返付した旨それぞれ報告している。同19年7月、工兵方面は、白河城内の土地8町1反1畝17歩（24,347坪）を旧開拓地主ら23人に年季で貸し付けている²²²⁾。

また、後述するように、鎮台・營所以外の存城地の多くが師範学校、中学校などの学校敷地として文部省や府県に貸与されて校舎が建設された。

9. 存城の払い下げと城郭の終焉

(1) 存城の公売

明治陸軍が鎮台から師団編成に改編されて規模が拡張されるに伴って、その必要性が痛感されたのは、兵士の教育訓練に不可欠な練兵場や射的場の整備であったが、問題は練兵場等の取得や設営に必要な経費の調達であった。そのため陸軍部内では、所管の不動産のうち不用の物を売却してその資金を得ようという構想が生じた。まず目を付けたのは、旧城郭と幕末に全国の沿岸に構築され、殆ど放置されている砲台（台場）であった。

ところが陸軍省が不用の城郭を公売しようとしているとの風聞が広がると、思わぬ所から意外な提案がなされた。明治22年1月19日、文部大臣森有礼は、

内閣總理大臣黒田清隆に「現今陸軍省ノ所轄タル各府県ニ於ケル旧城地ノ中不用ニ属スルモノハ公壳ニ付スルヲ可トル説アリ、熟思フニ旧城地ハ本邦古今ノ軍事上及歴史上ニ於テ重要ノ関係ヲ有スルノミナラス帝国ノ觀光ニモ亦重要ノ関係ヲ有ス、輒ラク之ヲ一個人ノ私有ニ帰セシムヘカラス、必ス適宜ノ方法ニ依リ之ヲ永久ニ保存シ且ツ之ヲ最大ノ用ニ充テサル可ラス、其方法ハ之ヲ文部省ノ所轄ニ移スニ如クモノ無カル可シ、然ルトキハ文部省ハ便宜之ヲ師範学校、中学校等ノ用地トシテ永久保存ノ方法ヲ設ケ、一ハ以テ教育ノ所要ニ充テ、一ハ以テ国家須用ナル師範学校、中学校等保持ノ資ニ充テ、又國家非常ノ用ニモ亦充ルヲ得ヘシ」として「陸軍不用ノ旧城地ハ之ヲ文部省ノ所轄ニ移サレタシ」として閣議請議を願った²²⁰。森文相の請議案に別記されているところによると、当時文部省や府県が15ヶ所もの旧城地を陸軍省から借用して学校校舎を新築し、教育活動に供用していたことが判明する。

この提案は、現在の視点からすれば先見の明があり、観光に着目するなど優れたものがあったが、城郭が陸軍省管轄であることから実現は困難であった。文部省に先手を打たれた陸軍大臣大山巖は、同年4月10日、閣議請議案を提出し、本邦の兵備は逐年兵制改革により隊数が増加し、なお部隊の新設が予定されており、また軍隊教育では専ら射撃、練兵も大いに改良を加えているが、「訓練上最モ必須トスル所ノ練兵場、射的場ニ至テハ依然昔日ノ儘ニシテ此の両三年以来頗リニ該場ノ欠乏ヲ訴へ」として特に射的場は村田銃の完備と射撃法の改正によって射撃距離が増して取得に努めているとして「剰余ノ策ニハ候得共、兼テ当省管理スル所ノ全国旧城郭砲台地等ハ未タ本邦全國防衛線ノ確定セサルカ為存廢ノ決セサルヨリ或ハ頗敗ノ儘半廢ノ姿ニ相成居ルモノモ少ナカラス、其中ニ就キ到底存置ノ要セサル見込ノ分ヲ選定シ并ニ各所ニ散在セル不用ノ土地家屋ヲ併セ此際公壳ニ付シ其金額一旦大蔵省ニ還納シ更ニ当省ヘ下付セラレ該練兵場及射的場増地買収ノ資ニ充テラレ目下軍隊ノ教育ヲシテ完全ナラシムルノ

外ニ考案モ無之候間、特別ニ認可相成様致度」として承認を願った。

同年4月19日、陸軍省副官代理総務局第一課長清水俊が内閣書記官に提出した売却予定の城郭並土地家屋の目録には、「現用セサル旧城」として

第1師管	小田原城、宇都宮城
第2師管	白川（白河）城、若松城、盛岡城、山形城、秋田城、高田城
第3師管	静岡城、福井城、津城
第4師管	和歌山城、鳥取城、岡山城
第5師管	松江城、浜田城、高松城、徳島城、宇和島城
第6師管	飫肥城

の20城が記載されている。

一方、文部省の請議案について首相の照会を受けた大山陸相は、同月18日、「当省ニ於テモ既ニ及請議置候通不用ニ属スル旧城地之儀ハ他之不用地ト共ニ売却之上練兵場及射的場地等買収之資ニ充ツルノ計画ニシテ別ニ文部省所轄ニ可移モノ無之」とべもなく意見を述べ、文部省の請議案は「詮議ニ及ヒ難シ」として閣議に付せられず却下された。提案者の森文相は同年2月11日、憲法発布の日に国粹主義者によって暗殺され既にこの世にいなかった。陸軍省の請議案は閣議に付され、同年5月14日、「請議ノ通」として承認された。

陸軍省では、城郭等の公壳について、その具体的な方法を検討していたが、この風聞が広まり、新聞にも報道されたので²²¹、旧藩主の中には払下げを希望する者が現れた。同年9月26日、大山陸相は、公壳の方法について首相に「旧城郭之儀ハ該旧城主ニ在テハ祖先以来數百年間伝来之縁故ニ拂リ之ヲ払受之上旧形ヲ保存シ尚ホ永世持続致度志願之向モ有之、具シテ旧城主ニ於テ之ヲ保持シ後世ニ伝ルアラハ仮令国防上不用ニ属セシモ歴史上沿革ヲ示スノ一端トモ」なるとして、「好都合ト存ルニ付、右志願之面ニ限り特ニ旧城主ニ相当代価ヲ以テ払下候様致

度」²²⁵⁾と稟申している。

実際の払下げ手続きは、明治22年中に行われた。陸軍省の方針とおり払い下げは旧城主を優先して払い下げられた。野中勝利氏の論考²²⁶⁾によって払い下げを受けた者と払下げ金額を挙げると以下のとおりである。

第1師管	小田原城	大久保忠礼	10,000円
	宇都宮城	戸田忠友ほか	3,700円
第2師管	秋田城	佐竹義生	4,500円
	盛岡城	南部利恭	4,000円
	若松城	松平容大	2,000円
	白河城	阿部正功	保留
	山形城	水野忠弘	15,000円
	高田城	榎原政敬	12,200円
第3師管	静岡城	静岡市長ほか	40,300円
	福井城	松平茂昭	9,000円
	津城	藤堂高潔	10,000円
第4師管	鳥取城	池田輝知	4,000円
	岡山城	池田章政	10,000円
第5師管	松江城	松平直亮	4,500円
	浜田城	松平武修	1,850円
	高松城	松平頼聰	5,000円
	徳島城	蜂須賀茂韶	11,300円
	宇和島城	伊達宗城	9,500円
第6師管	飫肥城	伊東祐帰	1,450円

このうち最も高価なのは、静岡城の40,300円、安価なのは飫肥城の1,450円であった。白河城は旧藩主家の阿部正功が出願したが保留となった。阿部氏は、維新直前の慶応2年に棚倉へ移封されていたので旧城主と認められなかつたのであろうが、浜田城主の松平氏も同時に長州役で浜田を追われ、維新当時は美作鶴田藩主だったから不公平な感がある。白河城は明治26年に白河町が払下げを受けている²²⁷⁾。静岡城と和歌山城は、旧城主の徳川氏が出願しなかつたので、静岡城は静岡市と静岡県に払い下げられ、和歌山城は和歌山県に貸与された。

大山陸相は、明治23年1月28日、正式に不用城郭の払下げについて閣議議を行い、同年2月15日、總理大臣山縣有朋から「不用城郭散在地払下ノ件廿二年度中ニ限り請議ノ通」として裁可を受け²²⁸⁾、同年2月20日に払下げが指令されたが、払下げ手続きはその前に事实上終了していたのであった。

(2) 城はいつ終わったのか

存城の約半数が払い下げられ、残る国有の城郭は、陸軍省管轄の東京（本城部分）、甲府、佐倉、高崎、仙台、新発田、豊橋、名古屋、金沢、大阪、和歌山、姫路、広島、丸亀、熊本、小倉、福岡、嚴原、首里の19城に宮内省管轄の二条城を加えた20城になった。前掲の『築城史料』は松山城を加えて21城としているが²²⁹⁾、松山城は廃城である。残った城も首里城のようにその後に払い下げられたものがあり、次第に減少していく。国有として残った城も土地が分割処分されるなど、城郭を一体として維持管理することがなくなつていった。例えば、名古屋城は、明治24年10月28日発生した濃尾大地震で大きな損害を受け、陸軍省の力では復旧が困難だったので、陸軍省と内務省の請議により明治26年5月に本丸内（後に御深井丸、西の丸も）が宮内省に移管され、名古屋離宮となった²³⁰⁾。

城郭の実質的な存在意義は、明治10年代の前半に終わったと言って良いであろう。明治20年代になると公文書に「存城」の語が見られなくなり、旧城、旧城地の語で表わされるようになる。明治22年の存城払い下げはそれを決定づけたものであった。このとき払い下げられた城郭のうち、静岡、山形、高田の3城は、日清戦争後の陸軍軍備の拡張により再び国有となって軍隊が配置された。静岡城と山形城は、明治29年（1896）に歩兵聯隊の兵営に充てるため献納されるなどしたが²³¹⁾、いずれも兵営建設のため本丸が破壊された。高田城は、明治40年（1907）第十三師団の設置に際し高田町が榎原家から購入して献納した²³²⁾。これらの3城は再び存城になったのではなく、城址を兵営に利用したものであった。

一方、沿岸における砲台の建設は明治20年代後期

になると概ね完成した。これらの砲台を地域で統括するため、明治28年3月30日、要塞司令部条例（勅令第39号）²³⁰⁾が制定され、「永久ノ防備工事ヲ以テ守備スル地ヲ要塞ト称シ各要塞ニハ其地名ヲ冠シ某要塞ト称ス」（第1条）として、要塞に司令部を置き、その編制を定めた（第2条）。要塞は、当初陸軍が構想していた存城を中心とする兵営や兵站基地ではなく、沿岸砲台群に守備された地域を指す言葉となつた。同32年（1899）7月15日、要塞地帯法（同年法律第105号）²³¹⁾が制定され、要塞の周辺地域において要塞司令官の許可なく測量、撮影、模写、録取、航空を行うことが禁止された。これはまさに、約20年前に陸軍が制定を図って挫折した「諸城砦周囲防御線内土工工作等規則」を防諺面で実現したものであった。

このように存城が少なくなり、城と城址の区別が曖昧になると人々の目には、お城とは建築物、特に天守閣がある城であるという観念が広がつていった。大正8年（1919）史蹟名勝天然紀念物保存法（法律第44号）が施行され、城郭も史蹟に指定されて保存の対象となつた。その行政事務は、当初は内務大臣官房地理課、次いで文部省宗教局保存課が所管したが²³²⁾、同法により史蹟に指定された近世城郭（明治維新当時存在したもの）の指定名称を見ると、盛岡城跡、若松城跡、小田原城跡、松本城、龍岡城跡、名古屋城、旧二条離宮（二条城）、姫路城、和歌山城、松江城、宇和島城、熊本城、岡城跡となつていて²³³⁾、天守やそれに準ずる櫓または御殿が現存する城郭は城、それ以外は城跡として指定されている。これは上田三平を初め当時の調査担当者が同様の認識を持っていたことを裏付けるものである。

ところで、存城を廃止する法令は発せらなかつたから、法制上は存在していたと考えられる。法制度上の城郭はいつなくなつたのであろうか。筆者は「第一復員省官制」（昭和20年勅令第675号）の施行によって陸軍省官制が廃止され、陸軍が消滅した昭和20年（1945）12月1日だと考えている。陸軍が廃止されたことによって近代の城である要塞もすべて廢

止され、ささやかながら軍事施設の面影を留めていた陸軍管理の城郭も城跡になつたのである。

【注】

- 1) 黒板昌夫 1955『城の歴史』（一）『日本文化財』No.7 11月号 pp.22～25
- 2) 「東京城日誌」戊辰十月、「江戸城ヲ東京城ト称セシム」「法令全書」明治元年 p.332
- 3) 「兵部省ヲシテ大阪城ヲ管轄セシム」「法令全書」明治2年 p.430
- 4) 「鹿児島藩外二藩へ御親兵召出ノ儀心得達」「公文録」明治4年 第20巻 辛未2月兵部省同、「鹿児島山口高知三藩ヨリ御親兵ヲ徵シ兵部省ニ管セシム」「法令全書」明治4年 p.92
- 5) 「東山西海両道へ鎮台新置御達」「公文録」明治4年 第22巻 辛未4月兵部省同
- 6) 「藩ヲ廢シ県ヲ置ク」「法令全書」明治4年 p.284
- 7) 「東京大坂ノ両所へ鎮台設置御」「公文録」明治4年第135巻 辛未8月～9月兵部省同 「四鎮台ヲ置キ管地ヲ定メ地方城郭ヲ兵部省ニ管ス」「法令全書」明治4年 p.757
- 8) 「兵部省職員令、官位相当表、兵部省陸軍部内条例書」「法令全書」明治4年 p.709
- 9) 「新潟鎮台兵新発田へ分營届」「公文録」明治4年第136巻 辛未10月～11月兵部省同
- 10) 「江州彦根へ当分鎮台取扱ノ届」「公文録」明治4年第137巻 辛未12月兵部同
- 11) 「元水戸城焼失届」「公文録」明治5年 第41巻壬申5月～7月兵部省同、「鎮台兵二小隊戸戸城ヘ分派出張届」同第42巻 壬申8月～10月兵部省同、「常陸国戸戸城ニ鎮台分營ヲ置ク」「法令全書」明治5年 p.171
- 12) 「海陸軍両省分置御」「公文録」明治5年 第39巻壬申1月～2月兵部省同、「兵部省ヲ廢シ陸海軍両省ヲ置ク」「法令全書」明治5年 p.71
- 13) 「官庫並社寺四民貯蓄ノ武器官員出張取調ノ儀公布御」「公文録」明治5年 第40巻 壬申2月～4月陸軍省同、「大蔵省官員巡回各地方宝物鉱石取調」、「陸軍省官員出張各地方武器取調」「法令全書」明治5年 p.80
- 14) 藤田清 1934「修史余談～全国城郭等の処分」「偕行社記事」昭和8年9月号 pp.97-102
- 15) 「巡見參謀將校職務大略」「法令全書」明治5年 p.857
- 16) 富原道晴 2017「『陸軍省城絵図』発見の経緯」「富原文庫蔵陸軍省城絵図 明治五年の城郭存廃調査記録」戎光祥出版 pp.234-237
- 17) 「陸軍省職制並条例ヲ定メ秘史局軍務局砲兵局整造会計局參謀局改称」「法令全書」明治6年 p.1010

- 18) 「元藩県其外城郭砦堡練兵場等取調絵図ヲ以テ進致セシム」『法令全書』明治5年 p.839
- 19) 「全国元藩々城郭等处分ノ儀申立」『公文録』明治6年 第28巻 明治6年1月～2月陸軍省伺
- 20) 「諸御門渡柵取歛伺」『公文録』明治5年 第28巻 壬申8月大蔵省伺一、藤田清前掲書14)
- 21) 「徵兵令詔書及徵兵告諭」『法令全書』明治5年 p.432
- 22) 「全國鎮台配置改定」『法令全書』明治6年 p.6
- 23) 「徵兵令並附錄、近衛兵編成並兵額」『法令全書』明治6年 p.704
- 24) 「鎮台条例改定」『法令全書』明治6年 p.365
- 25) 「琉球国王尚泰ヲ藩王トナシ華族ニ識定スルノ詔」『法令全書』明治5年 p.1
- 26) 「屯田憲兵例則ノ儀伺」『公文録』明治7年 第239巻 明治7年9月～12月開拓使伺
- 27) 「全國ノ城廓陣屋等存廃ヲ定メ廃止ノ地所建物木石等大蔵省ニ処分セシム」『全國ノ城廓陣屋等存廃ヲ定メ存置ノ地所建物木石等陸軍省ニ管轄セシム』『法令全書』明治六年 p.734
- 28) 「陸軍所轄ノ城廓中人民居住ノ地所ハ姑ク住居ヲ許シ押借地トシテ収税セシム」前掲書 p.996
- 29) 上田市立博物館 1988「郷土の歴史上田城」p.77
- 30) 「諸城皆周防開拓線内土役工作等ノ儀伺」『公文録』明治11年 第74巻 明治11年12月陸軍省伺
- 31) 末松謙澄 1913「防長回天史」第五編中 p.591
- 32) 「浜田縣震災撲滅救恤伺」『公文録』明治5年 第13巻 壬申2月大蔵省伺
- 33) 陸軍築城部 1910「築城史料」p.365
- 34) 大類伸・鳥羽正雄 1936「日本城郭史」(雄山閣) p.726
- 35) 小野清 1899「日本城郭誌巻首」
- 36) 「渡鴨國五稜郭引渡済届」『公文録』明治7年 第235巻 明治7年2月～3月開拓使伺、「仙台鎮台ヲシテ箱館五稜郭ヲ開拓使ヨリ受取ラシム」『法令全書』明治6年 p.1265、「太政官日誌」明治6年第155号、「太政官日誌」明治6年 第155号
- 37) 前掲書35)
- 38) 「元高知藩城郭本省管轄伺」『公文録』明治5年 第42巻 壬申8月～10月陸軍省伺
- 39) 「元松前城管轄届」『公文録』明治6年 第190巻 明治6年1月～4月開拓使伺
- 40) 近世村落研究会編 1933「仙台藩農政の研究」日本学術振興会 p.20
- 41) 前掲書16)「富原文庫藏陸軍省城給図 明治五年の全国城郭存廃調査記録」p.42
- 42) 東京大学史料編纂所所編纂 1931「復古記」(東京帝国大学藏版) 第13巻 p.143
- 43) 「信州上田予洲松山讃州高松農後日田ハ當分營所ト称ス」『法令全書』明治6年 p.981、「江州彦根ハ當分營所ト称ス」前同書 p.984
- 44) 「鹿児島營所焼失ノ旨電報ニ付熊本本台へ一時引籠ノ儀伺」『公文録』明治6年 第38巻 明治6年12月陸軍省伺下、「鹿児島營所並兵隊屯所焼失ニ付官員兵隊共建築落成迄熊本鎮台へ集繕セシム」『法令全書』明治6年 p.1297
- 45) 「小田原藩城郭ヲ撤ス」『太政類典』第1編第107巻 兵制2
- 46) 「中津市史」1966 p.1143
- 47) 手塚豊「制度局民法会議と越川式履日記」『法学研究』42～8 pp.67-84
- 48) 石井良助「民法典の編纂一民法決議より民法仮規則迄一」『法学協会雑誌』58～2
- 49) 「裁判事務心得」『法令全書』明治8年 p.127
- 50) 「諸藩ヲシテ陸軍編制ハ仏蘭西式ニ依ラシム」『法令全書』明治3年 p.372
- 51) 梅溪昇1988「デュープスケ」『国史大辞典』第9巻 p.914
- 52) 箕作麟祥訳 1871「仏蘭西法律書民法」(大学南校) 第四なお、原文で門はporte、壁はmur、塁はfossé、壕はrempart
- 53) 「全國城廓ニ係る事件並番人給料等府県ヨリ其所管領台へ開申セシム」『法令全書』明治6年 p.1255
- 54) 「陸軍省所轄城廢番ノ件ハ内務省所轄廢城二八間係ナシトス」『法令全書』明治7年 p.127
- 55) 「大礼服鉞ニ軍人警察官吏等制服着用ノ外帶刀禁止」『法令全書』明治9年 p.36
- 56) 「太政官日誌」明治7年第1号
- 57) 山県有朋 1942「陸軍省沿革史」(明治文化叢書) 日本評論社 p.194
- 58) 「太政官日誌」明治2年 第23号、維新史料編纂会編修 1941「維新史」第5巻 文部省 p.618
- 59) 「伊武戦争見聞ノ為人選西國へ被差出度」『公文録』明治3年 第31巻 庚午8月兵部省伺
- 60) 「太政官日誌」明治4年 第82号
- 61) 「布第四百二十八号工兵方面条例」『法令全書』明治7年 p.978
- 62) 「彦根城保存ニ付修理費用等之儀伺」『公文録』明治11年 第47巻 明治11年12月陸軍省伺
- 63) 「福島城ヲ廢シ白川城地受領致度儀伺」『公文録』明治11年 第74巻 明治11年10月陸軍省伺
- 64) 「御雇教師ミニユウ休暇旅行ニ付諸海岸測量為致度儀上申」『公文録』明治7年 第147巻、明治7年8月陸軍省伺(布達)、「海岸測量ノ為陸軍省官員御雇外国人同行巡回ニ付大阪府外十九郡ヲシテ諸事支障ナカラシム」『法令全書』明治7年 p.431、前掲書7) p.185
- 65) 静法寺朝美 1971「日本築城史—近代の沿岸築城と要塞—」(原書房) pp.36-39
- 66) 「陸軍省所轄ノ城廓中人民居住ノ地所ハ姑ク居住ヲ

- 許シ押借地トシテ取税セシム』『法令全書』明治六年 p.996
- 67) 「城内ノ土族邸地沾券稅ヲ施行等取調伺出シム」『法令全書』明治六年 p.827
- 68) 「地券發行ニ付地所ノ名称區別共更正」『法令全書』明治六年 p.143
- 69) 「地所名稱區別改定」『法令全書』明治七年 p.163
- 70) 「本省所轄地名稱区分ノ儀ニ付伺」『公文錄』明治八年 第43卷 明治八年8月～9月陸軍省伺(布達)
- 71) 「城廓其他軍事ニ閑スル地所立木建物共陸軍省管轄ヲ定メ府県ヘ預置損失其他処分方ヲ届出シム」『法令全書』明治六年 p.996
- 72) 全国城廓ニ係ル事件並番入給料等府県ヨリ其所管鎮台へ開申セシム』『法令全書』明治六年 p.1254
- 73) 「群馬県移転ノ儀ニ付伺」『公文錄』明治五年 第21卷・壬申5月大蔵省伺、『陸軍省ヲシテ前橋城ヲ群馬県ニ交割セシム』「群馬県序ヲ前橋城ニ移転セシム」『法令全書』明治五年 p.458
- 74) 「福島県移転ノ儀」『公文錄』明治六年 第246卷 明治六年12月諸縣届(一)
- 75) 「元山口藩兵学校以下諸建物大蔵省ヘ引渡ノ儀伺」『公文錄』明治六年 第32卷 明治六年7月陸軍省伺、「太政官日誌」明治六年 第107号
- 76) 「筑摩県下桐村ニ兵営建築松本城返付ノ儀伺并届」『公文錄』明治八年 第40卷 明治八年5月陸軍省伺(布達)
- 77) 「府県移転並合分等施行方向」『公文錄』明治八年 第95卷 明治八年2月内務省伺二
- 78) 「蔚磨県建築費ヒ費用ノ内獻金處分伺」『公文錄』明治九年 第110卷 明治九年4月内務省伺一、「福岡県移転ノ儀伺」『公文錄』明治八年 第122卷 明治八年5月内務省伺七
- 79) 「存城内居住士族家屋引払ノ儀伺」『公文錄』明治七年 第67卷 明治七年8月内務省伺(布達并達)
- 80) 「陸軍省所管存城内居住貴族處分ノ儀伺」『公文錄』明治八年 第102卷 明治八年3月内務省伺一 下總佐倉城内居住ノ貴族移転ノ儀伺」『公文錄』明治七年 第61卷 明治七年7月内務省伺(二)
- 82) 下總佐倉城内居住ノ土族移転手等ノ儀伺」『公文錄』明治八年 第112卷 明治八年4月内務省伺五 前掲書79)「存城内居住士族家屋引払ノ儀伺」『公文錄』明治七年 第67卷
- 84) 「姫路広島城内居住ノ者立退ニ付支給金額別途御下渡ノ儀伺四通」『公文錄』明治九年 第32卷 明治九年5月～6月陸軍省伺
- 85) 「公文錄」前同、「姫路市史」第14卷別冊姫路城 1988 pp.144～150
- 86) 「姫路城内土族邸地処分ノ件 附陸軍省伺同件」『公文錄』明治十三年 第264卷 明治十三年12月内務省二
- 87) 「秋田城内土族邸地処分ノ件」『公文錄』明治十二年第58卷 明治十二年5月内務省三、「秋田城内土族邸地買上代金下渡ノ件」『公文錄』同年 第75卷 同年10月内務省二
- 88) 「姫路城郭内居住士族邸地処分ノ件」『公文錄』明治十三年第217卷 明治十三年2月内務省一、前掲「姫路城内土族邸地処分ノ件 附陸軍省伺同件」同書同年 第264卷 同年11月内務省二、「姫路城内居住士族ヘ移転料支給方ノ件 陸軍省伺書合綴」同書明治14年第85卷 明治14年9月内務省第二、前掲「姫路市史」第14卷別冊姫路城 pp.150～154
- 89) 「各軍管管下兵營番号」『法令全書』明治十年 p.693
- 90) 「豊橋城内居住士族移転料需用伺」『公文錄』明治十一年 第35卷 明治十一年4月内務省伺
- 91) 名古屋市 1959 「名古屋城史」pp.279～280、石川寛 2012 「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究』第12号 pp.31～46
- 92) 橋本政次 1972 「姫路城史」下巻(名著出版) p.344
- 93) 宮城県教育委員会 1967 「仙台城」 p.23
- 94) 「武庫司ヲシテ佐倉城旧本丸払下二付貯蔵ノ大砲彈薬ヲ取片付シム」『法令全書』明治六年 p.1081
- 95) 「昭徳院殿御在坂日記」『改訂増補国史大系第51卷』続徳川実記第4篇 吉川弘文館 p.958、末松謙澄 1913 「防長回天史」第5編中 p.635
- 96) 会津若松市 1961 「会津若松史」第6巻 p.33
- 97) 吉田義昭 1951 「史蹟盛岡城」 盛岡市市民館 p.51
- 98) 松江市教育委員会 1986 「史跡松江城」 p.2
- 99) 德島城編集委員会 1994 「徳島城」 p.323
- 100) 「彦根市史」下冊 1964 p.141
- 101) 佐々木孝文 2008 「近代の鳥取城(1)」『鳥取城調査研究年報第1号』(鳥取市教育委員会) pp.21～24
- 102) 「高松市史」1933 p. 517
- 103) 「津市史」第3卷 1961 p.297
- 104) 「松本市史」下巻 1933 p.116
- 105) 岡山県教育委員会 1997 「史跡岡山城跡本丸中の段発掘調査報告」 p.9
- 106) 和歌山市役所 1939 「和歌山市要」 p.160
- 107) 編集子 1934 「天守閣の命請ひの願 付信飛新聞の事ども」『信濃』第6巻 第1号 p.25
- 108) 稲田信ほか 2016 「(史料紹介)『高城権八過去帳』に見る高城権八家の系譜」『松江市歴史叢書9』 pp.117～118
- 109) 前掲書101)
- 110) 「沢若松県権令旧若松城廃毀ノ儀建言」『公文錄』明治七年 第258卷 明治七年1月諸縣伺(二)
- 111) 「旧城廓陸軍省所轄ノ外ハ大蔵省管轄ニ付詳記取調届出シム」『法令全書』明治六年 p.828
- 112) 「大蔵省所轄旧城廓ノ建物木石共相当代値取調差出

- サシム」『法令全書』同年 p.863
- 113)「官舎払下規則第舍貸渡規則」『法令全書』明治5年 p.107
- 114)「官舎払下ヶ規則改正」『法令全書』明治6年 p.72
- 115)「内務省ヲ置ク」『法令全書』同年 p.573
- 116)福永義晴 1668「萩城の解体」萩市役所『萩乃百年—明治維新以後のあゆみー』pp.46～57
- 117)『津山市史』第6巻現代1－明治時代－1980 pp.29～33、津市教育委員会『津山城廢絶始末』『津山城資料編』2000 pp.256～258
- 118)前掲書116) pp.51～52、前掲書117)『津山市史』p.33、35
- 119)「桑名古城垣拵下ノ儀伺」『公文録』明治6年第142巻 明治6年10月大蔵省伺(二)
- 120)「中下太夫士以下ヲ置シ士族及卒ト称シ禄制を定ム」『法令全書』明治2年 p.491
- 121)「華士族在官ノ外農工商ノ職業ヲ許ス」『法令全書』明治4年 p.447
- 122)「華士族禄税規則」『法令全書』明治6年 p.664
- 123)「華士族卒家禄賞典銀百石未満ノ者ニ限り奉還ヲ許ス」『法令全書』明治6年 p.685
- 124)「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」『法令全書』明治6年 p.686
- 125)「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則第一条第二条改定」『法令全書』明治7年 p.162
- 126)前掲書117)『津山市史』第6巻 pp.42～45
- 127)「新川県府富山へ移転致シ度伺」『公文録』明治6年 第137巻 明治6年8月大蔵省伺
- 128)山田武蔵 1974「群馬県の歴史」県史シリーズ10 山川出版社 pp.192～193
- 129)「群馬県庁飯田設置届」『公文録』明治9年 第135巻 明治9年9月内務省伺一、「群馬県位置改定ノ件」同明治14年 第42巻 明治14年2月内務省 第二「群馬県令舎買上ノ件」同明治14年 第61巻 明治14年5月内務省第二
- 130)「司法省職制並事務章程」(司法職務定制)『法令全書』明治5年 p.465
- 131)「土浦市史」1975 p.694
- 132)「太政官日誌」明治6年 第118号
- 133)前掲書131)「土浦市史」p.698
- 134)司法省編纂 1939「司法沿革誌」p.127、前掲書131)「土浦市史」p.695
- 135)「筑摩県々序焼失届」『公文録』明治9年 第124巻 明治9年6月内務省伺二
- 136)「筑摩県外十五県合設管轄替」『法令全書』明治9年 p.151
- 137)「府県裁判所ヲ改メ地方裁判所ヲ置キ分轄ヲ定ム」『法令全書』明治9年 p.154
- 138)「松本裁判所敷地請取度伺」『公文録』明治10年第107巻 明治10年7月司法省伺
- 139)松本市教育委員会 1985「松本城二の丸御殿跡—発掘調査・史跡公園整備—」p.5
- 140)「備後三原城提督府ニ的当ニ付御手下無之様致申立」『公文録』明治6年 第39巻 明治6年1月～3月海軍省伺
- 141)「備後三原城提督府用地ニ御渡伺」『公文録』明治6年 第43巻 明治6年8月海軍省伺
- 142)財団法人広島県埋蔵文化財調査センター 1997「三原城跡」(広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第156集 p.4)
- 143)前掲書141)「備後三原城提督府用地ニ御渡伺」、「太政官日誌」明治6年 第121号
- 144)「鎮守府設置ノ儀上請」『公文録』明治9年 第41巻 明治9年7月～9月海軍省伺
- 145)「西海鎮守府板設届」『公文録』明治11年 第94巻 明治11年1月～3月海軍省伺
- 146)「海軍卿備後三原へ出張ノ件」『公文録』明治12年第107巻 明治12年2月～3月海軍省
- 147)新聞集成明治編年史編纂会 1936「新聞集成明治編年史」第4巻 p.23
- 148)「海軍条例」『法令全書』明治19年上巻 p.149
- 149)「第二海軍区及第三海軍区鎮守府位置指定」『法令全書』明治19年上巻 p.187
- 150)青木允延編纂 沢井常四郎増補 1912「増補三原志稿」p.34
- 151)「大学ヲ置シ文部省ヲ置ク」『法令全書』明治4年 p.287
- 152)前掲書58)「維新史」第5巻 p.805
- 153)「学制」『法令全書』明治5年 p.146
- 154)「神官僧侶社寺内ニ中小学校開設ヲ許ス」『法令全書』明治6年 p.1458
- 155)「官立学校設立伺文例」『法令全書』明治6年 p.1440
- 156)「中小学校地所無代下付ニ付地所ヲ選択開申セシム」『法令全書』明治7年 p.356
- 157)「平田町史」下巻 1964 pp.984～988
- 158)伊藤信「今尾城趾」(岐阜県史蹟名勝天然紀念物調査報告書)第四回 pp.81～86
- 159)「改訂天理市史」上巻 1976 p.540、秋水正孝 1940「柳本郷史論」柳本郷産業組合 pp.251～253
- 160)「日出小学校沿革史」(同校概況所収)、北野隆 1988「日出城隅櫓(鬼門櫓)」(日出町教育委員会提供)
- 161)「山形県立松山里仁館高等学校沿革」(同校概況所収)
- 162)「府県公園地御定ノ儀伺」『公文録』明治6年 第109巻 明治6年1月大蔵省伺(二)、「人民輶轄ノ地ニ公園ヲ設ルヲ以テ地所ヲ撰取稟候セシム」『法令全書』明治6年 p.13
- 163)武市佐郎 1932「高知公園史(続)」「土佐史談」37号 pp.61～111

- 164)『犬山城総合調査報告書』犬山市教育委員会
2017 pp.25 ~ 26
- 165)「東京日日新聞記事」前掲書147)「新聞集成明治編年史」第4巻 pp.430 ~ 431、pp.434 ~ 435
- 166)「旧城郭中保存処分ノ件」「公文録」明治14年 第100巻 明治14年12月内務省第一
- 167)「明石城史編さん実行委員会 2000『講座明石城史』明石市教育委員会 p.596
- 168)「官社以下定額及神官職員規則ヲ定メ神官從来ノ叙爵ヲ止メ地方官質属支配ト為シ士民ノ内へ適宜編籍セシム」「法令全書」明治4年 p.187
- 169)東京市役所編纂 1916「東京市史稿皇城篇」第4 pp.166 ~ 186
- 170)熊本市役所 1932「熊本市史」pp.642 ~ 643、白井永二・土岐昌訓 1979「神社事典」東京堂出版 pp.97 ~ 98
- 171)前掲書91)「名古屋城史」pp.220 ~ 226
- 172)森栄松 1970「金沢城」北国出版社 p.84
- 173)「秋田県下存城内神社移転費ノ件」「公文録」明治14年 第51巻 明治14年3月内務省第五
- 174)「八代宮社地ノ件」「公文録」同年 第56巻 同年4月内務省第三
- 175)前掲書170)「神社事典」p.217
- 176)鳥羽正雄1940「日本の城」創元選書 創元社 pp.152 ~ 154
- 177)前掲書170)「神社事典」p.340
- 178)同書 pp.65 ~ 66
- 179)「癸丑以来唱義精忠団事ニ斂ル、者ノ靈魂ヲ慰シ東山二祠宇ヲ設ケテ之ヲ合祀セシム」「法令全書」明治元年 p.159
- 180)前掲書170)「神社事典」pp.140 ~ 141
- 181)前掲書176) pp.154 ~ 155
- 182)黒龍会本部編 1908「西南記伝」上巻二 p.431
- 183)熊本城史編纂委員会 1925「熊本城史梗概」p.49
- 184)黒龍会本部編 1909「西南記伝」中巻二 pp.695 ~ 696
- 185)「城塞火薬庫等ノ周囲團線区域等ノ儀ニ付何」「公文録」明治9年 第34巻・明治9年9月陸軍省同
- 186)「火薬庫團線規則」「法令全書」明治9年 p.157
- 187)前掲書30)
- 188)「伊予松山城三ノ郭地受領何」「公文録」明治10年第82巻・明治10年4月陸軍省同
- 189)「愛媛県下松山旧城二ノ丸地需用何」「公文録」明治10年 第87巻・同年11月~12月「伊予松山城三ノ郭地受領何」
- 190)「伊予国松山旧城郭内官有地病室増地トシ需用ノ件」「公文録」明治12年 第97巻・明治12年1月陸軍省
- 191)前掲「福島城ヲ廢シ白川城ヲ存シ当省へ御渡相度儀ニ付何」「公文録」明治11年 第73巻 陸軍省
- 192)「仙台鎮台管下大島城跡兵營建築ノ見込ヲ開申セシム」「法令全書」明治6年 p.1245
- 193)「福島城ヲ廢シ旧白川城ヲ更ニ存城ト定ム」「法令全書」明治11年 p.501
- 194)「鎮台条例」「法令全書」明治12年 p.260
- 195)「白河市史」第3巻 2007 pp.171 ~ 172、同第8巻 1996 pp.97 ~ 99
- 196)「琉球藩ヲ廢シ沖縄県ヲ置ク」「法令全書」明治12年 p.46
- 197)「琉球藩处分着手ノ儀再上申」「公文録」明治8年第106巻 明治8年3月内務省同五
- 198)「琉球藩内ニ熊本鎮台分遣隊ヲ置ク」、「琉球藩内ニ熊本鎮台分遣隊ヲ被置実地検査ノ上着手セシム」「法令全書」明治8年 p.856
- 199)琉球藩内兵營建築経費金御渡ノ儀伺」「公文録」明治9年 第30巻 明治9年2月陸軍省同(二)、「琉球藩内へ兵營等設備ノ地所引渡ノ儀伺」同明治9年 第31巻 明治9年3月~4月陸軍省同
- 200)「琉球藩へ熊本鎮台歩兵一分隊派遣届」同明治9年 第32巻 明治9年5月~6月陸軍省同
- 201)「法規分類大全」第一編兵制門三 p.280
- 202)「沖縄県下琉球首里城内地所受領ノ件」「公文録」明治15年 第104巻 明治15年3月~4月陸軍省
- 203)原剛 1992「明治初期の沖縄の兵備—琉球处分に伴う陸軍分遣隊の派遣—」政治経済史学317 pp.1 ~ 11
- 204)笠森儀助「南鷹探檢」1 東洋文庫 p.30
- 205)「茨城県序敷地ノ件」「公文録」明治14年 第50巻 明治14年3月内務省第四
- 206)「茨城県陸軍用地ト原野地交換ノ件」同 明治14年第86巻 明治14年9月内務省第三
- 207)「茨城県序移転ノ件」「公文録」明治15年 第193巻 府県
- 208)「京都府知事北垣国道二条城ヲ以テ離宮ニ定メシ度ノ議」「公文別録」上書建言録 明治11年~18年第2巻
- 209)「法令全書」明治18年 p.1511
- 210)澤島英太郎 吉永義信 1942「二条城」建築新書 相模書房 p.60
- 211)松下芳男 1963「明治の軍隊」日本歴史新書 至文堂 pp.77 ~ 85
- 212)高橋邦太郎 1968「お雇い外国人⑥・軍事」鹿島研究所出版部 pp.210 ~ 230
- 213)前掲書211)「明治の軍隊」p.85
- 214)「師団司令部条例」「法令全書」明治21年 p.78
- 215)「旅团司令部条例」「法令全書」明治21年 p.80
- 216)「陸軍団隊配備ノ件」「法令全書」明治21年 p.85
- 217)「衛戍条例」「法令全書」明治21年 p.83
- 218)「近衛司令部条例改正」「法令全書」明治24年 p.398

何 (一)

- 219) 前掲書57)『陸軍省沿革史』p.262、「臨時要塞建築部官制」「法令全書」明治19年上巻 p.336
- 220) 「羽前国山形城内所轄地返付ノ件」「公文録」明治15年 第103巻 明治15年1月～3月陸軍省
- 221) 「広島城用地ノ内土族へ貸渡ノ分返付ノ件」同上
- 222) 前掲書195)『白河市史』第8巻 pp.102～103、『白河市史』第3巻 p.172
- 223) 「全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物ヲ充却シ練兵場及射の場増地」『公文類聚』第13編 明治22年 第30巻兵制四
- 224) 明治22年6月8日「朝野新聞」記事（前掲『新聞集成明治編年史』第7巻 p.280）
- 225) 前掲書223)
- 226) 野中勝利 2014「1980年の『存城』の払下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」『都市計画論文集』日本都市計画学会 pp.1053～1058
- 227) 前掲書195)『白河市史』第3巻 p.172
- 228) 「不用城郭中元藩主ニ於テ払受ヲ志願シ及散在地ノ内官序ニ於テ払下ヲ企望スルトキハ公売」『公文類聚』第14編 明治23年 第23巻兵制五
- 229) 前掲書33) p.367
- 230) 前掲書91) 石川寛「名古屋離宮の誕生」
- 231) 柄植清「駿府城後日物語」「静岡市史余録」1932 pp.409～416、山形市教育委員会 1996「山形城跡本丸堀発掘調査概報」p.4
- 232) 上越市文化財調査委員会 1972「高田城」上越文化財調査報告書第13集 p.82
- 233) 「要塞司令部条例」「法令全書」明治28年 p.114
- 234) 「要塞地帶法」「法令全書」明治32年 p.342
- 235) 文化財保護委員会 1960「文化財保護の歩み」pp.76～77
- 236) 上田三平 1940「日本史蹟の研究」第一公論社附録 pp.3～34

城郭保存運動の原点

—明治前期における政府関係者の城郭保存活動とその背景—

森山 英一（城郭研究家）

1.はじめに

明治初年に財政難に悩む多くの藩が経費削減の一環として政府に願い出て城郭建築物を取り壊した際に、藩士や庶民にこれを借しむことが多かった。例えば、明治3年（1870）4月、膳所藩が膳所城の廃撤を願い出て許され¹⁾、膳所の商人が城の建物を500両で入札して取り壊しに着手しようとしたとき、城の表門に「万一に要害の城を取り壊したならば、下手人の家を焼き捨てる」という張り紙をした者があった。恐怖心に駆られた商人は入札の取り消しを願い出たが、藩庁は許さず、落札金額を半額の250両に減額して取り壊しを実行させたという²⁾。

また、同年7月3日、大垣藩が大垣城の外郭七口の門と街道筋の東西両総門の取り壊しを願い出て許され、同年8月17日から城門の取り壊しに着手したとき、藩士を始めとして市在の者に至るまで一人として歎傷せざる者はなかったと言われ、「この門は亮りもんかへと尋ねれば、惜しい門じゅと皆が答へる。」という落首が張られたという³⁾。

しかしながら、当時は積極的に城郭建築物の保存を主張する者はいなかった。藩士や領民には、城主である殿様が城の建物を取り壊すことに異存をとねることは出来なかつたのである。

城郭建築物の保存活動が行われたのは、廢藩置県ののちに城郭の存廢が決定され、不要とされた城郭建築物が取り壊されようとしたときのことであった。特に、市川量造による松本城天守の保存活動、勝部元右衛門・高城権八による松江城天守の保存活

動、やや後のことであるが旧明石藩士族団による明石城櫓の保存活動は高く評価されるべき義挙であった。これらの人々の活動は郷土愛から行われ、陸軍の担当官や所轄の県の吏員、明石城の場合は主管官である内務省も動かして保存に成功したものであったが、他方、当時の政府部内にあって、現在の文化財保護行政の先駆となった人々が城郭建築物の価値を認めて記録保存を行い、また城郭建築の保存を主張してその保存を実現した事実にも着目する必要がある。これらの人々の経歴は様々であるが、東寺公人の家に生まれた故実証考家の鶴川式胤と幕末に薩摩藩から派遣され英國に留学した町田久成が協力して保存に努めていることは注目される。そこで、これらの人々の軌跡を辿って城郭保存運動の原点を考えてみたい。

なお、別稿「存城と廃城」で触れている事項については、一部詳細な注記を省略した。

2. 薩摩藩英国留学生とロンドン塔

慶応元年5月28日（西暦1865年6月21日）、19人の薩摩藩士（ほかに通訳1名）がロンドンに到着した。彼らは薩摩藩が派遣した17人の留学生と視察随員の五代友厚（才助・括弧内は当時の名、以下同じ）、寺島宗則（松木弘安）両名であった。この留学は五代が藩に建議し、当時、諸藩の留学生派遣に協力していた長崎のイギリス商人トーマス・グラバーに働きかけて実現したものであった。留学生のうち新納久脩（刑部）、町田久成（民部）は、島津家の門族で、一所持と呼ばれる知行を有する上級藩士で、留学前

は大目付であり、留学生を監督する立場にあった。特に、町田久成は、前藩主島津齊彬に仕え、藩命により江戸の昌平舎に遊学し、帰藩後は藩の洋学教育機関である開成所の創設に当たった進取の気人に富む人物であった。他の留学生は森有礼（金之丞）をはじめ、多くが開成所の生徒から選抜された英才で、身分も様々であった。彼らについては、いずれも留学で学ぶべき専攻予定科目を定められ、また当時は海外渡航が認められていない密航であったことから藩主から変名が与えられたが、松村淳蔵（本名市来勘十郎）や長沢賙（本名磯長彦輔）のようにこれを名譽として終生その名前を使い続けた者もいた。

留学生らは、年少の長沢賙がスコットランドのアバディーンに赴いてグラマースクールに入学したばかりは、いずれもロンドン大学ユニヴァーサティ・カレッジに聽講生として入学することが決まり、大学が夏期休学中であったので、8月の開学までアパートで共同生活を送りながら、基礎語学の学習に励んでいた。

そんな折り、彼らを訪ねてきた同国人がいた。文久三年（1863）9月からロンドンに滞在し、留学生らが入学を予定しているロンドン大学ユニヴァーサティ・カレッジで学んでいた長州藩の留学生山尾庸三、井上勝（野村弥吉）、遠藤謹助の三人である。彼らは当初五人であったが、伊藤博文（俊介）、井上馨（聞多）の両人は、元治元年（1864）英仏米蘭の四国連合艦隊が下関を攻撃することを聞き、藩を説得して抗戦を断念させるため帰国していた。留学生たちは異国で思いもかけず同胞に巡り会って大いに喜び、長州藩の留学生らと交友を深めた⁴⁾。特にリーダ格である山尾に親近感を懷いて、お互いに宿舎を行き来し深夜まで歓談していたことが、留学生の畠山義成（丈之助）の日記⁵⁾によって知られる。畠山は、留学前は藩の当番頭で一所持格の上士であった。

6月3日（西暦7月25日）畠山は、山尾に誘われて、ユニヴァーサティ・カレッジで落ち合い、4、5人の同輩と共に初めてロンドン市内を見物した。

目的は造船所の見学であったが、山尾がまず案内したのはロンドン塔Tower of Londonであった。畠山は、日記にその状況を以下のように記している。

昨日山尾氏ニ約束いたし候、今日は「コレヂニ四五輩同列ニテ差越候処、山尾氏未タ出席無之故暫時ケミスト所ニ侍居候処、十二時過ニ山尾（氏）出席被致、無程同道ニテ武器藏「リアウス」と云所江同道ニテ差越候処、兵卒も段々相見得、早速案内者出来り委敷案内ニテ、全体当所ハ古来之王城ニテ最早八百年計以前ニ取立ノ由ニテ余程古く相見、当分武具格護所ニテ兵卒屯場ニ相成、始終調練も致候由ニテ即チ今日も折角いたし居候、剣銃格護ニ相成、數六万五千挺、其外馬乗人形、鎧武者、或ハ剣杯數ス知レス、「支那」ホルトカル「トルコ杯ト戦争之嗣分捕ニ相成候大砲等も段々有之候、僕又「帝王ノ冠り深ク格護ニ相成、金細工之器物も段々有之、諸所委敷見物いたし候

（文中句読点は筆者）

畠山は、見物した場所をリアウスと呼んでいるが、日記の記述からロンドン塔であったことは明らかである。ロンドン塔は、ノルマン朝を開いたウィリアム1世が1066年にイングランド征服したのち統治のため各地に築いた城の一つで、テムズ川の北岸、シティの東に続くタワーヒルの台地に位置していた。城であるのに塔と呼ばれるのは、ウィリアム1世が1080年ごろ、ロチェスター司教ガンドルフに命じて当初の土壘と木造の塔からなる城を建て替え、新たにドンジョンdonjon（主塔）として築かせたホワイト・タワー White Towerに由來する。ホワイト・タワーは、白石灰で塗られていたことからその名が起つたが、石造りで高さ約27m、幅約37m×約27mの広さがあり、当時の西欧世界のドンジョン（イギリスではグレイトタワー great towerまたはキープkeepと呼ばれる）としては最大級の規模を持ち、4隅に小塔を備え、周囲を圧倒する景観を有していたことから住民が畏敬を込めてタワーと呼んだので

ある。ホワイト・タワーの内部は3階（後に増築されて4階）からなり、上層部は王宮として使用された。ロンドン塔は、当初はホワイト・タワーとその前方の内郭のみであったが、12世紀末以降プランタジネット朝のリチャード1世、ヘンリー3世、エドワード1世の諸王によって周間に中郭や外郭が増築され、1300年ころ現在の姿になった⁶⁾。

ロンドン塔は、長くイングランド王の主たる居所であったが、16世紀のチューダー朝以降、王は城外の宮殿に住むようになった。また、城壁の諸塔は国事犯の牢獄に用いられたので、ロンドン塔は陰惨な歴史や悲劇の舞台として知られている。一方、ヘンリー3世（在位1216–1272）以来城内には王冠や王が戴冠式に用いる宝器の保管場所が設けられた。城は王が任命した城代Constableが支配し、チューダー朝のとき創設された衛士Yeomen Wardersが警備に当たった。衛士はビーフィーターBeefeater（牛肉食らい）と愛称され、ハンスホルバインの意匠になるとされる獨特の制服で知られる⁷⁾。

また、13世紀中ころから城内に王が収集し、または寄贈を受けた珍獣を飼う動物園が設けられ、市民にも見物を許したが、動物園は18世紀に城外に移転した。代わって18世紀中頃からロンドン塔は公開され、ロンドンを訪れる者が必ず見物する観光名所となった。同世紀末の見学者は年間10,000人に達したと言われる。城内に保管されている王室の武具や武器、宝物の見学も許され、衛士が見学者のガイドを務めた⁸⁾。薩摩藩の留学生を案内したのもビーフィーターだったのである。畠山義成はロンドン塔を「リアウス」と呼んでいるが、ロンドン塔は1841年（天保12年）の大火で兵器庫が置かれていた大倉庫が焼失し、跡地には石造の兵舎が新築されたので、兵器庫は城内の別の場所に移転した⁹⁾。英語の習得が未だ十分でなかった畠山は「リハウス」の説明を場所の名称と誤解したのであろう。

このとき畠山と同行した留学生が誰であったかは明らかではない。しかし、ほかの留学生たちも相次いでロンドン塔を見学したと思われる。翌慶応2

年（1866）9月、薩摩藩の第二次留学生仁礼景範（平助）ら5名が米国に向かう途中、ロンドンに約1週間滞在したが、原田や森有礼らは手分けでロンドン塔や郊外のウィンザー城Windsor castleを含む市内外の名所を案内している¹⁰⁾。畠山が藩から与えられた専攻予定科目は陸軍・築城であったが、彼はロンドン塔について「余程古く相見」とのみ記し、その築城技術に关心を示していない。火砲の発達によって城塞としての機能を失っていたことが明白だったからであろう。しかし、留学生たちは、イギリスが既に軍事的には無用なものとなった城郭を貴重な史跡として保存し、武器や宝物を展示して名所にしていることを学んだのである。留学生のひとり森有礼は、明治13年（1880）駐英公使としてロンドンに赴任していたとき、知人の米国人ウイリアム・ホイットニー一家が日本から一時帰国のために立ち寄ったので、自ら案内してロンドン塔を見物させている¹¹⁾。

留学生や隨員のうち、五代、寺島、新納らは貿易商社の設立や1867年に予定されていたパリ万国博覧会参加の予備折衝などを兼ねて英国内やヨーロッパ諸国の視察旅行を行い、五代と新納の両名は、通訳と共に同年12月に帰国した。残った寺島は、英国政府に働きかけて、幕府から政権を移譲させる内政改革へ協力を求めるなどの外交工作を行い、翌慶応2年（1866）3月に帰国した。留学生らも留學費の負担に耐えかねて帰国する者が多く、また2名はフランスへ留学したので、同年夏にロンドンで留学していた者は町田久成以下、畠山、森など6名に減少していた。監督者の町田久成も同3年（1867）2月から開催されたパリ万国博覧会の開会式に薩摩藩の使節と共に参加したあと、同年5月に帰国したので、残された留学生5名は、パリ万国博覧会見物のついでに英國に立ち寄ったアメリカの宗教家トマス・レイ・ハリスに傾倒し、アバディーンから戻った長沢と共に同年7月にロンドンを発って米国へ赴き、ニューヨーク州のプロクトンにあるハリスのコロニーに入植したが、翌年、王政復古の報を聞くと長

沢一人を残して相次いで帰国した¹²⁾。

3. 鎌川式胤による旧江戸城の写真撮影

明治維新後、徳川将軍家の居城であった江戸城は東京城と改称され、西の丸は皇居と定められて皇城と呼ばれた¹³⁾。皇居となった西の丸はそれなりに維持補修が行われたが、そのほかの本城の櫓や門、特に見附と呼ばれた外郭諸門は維持補修が行き届かず、次第に朽廃が目立つようになり、明治3年(1870)になると一部の外郭門の渡櫓が取り払われるに至った¹⁴⁾。

このような状況を憂いた太政官少史鎌川式胤は、旧江戸城の写真を撮影し、その姿を記録に留めようとした。鎌川式胤は、京都東寺の公人筆頭の家に生まれた。若くして和漢の典籍を涉獵して博覧精究するとともに遠近の名宝を巡査考証し、故実考証家として知られた。明治2年(1869)6月、政府の命で上京し、太政官の制度調査御用掛を命ぜられ、権少史、次いで少史に任せられた。同年8月、制度調査御用掛は制度局に改変され、兵制、法令、皇室制度、冠婚葬祭など各種制度の調査を行ったが、特に民法会議を設けて民法の制定準備に当たったことは知られている¹⁵⁾。

鎌川式胤は、制度の調査に当たる傍ら、旧江戸城が日々荒廃していくのを惜しみ、明治4年(1871)2月23日、太政官に次のように写真撮影を願い出た。

天下ノ勢昔時ト相反シ城櫓壘溝ハ攻守ノ利害ニ問セサル者ノ如ク相成、追々破壊御修理モ無益ニ属シ候様之有、因テ破壊ニ不相至内写真ニテ其景況ヲ留置度奉願候、是ハ後世ニ至リ亦博覧ノ一種ニモ相成、制度ノ変革、時勢ノ流移モ隨テ可被認儀ニ付、御許容被 下度、此段奉伺候

壬巳

少史 鎌川式胤

二月

弁官

御中

伺之通

(文中句読点は筆者)¹⁶⁾

この願い出は、同月27日、太政官の認めとところとなったので、鎌川式胤は、同年3月、写真師横山松三郎に旧江戸城の写真撮影を行わせ、併せて城内の測量を行い実測図を作成した。撮影した写真は数百枚に上ったと言われる。鎌川家の言い伝えでは式胤も自ら撮影を行ったという。「明治四年 鎌川式胤求之」と刻まれた暗箱写真機が鎌川家に残されているから事実であろう。また、撮影には写真師の内田九一も同行したという¹⁷⁾。

鎌川式胤は、撮影した写真の中から64枚を選んで鶴卵紙に焼き付け、油絵師高橋由一に彩色させて写真帳に貼付し、それぞれ名称などを付記した。この写真帳は、現在「旧江戸城写真帳」として東京国立博物館に所蔵され、重要文化財に指定されている。また、明治11年(1878)4月、撮影した写真の中から73枚を選び、それぞれ解説を付し、また城内の建物などの所在を明示した「東京城図」、外郭の門、橋などを図示した「同外郭図」の測量図2枚を付して『觀古圖說城郭之部一』として刊行した。同書は写真のほか、冒頭に城、天守、櫓、多門、門垣などの由来、内容について解説を付しており、明治維新後、最初に刊行された城郭の解説書でもあった。鎌川式胤は、江戸城以外の城郭についても写真撮影を行い、続編を刊行する意図があったことは「城郭之部一」の表題から察せられるが、彼の早逝によって実現を見なかつた。

4. 壬申検査と名古屋城保存の建議

一方、薩摩藩の留学生であった町田久成は、明治元年2月、明治新政府に出仕して長崎府判事、外国官判事となり、同年7月に外務省が設置されると外務大丞に任せられた。彼の外国留学の経験を期待したものであったが、町田の関心は外交ではなく、海外見聞から得た文化財の保護と研究の重要性を認識し、維新後の急速な洋風化と廃仏棄却によって衰退した社寺などから宝物類が外国人の手に渡って国外

に流出するのを防止するため、貴重な宝物類を調査・収集し、また国民の知識関心を高める方策として、これを研究分類して展示する集古館の建設を建議している。そのため、同3年7月、大学大丞に転じた。翌4年5月23日、太政官は、大学の建議に基づき、太政官布告¹⁸⁾により「古器・旧物ノ類ハ古今時勢ノ変遷、制度、風俗ノ沿革ヲ考証シ候為其裨益不少候処、自然瓶旧競新候流弊ニヨリ、追々遺失毀壊ニ及日ヒ候テハ實ニ可悲惜事ニ候条、地方ニ於テ歴世藏貯候古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事」として各地方で歴世藏貯している古器・旧物の保全と、その品名や所蔵者を報告するように命じた。この大学伺には、「集古館ヲ建設致候一大要件ハ既ニ外務省等ヨリ及献言候旨ニ付」と記されており、外務省の建言を前提として集古館の建設を提案し、実現できないときは宝器や旧物の保護を府県に布達することを求めていることから、町田久成の提唱に基づくものであったことが明らかである。彼は同年7月、大学が廃止されて文部省が新設されると文部大丞に任せられた¹⁹⁾。

ほぼ時期を同じくして、同年5月14日から7日間、九段坂上にある大学南校物産局において物産会が開催された。この物産会は、もともと大学南校が博覧会として企画したが、規模と会期が縮小されて実施されたものであった。出品者の多くは大学南校の関係者で、町田久成や後述する内田正雄などの海外留学経験者が出品したが、前述した蜷川式胤も12件の出品をしており、11件が古物之部、1件が鉱物之部に属する物であった。このころから蜷川は、町田と協力して博覧会の開催やその跡地に博物館を建設することを計画し、芝や上野などを候補地に選んで二人で視察を行い、また旧湯島聖堂の大成殿を博物館とするべく文部省首脳に働き掛けていたことが彼の手記『奈良の筋道』で知られる。

蜷川式胤は、同年7月、太政官の制度改革により制度局が廃止されたので退官し、いったん京都へ帰ったが、同年10月、外務大録に任せられて上京し、同年12月27日、文部省博物局兼勤を命ぜられた。博

物局は大学南校物産局の後身である。彼が町田久成と企画していた博覧会は、翌5年3月から4月にかけて湯島聖堂内大成殿を展覧場として開催された²⁰⁾。

一方、政府は、1873年（明治6年）にオーストリアのウィーンで開催される万国博覧会に参加、出品することを決め、明治4年（1871）12月14日、參議大隈重信、外務大輔寺島宗則、大蔵大輔井上馨を奥地利国博覧会御用掛に任じ²¹⁾、のち工部大丞佐野常民を加え、翌5年2月、正院に事務局を設けた。政府は、財政基盤が確立していなかった時代に関わらず60万円にのぼる多額の費用を投じて巨額な出品をしたが、日本の文化や製品を対外に宣伝したことにも止まらず、派遣された伝習職工がもたらした軽工業生産技術は我が国の産業発展に多大な貢献をする成果を挙げた²²⁾。

文部省においても、その出品物を選定する調査を行うことになったが、これに併せてかねて文部省が出願していた正倉院の開封・検査を行うことが認められたので、東海・近畿地方を対象として調査を実施することになった。

調査に当たる担当者には、文部大丞町田久成、文部省六等出仕内田正雄、同八等出仕蜷川式胤が選ばれたが、正倉院の調査と勅封開誠に当たるため、宮内少丞世古伸世、宮内権中録岸光景にも出張を命じた²³⁾。調査官員の一人に選ばれた内田正雄は、旧幕臣で文久2年（1862）榎本武揚、西周、津田真道らとオランダに留学し、慶応3年（1867）、幕府が同國に発注した軍艦開陽丸に便乗して榎本武揚と共に帰国した。海軍の幹部になることを期待されていたが、軍事より自然科学を好んで幕府の開成所に出仕し、維新後は同所の後身である大学南校に勤務して大学少丞、大学中博士を歴任し、引き続き文部省に勤務した。著書の『輿地誌略』（大学南校初刊 明治3年（1870））は、彼が留学中収集した世界の写真を模写して挿絵とし、各府県で地理の教科書に使われ、『西洋事情』、『西國立志伝』と並んで多くの読者を集めた²⁴⁾。また世古伸世は、恪太郎の名で知

られる伊勢松坂出身の勤王家で、水戸藩密勅降下事件に関与して安政の大獄で捕らえられた。維新後は徵士・行政官権弁事・太政官少弁などを経て同4年宮内少丞(のち権大丞)に任せられ、古社寺の輪旨・古文書・宝物の保存に努めた²⁵⁾。

政府は、文部省の何に基づき、明治5年(1872)5月19日、太政官布告第158号²⁶⁾をもって、京都、大阪、神奈川、静岡、愛知、度会、堺、足柄、滋賀、和歌山、奈良の11府県に「申末五月古器物保全可致旨及布告置候処、今般文部省官員被差遣社寺古来相伝器物等取調候条、不都合無之様可取計候事」と命じた。文部省伺に添付された「巡行ノ者出張心得方」によると、社寺相伝の古器物等の目録等を取り調べて散失しないよう取り計らうこと、必要に応じて管轄県庁へ交渉して立ち合いの上で封印すること、東大寺宝物(正倉院)については検査した古器物等を数日間衆人の放視に供するなど臨機取り計らうことなどのほか、京都、大阪両府へは容易に可能であれば博物館を開設させ、困難であれば将来開設できるよう基礎固めをするよう交渉すること、奈良については旧地で伝來の古器も多いので古物館を設けることなどを定めており、古器物の検査保全に加えて博物館開設の調査を兼ねていたことが判明する。

検査には、江戸城の写真撮影に当たった写真師横山松三郎、写真に彩色を施した油絵師高橋由一も同行した。鰐川は、横山について「巡回の先々ニ而古器物及古き建物を写真ニ取らせて、博物館の沿革ニ備へ度、町田・鰐川見込みニ決シ」(奈良之筋道)と記しており、古器・旧物調査に加えて古建築物の調査も予定していたことが知られる。鰐川は、横山について、町田・鰐川両名が私費で旅費等を負担する予定だったが、「此写真漢國へも廻し候ハ宜敷ニ付、漢國博覧会事務局より右巡回ノ先々ニ而写真致し候様ニ隨行被仰付、入費金及路費迄此局より出る事ニ相成り申候」(前同)と記しており、高橋由一についても、博覧会へ油絵を差し出すため、巡回の先々で下図を取るよう同事務局から随行を命じ、路費・画具料も支給したと記している。政府が費用

を惜しまず博覧会の準備に努めていたことが窺われる²⁷⁾。

干支に因んで壬申検査と呼ばれるこの検査は、近代の我が国が行った最初の総合的な文化財調査であり、東海・近畿地方の社寺の宝物調査と正倉院の開封検査を行った。一行は5月27日、東京を出発し、町田久成、内田正雄らは10月1日に帰京したが、鰐川式胤はその後も検査を続けて11月27日に帰京しており、6ヶ月に及ぶ長期に亘る調査となった。当時の旅行は江戸時代と殆ど変わらず、官吏は旧本陣に宿泊し、検査に当たる官員や写真師の横山はそれぞれ下男・従者や門人を随行させていたほか、馬車、人力車、駕籠などを用意していたことが『奈良之筋道』の記述から知られる。

検査官の一行は、最初に熱田神宮の宝物検査を予定していた。熱田神宮は、御神体である草薙神剣が三種の神器の一つであり、伊勢神宮と並んで尊崇され、明治政府も神宮号を下賜し、官幣大社の社格を与えていた。検査官らは熱田神宮について、御神体の神剣を含めた宝物等の検査を行うことを予定し、検査に立ち会う大宮司が任命されていなかったことから、代々大宮司を世襲する千秋家の当主千秋季福が在京していたので、大宮司の任命を受けた上で検査に立ち会わせる手筈を整えていた²⁸⁾。千秋季福は、一行の出発後の同月27日、熱田神宮大宮司に任命された²⁹⁾。太政官正院も当初は神剣の検査に同意し、同月29日、神社を所管する教部省に「熱田神宮神劍神庫(宝物等可及検査候間、其節不都合無之様同社へ可被相達候也」と命じた。ところが翌30日、同省から「右熱田神剣ノ儀ハ三種神器ノニシテ古来天位ノ大信国家ノ大宝ナル事ハ今更申迄モ無之、素ヨリ天祖威靈ノ憑り玉フ処ニ候間、外古器宝物同様尋常輕易ニ検査相成候筋ニ無之」として、神剣の拝見は可能としても勅使派遣のうえ勅封等をすべきであるとの異議申立がなされた。正院は既に町田らに神剣検査を許可していたが、この異議を受けて変更し、同日「神剣ノ儀ハ不及検査」と町田らにも通達した旨教部省に通知している³⁰⁾。検査官らは、千秋季福

司が政府に働き掛けて神劍検査を阻止したと疑つた。鰐川式胤は、6月6日の検査の際「一統大宮司をせむる処、案の如くに存らる」³⁰⁾と記している。

検査官の一行は、このような事情を知らないまま6月4日、尾張の宮宿に到着した。ところが、到着の日に神劍検査の中止を指示する太政大臣三条実美名義の通達が届いた。検査官らは思わずことに大いに驚いたが、大宮司の帰着を待って交渉することになった。鰐川は「熱田神劍聞く事ハ見合候様、三条殿より一封来ル、大宮司東京より未だ帰らず、夫故ニ談す」³²⁾と記している。

翌6月5日、愛知県十三等出仕熊沢有義が宿に来て、大宮司がまだ到着しないことを告げたので、検査官一行は熱田神宮の検査に先立ち近傍の社寺などを検査することになり、熊沢の案内で名古屋城の西方にある大須の真福寺を訪れた。同寺の宝物や文書類は廃藩前に名古屋藩が調査し、廃藩後は県が庫に封印して保存させていたので、鰐川は横山に寺の写真を撮らせ、随行者に文書類の一部を筆写させた。

その後、一行は名古屋城の検査に向かった。今回の検査は前述したように社寺が対象で、城郭は予定していなかった。おそらく真福寺の検査が順調に終わり、時間の余裕が出来たので、ほど近い名古屋城を訪ねたのであろう。鰐川はその状況を次のように記している³³⁾。

此寺より名古屋城迄十五丁、城中宣敷建物ニ面、外廻り見にくし、天守見事ニ面、三階迄上る、是等も横山写真ニ取る、城中ハ十四等出仕土屋案内す、當時此城ニ鎮台兵入ル、且天守へも入ル由ニ付、一統より正院へ入れさる様建白ス、又元ノ宿へ帰る

(奈良之筋道 壱)

このとき横山松三郎が撮影した名古屋城天守の写真には、洋服姿の男性が2人写っている。鰐川式胤は写真に次のような説明を記している³⁴⁾。

○尾州名古屋城天守

清正建立、大ナレ共、形面白カラス、上の鯵ハ宮内省へ差出サル、天守ト云ハ、信長アヅチノ城ノ矢倉ノ上ニ天守仮ヲ祭リシヨリ、城ノ中央ノ矢倉ヲ只天守ト云伝フ

名古屋城は、鰐川が天守の写真に付記したように廃藩前の明治3年（1870）12月に名古屋藩から名物の天守屋上の金鯵の献上を願い出て、翌年7月に宮内省へ献上されたので、既に屋上から失われていたが、その壮大で華麗な姿は検査官らを驚嘆させるものがあった。当時名古屋城には東京鎮台第三分営が置かれ、六番大隊が駐屯し、天守は兵舎として使用されて荒廃が進んでいた³⁵⁾。また、金鯵献上を願い出した名古屋藩知事の何書³⁶⁾には併せて城内の建物の逐次取り壊しを行うことが記されており、二の丸の櫓・多門は既に取り壊されており³⁷⁾、本丸の天守や御殿も兵営建設のために取り壊わされることが危惧された。実際に分営長である大武心得の陸軍少佐乃木希典は、同年9月に天守は内務遂行上不都合で環境も悪いことから不用の櫓・多門・殿屋等を売却し、その代金で兵営を新築するよう願い出ている³⁸⁾。そのほか、案内に当たった愛知県の県吏から聞いたのであろう。近傍にある元尾張藩付家老成瀬氏の居城犬山城が陸軍省によって入札に付されて取り壊されることを聞いた。当時、地方の城郭は廃藩置県直後の明治4年（1871）8月20日の太政官達によって兵部省（のち陸軍省）の管轄に属し、建物などの処分は同省の裁量で行われていたのである。

宿に帰った検査官たちは、協議して政府に名古屋城保存に併せ城郭全般の保存についても意見具申をすることになった。彼らは文部省の官員であるが、正院の命で万国博覧会の御用掛として出品物調査のために出張していたから、提出先は博覧会御用掛の筆頭である参議大隈重信に宛て、名義は上席の町田久成、世古伸世の連名とすることになった。書状の日付は同月7日である。おそらく6、7両日にわたって行われた熱田神宮の検査を終えた日の夜、宿で書

かれたものであろう。書状は以下のように記されていた³⁸⁾。

拝啓仕候、陳者今般巡回ニ付名護屋城一覧ノ処、
実ニ感心ノ至ニ有之、此壯觀更ニ可比物無之様ニ
存候、天守ノ広大ハ恐ク世界ニモ不可耻物ト存候、
願クハ千載ノ後ニ至迄當時壮大ノ美觀存置申度事
ニ御座候、唯今ヨリ遺念仕居候、追々人氣変換ニ
ヨリ毀方申様立至リ候ハンモ難計、且当今ハ陸軍
省管轄ニテ鎮台分營ノ兵卒屯所ト相成、累日破ル
々斗ニ有之様ニシテ万惜ノ次第二候、御熟知之通
英國府内有之候「タワヲフロンドン」ト申古城跡
抔ハ今ニ存保致シ兵器不残羅列シ我皇國中古ノ甲
冑ヲモ陳列有之候事ニテ、是ハ兵器ノ「ミセーム」
ト相成、庶人ノ一見ヲ導ク者ハ古昔ノ服ヲ相用申
事ニ有之候、目今干城ノ実用ニ適不申候テモ上古
ノ保存シ有之候名護屋城抔ハ即此類ニ可有之、今
ヨリ御保護ニ相成候様御生産賜ハ國ノ宝トモ相成
可申哉ト存候、發遺憾ノ至情多々申立候、書面御
取捨可下候、猶委細ハ帰府ノ上相陳可仕候、情存
自然御考慮ノ上ハ将来保護ノ目的手順等相調可申
上候 以上

壬申六月七日

世古伸世

町田久成

大隈參議殿

(文中句読点は筆者)

文章の内容から執筆者が町田久成であったことは明らかである。この書面を書いていたとき町田の脳裏に去來したのは英国留学のときに見物したロンドン塔の中心に立つホワイト・タワーの威容と一昨日見た名古屋城天守の壯觀であったろう。威庄的でどこか陰鬱なホワイト・タワーに比べて壯麗で優美な名古屋城天守がより魅力的に思えたに違いない。歴史を重んじ、800年前に築かれたロンドン塔を史跡として大切に保存し、案内者にも古の装いをさせ、内部を博物館として活用している英國に比べて、近代化を急ぐあまり、城郭を無用の存在として徒らに破

壊しようとしている我が国の現状を比較して焦燥の念に駆られていたに違いない。なお、この書面には副信として

同国犬山城モ同様陸軍省ノ管轄ニ付、同省見込ヲ
以入札払ニテ売払取壊事ト相成候間、併入札代金
幾程ニモ相成不申事、夷世史籍ニ闕渉仕候有名ノ
城堀其保存置候方可然事ト勘考候、尤廢失城堡旧
塞等沢山ニ万有之候故、格別有名ニ無之分ハ取毀
候共、必有名ノ分ハ修理ヲ不加其保存候儀肝要
ノ事ト存候、就テハ此末城堀取毀候節ハ陸軍省ノ
管轄ニ候共、一先廟堂ノ御議ニ涉り候様仕度存候

(文中句読点は筆者)

として、城郭の取り壊しについて、陸軍省一存でなく太政官の許可を得ることを建議していた。

この意見は政府の容れるところとなり、同月14日、陸軍省に「府県城堀取毀ノ儀ハ自今何ヲ經可致处置事」³⁹⁾と達して陸軍省の裁量のみで城郭を取壊すことを禁じた。この通達は、当時の官報であった太政官日誌にも登載された。政府が一般にもこの事実を広く知らしめる意図があったことが窺われる。

なお、ウイーン万国博覧会には、名古屋城天守の金鏡のうち一尾が出品されている⁴⁰⁾。

5. 終わりに

壬申検査の検査官らによる名古屋城保存の建議は、城郭の保存活動の原点となる行為であった。名古屋城については、同年4月、壬申検査と時を同じくして、普仏戦争に勝利し、新興の大國として注目されていたドイツ帝国の公使マックス・フォン・ブランドが見学して、天守の壮麗さを嘆賞し、本丸御殿の障壁画の美しさを賞賛したことも幸いしたと思われる⁴¹⁾。陸軍省も名古屋城を特別の存在として本丸をほぼ完全な状態で維持した。

しかしながら、国家の手で積極的に城郭建築の保存がなされたのは、周知のように明治11年（1878）に行われた明治天皇の東海北陸巡幸の際、随行して

いた参議大隈重信が、たまたま彦根城が取り壊されているのを見てこれを惜しみ、天皇に進言した結果、陸軍省および滋賀県に保存の特志が下され、保存費用が下賜されて天守以下主要な建物が保存されたことが最初の事例である¹²⁾。大隈重信が彦根城の保存に努めたのは、彼の生家が佐賀藩の築城家であり、城郭に関心があったことに加えて、町田久成らの進言に賛同していたことが大きかったと思われる。

陸軍省も彦根城の保存に触発され、翌12年（1879）に名古屋・姫路両城保存の建議を行い、保存修繕費用の下付を得た。この建議については、太平洋戦争中に喧伝され、姫路城内に建議を行った当時の陸軍省第四局長代理中村重遠の顕彰碑が建立された。しかし、陸軍省の建議は大隈重信による彦根城保存の成果に追随して行われたものであり、保存に要する金額も太政官調査局の厳しい査定を受けて大幅に削減され、結局一時金の支給に止まった。姫路城の本格的な修理工事は明治43年（1910）によく行なわれている。これを過大に評価することは誤りである¹³⁾。

最後に明治22年（1889）に陸軍省が兵士の教育訓練に必要な演習場や射的場の建設や整備に当てる費用を得るため、軍隊が駐屯していない存城を公売しようとしたとき、文部大臣森有礼がこれに異を唱え、同年1月19日、城郭を文部省に移管し、教育施設として活用することが城郭の保存にとっても有益であるとして開闢請議をした¹⁴⁾。このことについては、別稿「存城と廢城」で詳述しているが、注目されるのは、森が「旧城地ハ本邦古今ノ軍事上及歴史上ニ於テ重要ノ関係ヲ有スルノミナラス帝国ノ觀光ニモ亦重要ノ関係ヲ有ス、決シテ報ラク之ヲ一個人ノ私有ニ帰セシムヘカラス」と述べていることである。今日、近世城郭の多くが地域の貴重な観光資源として活用されているが、筆者の知る限り、城郭と観光の関係に言及したのは、森有礼を嚆矢とする。彼がそのような言及をしたのは、英国留学以来、たびたび訪れたロンドン塔が観光名所として多くの人びとを集めている見聞によるところが大きかったのであ

ろう。しかし、森文相は、請議から僅か20日余り後の同年2月11日、憲法発布の当日、クリスマスである彼が伊勢神宮参拝の際に不敬を働いたという風説を信じた国粹主義者に襲われて重傷を負い、翌日死去した。森文相が提案した城郭の文部省移管の請議案は、城郭が陸軍省の管轄にあったことから実現の可能性に乏しかったと思われるが、彼が生存していたら城郭の保存についても別の展開があったかも知れない。惜しまれる死であった。しかしながら、彼の死後、文部省の請議案が却下されたのち、陸軍大臣大山巌は、公売の方法について、旧城主が祖先伝来の縁故により「天下之上旧景ヲ保存シ尚永世持続致度志願之向モ有之、具シテ旧城主ニ於テ之ヲ保持シ後世ニ伝ルアラバ仮令国防上不用ニ属セシモ歴史上沿革ヲ示スノ一端トモ」なるとして、旧城主ニ存城を払い下げることを内閣に稟申して許されている。大山陸相の稟申は文部省の請議案に動かされた結果とみられ、森有礼の尽力は無駄ではなかつと考えられる。また、大山陸相の稟申の趣旨は、町田久成らによる名古屋城保存の建議の趣旨と全く同じである。町田、森、大山の三名はいずれも旧薩摩藩の出身である。かつて薩摩藩の英國留学生がロンドン塔の見学で学んだ歴史と伝統を尊重し、史跡を保存することの重要性を大山巌も共感していたことを裏付けるものであろう。

【注】

- 1)『太政官日誌』明治3年第39号
- 2)「同年五月十四日の例会に於ける田尻佐君の「大津及膳所城の史蹟に就て」の談」1927『史談会速記録』第368輯 pp.9-20
- 3) 吉田常吉 1944「明治初年に於ける城郭の破毀に就いて」『史蹟名勝天然紀念物』第19集 5・7合併号 pp.320-335
- 4) 犬塚孝明 1974『薩摩藩英国留学生』中公新書
- 5) 西村正守 1977「畠山義成洋行日記（杉浦弘蔵西洋遊学日誌）」『参考書誌研究』第15号
- 6) Sidney Toy 1953 The Castles of Great Britain (William Heinemann LTD) pp.68-71, James Forde - Johnston 1979 Great Medieval Castles of Britain (The Bodley Head) pp.115-117, Allen Brown

- 2004 Allen Browns English Castles (The Boydely Press) pp.81-83
- 7) 別枝達夫 1954 「ロンドン塔」『世界歴史事典』第20巻 平凡社 p.225
- 8) 出口保夫 1993 「ロンドン塔 光と影の九百年」中公新書 pp.52-53, pp.150-153
- 9) 前掲書8) pp.156-159
- 10) 大塚孝明 1983 「若き森有礼 東と西の狭間で」KTS鹿児島テレビ pp.110-111
- 11) 前掲書10) p.317
- 12) 前掲書10) pp.107-142
- 13) 「東京市史稿皇城篇」第四回 1916 p.232
- 14) 「半蔵門外三門取扱模様替何」『公文録』明治3年第21巻 庚午11月-12月大蔵省伺
- 15) 橋口秀雄 1990 「鶴川式鳳と明治初期考证学」『(新訂) 観古図説 城郭之部(鶴川親正編)』中央公論美術出版 pp.64-66、大塚豊 1969 「制度局民法会議と鶴川式鳳日記」「法學研究」慶應義塾大学出版会42-8 pp.77-84、米崎清美 2005 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」中央公論美術出版 解題 pp.438-439
- 16) 前掲書15) 「(新訂) 観古図説 城郭之部」p.10
- 17) 式鳳の孫親正氏の談話、前掲書15) 「(新訂) 観古図説 城郭之部」p.55 p.78、江戸東京博物館 2011 「企画展140年前の江戸城を撮った男横山松三郎」p.18
- 18) 「古器旧物保護ノ儀御布達申立・附出雲国造へ別途御達申立」『公文録』明治4年 第39巻 辛未5月～7月 大学伺、「古器旧物ヲ保全セシム」「法令全書」明治4年 p.217
- 19) 橋口秀雄 1992 「町田久成」『国史大辞典』第13巻吉川弘文館 pp.76-77、前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.444
- 20) 前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.3、米崎清美 2005 「鶴川式鳳と明治五年の社寺宝物調査」「明治維新と歴史意識」吉川弘文館 pp.56-79
- 21) 「太政官日誌」明治4年第111号
- 22) 吉田常吉「ウイーン万国博覧会」『国史大辞典』第2巻 吉川弘文館 p.1
- 23) 「町田大丞外二名社寺宝物検査出張届」『公文録』明治5年第47巻 壬申4月～5月 文部省伺(四)
- 24) 幸田成友1933 「内田恒次郎の手紙」『史学』三田史学 14-1 pp.85-110、大植四郎 1935 「明治過去帳(物故人名辞典)」東京美術 p.62、石山洋「奥地略記」「国史大辞典」第14巻 吉川弘文館 p.446
- 25) 吉田常吉「世古格太郎」『国史大辞典』第8巻 吉川弘文館 p.326
- 26) 「太政官日誌」明治5年第41号、「文部省官員ヲ差遣シ寺古器物取調」『法令全書』明治5年 p.104
- 27) 前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.9
- 28) 前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.15
- 29) 「太政官日誌」明治5年第44号
- 30) 前掲書23) 文部省伺
- 31) 前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.13
- 32) 前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.14
- 33) 前掲書15) 「鶴川式鳳「奈良の筋道」」p.260
- 34) 若山善三郎ほか 1931 「名古屋城」「愛知県史蹟名勝天然紀念物調査報告」第九 pp.14-68
- 35) 「名古屋城天守金鷲尾献納」「太政類典」第1編 第184巻、「太政官日誌」明治3年第62号
- 36) 城戸久 1943 「名古屋城」東亜建築遺書3 彰国社 p.69
- 37) 「東京鎮台より第三分營名古屋屯所申出」明治5年壬申9月「陸軍省大日記」省中之部、石川寛 2008 「名古屋離宮の誕生」「愛知県史研究」第12号 愛知県 pp.31-45
- 38) 「名古屋城等保存ノ儀町田文部大丞外一名ヨリ建議」「公文録」明治5年第103巻 辛未～壬申官符原案抄録
- 39) 「太政官日誌」明治5年第48号、「陸軍省ヲシテ府県城垣取扱ハ經何セシム」「法令全書」明治5年 p.461
- 40) 前掲書34)
- 41) 「徳逸公使名古屋城を見て賞賛」明治5年4月愛知新聞第10号、「新聞集成明治編年史編纂会 1934 「新聞集成明治編年史」第1巻 pp.453-454
- 42) 「彦根城保存ノ儀ニ付陸軍省井滋賀縣へ御達案」「公文録」明治11年第10巻 明治11年10月 局伺、「滋賀縣彦根城保存ノ件」同第170巻 巡行雜記第十、「彦根城保存ニ付修理費用等之儀伺」同第74巻 明治11年12月 陸軍省伺
「彦根市史」下冊 1964 彦根市 pp.141-142
- 43) 「名古屋姫路兩城保存ノ件」『公文録』明治12年第101巻 明治12年6月～7月 陸軍省、「名古屋姫路兩城保存ノ経費増額再申ノ件」同第102巻 同年8月～9月 陸軍省、「姫路市史」第14巻別編姫路城1988 pp.119-128
- 44) 「全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物等ヲ完」『公文類聚』第13編 明治22年第13巻、兵制4 庁衛及兵營城堡附・兵器

近世城郭の保護についてのメモ

佐藤 正知（文化庁文化財部記念物課）

1. 史跡の指定基準

史跡の指定基準の変遷をたどり、城跡における近代を考える素材としたい。

文化財保護法は、戦前の史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年制定、以下、「保存法」という）、国宝保存法（昭和4年制定）等を前身としている^①。文化財保護法の特徴のひとつに二段階指定があり、動産文化財を重要文化財と国宝、不動産文化財である記念物を、史跡名勝天然紀念物と特別史跡名勝天然紀念物の二段階としている（法第27条、法第109条）^②。その基準（以下、史跡についてのみ扱うこととする。）は「特別史跡名勝天然紀念物及び史跡名勝天然紀念物指定基準」（以下、「指定基準」とす

る。）に示された（資料3左欄に示す）。

「保存法」において、文化財保護法の「指定基準」に相当するのが、以下に掲げる「史蹟名勝天然紀念物保存要目」（大正9年1月28日制定）である。

ここで、「指定基準」を考える上で、史跡を含む文化財の保護制度の確立に大きな役割を果たした黒板勝美（1874-1946）にふれなければならない。黒板は、國家が保護すべきものを以下の10に分類した（資料2）^③。

資料2の各類の末尾に、対応する資料1の「保存要目」の番号を書き入れてみたが、「保存要目」とほぼ同一であることに気づかれるであろう。さらに言えば、それは現行の「指定基準」にも継承されているといつてよい^④。

黒板は「古社寺保存法」を批判し、現代より過去のものはすべて保護すべきであると主張した。古い時代に手厚く、新しい時代に薄い建造物の保護の在り方を批判したのである。では、現代とはいつから

資料1【史蹟名勝天然紀念物保存要目】^①

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 史蹟ニシテ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ | |
| 一 | 都城陸、宮陸、行宮陸、其ノ他皇室ニ関係深キ史蹟 |
| 二 | 社寺ノ址及祭祀信仰ニ関スル史蹟ニシテ重要ナルモノ |
| 三 | 古墳及著明ナル人物ノ墓並碑 |
| 四 | 古城陸、城砦、防壁、古戦場、国郡廳陸其ノ他政治軍事ニ関係深キ史蹟 |
| 五 | 聖廟、郷学、藩学、文庫又ハ是等ノ址其ノ他教育学芸ニ関係深キ史蹟 |
| 六 | 豪園陸、悲田院陸其ノ他社会事業ニ関係アル史蹟 |
| 七 | 古閑陸、一里塚、窓陸、市場陸其ノ他産業交通土木等ニ関スル重要ナル史蹟 |
| 八 | 由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類 |
| 九 | 貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟 |
| 十 | 国外及外国人ニ関係アル重要ナル史蹟 |
| 十一 | 重要ナル伝説地 |

資料2【黒板勝美による分類】

- | | |
|-----|----------------------|
| 第一類 | 皇室に関するもの（一） |
| 第二類 | 祭祀宗教に関するもの（二・三） |
| 第三類 | 政治及び兵事に関するもの（四） |
| 第四類 | 商工業に関するもの（七） |
| 第五類 | 農業山林業に関するもの（七） |
| 第六類 | 土木及び交通に関するもの（七） |
| 第七類 | 教育及び学芸に関するもの（五） |
| 第八類 | 日常生活に関するもの（八） |
| 第九類 | 先住民族に関するもの（九） |
| 第十類 | 変化し易き天然状態に関するもの
雜 |

資料3【特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準】

	昭和26年5月10日	平成7年3月6日	各号に含まれる遺跡の例示
左に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、造構、出土遺物等において学術上価値あるもの	<p>一 貝塚、遺物包含地、住居跡（堅穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神龍石その他この類の遺跡</p> <p>二 都城跡、宮跡、太宰府跡、国都府跡、城跡、防壁、古戦場その他政治に関する遺跡</p> <p>三 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡</p> <p>四 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡</p> <p>五 葉園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡</p> <p>六 間跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡</p> <p>七 墳墓並びに碑</p> <p>八 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類</p> <p>九 外国及び外国人に関する遺跡</p>	<p>一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡</p> <p>二 都城跡、国都府跡、城跡、官公序、戰跡その他政治に関する遺跡</p> <p>三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡</p> <p>四 学校、研究施設、文化施設その他教育、学術、文化に関する遺跡</p> <p>五 医療、福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡</p> <p>六 交通、通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡</p> <p>七 墳墓及び碑</p> <p>八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類</p> <p>九 外国及び外国人に関する遺跡</p>	<p>貝塚、集落跡（遺物包含地、住居跡等を含む）、古墳、墓地など</p> <p>都城跡・・都城、宮殿、官衙など 国都府跡・・大宰府、国府、国衙、国庁、郡など 城跡・・城柵、城館、城郭、防壁、要塞など 官公序・・官庁、議事堂、裁判所、地方自治体の府舎など 戰跡・・古戦場、戦災跡など その他政治に関する遺跡・・領事館など外交に関する遺跡、政治活動・事象に関する遺跡</p> <p>社寺の跡・・寺・神社の堂宇・境域又はその遺跡 旧境内地・・現在する社寺の本来の境域 その他祭祀信仰に関する遺跡・・経塚、磨崖仏、供養塔、石仏、石燈、祭祀遺跡、道場、教会、修道院など</p> <p>学校・・聖廟、藩学、郷学、私塾、国公私立学校など 研究施設・・文庫、編纂所、研究所、試験所、実験場など 文化施設・・博物館、美術館、劇場など その他教育・学術・文化に関する遺跡・・新聞社、放送局、出版社、図書館、スポーツ施設など</p> <p>医療・福祉施設・・葉園、療養所、病院、慈善施設など 生活関連施設・・上下水道、公園、集合住宅など その他社会・生活に関する遺跡・・娯楽施設、観光施設、灾害跡、社会運動に関する遺跡など</p> <p>交通・通信施設・・間・宿場、一里塚、並木街道、道路、鉄道、運河、港湾、燈台、烽火台、郵便、電信、電話施設など 治山・治水施設・・堤防、ダムなど 生産施設・・窯跡、製塙遺跡、製鐵遺跡、鉱山、工房、工場、条里跡、莊園跡など その他経済・生産活動に関する遺跡・・会所、商館、市場、金融機関、倉庫、発電所、疎水、恐慌その他の経済的な変動・事象に関する遺跡など</p> <p>墳墓・・墓、大名家その他著名な人物の墓所など 碑・・古碑、記念碑など</p> <p>旧宅・・著名な人物の生家・居宅など 園地・・庭園、公園 その他特に由緒のある地域の類・・歌枕、著名な伝説・伝承地、井泉、樹石など</p> <p>国外及び外国人に関する遺跡・・我が国における外国人の活動に関する遺跡など</p>

を言うのであろうか。黒板は、大概50年と述べていた。50年前とは、黒板の時代にあってはほぼ明治維新に相当していたから、「明治維新前まではどの時代も平等に取扱ひたい」とした。今日の時代区分で言えば、近代以前の文化財がすべて保護の対象となるという考え方である。もちろん「保存法」においても、近代のものを全く扱っていないというわけではなかった。あくまで「大概」である⁶⁾。

近代の文化財の指定が問題となったのはのちの時代であった。そしてそれは歴史を対象とする以上、必然であったといえる。平成7年に「指定基準」のなかに近代の遺跡が読み込めるよう改訂を行った⁷⁾。資料3が改訂前と改訂後の対照表である。平成7年改訂の重要な点は、遺跡の「例示」を示したことであるが、あくまで「例示」であって、告示には示されていないものである。しかしながら、その「例示」をみるとことによって、改訂の意味をよく理解することができるようになる。なかには、研究の成果によって本文から除かれた神龍石のような遺跡もあるが、二の政治に関する遺跡では、国都府跡とは別に「官公庁」が加わり、その例示に官庁、議事堂、裁判所、地方自治体の府舎などがあげられている。四の教育学芸に関する遺跡は教育・学術・文化に関する遺跡と代わり、「研究施設」の例示として、文庫、編纂所、研究所、試験所、実験場などがあげられ、「文化施設」として博物館、美術館、劇場などがあげられている。このように、すべての項目において近代までの遺跡が含みこまれるように改訂がなされたのである。

こうした「指定基準」の改訂は、土地の履歴を問題とする不動産文化財としての史跡にあって、個々の遺跡の評価においても近代の意味をより深く考えることを促したといってよい。史跡（遺跡）の価値をどのようにとらえるかという問題である。

史跡は「指定基準」が示しているように、「わが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの」である。文化財保護法は第2

条で文化財を規定し、記念物のうち、遺跡は、「我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」とする。そして第109条で「記念物のうち重要なものを史跡に指定する」としている。「指定基準」の前半部は歴史上の価値に関係し、後半部は学術上の価値に関係していると考えることができるだろう。いずれにしろ、史跡指定にあたっては価値が論じられることになる。「保存法」が制定され、史跡については大正10年から指定が行われた。どのような価値づけのものに指定されたのかをたどることは、文化財保護行政を進める上で、最も初步的でかつ最も肝要なことである。

2. 史跡の価値

近年、保存管理計画（あるいは保存活用計画ともいう）の策定が各地で進められるようになった。保存管理計画の策定は、戦後早い時期から必要性が認識されていたもので、法的に規定されてはいないものの、国庫補助事業としてその策定を推進してきた経緯がある。特に『史跡等整備のてびき』（平成16年）によって、その計画の構成が明示されたことの効果は大きなものがあった。また、近年は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年）の刊行によって、さらにその充実が図られた。

前者はタイトルから想像できるように、史跡整備に焦点があてられていた。そのため、作成の意図とは別に、史跡整備が目的化してしまう傾向がなきにしもあらずであった。後者では史跡の保存あるいは活用のための方法（手段）が整備であることを明確にしている。章立てを保存・活用・整備の順としたことにもそれがよく示されている。

前者の刊行以後、史跡の価値を本質的価値という言葉で表現することが一般的となつた。しかしながら史跡の価値を個々に検討してみると、本質的価値という言葉が果たして適当な言葉（概念）なのか、疑問を感じる場面が少なくない。

本質的価値は「本質的でない価値」を前提にした

概念である。前提という言葉が適切でないとするなら、少なくとも「本質的でない価値」を一方に指定した概念である。本質的価値を抽出することによって、それを保護しなければ史跡の要件を欠くことになる、という議論が展開する。と同時に、「本質的でない価値」は壊れてもよいという議論を伴うことになる。個々の史跡において、そのような乱暴な議論が行われているとは思えないものの、論理的にはそうなるであろう。本質的という言葉は、一見学術的な印象があるが、よくわからない言葉でもある。補助事業の対象とするかどうかの現実的な対応の必要性から多用されているとも考えられる。

保存管理計画の策定のメリットのひとつは、その史跡の価値の共有にある。本質的価値という言葉は、かつて史跡の価値と呼び、豊かに構築してきた価値論を、分解という「正しい」方法で解体させてしまう危険性をはらんでいるように思う。

以上の見解はやや性急に過ぎるかもしれないが、史跡の価値論については、今後も深めていくべき問題であることを強調しておきたい。

不動産文化財である記念物は、価値の重層性という特徴を持っている。分解よりも、その変遷を跡づける総合（統合）の論理こそが求められているのではないかろうか。次に、私自身が関わった保存管理計画のいくつかを紹介し、土地の履歴、価値の重層性とはいかなるものかを少し考えてみたい。遺跡の種別は城跡に限定しない。

（1）岐阜城跡（岐阜県岐阜市）⁸⁾

山上の遺構と山麓部の遺構とをどのように指定し、保護していくかについて、県市が思案していた。私が史跡指定を担当したのは、そうした最終の段階においてであった。両者を登城路（登山道）で結んではどうかとの相談を受けたが、実際、登城路を歩いてみると、道幅をどこからどこまでとするのか、道に連続する傾斜面も城にとって重要な要素なのではないか、と疑問が次々とわいてきた。そして山上の説明板の「稲葉城跡之図」（伊奈波神社所蔵）をみて、岐阜城（稲葉城）の範囲はその絵図に描かれ

た範囲なのではないかと考えた。そしてこの絵図の範囲がどのような範囲を描いているのかを調べてもらった。それはほぼ国有林野（金華山国有林）の範囲であるとの結果であった。近世初期の廃城のうち、尾張藩の御山として管理がなされ、近代に入って国有林野に継承されていったのであった。そうした成果を受け、市と森林管理署との協議にあたっては、国有林野としての管理が城郭遺構の保全に寄与してきたことを評価し、土地所有の変遷が城跡の範囲を如実に示していることを説明するようお願いした。そして、一部を抜き出して指定するのではなく、範囲全体の指定という原則で交渉してもらった。一部指定は、なぜその範囲を指定するのかという理由を求められることになり、説明不能に陥ると考えたからである。徳川林政史研究所ほか、林政史の研究は山間地域の歴史の豊かさを解明するうえに重要な位置を占めている、とかつて教わってきたことが念頭にあった。

保存管理計画の策定にあたっては、岐阜城の価値を、通常の調査項目に加え景観や公園の歴史を含めて立体的に把握することを提案した。史跡の価値は、城郭としての価値のほか、自然の価値、信仰の価値、景観の価値、公園の価値にまとめられた。そしてそれらが土地利用の重層性として把握されることとなった。そもそも岐阜城跡にあっては保存管理計画の策定の目的に「多様な価値」という文言が盛り込まれている。

（2）湯榮城跡（愛媛県松山市）⁹⁾

平成14年に史跡指定された城跡で、すでに土塁や武家屋敷等の復元整備が行われ、一般に供されていたが、保存管理計画は未策定の状態であった。湯榮城の場合は、公園整備のなかで重要な遺構・遺物が発見され、史跡指定をめざす動きと並行して整備事業が進められた経緯があり、他の史跡とはやや異なるところがあるが、管理計画を策定しないまま、史跡整備が先行した事例は全国に数多い。こうした点で参考となる事例である。

さまざまな管理上の課題を整理するために、愛媛

県が「道後公園活性化計画策定委員会」での協議をもとに計画策定に取り組んだものである。公園史の研究はすでに先行研究があったが、写真資料も収集してもらい、近代以降の変遷も大きなウエイトで扱ってもらった。植生管理の問題を議論するうえで、明治以降の道後公園の植栽についての把握が必須であると考えたからである。史跡の価値は、「本質的な価値」「副次的な価値」「周辺環境の価値」に分けて整理がなされた。

公園内に植えられた桜は老齢化し、すでに枯死しているものもみられ、また、多くの桜に膏葉病やてんぐ巣病の症状が出ていた。湯築城跡の桜は道後温泉と深い関わりがあり、「副次的な価値」の一つとして整理がなされた。計画書では、桜を更新していく範囲を、遺構までの土層が厚い3か所に限定することとし、また桜と桜の間隔が8m以上となるよう努めることとされた。現在のような密植状態は地下遺構への影響ばかりではなく、桜の生育環境としても好ましくないと学術的な検討の結果をふまえたものである。ソメイヨシノで更新する場所と、ヤマザクラやエドヒガンで更新する場所の区別もなされ、更新（植替）の具体的な方法までも定められた。

（3）出島和蘭商館跡（長崎県長崎市）¹⁰⁾

大正11年の指定である。昭和26年のオランダ政府と日本政府の協議を経て、翌年から長崎市が民有地の公有化、整備に取り組んできた。平成8年に復元整備計画を策定し、短中期計画としての第Ⅰ期から第Ⅲ期までの事業を完了している。この間、平成23年度に計画の見直しが行われた。出島築造から400年となる2036年、あるいは和蘭商館設置から400年となる2041年を長期計画Ⅰとするもので、そうした新たな目標に向かうにあたって、保存管理計画の策定は必須のものと認識されたものである。

改めて価値の整理がなされ、本質的な価値を構成する要素と本質的な価値に準じた要素等に分類がなされ、後者には開国後の居留地時代の遺構や明治時代に至る変遷を示す遺構（旧長崎内外クラブ、旧出島神学校等）が包含された。また、追加指定の方針

も明示された。

大正、昭和戦前期に指定された史跡はこのほか重要な史跡である場合が多いが、古い指定であるが故に、指定範囲について十分な認識がなされていない等の問題があり、今日的な観点から価値の整理や保存活用上の課題の整理が必要である。

（4）史跡の価値と史跡の価値を構成する要素

先に史跡の価値を本質的なものとそうでないものに分割することの危険性にふれた。「副次的な価値」や「本質的価値に準じた要素」といった表現は、「価値がないということではない」ことを主張せんがための言葉である。構成要素の抽出にあたって、検出された遺構を書き上げていくことがよく行われるが、当然のことながら、遺構と遺構の空白地帯には価値がないと受け取られないよう注意が必要である。

たとえば集落遺跡の場合、重層する遺物包含層のどの層が本質的であると説明が可能であろうか。複数の時代の遺構が確認された場合、この遺構（もちろん複数の時期を含んでいてもかまわない）が本質的だと説明したのでは、どのようにその集落が形成され、どのように変質（変遷）し、今日の土地利用に至るのかについての歴史が抽象されてしまいかねない。史跡が不動産文化財であることの意味は大きく、土地の歴史（履歴）をたどることはそうした総合的な作業であり、その一部を抽出することの危険性に注意を払いといのである。その場合、動産文化財についての配慮も必要である。黒板は、史跡（遺跡）と遺物の保存を同時に実行しなければならないと主張していた。黒板は史跡と遺物の両者を合わせて記念物（記念物）としていたのである。ここでいう遺物は、決して埋蔵されているモノのみをさす言葉ではない。遺物とは、建築物、彫刻、絵画、古文書、古記録等を包含するものである¹¹⁾。

3. 近世城郭における復元建物の問題

戦災で焼失した木造天守に代わり、戦後鉄筋コンクリート造の天守が各地に建設された。また、戦災

によって焼失した天守に限らず、江戸城跡をはじめ、近世城郭においては一般に、かつて存在したであろう建物を復元することが期待されているところがある。

そうしたなか、史跡では、文化庁が「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」¹²⁾を定め、「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」(一般に、復元検討委員会と呼ばれている)で審議を尽くし、文化審議会での現状変更の可否の判断の材料としている。近世城郭における復元建物の問題については、現在、文化庁が全国的な調査を実施しているところであり、その調査成果がまとまれば、さまざまな課題について詳細な議論が可能となるであろう。

ここでは、戦後の鉄筋コンクリート造の復興天守に対し、木造天守の最初の事例として全国に紹介されている掛川城跡をとりあげ¹³⁾、史跡であるなしにかわらず、城跡においてどのような点に留意して建物復元が行われなければならないのかについて考えてみたい。

掛川城跡の天守復元は平成2年8月に起工し、5年8月に竣工、翌6年4月に公開された。本体工事が11億円の事業で、一老婦人の5億円にも及ぶ寄付と市民の寄付(寄進)によってまかなわれたものである。なお、掛川城跡は国指定の史跡ではない。

掛川城は今川氏の被官である朝比奈康熙の築城(明応・文亀年間(1492-1504))と伝えられ、今川氏の衰退後、徳川氏の領有に帰した。天正18年(1590)の小田原合戦後は、家康の関東転封に伴って山内一豊が入り、天守を築いたとされる¹⁴⁾。この時期総堀も出来、近世の絵図から知られる縄張りが完成したと考えられている。関ヶ原合戦後、山内一豊は土佐に転封となり、代わって松平定綱が入封した。その後、徳川譜代の大名家が入れ替わるが、延享3年(1746)、藩主となった太田資俊以後、太田氏が繼承し明治維新を迎えた。

元和5年(1619)から9年(1623)に在城した松平定綱の時代に天守の改築があったと伝えられて

いる。慶長9年(1604)の地震により天守が倒壊したことによる¹⁵⁾。さらに、宝永4年(1627)と嘉永7年(1853)の地震でも被害を被っている。

昭和54から55年に実施された天守台の調査研究では、史資料から、山内一豊時代を第Ⅰ期、松平定綱の改築以後、嘉永7年以前を第Ⅱ期(1から5期に細分)、嘉永7年の大地震以後を第Ⅲ期と時期区分がなされている。また、天守台跡の石垣の観察から、第Ⅰ期(山内一豊による初期打込みハギ)、第Ⅱ期(寛永後期(1640ころ)から江戸全期にわたる晚期切込みハギ)、第Ⅲ期(近年の修理)の3種に分類整理された¹⁶⁾。

天守の構造を知る資料は、正保城絵図と嘉永4年の天守台石垣の崩落に伴って作成された絵図の二つである。第Ⅰ期の絵図・団面は残念ながら存在しない。

天守の復元考証には宮上茂隆氏(竹林舎建築研究所)があたり、①定綱による改築による第Ⅱ期の天守(正保城絵図の天守、廻縁高欄付き天守)は、第Ⅰ期の天守と同じものと考えられる。②「御城築記」(『土佐国群書類從』所収)等に「天守之儀、遠州掛川天守之通 一豊公御物数寄を以高欄被仰付、四國之外ニも無之目立可申旨、御家老中被仰上候処」とみられることから、高知城は掛川城と同じように廻縁高欄付きの天守として同じように造られたものである。③高知城天守は慶長16年(1611)に建てられたものであるが、享保12年(1727)の火災で焼失し、延享4年(1747)に再建に着手、2年後の寛延2年に完成したものである。再建にあたっては創建天守そのままに復旧したと考えられる。④よって、高知城再建天守(現存天守)により、高知城創建天守の復元が可能であり、それにより掛川城天守の姿が明らかとなるとした。⑤宮上氏によれば、定綱の「建て直し」は「地震などで傷んだ(壁土などの落ちた)一豊の廻縁高欄付き天守を修復したもの」であり、「幕末まで存在した天守は、山内一豊が慶長元年(1596)に建てられたそのものと考えられる」としたのである¹⁷⁾。

「建て直し」が修復に過ぎなかったとする根拠は乏しく、廻縁高欄付き天守であることは別にしても、國の存在しない第1期の天守を細部(外部及び内部)について議論することはむずかしいと言わなければならぬ。

さらに、「掛川城復元調査報告書」をみると、付櫓の石垣の下層から瓦片が出土したとあり、付櫓石垣の年代は17世紀前半以降であり、山内段階の付櫓には石垣が伴っていなかった可能性があるとしている。そして『正保城絵図』でもその部分は石垣が描かれていないと問題を提起している。

先に紹介した昭和54年から55年の天守台の調査研究においては、石垣の保存整備の必要性がうたわれたが、その「調査成果並びに保存整備案は、その後の石垣整備工事に有意義に反映されたとは言い難く」、「それが後の本格復元の名の下に石垣保存に対する充分かつ具体的検討がなされないまま結果的に撤去されてしまったことは、皮肉としか言いようがない」¹⁸⁾と記されている。

どのようなことかといえば、天守台の石垣は、天端で北辺約16.1m、南辺約16.3m、東辺約11.3m、西辺約11.4mを測り、高さは、天守丸南側より3.7m、北西隅角下端より7.4m、東辺最下部より復元で約18mを測る規模で遺存していたが、「復元天守閣の構造的観点から、旧来の石垣天守台への建設は不可能とされ、基礎部は鉄筋コンクリート造となった。よって石垣は解体されることになり、発掘調査の対象範囲として記録保存の措置がとられた」¹⁹⁾のである。木造の天守を建設するために、石垣に代わる基礎が必要となったというのである。解体された石垣はコンクリートの壁の外側に貼り付けられるように積まれ、裏込めにコンクリートが打設された(図1)²⁰⁾。

掛川城天守はその意匠について問題があるばかりでなく、天守の復元を目的としたために、史跡の重要な構成要素であった天守台及び石垣を破壊してしまったことになる。

掛川城天守の復元は、報告書の冒頭で述べられて

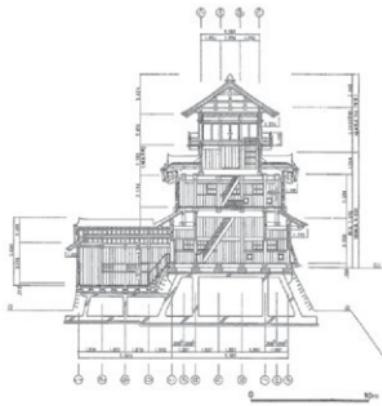


図1 掛川城復元天守南北断面図
(掛川城復元調査報告書より)

いるように、昭和40年代に天守閣ブームに乗ることができなかつた市が、多額の寄付金を契機に本格木造で復元することを目指したものであったが、木造復元の始まりではなく、遺構の保存を犠牲にすることによって可能であった天守建設の最後と評価すべきであろう。掛川城天守が多くの観光客を集め、掛川市民の誇りとなっているのは、寄付金による建設というその過程とともに、たとえば熊本城の復興天守が熊本地震復興のシンボルとなっていることもなぞらえることができよう。

戦後のいわゆる復興天守を、鉄筋コンクリート造であるから偽物であり、価値がないという議論は短絡的である。城跡の近代あるいは現代を評価する必要があるであろう。一方で、本来保護すべき遺構を破壊して建造物を建設することの愚も認識しなければならない。掛川城天守の建設は、新しい時代の始まりではなく、古い時代の終わりであったのではないか、という本稿の趣旨はそうした、城跡の近代・現代を考える一つの材料である。

【注】

- 1) これらの法律は文化財保護法の成立によって廃止された（附則第二条、旧第114条）。
- 2) 建造物は古社寺保存法（明治30年）において「特別保護建造物」、国宝保存法において「国宝」としての保護が図られた。民法では不動産を「土地およびその定着物」と規定して、建造物は後者に含まれる。建造物について土地の指定が可能になったのは、昭和50年の文化財保護法の改正によるものである。今日、そこにはあってこそ価値があるとの認識が浸透しつつあるが、移築して保存することがあるように、動産としての性格が強い（動産としての性格を有する）と言える。
- 3) 「保存要綱（マ・）に就て」「史蹟名勝天然紀念物」4-1、大正10年1月。なお、この保存要目のなかの史蹟の解説が、同誌4-3と4-4にある（大正10年3月・4月）。
- 4) 黒板勝美「史蹟遺物保存に関する研究の概説」「史蹟名勝天然紀念物」1-3・4・5・6 大正4年1・3・5・7月（黒板勝美 昭和15年「虚心文集」第四、吉川弘文館に収録）、本論考に先立って発表された分類表（史蹟遺物保存に関する意見書」「史学雑誌」23-5 明治45年5月、のち「虚心文集」第四に所収）は第十一を「伝説的史蹟にして風教に関するもの」、第十二を雜類にし、十二に分類）。
- 5) もちろん、戦前の法令と戦後の法令の間にある基本的な差異を認識しておく必要がある（木下直之「[国宝]をめぐる知られざる戦後史」「文藝春秋」平成27年11月号）なお、十番目の「変化し易き天然状態にあるものは」「保存要目」からは脱落した項目である。黒板は第十類を説明するなかで、「河床、河岸、海岸線の類から、湖沼及び温泉等」をあげ、「若しこれを史蹟といふことが出来ぬならば、少くとも史蹟と共に保存すべきものの一に数へねばなりません」とした。これは、史跡における歴史的環境や歴史的景観の問題を考える上できわめて注目すべき指摘だと思う。
- 6) 抽稿「近代の記念物の保護」「月刊文化財」第644号 第一法規株式会社 平成29年5月
- 7) 「近代の遺跡の保護について 史蹟名勝天然紀念物指定基準一部改正」「月刊文化財」第379号 第一法規株式会社 平成27年4月
- 8) 「史蹟岐阜城跡保存管理計画書」岐阜市・岐阜市教育委員会 平成24年3月
- 9) 「史蹟湯葉城跡保存管理計画書」愛媛県 平成26年10月
- 10) 「国指定史蹟「出島と蘭商館跡」保存活用計画」長崎市・長崎市教育委員会 平成28年3月
- 11) 前掲書4)
- 12) 文化庁記念物課史跡部門・整備部門「歴史的建造物の復元と復元検討委員会の役割」が解説を施している。「月刊文化財」第628号 第一法規株式会社 平成28年1月
- 13) 「本格的に復元がなされたもの」で、「新築でありながら、国の重要文化財にひとしい価値は充分にある」といった言及もなされている。宮城谷昌光「古城の風景55 掛川城」「波」457号 新潮社 平成20年1月
- 14) 「城主歴代記」に「山内対馬守一豊殿 天正十八年寅年より子年蓬十二年 高六万石押領、此御代御天守建立」とあり、また「城代記」に「慶長元年丙申御天守御建ニ成」とある（「掛川市史」中巻 掛川市 昭和59年）。
- 15) 「城主歴代記」に「松平越中守様 三万石 元和五年己未より同九年迄四年 此代 御天守建て直し候」とあり、「掛川誌稿」に「元和七年に（略）先祖の山より巨材を伐り出して（天守の）心柱になしたりしかば」とあり、また「元和七年八月松平越中守定綱の時には、本丸の山頂に三重の層楼を建てしこともあり」とあることから、再建は元和七年（1621）八月のこととする（前掲書14）。
- 16) 『掛川城天守台調査研究報告書』掛川市教育委員会昭和55年7月
- 17) 『掛川城復元調査報告書』掛川市教育委員会 平成10年
- 18) 前掲書17)
- 19) 前掲書17)
- 20) 石垣の解体撤去の過程で、野面積みの古い石垣が確認され、根石や裏込め石も良好な状態で検出された（昭和55年の報告書で第I類と分類された石垣で、平成10年の報告書ではA類と分類された）。野面積みの石は日坂石と呼ばれる砂岩で、新しい天守台ではそれを前面に集約し、不足した他の三面の石は愛知県の舗豆石を購入してあてられた。積み方は「野面積みとしたかったが、野面積みに使用する野石の調達は現在では不可能との判断により、既存の日坂石以外は全て割石とし、その積み方は全面を打ち込みハギ積みで統一した。」その工法の是非を云々することは意味がないと思われるが、現在観察できる石垣は江戸時代の石垣ではないのである。

近世城郭跡における近現代建築家の作品について

福嶋 啓人（奈良文化財研究所）

1. はじめに

2016年に「ル・コルビュジエの建築作品」が世界遺産に登録され、日本国内ではコルビュジエの基本設計をもとに建てられた国立西洋美術館が選定された。明治時代以降に建てられた近現代建築の文化財としての価値には、その作品の意匠や技術、社会的な意義だけでなく、設計をおこなった建築家の作家性も大いに含まれている。ル・コルビュジエの作品群のように、特に設計者が判断する作品については、単体の建造物だけでなく、一建築家の作品群として価値づけがなされる場合もある。近現代建築の価値を鑑みる上では、建築家の作家性も非常に重要な要素であるといえ、留意する必要がある。

全国の近世城郭跡に立地する近現代施設の概要是、本報告書の内田和伸氏によって述べられている。本稿ではそこから設計者の判断した施設を対象に、明治以降の近現代に活躍した建築家の作品の一つとして、近世城郭跡に立地する近現代施設を鑑みたい。

本稿の構成は大きく二つに分けられる。まず次章において、確認できた各建築家の主要な活動時期を戦前期と戦後に区分し、建築家の経歴と主要作品、そして近世城郭跡に立地する建築作品の特徴や社会的な評価について概説していく。次に第3章では、取り上げた近現代建築家の特徴や共通点、また彼らの設計による近世城郭跡に立地する近現代施設の意匠や作品群としての評価について、さらに考察を深めてみたい。

2. 近現代の建築家による作品

本章では近世城郭跡に立地する近現代施設の設計者について、来歴や主要作品を概説し、近世城郭跡に立地する彼らの作品についてもその特徴や社会的な評価を簡潔にみていく。(1) (2) では全国的に作品を多く残す建築家について、主要な活動時期を戦前と戦後に大別した。次に(3)では近代以降に日本において活躍した外国人建築家の作品を取り上げる。(4)では地方を活動の基盤として活躍したとみられる建築家についても紹介しておきたい。

(1) 戦前に活躍する建築家の作品

1) 片山東熊 (1854-1917)

片山東熊は工部大学校建築学科の第1期生で、宮廷建築や博物館など多くの建築作品を手がけた人物である。辰野金吾や後述の妻木頼黄とともに明治期の近代建築黎明期を支えた一人である。主要作品には旧東宮御所（現迎賓館、1909、国宝）や奈良国立



図1 仁風閣（内田和伸氏撮影・提供）

博物館（1894、国指定重要文化財（以下、国重文））、京都国立博物館（1895、国重文）、東京国立博物館表慶館（1908、国重文）がある。

本調査では、鳥取城二の丸跡に立地する仁風閣（1907、国重文、図1）が確認される。仁風閣は鳥取池田家の第14代当主池田伸博侯爵によって建てられたフレンチ・ルネッサンス様式の洋風建築である。現在は資料館として利用され、周囲の庭園とともに整備されている。当建物は中国地方屈指の明治建築として評価も高い。

2) 妻木頼黄（1859-1916）

妻木頼黄は工部大学校出身で、アメリカ留学後に中央官庁街建設のために設置された臨時建築局に勤務し、官庁営繕組織の長を長年務めた人物である。主要作品には旧日本勧業銀行（現千葉トヨベット本社、1899、千葉に移築、登録有形文化財（以下「登



図2 旧山口県庁舎（内田和伸氏撮影・提供）



図3 旧山口県会議事堂（内田和伸氏提供・撮影）

録」と記す）や旧横浜正金銀行本店（現神奈川県立歴史博物館、1904、国重文）などがある。

本調査では山口城跡に立地する旧山口県庁舎および県会議事堂（現山口県政資料館、武田五一・大熊喜邦が担当、1916、国重文、図2・3）が確認される。山口県政資料館は近代的な西洋建築様式と伝統的な和風様式が融合した大正建築の特徴をもつ近代建築として高く評価されている。

3) 伊東忠太（1867-1954）

伊東忠太は建築界以外にも名の知れた人物であろう。東京帝国大学出身で日本建築史の創始者である。日本の近代建築界でも多大な影響を与えた人物の一人で、1943年には建築界で初めて文化勲章を受章した。主要作品には平安神宮（本子清敬・佐々木岩次郎と共に設計、1895、国重文）や榮地本願寺（1934、国重文）など多数挙げられる。

本調査では、米沢市米沢城跡に立地する上杉神社積照殿（1923、登録）や伊賀市上野城跡に立地する佛聖殿（1942、国重文、図4）などが確認される。なかでも甲府城跡の立地する謝恩碑（明治神宮造営局技師大江新太郎と共に設計、1920、図5）は、古代エジプトの神殿に見られるオベリスク型の碑やバイロン型の碑台が特徴的である。この謝恩碑は明治期の度重なる水害によって荒廃した県内の山林に対して、明治天皇より県内御料地が下賜されたことへの感謝と、水害の教訓を後世に伝えるために建設されたもので、今もなお、山梨県のシンボルであると



図4 佛聖殿（筆者撮影）



図5 謝恩碑（内田和伸氏撮影・提供）

いう。

4) 長野宇平治（1867-1937）

長野宇平治は帝国大学工科大学の出身で、辰野金吾の弟子として知られる。数多くの銀行建築を手がけ、特に日本銀行の本支店作品群が著名である。主要作品は日本銀行本店本館（1896、国重文）や旧日本銀行京都支店（現・京都府京都文化博物館別館、1906、国重文）などが挙げられる。

本調査では、岡山城二の丸跡に立地する旧日本銀行岡山支店本部（現ルネスホール、1922、登録）が確認される。ルネスホールは正面中央にコリント式オーダーと三角ペディメントを設けた古典主義様式のデザインで、全体的に重厚で格調高い意匠が特徴的である。2005年より岡山の文化芸術の創造拠点として活用されている。

5) 中條精一郎（1868-1936）

中條精一郎は東京帝国大学工学部建築学科の出身で、卒業後文部省技師を務め、明治41年（1908）に曾禰達蔵とともに曾禰中條建築事務所を開設し、多

くの作品を残した人物である。中條が主に担当したと考えられる主要作品には、文部省時代の作品である北海道大学旧札幌農学校昆虫学及養蚕教室（1902、登録）や慶應義塾大学50周年記念図書館（1912、国重文）、遺作である岩崎家熱海別邸（1935）が挙げられる。

本調査では米沢城跡にある米沢市上杉記念館（1925、登録）が該当する。中條の作品のなかでは唯一和風建築であるが、一部に洋風意匠も盛り込まれ、貴重な事例として評価される。現在は飲食・観光施設として開放され、観光客や市民に親しまれている。

6) 矢橋賛吉（1869-1927）

矢橋賛吉は東京帝国大学工科大学造家学科の出身で、卒業後は工手学校（現工学院大学）造家学科教授、明治31年（1898）以降は官僚として多くの官舎建築を手かけた人物である。主要作品には旧岐阜県庁舎（1922、岐阜県近代化遺産）や石川県庁舎（現石川県政記念しいのき迎賓館、1922）、旧北海道拓殖銀行小樽支店（1923、小樽市指定歴史的建造物）などが挙げられる。

本調査では江戸城跡に立地する旧枢密院官舎（現皇宮警察本部官舎、1921）が確認される。ネオ・ルネサンス様式の建物で正面の古代ギリシア・ドリス式の円柱が特徴的で、重厚感を与えている。昭和22年（1947）の枢密院制度の廃止後は最高裁判所などの仮官舎、皇宮警察本部官舎として使用されていた。昭和59年（1984）以降は一部が倉庫として利用されるのみであったが、2013年より再び皇宮警察本部として再利用されている。

7) 土屋純一（1875-1946）

土屋純一は東京帝国大学工科大学建築学科の出身で、大学院在籍中より当時奈良県技師であった閔野貞のもとで寺社修理工事に関わり、卒業後の明治35年（1902）より正式に奈良県技師となって多くの社寺修復工事を監督した。同40年（1907）より名古屋高等工業学校の教職に就き、大正10年（1921）には建築科長、昭和8年（1933）から6年間は校長を務

めた。顧問を務めた愛知県庁舎など、設計に関与した作品は数多い。

本調査では松阪城跡に立地する旧鈴谷遺蹟保存会正門・事務所・堀（現本居宣長記念館、1909、登録）が確認される。本居宣長邸の移築工事とそれにともなう整備工事として正門・事務所・堀が新築された。実施設計は当時神宮司庁營繕課事務嘱託の奥野栄蔵がおこない、土屋は指導監督を務めたとみられる。移築部分については現在の文化財建造物修理に通じる手法でおこなわれている。

8) 佐藤功一（1878-1941）

佐藤功一は東京帝国大学工科大学建築学科の出身で、卒業後は三重県技師・宮内省内匠寮御用掛を務め、明治43年（1910）に早稲田大学に建築科を創設した人物である。多くの庁舎や講堂施設を手がけたことで知られ、主要作品には早稲田大学大隈記念講堂（1927、国重文）や日比谷公会堂・市政会館（1929）、滋賀県庁舎（1939、登録）などが挙げられる。

本調査では、前橋城本丸跡に立地する群馬県庁舎昭和庁舎（1928、登録）と二の丸跡に立地する群馬会館（1929、登録）が確認される。群馬県庁舎昭和庁舎と、道を挟んだ向かいに立つ群馬会館はともにルネッサンス様式の建築で、一階は石貼り、上層はスクランチタイル貼りの外観意匠として、優雅で軽快な印象を与えており、県民・市民にとって親しみのある建物といえよう。



図6 旧大阪砲兵工廠化学分析場
(内田和伸氏撮影・提供)

9) 田村鎮（1878-1942）

田村鎮は東京帝国大学建築学科の出身で、卒業後は陸軍省に入り、技師として数多くの軍関連施設を手がけた人物である。田村が設計に大きく関わったと推定されるものには、樺太守備隊司令官宿舎（現ロシア陸軍法務局サハリン州軍管区裁判所、1908）があり、また本調査に該当する江戸城跡に立地する旧近衛師団司令部庁舎（現国立近代美術館工芸館、1910、国重文）が代表作といえる。

旧近衛師団司令部庁舎は江戸城周辺に数多くあつた明治期の洋風煉瓦造建築が急減するなかで、旧態を良好に残す貴重な事例である。

10) 置塙章（1881-1968）

置塙章は東京帝国大学工科大学建築学科の出身で、卒業後は陸軍省に勤め、大正9年（1920）に兵庫県庁營繕課に移り、昭和3年（1928）には独立して設計事務所を構えた。軍関連施設、公共施設を多く手がけ、独立後も官民にかかわらず幅広く設計活動をおこなった人物である。主要作品には旧鳥取県立図書館（現わらべ館、1930）や宮崎県庁舎（1932、登録）などがある。

本調査では、陸軍省時代に設計した大阪城跡にある旧大阪砲兵工廠化学分析場（1919、図6）や兵庫県時代の旧尼崎警察署（1926）、独立後の水戸城跡にある茨城県三の丸庁舎（1930、図7）と多数確認される。旧大阪砲兵工廠化学分析場は現在閉鎖状態ではあるが、陸軍技師時代に手がけた作品の中で唯



図7 茨城県三の丸庁舎（内田和伸氏撮影・提供）

一現存するもので、貴重な事例である。また旧尼崎警察署は昭和40年（1965）まで現役で使用され、内部も比較的良好に往時の状態を保つ。現在ではイベント施設として活用され、地元市民にも親しまれている。茨城県三の丸庁舎は2011年の東日本大震災によって被害を受けたが、耐震補強および復元工事がなされ、現在も現役で使用されている。

11) 木子七郎（1884-1954）

木子七郎は代々禁裏御所出入りの大工職であった木子家の出身で、東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、大林組に入社した。大正2年（1913）に独立して設計事務所を開設した。主要作品には、愛媛県庁舎（1929）や関西日仏学館（原案レイモン・メストラレ、木子は設計監督、1936、登録）などがある。

本調査では、松山城跡に立地する萬翠荘（1922、国重文）が挙げられる。萬翠荘は旧松山藩主家の久松定謙伯爵の別邸として建てられたフランス・ルネッサンス風の洋館である。完成後には裕仁親王（後の昭和天皇）をはじめ皇族の滞在場所としても利用された由緒をもつ。往時の状態をそのまま残す貴重な建物であり、現在ではイベントや展示会場として幅広く活用されている。

12) 渡辺節（1884-1967）

渡辺節は東京帝国大学の出身で、古典主義を中心とした様式建築を得意とし、主に関西を中心に商業ビルや事務所建築を多数手がけた人物である。主要作



図8 自泉会館（内田和伸氏撮影・提供）

品には旧大阪商船神戸支店（1922、現商船三井ビルディング）や綿業会館（1931、国重文）が挙げられる。

本調査では、岸和田市岸和田城跡に立地する岸和田市立自泉会館（1932、登録、図8）が確認される。渡辺の作品の中では比較的小規模な住宅作品であり、装飾の少ないシンプルな外観デザインであるが、玄関部分には彼が得意とした様式建築のモチーフが見受けられ、貴重な事例といえる。

13) 西村好時（1886-1961）

西村好時は東京帝国大学工科大学建築学科の出身で、卒業後は一時曾禰中條建築事務所に勤め、大正3年（1914）の東京大正博覧会の設計に関わった。この年から清水組設計部の技師となり、数多くの銀行建築を手がけた。昭和6年（1931）に独立し、西村建築事務所を開設。主要作品には旧第一銀行の熊本支店（現ピース熊本センター、1919、登録）や丸太町支店（現京都中央信用金庫丸太町支店、1927）、横浜支店（現横浜アーランドタワー、1929、横浜市認定歴史的建造物）などがある。

本調査では、名古屋城跡に立地する愛知県庁舎（1938、国重文）が挙げられる。後述の渡辺仁との共同設計で、顧問は佐野利器と土屋純一が務めた。外観意匠には名古屋城天守閣をモチーフとする造形が随所にみられ、室内においても伝統的な意匠をモダニズム的に抽象化した造形が展開し、貴重な作品である。並立する名古屋市庁舎とともに、名古屋城天守閣から強く影響を受けたデザインは、城跡という立地に加えて、名古屋城に対する郷土意識の表出といえる。

14) 渡辺仁（1887-1973）

渡辺仁は東京帝国大学工科大学建築学科の出身で、卒業後は鉄道院に勤めた。大正6年（1917）には通信省に入省し、同9年（1920）に独立して渡辺仁建築公務所を開設した。渡辺は歴史主義様式から日本趣味の建築（帝冠様式）、初期のモダニズム建築まで多岐にわたるスタイルの作品を手掛けた人物である。主要作品にはホテルニューグランド本館

(1927) や第一生命館（松本与作とともに実施設計、1938）、旧原邦造邸（現原美術館、1938、DOCOMOMO JAPAN100選）などが挙げられる。

本調査では先述の愛知県庁舎が挙げられる。

15) 平林金吾（1895-1981）

平林金吾は東京高等工業大学（現東京工業大学）の出身で、明治神宮造営局技手や宮内省内匠寮技手、東京市臨時建築局技師などを務めた人物である。大正から昭和初期にかけて数多くおこなわれた建築設計競技の当選者の常連でもあった。主要作品には大阪府庁舎本館（岡本馨と共同設計、登録、1926）や旧朝鮮貯蓄銀行本店（現韓国スタンダードチャーチード銀行第一支店、1935）などがある。

本調査では、名古屋城跡に立地する名古屋市庁舎（1933、国重文）が挙げられる。実施設計は名古屋市土木部建築課がおこなった。中央部の高塔が特徴的で、名古屋城天守閣との調和を図り、銅板葺の宝形屋根頂部には四方睨みの鰐を截せて、千鳥破風を配する。室内意匠において西洋の歴史様式に日本的な要素、さらには当時の流行をも巧みに織り交ぜた造形美は、非常に価値が高い。

（2）戦後に活躍する建築家の作品

1) 阿部美樹志（1883-1965）

阿部美樹志は明治38年（1905）に札幌農学校（現北海道大学）土木工学科を卒業したのちアメリカのイリノイ大学に留学し、帰国後は鉄道院技師として東京や大阪で高架線を手がけた。戦後は戦災復興院の總裁を務め、特に土地利用や防災不燃化の観点から戦後の鉄筋コンクリート造による高層アパートの建設、住宅供給施策の基礎を築き上げた人物として知られる。主要作品には日比谷映画劇場（1934、現存せず）や東京建物本社ビル本館（1929）があり、また旧国鉄（現JR）や関西の私鉄の高架線なども多く手がけた。

本調査では佐賀城跡に立地する佐賀県庁舎本館（1950）が確認される。阿部の建築作品のなかで現存するものの一つで、古典的で重厚な印象を与える正面入口の列柱や装飾性の少ない外観意匠が特徴的

といえる。

2) 内藤多仲（1886-1970）

内藤多仲は東京帝国大学工学部の出身で、卒業後は早稲田大学教授を務めた。耐力壁による耐震構造理論を考案し、多くの近代建築の構造設計をおこなった。また戦後は多数の鉄骨構造による電波塔や観光塔の設計もおこなった。主要作品には名古屋テレビ塔（日建設計と共同、1954、登録）や通天閣（1956、登録）、東京タワー（日建設計と共同、1958、登録）などがある。

本調査では、甲府城跡に立地する山梨県庁舎本館（明石信道と共同設計、1963）が確認される。内藤は山梨県の出身である。規則的に並んだ開口部と茶褐色のタイル張りが特徴的で、玄関車寄せ上部は八角形に仕上げて重厚な印象を与える。耐震診断で問題が発覚したものの、2002年に免震工事をおこない、現在でも当初の形を留めたまま、現役の庁舎として使用されている。

3) 石本喜久治（1894-1963）

石本喜久治は東京帝国大学工学部建築学科の出身で、同期卒業の堀口捨己や山田守らとともに分離派建築会を結成した人物である。卒業後は竹中工務店に勤め、昭和2年（1927）に独立して片岡安とともに片岡石本建築事務所を開設、昭和6年（1931）には単独で設計事務所を開いた。主要作品には東京朝日新聞社（1927、現存せず）や日本橋白木屋（1931、現存せず）、旧横須賀海仁会病院（現社会福祉法人型テレジア会総合病院聖ヨゼフ病院、1939）がある。

本調査では、上田城跡に立地する旧上田市民会館（1962）が確認される。石本の晩年の作品で、数少ない石本の現存建築の一つではあるが、2014年に会館としては閉館した。それ以降も展覧会の会場として臨時利用されていたが、2017年11月をもって解体され、跡地には上田城二の丸の遺構が復元される予定である。

4) 吉田五十八（1894-1974）

吉田五十八は東京美術学校（現東京芸術大学）卒業で、特に独自の手法によって伝統的な数寄屋建築

の近代化に大きく寄与した人物である。昭和39年（1964）には伊東忠太に継いで建築界では二人目の文化勲章を受章した。代表作には日本芸術院会館（1958）や五島美術館（1960）、大和文華館（1961、DOCOMOMO JAPAN選定）が挙げられる。

本調査では、上越市高田城跡に立地する旧小林古径邸（1934、登録）が確認される。旧小林古径邸は東京の馬込に竣工したもので、1991年に現在地に移築された。城跡との文脈はないが、吉田の設計による住宅作品では現存最古のものであり、吉田の特徴である伝統と近代化が融合した和風意匠の貴重な事例である。

5) 山田守（1894-1966）

山田守は東京帝国大学建築学科の出身で、卒業後は通信省営繕課に入り、数多くの電信局・電話局を手かけた人物である。独立後は設計事務所を設立するとともに、東海大学工学部建設工学科にて教鞭を振るった。主要作品は永代橋（1926、国重文）や京都タワービル（1964）などが挙げられる。

本調査では、郡山城三の丸跡に立地する大和郡山市庁舎（1961、図9）や江戸城北之丸跡に立地する日本武道館（1964）が確認される。どちらも山田の晩年の作品で、大和郡山市庁舎は細いサッシとガラスのカーテンウォール、そして曲線をもった隅のガラス窓など、直線と曲線の繊細な意匠とし、表現主義的な山田の作風が見て取れる貴重な事例といえよう。



図9 大和郡山市庁舎（筆者撮影）

6) 松ノ井覺治（1896-1982）

松ノ井覺治は早稲田大学建築学科の出身で、卒業後に米コロンビア大学に入学、学業の傍ら建築事務所に勤め、大学終業後もアメリカで活躍した人物である。帰国後はヴォーリズ建築事務所東京主張所所長を務め、昭和25年（1950）から独立して設計事務所を開設した。主要作品には東洋英和女学院（1933）や旧亀井邸（現数江邸、1939、登録）などがある。

本調査では山形城二の丸跡に立地する山形市児童文化センター（1963）が確認される。鉄骨造平屋で細い柱と勾配の緩い屋根など洗練された松ノ井のデザインが感じられる良作である。市民にも親しまれた施設ではあったが、近年老朽化と利用者減少により、センターの廃止と解体が予定されている。

7) 今井兼次（1895-1987）

今井兼次は早稲田大学理工学部の出身で、卒業後も同大学で教鞭をとり、旧帝国美術院（現武蔵野美術大学）や多摩美術学校（現多摩美術大学）の設立にも関わった人物である。大正15年（1926）から2か年ヨーロッパを外遊し、その際に触れたアントニオ・ガウディの作品を日本に紹介したことはよく知られる。主要作品には旧早稲田大学図書館（現早稲田大学会津八一記念博物館、1925）や疠山美術館（1957、登録）、大多喜町役場（1959、2011年耐震改修および増築）などが挙げられる。

本調査では江戸城本丸跡に立地する桃華楽堂（1966、図10）が確認される。香淳皇后の御還暦記



図10 江戸城桃華楽堂（内田和伸氏撮影・提供）

念に建てられたもので、玄関ホールの屋根は緩やかな反転曲線をもち優雅な印象を与える。ホール部分は八角体で、花弁をモチーフとした屋根が架かる。外壁はモザイクタイルで彩られ、美術と建築が融合した華やかな建築で、今井の代表作のひとつといえる。

8) 上浪朗（1897-1975）

上浪朗は東京大学工学部建築学科の出身で、卒業後通信省経理局營繕課に勤め、多くの通信省建築を手がけた人物である。昭和21年（1946）に退官後は高層建築研究所を設立し、設計活動をおこなった。主要作品には旧京都中央電話局祇園電話分局（現NTT西日本京都支店祇園別館機械棟、1927）や旧芦屋郵便局電話事務室（現芦屋モノリス、1929）、広島通信局庁舎（1933、現存せず）などが挙げられる。

本調査では旧通信省姫路電話局別館（現姫路モノリス、1930、姫路市の都市景観重要建造物）が確認される。通信省独特の深い茶褐色のスクランチタイル張りの外観や人造石の窓枠で縁取られた窓まわりの意匠が特徴的なモダニズム建築である。

9) 城戸武男（1899-1980）

城戸武男は名古屋高等工業学校建築科の出身で、卒業後は竹中工務店に入社、昭和8年（1933）には独立して設計事務所を開設した。戦前は表現主義やスパニッシュ風の作品を多く手がけ、戦後は機能主義建築と和風建築の秀作を残している。後述の城戸



図11 芭蕉翁記念館（筆者撮影）

久は実弟である。主要作品には名古屋証券取引所事務館（1931）や金城学院栄光館（基本設計は佐藤鑑、1936）などが挙げられる。

本調査では、上野城跡に立地する芭蕉翁記念館（1959、図11）が確認される。コンクリート打ち放しの建物で、床面をやや上げてエントランス部分を吹き放しとしてことで、横長の平屋であっても軽快な印象を与えるデザインが特徴的である。またエントランス左右の壁面はロ字型のコンクリートブロック積みとし、採光を確保するとともに、意匠的な目を引くデザインである。当建築は、伊賀市に残る戦後モダニズム建築の事例として評価できる。近年記念館としての機能移転が計画され、今後の動向が注目される。

10) 大岡実（1900-1987）

大岡実は東京帝国大学工学部建築学科の出身で、卒業後は文部省技官や国立博物館保存修理課課長、法隆寺国宝保存工事事務所所長を務めた人物である。昭和27年（1952）からは横浜国立大学工学部の教授、同40年（1965）からは日本大学工学部教授を務めた。建築史研究者でありながら、多くの建築作品を手がけた。また木造古建築の不燃化を目指し、RC造で日本の伝統様式の再現を試みた。主要作品には浅草寺本堂（1958）や川崎大師平間寺本堂（1964）、聖光寺本堂（1970）などがある。

本調査では、松前城本丸跡に立地する松前城資料館（1960、図12）が確認される。戦災によって焼失



図12 松前城資料館（内田和伸氏撮影・提供）



図13 旧上野市立上野西小学校体育館（筆者撮影）



図15 白鳳公園レストハウス（筆者撮影）



図14 旧上野市庁舎（筆者撮影）

した天守であったが、大岡は旧形に復するために、資料を集めて復原した建物である。またRC基礎と石垣が干渉しないように主要構造柱の位置を考慮するなど、城郭の保護にも配慮し、修理技術者でもある大岡らしい作品といえる。

11) 坂倉準三（1901-1969）

坂倉準三は東京帝国大学出身で、ル・コルビュジエに師事し、数多くのモダニズム建築を手がけた人物である。パリ万国博覧会では日本館（1937）の設計を手がけ、海外からも高い評価を受けた。その他主要作品には神奈川県立近代美術館鎌倉館（1951）、DOCOMOMO JAPAN「日本の近代建築20選」、神奈川県重文）などが挙げられる。

本調査では、三重県伊賀市上野城扇之芝跡に立地する伊賀市立上野西小学校体育館（旧上野市立上野西小学校体育館、1966、図13）ならびに伊賀市南庁

舎（1964、旧上野市庁舎、図14）、伊予丸跡に立地する白鳳公園レストハウス（1963、図15）、佐賀市佐賀城北の丸跡に立地する市村記念体育馆（1963）が確認される。特に伊賀市（旧上野市）には1960年代に坂倉準三によって一連の公共建築が建てられ、なかでも市庁舎はその集大成とも位置付けられる作品として評価が高い。一方で近年、これら一連の公共建築のうち数棟が解体され、伊賀市庁舎についても取り壊しの方針であることから、保存活用に向けて運動が盛んに取り組まれている。

12) 泰井武（1901-1997）

泰井武は名古屋高等工業学校の出身で、卒業後は東京市臨時建築局に勤務、昭和2年（1927）には西村好時が所属する第一銀行に勤め、西村の独立とともに西村設計事務所に移った。昭和19年（1944）に西村の元を離れ、昭和46年（1971）まで鹿島建設に勤めた。

泰井の作品については詳らかでないが、代表作は本調査でも確認された駿府城跡に立地する静岡県庁本館（1937、登録）が挙げられる。昭和9年（1934）の静岡県庁舎懸賞設計競技に当選して建てられたもので、実施設計は静岡県営繕課の大村巳代治によっておこなわれた。玄関部分に変更があるものの、他は泰井の原案通りに設計された。正面中央の宝形屋根やバラベット部分を本瓦葺風にみせ、当時の流行でもあった日本趣味の意匠（帝冠様式）がよく表

れた作品である。

13) 前川國男（1905-1986）

前川國男は東京帝国大学出身で、ル・コルビュジエや先述のアントニン・レーモンドの下でモダニズム建築を学び、戦後の日本建築界を牽引する建築家の一人で、数多くの作品を残している。主要作品は京都会館（1960、DOCOMOMO JAPAN100選）や東京文化会館（1961、DOCOMOMO JAPAN100選）などが挙げられる。

本調査では、青森県弘前市弘前城三の丸跡に立地する弘前市民会館（1964、図16）が確認される。前川の母の生家が弘前藩士であったこともあり、弘前市には前川作品が10棟残っている。城郭跡には市民会館の他に、築50年には満たないが、弘前市立博物館（1976、図17）や弘前市緑の相談所（1980）が立地する。市民会館だけでなく、前川國男の作品群と



図16 弘前市民会館（内田和伸氏撮影・提供）



図17 弘前市立博物館（内田和伸氏撮影・提供）

して弘前市の特徴にもなっている。

14) 城戸久（1908-1979）

城戸久は名古屋高等工業学校の出身で、卒業後も同校で教鞭をとった。日本建築史研究者で、近世日本城郭建築の権威として知られ、多くの城郭の復元や再建に携わった。

設計活動を主としておこなったわけではないが、建物では岡崎城跡の復元天守が代表作といえる。当建築は実兄の城戸武男の関与も示唆される。古写真をもとに再建された天守で、都市の復興のシンボルとして戦後流行した一連の復元天守として位置づけられる。現在は歴史資料館として利用されている。

15) 藤岡通夫（1908-1988）

藤岡通夫は東京工業大学建築学科の出身で、城郭建築や京都御所、東南アジアの王宮に関わる研究をおこなった建築史研究者である。また文化財保護委員も多数務めた。寺院建築の設計も手がけ、また城郭の外観復元も多数おこなった人物である。主要建築作品には真淨寺本堂（1951）などがあるが、専ら城郭建築の復元作品が多い。

本調査では和歌山城跡の天守閣（1958）をはじめとして、小倉城跡の天守（1959）、小田原城跡の天守（1960、図18）、熊本城跡の天守（1960）、平戸城跡の天守（1962）、岩国城跡の復興天守（1962）、中津城跡の天守（1964）、島原城跡の天守閣（1964）、唐津城跡の天守閣（1966）、会津若松城本丸跡の鶴ヶ城天守閣郷土博物館（1965）が確認される。この他



図18 小田原城跡天守（内田和伸氏撮影・提供）

に築50年に満たない城郭復元建築も多数現存する。1950年代後半からの天守復元ブームは戦後復興を象徴する都市のシンボルでもあった。これら藤岡による一連の復元建築は城郭の歴史だけでなく戦後も含めた歴史の重層が織りなす価値のある建築といえよう。

16) 内田祥哉 (1925-)

内田祥哉は東京帝国大学工学部建築学科の出身で、卒業後は通信省、電気通信省を経て、日本電信電話公社建築部に勤めた。昭和31年（1956）から東京大学で教鞭をとり、退官後は明治大学や金沢美術工芸大学でも教授を務めた。現在でも活動を続ける現代建築家の巨匠である。主要作品には佐賀県立博物館（第一工房と共同1970、日本建築学会賞受賞）や佐賀県立九州陶磁文化館（アルセッド建築研究所と共同、1980、日本建築学会賞受賞）、大阪ガス実験集合住宅NEXT21（1993）などがある。

本調査では佐賀城跡に立地する佐賀県立図書館（東京第一工房と共同、1962）が確認される。内田の初期の作品で、コンクリート打ち放しの躯体や茶褐色タイルの壁面はまさにモダニズム建築である。二階の階高を低くし、外観の圧迫感は軽減され、スマートな意匠をみせる。手すりなど細部の意匠も特徴的で、細部の設計にまで常にこだわった内田の特性が現れる作品である。現役の図書館として市民をはじめ、多くの人々に今もなお親しまれている建築である。

(3) 外国人建築家による作品

1) H.S.パーマー (1838-1893)

H.S.パーマー（Henry Spencer Palmer）は建築家としてよりも、日本初の近代水道である横浜市水道の設計監督を務めた人物としてよく知られる。明治12年（1879）に初来日し、先の横浜市のはかに、大阪、函館、東京、神戸の水道計画を作成し、また横浜港築港工事の監督工師を務め、現代まで残る多くの土木遺産を手がけた。

本調査では、大坂城跡本丸に立地する配水場配水池（1895）が挙げられる。明治23年（1890）年のコ

レラ流行をきっかけ、大阪市内でも標高の高い本丸跡に建設された。定期的な点検や補修、内部設備の更新がなされ、現在でも市域に供給されている。近代の土木遺産でありながらも、大阪市民の生活には欠かせない存在として非常に貴重なものである。

2) J.M.ガーディナー (1857-1925)

J.M.ガーディナー（James McDonald Gardiner）は明治13年（1880）に立教学校の校長として来日し、同25年（1892）に教職を辞して以降は、建築家として日本に多くの作品を残した人物である。主要作品には旧日本聖公会京都聖約翰教会堂（1907、1964博物館明治村に移築、国重文）や日光真光教会礼拝堂（1899、栃木県指定文化財）、旧内田家住宅（現外交官の家、1910、国重文）が挙げられる。

本調査では、山形城跡の旧三の丸に立地する山形型ペテロ教会礼拝堂（現日本聖公会東北教区山形聖ペテロ教会、1910、登録）が挙げられる。市街中心部に位置し、急峻な屋根勾配と下見板張の外壁、尖塔アーチ型の窓が特徴的な建物である。また礼拝堂内部のトラス架構も意匠的で、明治期の教会建築遺構として貴重な事例である。

3) W.M.ヴォーリズ (1880-1964)

W.M.ヴォーリズ（William Merrell Vories）はアメリカ出身で当初は英語教師として来日した。明治41年（1908）には京都で事務所を設立し、日本各地で西洋建築の設計を数多く手がけた人物である。教会建築や学校建築を多く設計し、主要作品には神戸



図19 彦根市民活動センター（筆者撮影）



図20 滋賀大学陵水会館（筆者撮影）

女学院の建築群（1931、国重文）や関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス建築群（1929、経済産業省選定「近代化産業遺産群」）が挙げられる。

本調査では、彦根市彦根城跡に立地する彦根市民活動センター（1924、図19）や滋賀大学陵水会館（1938、登録、彦根市景観重要建造物、図20）が確認される。滋賀大学陵水会館はスパニッシュ・スタイルのヴォーリーズの作風がうかがえる建物で、外観も当初の意匠を維持している貴重な作品として評価される。

4) マックス・ヒンデル（1887-1963）

マックス・ヒンデル（Max Hinder）は大正末期から第二次世界大戦までの間に札幌や横浜に滞在し、多くの建築を手がけたスイス人建築家である。主要作品には上智大学1号館（1931）や旧名古屋南山中学校本館（現南山学園ライネルス館、1932、登録）などがある。

本調査では、宇都宮城跡の旧外郭に立地するカトリック松が峰教会（1932、登録）が挙げられる。ロマネスク・リヴァイヴァル様式の建築であり、宇都宮で採掘される大谷石を用いた建築としては最大級のものである。八角形のトンガリ屋根の双塔はシンボリックで、宇都宮のランドマークとしても親しまれている。

5) アントニン・レーモンド（1888-1976）

アントニン・レーモンド（Antonin Raymond）はアメリカでフランク・ロイド・ライトの下で建築



図21 群馬音楽センター（内田和伸氏撮影・提供）

を学び、ライトが帝国ホテル建設の際にともに来日した。その後日本にとどまって国内に数多くのモダニズム建築を手がけ、日本におけるモダニズム建築の巨匠とうたわれる人物である。主要作品には小林聖心女子学院本館（1927、登録）やレーモンドホール（1951、登録）が挙げられる。

本調査では、高崎城跡に立地する群馬音楽センター（1961、高崎市景観重要建造物、DOCOMOMO JAPAN「日本の近代建築20選」、図21）や新潟県新発田城跡に立地する日本カトリック教団カトリック新発田教会（1965）が確認される。高崎城跡は大部分がすでに都市化され、群馬音楽センターは旧三の丸跡に立地する。レーモンドの代表作品の一つで、高崎市民からの寄付金1億円も建設費に充てられた。建築作品としても日本におけるモダニズム建築を代表するもので、建築界においても評価は高い。

（4）地方を基盤とした建築家による作品

1) 高橋兼吉（1845-1894）

高橋兼吉は現在の山形県鶴岡市に生まれ、父半右衛門の大工職を継いで修行を重ねた。慶応3年（1867）ごろに上京し、東京や横浜で洋風建築を学んだとみられ、鶴岡周辺において明治初期の擬洋風建築を多く手がけ人物である。

本調査では、鶴岡城跡に立地する、伝統技法を用いた堂宮大工としての作品である莊内神社（1877）や上京して学んだ洋風建築の意匠を用いた旧西田郡役所（1881、1972年に現在地に移築、国重文）、

旧鶴岡警察署庁舎（1884、1957年に現在地に移築、国重文）の擬洋風建築が確認される。後者2棟は県内の明治初期の擬洋風建築群の中でも代表的な作品であり、非常に貴重な事例である。

2) 鈴岡通（1886-1955）

鈴岡通は福井市の出身で、名古屋高等工業学校建築科の第一期生である。設計事務所を東京に構えていたが、地元福井市内でも設計活動を継続していたとみられる。作品については詳らかではないが、主要作品には福井市役所（3代目庁舎、1933、現存せず）が挙げられる。

本調査では福井城三の丸跡に立地する旧福井信託銀行（現三井住友信託銀行福井支店、1934）が確認される。装飾を抑えた直線的なデザインが特徴的で、多くの近代建築が倒壊した昭和23年（1948）の福井地震でも被災を免れたという歴史とともに、貴重な作品として評価できる。

3) 松田昌平（1889-1976）

松田昌平は名古屋高等工業学校建築科の出身で、卒業後は南満州鉄道株式会社建築課に勤務した。昭和6年（1931）には松田建築設計事務所を構え、福岡市を中心に多くの作品を手がけた。日本建築士会連合会の副会長や福岡県建築士会会長も務め、昭和43年（1968）からは共立大学工学部の教授も務めた。松田軍平は実弟である。主要作品には北九州市旧門司三井俱楽部（1921、国重文、近代化産業遺産）や朽木ビル（1920）、旧日本足袋久留米第三工場（現アサヒコーポレーション第三工場、1930）などが挙げられる。

本調査では久留米城跡に立地する旧九州医学専門学校本館（現久留米大学本部、1929）が確認される。外観は縱長の開口部とそれに沿った3階まで通しの柱及び窓枠が、強弱をつけて垂直ラインを構成する。また玄関部分には古典風のデザインを用い、大学建築として威儀のある佇まいが感じられる。

4) 松田軍平（1894-1981）

松田軍平は兄昌平と同じく名古屋高等工業学校の出身で、卒業後は清水組（現清水建設）設計部に入

社するものの、大正10年（1921）に米コーンル大学に入学、アメリカの設計事務所で修行を積んだ。トローブリッジ・リビングストン事務所勤務時に三井本館の設計及び現場管理に携わった。昭和6年（1931）に設計事務所を開設し、多くの作品を手がけた。主要作品には旧三井物産門司支店（現門海らいぶ館、1937）や泰天三井ビル（1937）、旧田島繁二邸（現南アフリカ共和国大使公邸、1936）などが挙げられる。

本調査では久留米城跡に立地する旧橋石德次郎邸（現石橋迎賓館、1933）が確認される。スパニッシュウ風の住宅建築で、庭に面したコリント式円柱のアーケードや大きなアーチ状の開口部と大小の窓がバランスよく配置された外観意匠は松田軍平のデザインセンスの良さを感じさせる。普段は非公開であるが、現在でも迎賓施設やイベント会場として利用され、多くの人々に親しまれている。

5) 岩下松雄（1898-1993）

岩下松雄は鹿児島県立加治木工業学校の出身で、卒業後は満州で鉄道関係施設の設計に携わり、のちに母校で教鞭をとり、大正8年（1919）には文部大臣官房建築課に勤務、大正14年（1925）からは鹿児島県建築課技師として国内に多くの作品を残した人物である。戦後は建築行政に尽力し、また2代目鹿児島県建築士会会长を務めた。主要作品には旧鹿児島地方気象台（1933、1990年代に取壊、現在は外観意匠を踏襲した税務署が建つ）や旧鹿児島県立第一高等女学校校舎（現鹿児島県立鹿児島中央高等学校本館および講堂、1935）が挙げられる。

本調査では、鹿児島城二の丸跡に立地する旧鹿児島県立図書館（現鹿児島県立博物館、1927、登録）が確認される。RC造の特性を活かし、隅部の塔屋や階段室に曲面を用いた堂々たる建築である。九州初のRC造による大規模な図書館建築であるといい、また戦災を免れた県内数少ない近代建築の一つで価値の高い作品である。

3. 建築家からみた城郭跡の作品

以上のように、近世城跡に立地する近現代施設について、その設計者をみてきた。本章では、そこからうかがうことができる若干の考察を記しておきたい。

(1) 著名な建築家の作品

本調査では、明治期から現代まで全国に多くの作品を残した著名な建築家が近世城郭跡にも多数の作品を手がけていることが確認できた。

戦前の建築作品については、日本の建築史上においても重要な現存作品として文化財指定を受けているものも多い。また戦後については、国の文化財指定を受けていないものの、登録有形文化財として登録しているものや地方公共団体が指定する景観形成建造物などに指定され、その城跡や都市の中で重要な歴史的建造物として認識されているものも多数確認できた。

また外国人建築家の設計による作品も見逃すことはできない。日本近代史においても彼らの功績は重要であり、建築史上においても西洋の様式や技術、モダニズム建築の意匠および構造などを日本に伝え、彼らの残した作品は、多くの日本人建築家に今なお影響を与え続けている。

(2) 地方で活躍した建築家たちの作品

著名な建築家だけでなく、地方で活躍した建築家たちも多くの建築作品を近世城郭跡に残している。本稿では5人の建築家を紹介することに留まったが、そのほかにも地元大工による作品は多数の近世城郭に立地している。彼らの作品は地元の伝統的な構法を継承した作品や最先端の建築様式や意匠を取り入れた作品など、全国的に活躍した建築家とは異なる地方色に溢れた建築を生み出している。建築史上においても、また郷土の歴史上においても重要な近現代建築といえるだろう。

(3) 多様な建築意匠

近世城郭跡に立地する近現代施設はその時代の先駆的な技術やデザインを用いて、多様な建物が建て

られていることが指摘できる。明治期に建てられたものでは洋風意匠の木造建築、煉瓦造による近代建築があり、昭和初期の庄舎建築では当時流行っていた日本趣味の建築様式（帝冠様式）、戦後はRC造によるモダニズム建築などである。

このように各時代において、建築構造や意匠が多岐にわたる近現代建築が城跡に立地することは、城跡そのものが都市において重要な場所であることを意味し、そこに建つ建物もまたその都市の顔として注目されていたことを裏付ける。つまり城跡の歴史性や場所性などの表出としてこれらの近現代建築を評価することができよう。

(4) 群としての建築家による作品

本調査では、建築家による作品群の一つとして位置付けられる近現代施設も複数確認できた。上野城跡における坂倉準三設計の建築群や弘前城跡に立地する弘前市民会館をはじめとした弘前市内の前川國男による作品群、復興および復元天守を数多く手がけた藤岡通夫の作品群である。

坂倉の作品群は解体されたものも多数あるが、単体の建造物としての評価だけでなく、群として高く評価され、現存建築についても保存要望が多くある。前川の作品群は弘前市内の代表的なモダニズム建築として認知され、市内観光の一つの事例ともなっている。

藤岡による天守建築は、戦後復興のシンボルとして歴史性を有し、現在では城跡が位置する都市のシンボルとして市民に親しまれているものが多い。藤岡の天守建築群については城跡の整備や復元の視点から研究されることはあるても、建築史や文化財の視点からはこれまであまり注目されてこなかった。築50年に満たない作品も未だ多いが、文化財の対象となりつつあり、藤岡の作品群として、今後注目される可能性は大いにあるだろう。

(5) 名古屋高等工業学校の卒業生の作品

本稿で取り上げた建築家の中では、東京帝国大学（現東京大学）出身の建築家が圧倒的に多い。その他には、早稲田大学や東京高等工業大学（現東京工

業大学）などの出身者も見られたが、東京帝国大学に次いで多く確認できたのが、名古屋高等工業学校（現名古屋工業大学）の出身者であった。

辻岡通（第1期生、1908年卒業）をはじめとして、松田昌平（1911年卒業）、松田軍平（1914年卒業）、城戸武男（1920年卒業）、泰井武（1924年卒業）、城戸久（1929年卒業）が卒業生として挙げられる。また土屋純一は教授として、武田五一は校長として名古屋高等工業学校に勤務していた。

本稿では同校の出身者である共通性のみを述べるに留まるが、近世城郭跡の作品と彼らの関係性は興味深い。

4. おわりに

本調査で取り上げた近現代建築家による近世城郭跡に立地する近現代施設は、各時代の先駆的な様式や意匠、技術をもって建てられ、今もなおその魅力を保っている。建築当初の用途や機能が変化するものもあるが、現役で利用・活用がなされているものも多く見受けられた。

明治の廃城後も、城郭跡は都市の中心的存在や象徴として、土地の履歴を受け継いでいる。そして、その上に立地する近現代建築もまたその履歴を受け継いだ重要な建物であるといえる。

最後に今後の展望について述べておく。本調査では近世城郭跡に立地する近現代施設について、特に設計者の判明する建築作品について、その建築家の経歴や主要作品なども含めて、考察をおこなってきた。しかしながら、著名な建築家や既往研究で詳細が明らかなる41名の建築家の作品について述べるに留まった。現存する近現代施設について、より詳細な個別調査をおこなう必要がある。特に地元で活躍したとみられる建築家や大工については、さらなる調査研究が必要である。また名古屋高等工業学校の出身者のように、建築家の出身校と城跡に建つ近現代施設の関連性も興味深い事例の一つである。これらについては、本稿では示唆するに留め、別稿に譲ることとしたい。

【謝辞】

本調査にあたり、各建物および設計者の建築家について、自治体文化財課や各都道府県の建築士会には聞き取り調査でお世話になった。また内田和伸氏には多数の写真を提供いただいた。ここに感謝の意を表します。

【参考文献】

- 1) 今井兼次 1941年「故佐藤功一博士の作品」『建築雑誌』第680号 pp.859-861
- 2) 菊池重郎 1964年「明治13年来日本人建築家JM.ガーディナーの人と作品」『日本建築学会論文報告集』第103号 日本建築学会 p.474
- 3) 谷川正己 1964年「大熊喜邦の建築観について」『日本建築学会九州支部研究報告』昭和39年度第1号 日本建築学会九州支部 pp.5-8
- 4) 内藤多仲 1965年「阿部美樹志氏を偲びて」『建築雑誌』第954号 日本建築学会 p.7
- 5) 高島猛 1977年「福井県における戦前洋風建築物について（その2. 辻岡通氏設計の2作品）」『日本建築学会大会（九州）学術講演梗概集 計画系52』日本建築学会 pp.1959-1960
- 6) 清水邦保・鳥海良晴・越野武・角幸博 1979年「山形県鶴岡大工高橋兼吉（1845～94）の経歴と作品について」『日本建築学会北海道支部研究報告集』第50号 日本建築学会北海道支部 pp.371-374
- 7) 土田充義・堺雅彦 1982年「地方の建築家松田昌平氏について」『日本建築学会研究報告 九州支部2計画系』第6号 日本建築学会九州支部 pp.489-492
- 8) 平井聖 1989年「藤岡通夫先生の思い出」『建築史学』第13号 建築史学会 pp.132-143
- 9) 土田充義・揚村固 1991「地方の建築家岩下松雄」『日本建築学会研究報告 九州支部3計画系』第32号 日本建築学会九州支部 pp.381-384
- 10) 角幸博 1994年「建築家マックス・ヒンデルの経歴と作品について」『日本建築学会計画系論文集』第465号 日本建築学会 pp.175-181
- 11) 川口洋光・越野武・角幸博・池上重康 2001年「建築家中條精一郎の設計活動」『日本建築学会北海道支部研究報告集』第74号 日本建築学会北海道支部 pp.313-316
- 12) 角幸博・井潤裕・石本正明 2001年「旧樺太守宿舎司令官宿舎（1908）の現況と設計者について」『日本建築学会技術報告集』第14号 日本建築学会 pp.331-334
- 13) 李明・石丸紀興 2006年「建築家上浪朗の通信局舎建築作品に関する考察—広島郵便局電話分室と広島通信局舎建築を中心として—」『日本建築学会

- 計画系論文集』第610号 日本建築学会 pp.221-227
- 14) 名古屋工業大学 2006年『名古屋工業大学建築学科百年史』名古屋工業大学建築学科創立百周年記念会
- 15) 石田潤一郎・中川理 2008年『近代建築史』昭和堂
- 16) 岡崎勝宏 2009「旧尼崎警察署建物設計者・置塙章について」『地域史研究 尼崎市立地域研究資料館紀要』第39巻第1号 尼崎市立地域研究資料館 pp.41-49
- 17) 山室裕 2009年「置塙章研究序説その1－大正9年官庁営繕時代から昭和12年三田学園記念図書館までの作品系譜－」「日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』第49号 日本建築学会近畿支部 pp.737-740
- 18) 清水隆宏・金田美世・河田克博 2010年「旧岐阜県庁舎の研究 その1－建築的特徴について－」「日本建築学会大会（北陸）学術講演梗概集 F-2,建築歴史・意匠」日本建築学会 pp.521-522
- 19) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編 2010年『萬翠荘調査報告書』愛媛県教育委員会
- 20) 足立裕司 2011年「旧通信省電話局庁舎に関する一考察—上浪朗の作品を中心として—」「日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』第51号 日本建築学会近畿支部 pp.885-888
- 21) 藤岡洋保・青砥真裕 2011年「平林金吾の建築設計競技資料」「日本建築学会大会（関東）学術梗概集 F-2,建築歴史・意匠」日本建築学会 pp.329-330
- 22) 青柳憲昌 2013年「大岡實の「復元」建築」「日本建築学会計画系論文集』第692号 日本建築学会 pp.2199-2205
- 23) 矢島平一・菅原洋一 2014年「本居宣長旧宅の移築工事にみる保存理念 本居宣長旧宅保存事業にみる保存理念と手法に関する研究（その1）」「日本建築学会計画系論文集』第700号 日本建築学会 pp.1407-1414
- 24) 石田潤一郎監修 2014年『関西のモダニズム建築 1920年代～60年代、空間にあらわれた合理・抽象・改革』淡交社
- 25) 石田潤一郎 2014年「名古屋市両者・愛知県庁舎の歴史的位置」『月刊文化財』第615号 文化庁文化財部 pp.4-8
- 26) 三宅拓也 2014年「松ノ井覚治のニューヨーク留学中の課題作品について」「日本建築学会大会（近畿）学術講演会』日本建築学会 pp.639-640

III 事例報告



鳥取城跡のサクラに関する経緯、現状と課題

- 城跡の公園利用と植栽 -

佐々木 孝文（鳥取市教育委員会文化財課）

1. はじめに

(1) 史跡の概要

史跡鳥取城跡附太閤ヶ平（昭和32年国史跡指定、昭和62年拡大指定）の指定範囲は、久松山のほぼ全山、968.324平方メートルである。近世の鳥取城のほか、久松山の中世城郭群、久松山と対峙する本陣山山頂の羽柴秀吉本陣（太閤ヶ平）を指定範囲に含んでいる。

史跡鳥取城跡は、中国山地に水源をもつ千代川及びその支流によって形成された沖積平野である鳥取平野の東北側に位置する、標高263m の久松山に所在している。主要な遺構は山頂部と山麓部にあり、久松山頂の天守跡からは、鳥取平野の大半及び日本海・砂丘まで、周辺地域を見渡すことができる。また、周辺地域のはとんどの場所から、この山の姿を見ることができる。

久松山の南西側（前面）は、かつては袋川が蛇行して流れ、低湿地を形成していたと考えられている。鳥取城築城に伴い、この低湿地が開発され、現在の

鳥取市中心市街地の原型となる城下町が形成された。

鳥取城跡から、日本海に面した賀露港、天然記念物鳥取砂丘までは、約 5.5km の距離である。また、因幡山名氏が本拠とした布施（布勢）天神山城跡も、約 5.5km の距離にある。

鳥取城跡は、①織豊時代から近世徳川時代に移行する転換期の歴史に深い関係をもっていること、②山城的形式を残す山上ノ丸中腹の砦跡群の古い城跡遺構に対し近世の城郭形式を残す山下ノ丸を中心とする新しい遺構が新旧重層して併存すること、を主な理由として国の史跡指定を受けている。

戦国時代、因幡・但馬の山名氏の内訌の際に、久松山頂に出城が造られたことが端緒を開き、因幡山名氏配下の武将・武田高信、次いで高信を追った山名豊国によって、地域支配の拠点城郭として整備された。天正 8・9 年（1580-1581）には、羽柴秀吉の中国侵攻の際に戦場となったが、このころまでは、石垣を持たない土の城であった。

天正 9 年以降、秀吉配下の宮部継潤が城主となっ



図1 鳥取城跡のサクラ



図2 建造物解体前の鳥取城（明治12年）

て、鳥取城の整備を進め、このころ、石垣をもつ城の築造が始まると考えられる。関ヶ原の戦いで宮部氏が退転すると、慶長5年（1600）からは、池田長吉が鳥取城主となり、慶長7年（1602）から4～5年かけて鳥取城の大整備を行った。この時、山上ノ丸の改修だけでなく、山下ノ丸の築造も進めたと考えられる。山上ノ丸には、一部石垣化されていない曲輪が残されており、既に城の中心部は山麓に移されていたようである。

元和3年（1617）に、池田長吉に代わって池田家の本家にあたる池田光政が播磨から移封され、因幡・伯耆2国、32万石の大藩主として、鳥取城を保有することになった。この時の整備により、鳥取城山下ノ丸と、袋川を懸構えとする、鳥取城下町の基本骨格ができあがった。寛永9年（1632）に岡山藩と鳥取藩の国替えがあり、池田光仲が城主となって、その後明治維新までつづく鳥取藩主池田家が成立した。その後も、享保5年（1720）の石黒大火（建造物の大半が失われた）後の復興・弘化期・安政期の改修など、幕末までたびたび手が加えられて、鳥取城は現在遺構を見る姿となった。当初二ノ丸まで続いていた大手登城路が、三ノ丸で一旦途切れ、二ノ丸から天球丸の部分で再び出現する特異な構成は、この段階的改修を物語っている。

（2）史跡の現状

現在は史跡としての鳥取城跡、都市公園としての久松公園として整備・活用されており、市民の憩い



図3 桜馬場（岡嶋正義「鳥府志」より）

の場、鳥取市の顔としての役割を担っている。

史跡内には、重要文化財仁風閣、鳥取県立博物館、鳥取県立鳥取西高等学校が所在している。近代以降、学校用地や公園用地として利用されつつも、江戸時代末期のプランを大きく損なうような変更は受けでおらず、建造物こそ残らないものの、保存状態は良好である。

平成2年には日本さくら名所100選（公益財團法人日本さくらの会選定）に選ばれ、城下町の外郭にあたる袋川堤防上の桜並木と並んで、鳥取市中心市街地のサクラの名所として親しまれている。

山上ノ丸にはかつてロープウェイが設置されていたが、現在は廃業・撤去され、駅舎・休憩舎が残されている。また、山上ノ丸には、第二次世界大戦中に使用された防空監視台の部材、あるいは防空壕といった、戦争遺構も残されている。

現在は、平成34年度完成目標に大手登城路の建造物復元を含む史跡の計画的整備を実施しており、それに合わせて周辺街路や公園の再整備が行われつつある。

（3）鳥取城の景観とサクラ

鳥取城とサクラの関係は、元和期に城主となり、現状の城跡と城下町跡の原型を作った、池田光政の時代に遡るとされる。光政時代の内堀の改修に際し、堀端に桜並木を植え、桜馬場と呼んだという。

馬場のサクラは、「寛文大図」と呼ばれる、因幡一円を描いた絵図にも記載されているが、元禄時代までは古樹となって残っていたという¹⁾。

樹種は不明であるが、並木として植えられたもので、桜並木としてはかなり早い時期のものではないかと考えられる。樹種を明示する文献はないが、岡嶋正義「鳥府志」の挿画²⁾では葉桜として描かれていることも踏まえ、ヤマザクラだった可能性が高い（図3）。

2. 久松公園の成立とサクラ

（1）明治維新後の鳥取城

版籍奉還後、国有地となった鳥取城跡は、兵部省、

ついで陸軍省の所管となり、明治6年（1873）の「廢城令」に際しても、存城とされた。明治8年（1875）に門櫓や番人小屋など、軍の利用のため支障物件は撤去されたが、明治11年（1878）末までは二ノ丸の三階櫓・走櫓・菱櫓、三ノ丸御殿などの建物を陸軍が改修して使用していた。その後、陸軍が撤収したことによって残る建物も不要となり、明治12年（1879）には完全に撤去された。

その後は陸軍省所管の遊休地として県に管理が委託され、非常時に陸軍が使用できるよう原状回復できる範囲で借地として貸し出されたりしていたが、明治21年（1888）に三ノ丸御殿跡を鳥取第一中学校用地として選んだ県は、明治22年（1889）に民間の借地を返却させ、陸軍から無償貸与を受けることになった。同年、陸軍が不要城郭を旧藩主を優先して払い下げる 것을決め、鳥取城も翌23年（1890）に旧藩主池田伸博侯爵が買い戻しているが、陸軍省との契約が切れた後も、第一中学校は池田家から用地の有償貸与を受けて、同地で存続した。

明治23年以降、中学校用地以外の鳥取城跡は、全城池田家の私有地として管理されることになり、一般の市民の立ち入りは制限された。明治40年（1907）の皇太子行啓に伴う扇御殿跡への宿舎（現・重要文化財仁風閣）建設、明治45年（1912）の山陰線開通式会場としての二ノ丸跡・天球丸跡の利用など、必要に応じて池田家が市民の利用を許可していた。

（2）久松公園の整備

明治末期以降、地域・市民からの鳥取城跡の公園利用の希望は、次第に強くなっていき、仁風閣の下段（米蔵跡）や内堀の公園的利用はなし崩し的に進んでいったようである。所有者である池田家においても、そのことを考慮し、自らが出資する形で、仁風内の下段、右脇丸跡、二ノ丸跡の範囲を県に整備させ、大正12年（1923）に鳥取城跡に「久松公園」を開園させることとなった。

明治40年に長岡安平が既に鳥取城跡を「久松公園」とする設計を手掛けたが、この時の整備は、神宮外苑などを手掛けた折下吉延が大正10年（1921）

表1 久松公園の整備と植栽年表

年代	事項
明治4年	1871 地蔵奉還により兵部省の管轄となる。
明治5年	1872 鳥取城跡・馬鹿城跡の城外建物の廃除しを願い出るが却下される。
明治6年	1873 1月1日よりゆる（廢城令）で陸軍管理（存城）となる。
明治8年	1875 「鳥取城跡の建物跡見跡／跡」刀様が登筆によって解説書が作られる。
明治10年	1877 三ノ丸兵庫、改修（三ノ丸御殿を転用）
明治12年	1879 二ノ丸三階櫓等解体
明治22年	1889 鳥取主池田家・岡山田酒家、庭園城跡払い下げを願い出る。陸軍より、中学校用地の鳥取城跡の無償貸与が決定される。
明治23年	1890 鳥取城跡の池田家への払い下げ
明治38年	1905 府県令第10号「樹木栽培規程」により、各小学校に植樹地を持つことを命ぜ、城跡下の二つの小学校（連島小学校、瀬戸内小学校）によって、城下町の外堀である城の土手上にサクラが植栽される。→現在での「メイヨノシノツクノ群生」。
明治40年	1907 豊作行賛を記念したサクラの記念植樹が城跡に行われる。鳥取城跡周辺のサクラの群生のはじまり。
明治45年	1912 無償貸与二丸跡・天球丸跡で山陰鉄道開通式会場が開かれ、折下吉延・久松山査定（8月）。翌年4月に2回目、5月に設計図提出。
大正12年	1923 1月12日、久松公園（遊園地）開園。二ノ丸、右脇丸、米蔵跡が開園される。鳥取城跡内（久松公園）でのサクラの群生のはじまり（ヤマザクラ100本、メイヨノシノツク約10本）。
大正13年	1924 城跡敷地を利用した鳥取運動場、開園。（1月13日）
昭和11年	1936 かねて市民より池田家に要望していた久松山の今山開拓が実現。
昭和18年	1943 鳥取大震災
昭和19年	1944 鳥取震災、池田家より鳥取市に寄贈される。
昭和27年	1952 鳥取大火災、焼け残のサクラも枯死し、以降昭和53年まで26年間園川のサクラまつりが開催。
昭和31年	1957 国立史跡に指定。
昭和34年	1959 石碑修復事業に着手。
昭和35年	1960 鳥取城跡ヒドリヅンギ植物（市個人団体協議会寄付、150本）
昭和36年	1961 久松山、5ヵ年計画で久松公園の運動施設を開園（一帯昭和40年）。
昭和38年	1963 久松山子谷、エニックス・カタエンシス一株を移植。天球丸・根植。
昭和39年	1964 ジャコウランなど5種類計4本を移植。山の奥の熱い運動による個人協議会、連合会員入会、久松母子の寄付による。
昭和40年	1965 重なるサクラの群生200本が市に寄贈され、久松公園一帯に植えられる。
昭和41年	1966 この度より、鳥取城跡二丸跡一帯、市民の憩いとレクリエーションを目的に4月上旬～中秋のサクラ祭に開催が確定される。
昭和43年	1968 市親善協会、宿泊：4年生の苗木（根鉢3寸×45本）を植樹。
昭和44年	1969 市親善協会、2年生の苗にリサイクルの名前づけを計画し、2,000本（ヤマザクラ）を湖山地区へ寄贈。
昭和45年	1970 久松山年会場設置60本が市個人団体協議会により久松公園に植樹される。
昭和46年	1971 ヒラフラン60本が市個人団体協議会により久松公園に植樹される。
昭和49年	1975 鳥取県年会場所、ニシキゴイ2,000匹を瓶に放し寄贈しツツジ100本を植樹。
昭和52年	1977 山陰緑の花園計画が久松公園に設置される。
昭和53年	1978 植木手のサクラ300本が市に寄贈される。
昭和57年	1982 石碑修理工事のため寄贈された二ノ丸跡標柱のサクラを補植。
昭和60年	1985 「東洋鳥取城跡太閤亭」平安保存（修理計画）策定。
平成17年	2005 「東洋鳥取城跡太閤亭」平安保存整備基本計画の策定。
平成18年	2006 「東洋鳥取城跡太閤亭」平安保存整備実施計画の策定。
平成19年	2007 「久松山花園新規開設計画」の策定。
平成25年	2013 米蔵跡の再整備に伴い、サクラを植補植。
平成26年	2017 高速道路（久松公園）サクラ管理標準（策定予定）

から翌年にかけて作成した設計に基づくものである。仁風閣のある扇御殿跡、第一中学校用地である三ノ丸跡、整備対象外であった天球丸跡を除いた山下ノ丸跡の、米蔵跡・二ノ丸跡・城代屋敷跡（翌年「運動場」として完成）が、近代公園として整備された。

折下の設計は「差当り遊園地として急施を要するもの、みに止め面も此れ等工事の為め将来設計に従ひ各種施設を増設するに当たり支障を来さざること

に充分考慮を払ひたり」³⁾というものであったため、グラウンド化のために高石垣が破壊され地面が掘削された城代屋敷跡を除いて、幸い城跡としての遺構はほぼ保存された形となっている。廃城令の際の測量図をもとに設計は行われたようで、基礎図と思われるものの一部が鳥取県立博物館に残されているが、原図・設計図とも未発見である。

池田家は「公園」という呼称を嫌い「遊園地」としていたが、結局「久松公園」と命名され、鳥取市が管理者となった。

このような経緯により、鳥取城跡の本格的な公園利用は、大正12年に始まった。さらに現在のような久松山全体が利用できる形となるには、昭和11年（1936）の池田家による全山開放を待たなければならなかつたが、この大正12年から昭和18年（1938）の鳥取大震災までの約20年間が、戦前の久松公園の盛時であった。

その後、昭和18年の鳥取大震災による被災、昭和19年の池田家より鳥取市への久松山全山寄贈、昭和20年の終戦に伴う進駐軍の宿舎建設などが立て続けに発生し、久松公園は荒廃してしまった。

（3）鳥取市のサクラ植樹のはじまり

一方、当地方において、サクラの本格的な群植が始まつたのは、明治38年（1905）のことだった。

県調令第10号「樹栽規程」⁴⁾により、各小学校が植栽地を持つことを指示された際、旧城下町の二つの小学校（遷喬小学校、醇風小学校）によって、城下町の外郭である袋川の土手にサクラが植栽された⁵⁾。これがサクラの群植の最初の事例である。樹



図4 袋川の桜土手

種はソメイヨシノで、大正4年の「御大礼記念」の際にも学童によって増植され、「桜土手」と呼ばれる、サクラの名所を形成した（図4）⁶⁾。

これは、校地内に植栽地を持つことができなかつた町中の小学校が校地外に植栽地を求め、袋川土手という城下町の外郭にあたる場所を選んだことから、それまで鳥取ではあまり見られなかつた、華やかな樹種を選んだものであろう。袋川土手の道は、鳥取城下町の三本の目抜き通りを横切る形になつており、通行量も多く、また、屋形船など袋川自体の船の往来も多い場所だったので、袋川のサクラのトンネルとして、サクラの名所となつた。

一方、鳥取城跡周辺でサクラの群植が始まつたのは、明治40年の皇太子行啓の際であった。皇太子の行啓を記念して、鳥取城跡の堀端の道路に250本のソメイヨシノが植えられたのである⁷⁾。

（4）戦前の久松公園とサクラ

上述した鳥取市におけるサクラ植樹の歴史と久松公園の成り立ちの関係からみても明らかなように、戦前において、久松山・鳥取城跡は、抜群のサクラの名所ではなかつた。鳥取城跡の景観を特色づける植物は古松やモミジであり、サクラは、季節の風物詩としてそれに彩りを添える存在であつた。

昭和19年（1944）まで、鳥取城跡・久松山はまだ池田家の個人所有地であったため、小学校が植栽地を求めた明治末年には、サクラの植栽は実施できなかつた。皇太子の行幸の際の記念樹としてのサクラも、植えられたのは城外の、内堀沿いの道であつた。明治45年に鉄道山陰線の開通を祝う山陰鉄道協賛会が開催された際、鳥取城跡が会場とされ、二ノ丸に本会場、天球丸に模擬店などが設置されたが、当時の記念写真等でみると、この時にもサクラが群植されている様子は見られない。

久松公園の計画的なサクラ植栽は、やはり大正12年の開園の際に始まると考えるべきであろう。この時、久松公園に百七十本のサクラが植栽されている。この時植栽されたサクラは半分以上はヤマザクラであり、袋川のソメイヨシノの群植と比べればかなり



図5 昭和10年頃の二ノ丸のサクラ（絵葉書）



図6 現在の二ノ丸（図5とほぼ同じ場所）

おとなしいものであった⁸⁾。

大正12年から10年ほど経った昭和10年（1935）頃の着彩絵葉書に、サクラの咲く二ノ丸を歩いているものがある。花は着彩されてやや大きめになっているようであるが、サクラの幹は細く、まだ若いサクラである（図5）。現在古木として残っているソメイヨシノはこの時のものと考えられる（図6）。

この時期、米蔵跡周辺にもサクラが写っている写真は見受けられるが、通路沿いをわずかに飾る程度で、群植というほどのものではない。

同時期の袋川は鳥取隨一のサクラの名所としての地位を既に確立しており、舟遊びや出店、サクラのトンネルの通行などの写真が多量に残されている。久松山ではむしろモジ狩りの方が盛んだったようで、江戸時代以来の久松山の自然景観の方が、公園の人工的植栽よりも愛されていたのかも知れない。

3. 史跡鳥取城跡とサクラ

（1）戦後の花木植栽とサクラ

昭和18年（1943）の鳥取大震災の際の仮設住宅設置、戦時中の天球丸の菜園利用、また戦後の進駐軍の宿舎設置など、荒廃していた鳥取城跡・久松公園は、戦後再度整備していくことになる。

まず注目されたのは、「梅の名所」としての天球丸跡であり、また、堀端にいくらかのサクラ以外の花木が植栽されるなどした。久松公園のサクラが注目されるようになるのは、昭和27年（1952）の鳥取市大火災以降のことである。この火災でサクラのト

ンネルとして知られた袋川のサクラ並木がほぼ全焼してしまった。サクラ苗寄付など有志による復興の努力が続けられ、現在は盛時の姿をある程度取り戻しているが、この間、延焼を免れた鳥取城跡・久松山のサクラの名所としての地位は相対的に上昇し、昭和53年（1978）の袋川の桜まつり復興までは、市街地最大の花見の場所となった（図7）。

（2）史跡指定とサクラ

久松公園に、サクラが大規模に追加植栽されるようになるのは、「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」として久松山・鳥取城跡が指定を受けた昭和32年（1957）以降のことである。史跡指定を受けて鳥取城跡の整備を進めようとしていた鳥取市は、昭和35年（1960）から5ヶ年間「久松公園美化運動」に取り組み、この時期に大量の花木を植栽している。サクラのほかにも、たとえば天球丸跡にはヒラドツツジ150本（昭和35年）、フェニックス1株・ジンチョウゲ595本（昭和36年）などが植栽され、城跡が一気に花木にいろいろとされた。堀のハス（一天四海）も、鳥取城の特色ある花木と考えられている。

サクラ、特にソメイヨシノも、この時期に多量に植えられている。

昭和36年（1961）に東京在住の匿名の個人から贈られた苗木200本を皮切りに、昭和38年（1963）には堀端に4年生のサクラが植樹され、昭和39年（1964）からは市観光協会がサクラの名所づくりを訴えて集めた2,000本の苗木のうち多数が鳥取城跡に植栽されている。



図7 昭和35年時の久松公園

鳥取城二ノ丸一帯で「桜まつり」が行われるようになったのは、昭和36年のことである。この祭りは4月上旬に約2週間程度、現在も開かれている。このころまでには、二ノ丸跡、天球丸跡も含め、久松公園のソメイヨシノが群植された状態となり、一齊に開花し一齊に散るようになっていたため、開花時期にあわせて開催されるようになったものである。

ただし、一時期の久松公園での密植はやや度を過ぎていたようである。2mほどの間隔で植えられていた時期もあるようで、この状態でサクラの健全性を維持することは難しかったようである。二ノ丸のサクラの老木を見ると、あるいは枯死し、残ったものも樹形があまり整っていない、健全とは言い難い状態となっており、生育条件に問題があったことを示している（図8）。天球丸跡については、平成10年代の文化財石垣修理事業などによって再整備した際、サクラはすべて撤去されているため、不分明である。天球丸跡については、建物遺構等、史跡としての遺構表示を重視した整備となっており、現時点

ではサクラの補植などは行っていない。

久松山頂の山上ノ丸にもソメイヨシノが植樹され、春に花が咲くと非常に目立つ状況となっているが、これも戦後に植樹されたものと、その補植によるものである。これらについても、標高が高いためテンゲ病を発症しており、山上ノ丸のサクラに感染する可能性もあることから、抜去することも検討されているが、春の風物詩として市民に親しまれている面もあり、現時点では残置している。

余談ながら、ソメイヨシノの研究で知られる遺伝学者・竹中要是鳥取第一中学校の卒業生であり、竹中の発見した「フナバラヨシノ」という品種が、久松公園の隣接地に移植され、現存している（当初は三ノ丸跡に植えられていた）。竹中は「日本さくらの会」の設立にも関与しており、久松公園はこの会の選定した「さくら名所百選」に選ばれている（図9）。

4. 鳥取城跡の保存・活用とサクラ

（1）鳥取城跡の植栽管理

久松公園のサクラは、群植されていること、寄附される都度空いている場所に追加されるような無秩序な植栽が行われてきたことなどから、これまでにすでに石垣や遺構に影響している事例も確認されている（図9）。

昭和47年（1972）に「久松山整備審議会」による検討、昭和59年（1984）の「史跡鳥取城跡保存管理計画」の策定により、史跡としての鳥取城跡の植栽管理のガイドラインが設定され、平成17年度の「史



図8 二ノ丸の枯死した老樹



図9 城跡隣接地のフナバラヨシノ

跡鳥取城跡保存整備基本計画》、平成20年度の『久松山植栽管理計画』の策定などがあり、鳥取城跡の植栽管理については一定の方針が示されている。しかしこれらは、史跡としての景観復元、都市公園としての機能の維持・向上について重きが置かれたものであり、歴史的経緯としての近代以降の観光資源としての価値の維持・向上の側面からは十分に方針を示しているものとは言えない。

一方で、上述のように、鳥取城跡は、平成2年に建設省、運輸省、環境庁、林野庁、全国知事会、財團法人花と緑の博覧会協会の後援によって、財團法人日本さくらの会の創立25周年記念として選定された「日本さくら名所100選」にも選定されている。中国地方では9か所が選定され、国史跡となっている城跡の選定は、鳥取城跡、松江城跡、津山城跡の3ヶ所である。

鳥取城跡においては、保存整備基本計画にそった史跡の整備を実施している一方、サクラについては、老齢化し、樹形も乱れてきているにも関わらず、管理基準を明確にせず、遺構の保護を優先してサクラの補植を制限してきた経緯がある。また、史跡整備においても、事業時期によって、サクラの植栽の可否の判断にやや一貫性を欠く面があった。そのため、サクラの名所としては以前より衰退している面もあり、地域の名所、あるいは観光資源としての鳥取城跡におけるサクラの意義を再考し、管理方針を明確にする必要に迫られているのが実情である。なお、松江城跡・津山城跡でも同様な問題が発生しているが、平成29年時点で、この両史跡については、サク

ラと史跡の共存を前提に、サクラの再生事業が実施されている。

(2) 現在の取り組みと課題

本市においても、平成20年代以降、鳥取城跡におけるサクラの取扱いについては段階的に検討し、平成23年度に実施した久松公園の再整備に際し、覆土によって充分遺構が保護されている花壇内に適度な間隔でソメイヨシノの補植を行うなど、文化財の本質的価値を担保しつつ、近代以降市民に親しまれてきたサクラの名所としての姿を維持する方法を模索してきた。平成27年度からは、鳥取城跡でのサクラの維持管理について、関係部局で協議を開始し、本年度（平成29年度）中に「史跡鳥取城跡サクラ管理基準」を策定する取り組みを進めてきた。これは、鳥取城跡の史跡整備の進展をふまえつつ、サクラの管理基準を具体的に示そうとしたもので、サクラの維持管理・除伐・植栽について、剪定方法等も含めた具体的な基準を定めるものである。史跡としての景観や遺構に影響しているもの、老化等のため危険なものを除伐すること、それ以外の現存のサクラは基本的に維持すること、サクラの植栽は景観や遺構への影響がない場合に限ることなど、史跡の価値とサクラの名所としての意義を両立させるための管理基準を示し、平成29年8月にはパブリックコメントを実施する予定である。

この基準において、植栽する樹種については、ソメイヨシノあるいはその代替樹種として近年推奨されているジンダイアケボノを基本とすることとしている。サクラの種類を多様化し、全体の開花時期を



図10 ニノ丸隅櫓のサクラ



図11 米蔵跡に植栽したソメイヨシノ

延ばすことも考えられ、長岡安平など、城跡の公園化を多く手掛けた造園家においては、むしろこちらが一般的な考え方であった。しかし、戦後に確立された久松公園・鳥取城のサクラの名所としての特色は、むしろソメイヨシノが一齊に咲くことそのものにある。また、その特色が、市民に長く親しまれてきた。こういった歴史的経緯を踏まえれば、基本的に同一種のサクラによる現状を維持することも、決して無意味ではない。

一方、補植だけでなく、文化財の保存に悪影響を与えている個体や、安全性に問題のある個体については除伐を行う必要もあるが、老朽化していくでもまだ花の咲く個体の伐採には利用者の抵抗感も小さくない。

不断の情報発信や、管理ボランティア等の形で、市民の理解を得つつ実行していくことが求められる。

また、環境や利用状況の変化などに応じて、文化財の保護が担保される範囲で管理基準を柔軟に見直すことも必要であろう。

5. おわりに

全国にサクラの名所となっている城跡は少なくなく、長岡安平らの近代初頭の公園整備とその影響下にあるものや、弘前公園の日露戦争記念植樹のように、日本の記念植樹そのものの黎明期と期を一にしているものなど、近代の歴史性を強く示すものも多い。鳥取市においては、袋川土手のサクラ並木などがこのタイプであるが、鳥取城におけるそれは、大正時代の公園整備に端を発し、戦後の意図的な「桜の名所づくり」によって現状に至ったものである。

史跡の本質的価値を基準として考えれば、鳥取城の機能していた時代には存在しなかった樹種でもあり、これらのサクラはすべて除却し、新たな植栽も認めないという結論に至るのかもしれない。

しかし、市民や観光客などにとって、鳥取城跡・久松公園はサクラの名所としてすでに社会的に受け入れられた存在であり、愛着をもって見守られてい

ることから、史跡の本質的価値とは異なるものの、その存在が市民の文化財愛護意識に資するところは少なくないのではないだろうか。

城跡のように、明治維新以降もなんらかの形で活用されてきた遺跡については、近代以降の経緯を無視して旧に復することは困難である。また、それまでの歴史性を切り離したところで整備を行って、結果的には地域の人々に愛されない状況になってしまっては本末転倒になりかねない。遺跡の本質的価値の表現と、近代以降の地域での空間利用の経緯のバランスを見極めることが、近世城郭の整備、特に公園として利用してきたものについては重要であろう。

【補註】

- 1) 鳥取平野を描いた最古の絵図とされる。倉田八幡宮所蔵。
- 2) 岡崎正義 1829『鳥府志』
- 3) 「鳥取新報」大正12年3月25日
- 4) 「鳥取県訓令第10号」明治38年
- 5) 遷喬小学校創立百周年記念誌編纂委員会 1972『遷喬小学校創立百周年記念誌』
- 6) 農商務省山林局編 1916『御大礼記念林業』中巻
- 7) 鳥取市役所編 1908『皇太子殿下山陰道行啓鳥取市奉迎記』
- 8) 「当市協立銀行取締役和島秀蔵氏は桜樹七十本杉三本檜三本モミヂ十四本を伊吹植物園主伊吹庄蔵氏は山桜百本を寄附されたるは感謝に堪えざる所なり尚此の外二三の寄附申出者ありたるも自家営業広告を兼たるもの多く此の如きは設計の趣旨に副はざるを以て之を謝絶せり」(『鳥取新報』大正12年3月25日)

【参考文献】

- 1) 鳥取市教育委員会編 2013『資料でみる鳥取城（近代編）』
- 2) 鳥取県立公文書館 1994『鳥府志図録』(図3を転載)
- 3) 鳥取市歴史博物館 2013『新訂増補鳥取城跡とその周辺』(図5、7を転載)
- 4) 鳥取市 1972『鳥取市誌』(1)
- 5) 鳥取市 1983『鳥取市誌』(2)

高遠城跡と高遠のコヒガンザクラ樹林

－天下第一の桜と史跡の共存－

大澤 佳寿子（伊那市教育委員会生涯学習課）

1. さくらのまち、高遠

信州伊那谷の北部に位置する長野県伊那市高遠町は、古くから伊那谷における政治、経済、文化の中核として栄えた町である。高遠城を中心に東西、南北へ向かう街道が走り、山間ながらもかつては多くの人々や物資の往来で賑わった。近代以降、地域の産業構造や交通事情が変わり、現在は過疎化の一途を辿る静かな城下町であるが、毎年4月を迎えると、その姿は一変する。高遠城跡に咲く「天下第一の桜」を目当てに、全国各地から多くの観光客が訪れ、地域が一気に活気づくのである。

高遠城跡に生育するサクラは「タカトオコヒガンザクラ」という固有種で、やや小ぶりで赤みが濃い花が特徴である。同一種のみ約1,500本が城跡一帯に生育し、樹林を形成しているため、満開の頃は目に入る景色一面がピンクの花で覆われる。その様子は言葉に表せないほど美しく、壯觀である（図1）。

このサクラを見るために、毎年多くの観光客が高遠城跡を訪れるのだが、開花から散り終わりまでの約2週間で、15.5万人余り¹⁾の観光客が訪れ、その数は年間来場者数の約65%を占める。人口約5,700人の高遠町地域にとって、「観桜期」は年に1度のビッグイベントとなっている。

昭和50年代以降、年を追うごとに大きな集客効果をもたらすようになっていった高遠城跡のサクラは、地域の代名詞となり、観光産業ばかりでなく、町づくりにも大きな影響を与えてきた。もちろん、サクラの足下である高遠城跡にも、様々な形で大き



図1 4月の高遠城跡（上空から）

な影響を与えており、課題も多い。本稿では、廃城から現在のサクラの名所になるまでの高遠城跡のあるゆみと、現状、課題について紹介したい。

2. 高遠城の歴史

（1）高遠城の概要

高遠城は、天竜川水系最大の支流である三峰川と、藤澤川の合流点に形成された河岸段丘上に位置する平山城である。

築城年代は明らかでないが、南北朝の頃から在地領主の高遠氏が拠点にしていたと伝えられ、戦国時代、甲斐の武田晴信（信玄）が信濃へ侵攻した際に、高遠氏の居城を接收し、大規模な改修を行ったとされている。武田氏の南信濃における拠点となった高遠城には、諏訪（武田）勝頼や仁科盛信など、信玄の近親者が城主として配置されたが、武田家滅亡の過程では、壮絶な戦いが行われた末に落城している。一般的に高遠城は、この時期の城としてのイメージ

が強く、昭和48年（1973）に国の史跡に指定された際も、指定理由の説明に「三峰川と藤沢川の合流点にある段丘先端部に築かれた平山城できわめて戦国的な城郭の構えをとどめている。」とある。しかしながら、現存する遺構の大部分は近世城郭としての遺構であり、戦国末期の落城で壊滅的な状態になった城を、江戸時代初期までに大改修した結果が、現在の高遠城の姿であるといわれている。

江戸時代の高遠城は、高遠藩（石高3万3千石）の政庁となり、明治5年（1872）の廃城まで約270年間、保科氏、鳥居氏、内藤氏という三家の大名が入れ替わりで城主に就いた。特に、元禄4年（1691）から明治維新まで、最も治世が長かった内藤氏については、古文書や記録、絵図など多岐にわたる資料が残されているため、これらの資料を通して、当時城内にあった施設（御殿や役所の建物、門、櫓、番所、馬屋、蔵、神社、藩校、庭園など）や、その利用形態を知ることができる。

（2）高遠城の廃城

明治初期、版籍奉還、廃藩置県など、地方をめぐる支配体制がめまぐるしく変化する中、高遠藩は高遠県となり、城内には県の役所が置かれ、県知事の内藤頼直が政務を執っていた。県知事の頼直は旧藩主であり、政務に関与したのも旧藩士らであったため、明治初期の新体制といつても、関係者の役職名が変わっただけにすぎず、城の利用実態は旧藩時代とはほとんど変わっていなかった。

明治4年（1871）7月、他県との合併により高遠県が廃止され、役所としての役割を終えた高遠城は、明治5年（1872）2月に筑摩県へ引き渡された。その後は全国的な流れと同様、新政府の方針に基づいて廃城手続きが進められていくこととなる。

高遠城の処分は、現在の家屋の取り壊しと同様、まずは中身の片付け（道具や武具等の処分）、次に建物の取り壊しと樹木の撤去、最後に土地の処分という順序で進められていった。

道具等の処分は、筑摩県へ引き渡される以前に内藤家主導で行われており、武具は旧藩主内藤家から



図2 松島屋が記した高遠城の入札記録
〔御城郭下見帳〕、〔城郭当座帳〕、〔建具入札帳〕
（伊那市立高遠町歴史博物館寄託資料）

の下賜品として、旧領内全城の神社や村役人を務めた家、藩士らに配られたことがわかっている。

統一して建物等の処分を取り仕切ったのは陸軍東京鎮台第二分営で、入札の結果、城下の商人松島屋（下寺徳次郎）が明治5年（1872）9月に665両で建物と樹木を一括で購入した。松島屋は、購入した建物や樹木を物件ごとに細かく分類し、番号をつけ、予定価格を定めた上で、11月にさらなる競売を行った（図2）。

この競売には様々な人が参加しており、門や土蔵などを始め、障子や襖、釘隠しといった建具、礎石、庭石にいたるまで、あらゆるもののが予定価格を超える高値で、城下や近郷の富裕層に買い取られた。その後、建物は順次取り払いていき、積雪期や作業人足が集まらない農繁期を見送った後、翌明治6年（1873）7月までに取り壊し、搬出を終えた。樹木の取り払いも同年12月までに終えている²⁾。

こうして更地になった高遠城の土地は、大蔵省の所管となった本丸と笠曲輪、南曲輪を除き、二ノ丸や三ノ丸、法輪院曲輪などが民間へ払い下げられている。

3. 近代における高遠城跡の公園整備

（1）高遠城跡の公園化とサクラの植樹

明治8年（1875）10月、政府が進めていた公園づくりの方針を受け、高遠城跡の公園化が決まった。

当時、筑摩県管内で公園地となつた高遠城以外の城跡は、松本城（現：長野県松本市）、高島城（現：長野県諏訪市）、高山城（現：岐阜県高山市）の3か所であった。

この時公園地となつた範囲は、大蔵省所管の本丸、箭曲輪、南曲輪、東高速町所管の勘助曲輪であったが、筑摩県は地元の東高速町に対し、公園となつた区域内を修繕し、永久保存するための計画を立ててゐるよう、指示を出している。明治8年11月には、政府の申し出もあり、松島屋が行う予定であった橋の取り壊しが見合わされるなど、公園利用に向けた整備の動きが加速していった。東高速町では、花樹や実のなる木などを植え、管理人を置いた上で公園を創業したいと考えていたが、明治9年（1876）4月段階ではまだ植樹に至っていないかった。

明治9年7月、東高速町は隣の河合村「桜ノ馬場」から、「芝草500駄」を掘り取り、公園に植樹したいという願書を筑摩県へ提出し（図3）、許可を受けている（図4）。「桜ノ馬場」とは高遠城下にあった馬場で、江戸時代には武士が馬の訓練等を行っていた場所であるが、その名のとおり馬場の両脇に桜の大木が並ぶ、高遠藩内随一の景勝地であった（図5）。

江戸時代中期にはすでに桜の名所となっており、遠



図3 芝草移植の願書（明治9年7月12日付）



図4 芝草移植の許可書（明治9年7月14日付）



図5 江戸時代中期の桜の馬場 「高遠探勝」「桜馬場春駒」（寛保3年）（伊那市立高遠町歴史博物館蔵）

方から旅人たちも訪れるような、まさに現在の高遠城跡のような存在であったが、明治5年の廃城に伴い馬場は閉鎖され、桜の大木も切り倒され、土地は河合村の官有地になっていた。

当地では昔から、「高遠公園のサクラのはじまりは、明治初期に城跡の荒廃を憂いた旧藩士らが、桜の馬場からサクラを移植したものである」といわれており、前掲の資料に見られる「芝草500駄」には、伐採後も現地に残っていたサクラのひこばえが含まれていた可能性が高いと考えられる。「城跡の荒廃を憂いた」ことに加え、新たな公園の景色づくりとして、旧来からの景勝地のサクラが求められ、桜の馬場のサクラが移植されたのであろう。

(2) 公園整備とサクラの名所へのあゆみ

こうして城跡に植えられたサクラは公園地に根付き、新たな景観を作りていった。高遠出身の日本画家池上秀畝は、植樹から15年ほど経過し、大きく成長したサクラの様子を描いている(図6)。

サクラの成長につれ、花見を楽しんだり、樹の下で運動会をしたりと、地域の人々に親しまれる場所になっていった高遠公園であったが、園内には休息所や碑など、様々な施設も建てられた。本丸跡には、廃城以前も城内にあった旧藩主内藤家の祖先を祀る「藤原神社」や、仁科盛信を祀る「新城神社」が再建され、時の太鼓を置くための太鼓櫓も新たに建てられた。明治10年代に建てられたこれらの建物は、

池上秀畝の画にも描かれている。

明治14年(1881)、公園化を記念する「高遠公園碑」が本丸跡に建てられて以降、園内には次々と記念碑が建てられるようになり、日清戦争後の明治30年(1897)には、南曲輪跡に靖国招魂碑も建てられた。大正時代になると、本丸跡を郷土出身の偉人を顕彰する場にしようとする動きが生まれ、大規模な顕彰碑や胸像が建てられたが、それとひきかえに、建設地にあった土塁は削られ、材料運搬の妨げとなつた堀は埋め立てられて土橋となつた(図7)。

戦前に行われた建物建設や石碑建立のうち、最も大きな事業だったのは、昭和11年(1939)に二ノ丸跡で行われた「高遠閣」の建設である。地元出身の名士らの寄付を元に建設されたこの建物は、200畳の大広間を持つ大規模な和風建築で、花見や宴会の場としても長年利用されてきた。平成14年(2002)には登録有形文化財となり、現在も城跡内のランドマークとして、市民や観光客に親しまれている。

このように高遠公園内には様々な施設が建てられたが、人々に最も親しまれたのはやっぱりサクラで、今に残る明治、大正、昭和初期の公園の様子を写した写真も、満開のサクラの風景ばかりである(図8)。

こうした人々の想いに応えるように、サクラを中心とした公園造りが進められ、公園の拡張に合わせ、サクラも次々と植樹されていった。植樹の時期を大まかにまとめたのが、次頁の表1である。

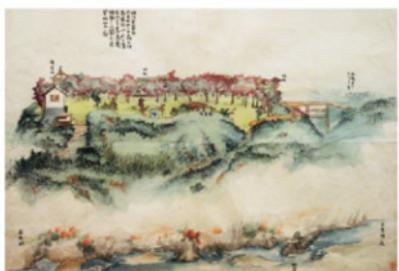


図6 明治23年10月の本丸跡
池上秀畝画「旧高遠城跡なる公園の眞景眺望の圖」
(信州高遠美術館蔵)



図7 本丸と南曲輪の間に架造された土橋
(大正時代)

表中の第Ⅱ期は、本丸に隣接する二ノ丸跡の一部（町有地）を公園化したことによるものだが、不明な点が多く、具体的な植樹時期やどこから苗木を持ってきたのかは明らかでない。現状からみて、本丸のサクラと同一種を、近在から持ち込んで植えたものであることは確かだろう。

太平洋戦争中や終戦直後には、食糧増産のための畑にするため、園内のサクラが一部伐採されたこともあったが、戦後復興に合わせて再び植樹された。昭和23年（1948）には、10年ほど前に新たに公園地となり、「新公園」と呼ばれていた法輪院曲輪跡にも植樹が行われた。これらの戦後の植樹が、第Ⅲ期である。当時、町長に依頼されて植樹作業に携わった方の話によると、麦畠だった法輪院曲輪跡にサクラを植えたのは地元の青年会で、十数名で約2時間かけ、40本ほどのサクラを植えたという。町内や隣の美鷲村などから、園内のサクラと同じ種類のサクラを苦労して集めたが、日当わりに當時貴重だつ



図8 花見時期の本丸跡（大正時代）

表1 サクラの主な植樹時期

時期	要因	主な場所
I 明治9年	公園創設	本丸、笠曲輪 南曲輪
II 明治～昭和初期	公園地拡張	二ノ丸
III 昭和20年代	戦後復興	法輪院曲輪 二ノ丸
IV 昭和50～60年代	高遠高等学校移転跡地整備 茶店跡地整備	三ノ丸 二ノ丸

た酒2升をもらい、みんなご機嫌だったそうである。

(3) サクラと城跡の文化財指定

植樹範囲が一気に広がり、戦後植樹された苗木も成本になりつつあった昭和35年（1960）2月、公園のサクラは「高遠のコヒガンザクラ樹林」として、長野県の天然記念物に指定された。明治期からの老木を交え、同一種のみで樹林を形成している点が評価されてのことであったが、指定範囲は二ノ丸跡の一部と法輪院曲輪跡、内堀内であり、最も早く公園地となり、植樹年代が古いはずの本丸跡や笠曲輪跡、南曲輪跡は県天然記念物の指定範囲には含まれていない（図9）。これは当時、町有地のみが指定され、本丸等の国有地が指定を受けなかつたためである。その経緯は不明であるが、現在も指定の状況は変わっていない。

そして、サクラの指定から4年後の昭和39年（1964）8月、高遠城跡も本丸跡、笠曲輪跡、南曲輪跡、二ノ丸跡、法輪院曲輪跡、三ノ丸跡の一部が長野県史跡に指定された。さらに9年後の昭和48年（1973）5月には、指定範囲を拡大して国の史跡となつた。こうして高遠公園は、国史跡である城跡の上に、長野県天然記念物であるサクラの樹林が生育するという状況になり、同じ場所で2つの文化財が共存していくことになったのである。

4. 高遠城跡の整備計画とサクラ

(1) 史跡高遠城跡保存管理計画の策定

城跡の史跡指定後、高遠町が「史跡高遠城跡保存管理計画」を策定したのは昭和63年（1988）であった。計画では、廃城直前の城郭の姿に復元するという長期整備目標が示され、史跡の構成要素ではない建物等の移転も盛り込まれた³⁾。この計画に基づき、二ノ丸跡内に建ち並んでいた茶店（料理店）や、三ノ丸跡内に残されていた長野県立高遠高等学校の旧校舎などが順次撤去されていき、撤去後の跡地には、時をおかずサクラが植えられた。これが第Ⅳ期の植樹である。昭和54年（1979）に「高遠町桜憲章」が制定され、城跡内ばかりでなく、町内全域のサク

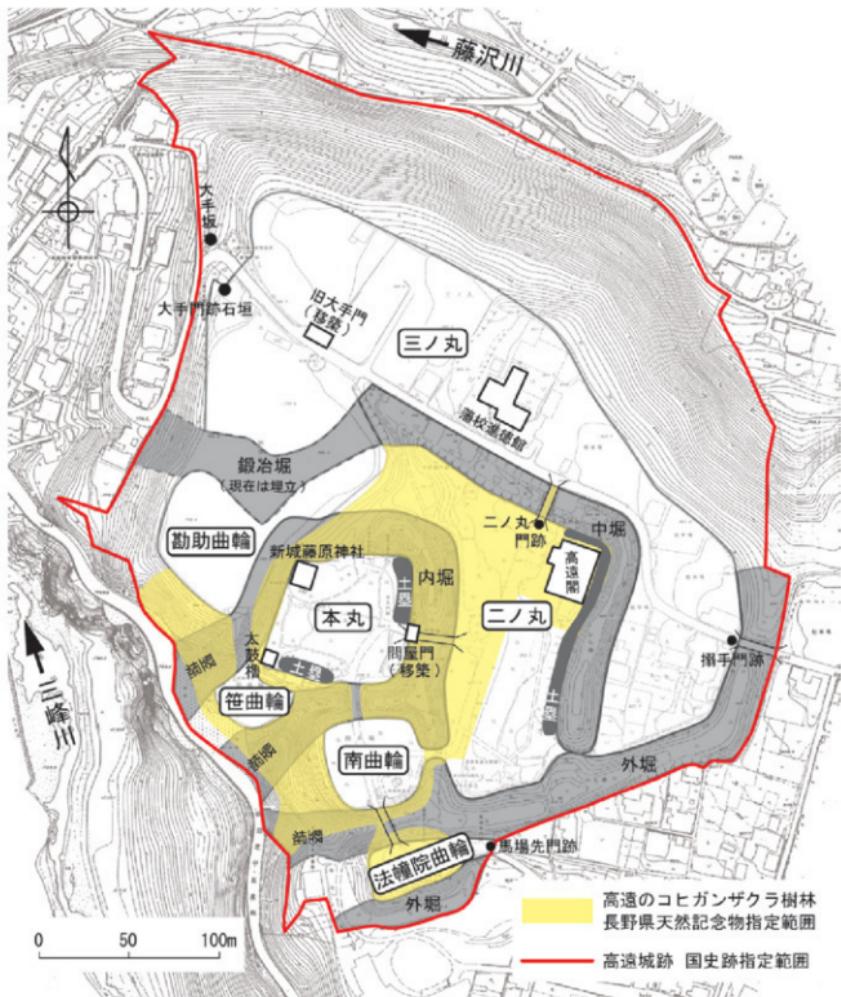


図9 高遠のコヒガンザクラ樹林の指定範囲と高遠城跡の指定範囲および主な遺構

らも町民全体で保護育成しようとする取組みが進められている中での植樹であった。

実はこの保存管理計画に、サクラの具体的な取扱いは盛り込まれていない。当時、計画策定に携わっ

た文化庁や専門委員の先生方からは、史跡の構成要素ではないサクラは伐採すべきだという厳しい意見が出されたというが、その背景にはこの頃のサクラをめぐる状況があったと思われる。

当高遠城を訪れる観光客は右肩上がりに増え、20万人を超えるようになっていた。昭和58年(1983)には親桜期の公園有料化も始まり、町にとってサクラは欠くことができない存在となっていた。町内の商店や飲食店が花見客で賑わう一方で、最盛期には町内の道路が大渋滞し、水道の水も不足するなど、完全にキャバシティオーバーの状況も生まれていた。町はこうした状況を開拓するため、新たな道路の建設を計画するなど、史跡周辺のインフラ整備を急速に進めていった。サクラの伐採など、現実的には不可能な状況であったが、町の対応があまりにサクラ一辺倒で、史跡破壊が起りかねない状況が生まれつつあったことから、関係者が強硬な姿勢を見せて町を指導したというのが、その真意であろう。

その後、史跡に関わる計画にサクラの位置付けが明文化されたのは、平成12年(2000)に策定された「史跡高遠城跡整備基本計画」であった。

(2) 史跡高遠城跡整備基本計画とサクラ

整備基本計画には、人々に親しまれた景観を保全するため、史跡と併せてコヒガンザクラの保護育成を行うことが盛り込まれた⁴⁾。造構整備の最重点地区となった本丸跡では、今後サクラの植樹を行わないとした一方、三ノ丸跡を重点的な景観整備地区に位置付け、造構に影響を与えないことを条件に、サクラを中心とした植栽を行う計画が示された。史跡全域では、既存のサクラを保護育成することとし、サクラと史跡の共存がうたわれた。この基本方針を元に、現在も城跡の整備が行われている。

5. サクラと史跡をめぐる現状と課題 —サクラの樹勢回復に伴う諸課題—

サクラと史跡をめぐる数ある課題の中では、現在最も大きな課題となっているのが、老木となった樹の樹勢回復の問題である。史跡を保護しながら天然記念物の樹林を守るために、現在行っているのは、既存のサクラを延命するための措置であり、新たな植樹や植え替えは行っていない。延命措置といっても、抜本的な対策は史跡への影響が大きいため、現状で

は、常駐する3名の桜守によるきめ細かな日常管理が最も効果的である。

樹勢回復の問題は昔からの課題であり、明治9年(1876)に植樹されたサクラが80年余りを経過した昭和20年代にも、樹勢の衰えが問題となっていた。昭和28年(1953)から5年間かけて、本丸跡の老木に若返り措置を施しているが、当時行われたのが不定根誘導であった。これは、樹勢が弱まったサクラの幹から出た不定根に、土を張り付け、こも巻きをした上で、年数をかけて根を地中に誘導し、樹勢の回復を図る方法である(図10、11)。この方法は一定程度の成果をあげた。

近年、戦後に植樹された第Ⅲ期のサクラを中心に、



図10 若返り措置中の本丸のサクラ(昭和40年代)



図11 若返り措置後、現在の様子

樹勢の衰えが再び問題となっている。腐朽菌等により内部が腐食した樹が増え、激しい降雨や突風、大雪の際に枝や幹が折れることも増えている。太い幹が折れると危険である上、堀や土塁上の樹が根ごと倒れると、遺構破壊にもつながるため、折れる可能性がある幹や枝を早期に発見し、対応をとることが求められるのだが、一見して問題なさそうな個体が突然倒れることもあり、一筋縄ではいかない。

樹勢回復への近道は、硬化した土壤に対する措置であるが、史跡保護の立場から、これを行うことは非常に難しい。サクラの根は地下の浅いところに広がっているため、地面が踏み固められると、水分が地下に浸透しないばかりか、根の呼吸や養分の吸収が妨げられ、樹勢の衰えにつながる。観桜期を終えた園内の土壤は完全に硬化してしまうため、かつては地面を掘ったり耕したりして、固まった土をほぐしていたというが、史跡内全域にサクラが植えられている状況下では、耕す範囲も全域に及ぶため、曲輪内平坦部の浅い遺構は破壊されてしまっている。現在はサクラの根元を掘り回すことで対応しているが、周囲からは、樹勢回復のために定期的な土壤の入れ替えを望む声も多く聞かれる。

6. おわりに

高遠城跡のサクラは地域にとって誇りであり、人々が寄せる気持ちも強く、非常に大きな存在となっている（図12）。江戸時代の城郭遺構が重要なのは言うまでもないが、廃城直後に旧藩時代の景勝地をルーツとするサクラが植えられたことは、歴史の連続性を考える上でも、見逃すことができない事実である。

サクラと史跡の共存と一言でいっても、実際には相容れない部分もあり、様々な課題を抱える中での共存である。伊那市では平成28年度より、サクラの状況を1本ごとに把握する調査が進められている。今まで個体調査は行われていなかったため、ようやくといって良いのかもしれないが、調査範囲は天然記念物の指定範囲に留まらず、実際にサクラが植



図12 タカトオコヒガンザクラ

わっている城跡全体を対象としている。この調査結果を踏まえ、課題解決に向けた方策が検討される予定であるが、人々の想いが込められた城跡とサクラを100年200年先まで伝えていくため、今の私たちがしっかりとと考え、多くの方々と問題意識を共有しながら対応していくかなければならないと感じている。

【補註および参考文献】

- 1) 高遠城址公園平成28年度入場者数237,519人
高遠城址公園平成29年度観桜期入場者数155,451人
(伊那市役所観光課発表による)
- 2) 高遠城取り払いに関わる一連の経過を記した資料は、「松島屋資料」として伊那市立高遠町図書館に収蔵されている。
- 3) 高遠町教育委員会 1988『史跡高遠城跡保存管理計画策定報告書』
- 4) 高遠町 2000『史跡高遠城跡整備基本計画書』

史跡上田城跡整備事業の現状と課題 －真田神社社務所新築と市民会館廃止の事例から－

和根崎 剛（上田市教育委員会）

1.はじめに

長野県上田市に所在する国史跡上田城跡は、南側に尼ヶ淵と呼ぶ要害を配した梯郭式平城で、本丸と二の丸の約11haの範囲が史跡に指定されている。城は天正11年（1583）に真田昌幸が築城に着手し、関ヶ原の敗戦により徳川方に悉く破却されたが、寛永3年（1626）から仙石忠政が復興に着手し、本丸の橹や櫓門などが再建され、仙石氏三代、松平氏七代が幕末まではほその姿を維持した。明治維新後、櫓や石垣等は一部を除いて解体・撤出され、堀や櫓台等は公共施設建設や、公園造成等により一部が失われた。しかし、仙石忠政が再建した西櫓がほぼ当時の姿を留めており、また、南櫓・北櫓も城外で貸座敷となった後に本丸に移築復元されているなど、近世の城郭構造を保存している部分も少なくない。

城跡が今までその形を残すことができたのは、払い下げ後、本丸が松平神社及び遊園地用地として

寄付されたことが契機となり、城跡が神社境内や公園として利用されてきたことが一因である。一方で上田監獄支署や市公会堂（市民会館）、陸上競技場、上田温泉電軌北東線の駅舎・軌道敷などの公共施設が二の丸に相次いで建設されるなど、城跡は施設の公益性と史跡保護のどちらを優先するかという命題と常に向き合ってきたといえよう。

2.城跡の近現代

上田城跡の近現代の変遷を見ていくと、（1）廃城と払い下げ、（2）本丸に神社が遷座、（3）二の丸の公園化、整備基本計画・保存管理計画の策定という4つの画期を求めることができそうである。まず、（1）から（3）の画期により、城跡の変遷を概観してみよう。

（1）廃城と払い下げ

明治4年（1871）の廃藩置県に伴い、全国の城郭は兵部省（のちに陸軍省）の管轄となった。上田城には東京鎮台第二分営が置かれ、三の丸の旧上田藩庁（旧藩主邸）を営所とし、本丸・二の丸には病院や調練場、火薬庫等が設けられたが、わずか2年後に分営は廃止され、城跡は大蔵省に引き渡されて払い下げされることになった。その際に長野権令から大蔵大輔・井上馨に宛てた「管内城塞払下等処分方伺」によると、上田城地は22.587歩8厘5毛で、「櫓并多門」9ヶ所、「火薬庫」2ヶ所など、城郭遺構や陸軍施設が払い下げの対象とされている。翌明治7年、「上田其城址等代価見積取調書」により、本丸、二の丸等の土地、建物、樹木などの価格が見積られ、



図1 上田城跡の本丸東虎口古写真（上田市立博物館蔵）

ついに払い下げが開始された。長野県が入札を施行し、土地や建物はまず旧上田藩士らに払い下げられ、さらに彼らが民間に転売をした結果、櫓や櫓門、石垣といった城郭遺構が次々に取り壊され、城跡は桑畠などに変貌した。唯一解体を免れた現在は西櫓と呼ぶ本丸隅櫓を除き、近世の建物は姿を消し、城跡の景観は大きく変わることとなった。なお、当時の上田城を撮影した古写真は、明治10年（1877）頃に東虎口方面から本丸を写したもののが唯一である。これには東虎口の隅櫓2棟のうちの1棟と櫓門が写っており、さらには西虎口にある隅櫓（西櫓）も確認できる（図1）。この写真は明治11年9月に明治天皇が東海北陸巡幸で上田に滞在された折に、行在所などの写真とともに献上されている。もともと天守もなく、建物や石垣が解体され日々姿を変えている上田城跡を写したこの1枚に、何かしらの感傷的な気持ちを感じるのは私だけだろうか。巡幸の一一行が上田を発つて間もなく、東虎口の櫓や櫓門は解体されたようだ。

（2）本丸に神社が遷座

このように城の面影が失われることを惜しんだ人々は、城跡とその歴史を後世に伝えていくべきだと考えたのだろう。明治12年（1879）には幕末まで藩主を務めた松平家を祀る松平神社（現在の眞田神社）が、その前年には戊辰戦争の戦死者等を祀る招魂社（護国神社）が城内に遷座した。ただし、城跡にその歴史に因んだ施設を設置するという行為はこれ以降目立つことはなく、明治初年に近隣の高遠城跡や高島城跡等で見られた、城跡を公園にしようという動きがやや遅れて上田城にも及び、明治28年（1953）に松平神社境内を除いた本丸の土地を神社付属の遊園地とするなど、整備が進んだ（図2）。余談だが、明治末頃の絵はがきに印刷された本丸東虎口の写真には「上田公園入口」と記されている。明治28年に、まず本丸が公園として利用され始めたことが、こんな資料からもうかがうことができる。

（3）二の丸の公園化

二の丸は、大正12年（1923）に武者溜り跡に上田



図2 松平神社境内と公園になった本丸
(明治28年眞田神社蔵)

市公会堂が開館し、昭和2年（1927）に昭和天皇の即位を記念した市営運動場（陸上競技場、野球場）が堀跡に建設されると、公園化と市民への開放が一段と進んだ。いずれの工事も大きく地形を変えることはなく、広い平場や堀跡を有効に活用したため、現在に至っても近世の地形の痕跡を多く目にすることができますのは上田城跡の特徴でもあろう。なお、こうした動きのなかで、明治18年（1885）に二の丸東虎口付近に移転新築された上田監獄支署が、大正13年（1924）に長野刑務所上田出張所に規模縮小され、昭和3年（1928）には城外へ転出する。建物や白壁の堀が撤去された跡地には、テニスコートと児童遊園地が設けられた。廢城以降、大半が畑となっていた二の丸が、市当局の精力的な取り組みで公有化が進んだことも相まって、大規模に公園として整備され、現在の上田城跡公園の基礎が形づくられることとなった。そして、こうした公園化の動きに呼応して、昭和3年に二の丸堀の一部に軌道敷と駅が設置される。上田城跡の本丸、二の丸の大部分が文部省史跡に指定されたのは、こうした公園整備が一段落した昭和9年（1934）12月のことである（図3）。

太平洋戦争直前の昭和16年（1941）、市の遊郭に移築されていた本丸隅櫓2棟が東京の料亭に転売され、これを知った市民の間から二つの櫓を買い戻して城跡へ移築復元しようという保存運動が起こった。当時の市長浅井敬吾を会長として上田城址保存

会が結成され、市民の寄付金により2棟の櫓は買い戻された。移築復元工事は戦争さなかの昭和18年から始められ、戦局悪化による中断をはさんで、戦後の昭和24年に現在の南櫓、北櫓として完成を見る。上田城が市民の挺り所として現代に再び姿を現したのだ。この二つの櫓と寛永期から現存する西櫓は、昭和34年（1959）に長野県宝に指定され、昭和56～61年（1981～86）に保存修理工事が行われた。微古館や貸座敷として改変されていた3つの櫓が、ここにようやく近世の姿をよみがえらせた。

詳細は不明であるが、戦後間もなく、二の丸東虎口に設けられていた動物園が復活する。昭和29年（1954）には市民プール、32年には児童遊園地が新設されるが、これは二の丸堀の一部を埋め立てて行っている。また、昭和38年には公会堂の老朽化に伴い市民会館を武者溜りに新築し、博物館等が相次いで建設されるなど、史跡、特に二の丸の景観は大きく変わってしまった。

3. 保存管理計画と整備基本計画の策定

大正末期から昭和40年代にかけて、上田城跡は市

街地に隣接した中核公園として、各種の体育施設、文化施設や顕彰碑等が建設され、催し物や市民の憩いの場として親しまれた。しかし、「土地そのものが文化財である」という認識が希薄だったために、総合的な整備計画を策定しないまま、都市公園という視点で施設の整備を進めた結果、城跡の遺構と歴史的景観が損なわれ、史跡としての価値を著しく低下させる結果を招いてしまった。上田市はこうした経過を踏まえ、上田城跡を国民共有の文化財として後世に長く継承し、史跡としてふさわしい姿に整備していくために、昭和63年度に「上田城跡公園整備計画研究委員会」を組織し、文化庁と長野県教育委員会の指導、助言のもとに、専門の研究者らを招聘して研究を重ね、その答申とともに『史跡上田城跡整備基本計画（以下、整備基本計画）』を平成2年中に策定した。

整備基本計画では、上田城跡の整備を短期、中期、長期の3段階に分けて段階的に実施していくこととし、城跡に相応しくない施設の移転、計画的な発掘調査の実施、発掘結果と正確な史資料に基づく遺構の復元整備、城構えを踏まえた史跡範囲の拡大等を基本的な目標として定めている。平成3年以降、整



図3 上田市全国（城跡部分）（昭和10年（1935）上田商工会議所蔵）

備基本計画に沿って、発掘調査と整備事業が実施され、本丸東虎口櫓門の復元整備や二の丸北虎口石垣の復元整備等を行い、尼ヶ淵に面した石垣や崖面の修復工事を実施してきた。また、老朽化した市民会館の史跡外移転が具体化したことから、平成23年度に「史跡上田城跡保存管理計画（以下、保存管理計画）」を策定し、あわせて整備基本計画の改訂を行い、市民会館移転後の武者溜りの整備を短期整備目標として位置づけた。

（1）眞田神社・市民会館の位置づけ

眞田神社の前身となる松平神社は廃城後間もなく創建され、現在と同じく本丸に鎮座した。氏子がないこの神社は、創建以来、松平氏旧臣とその子孫が管理運営しており、史跡公園を構成する良好な環境を維持してきた。また、本丸を公園に転換する主導的な役割を果たし、明治20年頃に神社は公園の範囲を上田市に寄附したが、これが二の丸を含めて市が「上田公園」を積極的に整備する契機となったとも言えよう。こうした一連の経過は、上田城跡の近代以降の歴史を考える上で忘れるることはできない。

ただ、整備基本計画の策定後、近代に創建された神社は史跡とは無関係の移転対象施設であることから、市当局と眞田神社との関係が悪化した時期があったのも事実である。こうした事態は整備事業の停滞を招くとともに、保存管理や整備事業が神社の活動に制限を与えるような事態になりかねないことから、関係改善を模索していた。市ではこうした経過を踏まえ、保存管理計画で眞田神社及び二の丸に鎮座する招魂社については、「近代の公園等形成に関する諸要素」というカテゴリーに位置づけ、将来の史跡外移転を目指すものの、その歴史的価値も評価し、相互理解に基づく強固な信頼関係のもと、協力して史跡整備に取り組んでいくべきとの方針を掲げた。

眞田神社の参詣者は史跡内の櫓や博物館も見学される場合が多く、城郭建造物の少ない上田城跡において、来城者確保のうえで眞田神社が果たしている役割を見過ごせない。今後の整備については、史実

に忠実な整備を進めるという基本姿勢のもと、両社が連携して行っていくべきであり、その結果、史跡がより多くの人に利用されることも期待できる。文化財保護の立場から、将来の移転をふまえるという方針は堅持すべきと考えるが、現実的な問題として、また、上田城跡の歴史の重層性を考えた場合にも、城郭の本質的価値と眞田神社との共存、調和を図っていくことこそ、今後の方向性として最も適切な考え方ではなかろうか。

一方、市民会館であるが、平成26年10月に史跡外にサントミューゼ（上田市交流文化芸術センター）が開館したことによりその役目を終えた。整備基本計画では「跡地を武者溜りとして整備する」ことを譲っており、市民会館の解体撤去の目途（一番は財源）が立てば、ただちに復元整備工事に取り掛かりたいと考えている。

ところが、近年、こうした現代の建造物についてその価値を認め、保存していくという動きが顕在化している。市民会館も例に漏れず、昭和30年代に設計・施工された現代の構造物ではあるものの、その価値が声高に呼ばれる場面が多く見られるようになってきた。保存管理計画の策定時には思いもしなかったことだが、現代に設置された地元放送局のラジオ塔なども含め、その取扱いについて、もう一度価値づけをする時機を迎えているのかもしれない。

4. 真田神社（松平神社・上田神社）

（1）立地と変遷

廃城後、松平家旧臣や住民有志の間から本丸に松平神社創建の動きが興り、上田藩御用達商人丸山平八郎直義は、払い下げで取得した本丸の土地を神社用地として寄付し、明治12年（1879）、松平氏の祖靈を祀った松平神社が創建された。丸山氏は後に本丸の残りの部分も神社附属の遊園地用地などとして寄付し、解体せずに残しておいた本丸隅櫓1棟（現在の西櫓）を旧藩主松平忠礼に献納した。これにより上田城跡の中核部分は市街化などの破壊から免れ、現代に遺されることになった。なお、松平神社



図4 社務所新築前の眞田神社の建物配置
(整備基本計画 将来整備構想図から)

は太平洋戦争後、昭和28年（1953）に上田神社、昭和38年には眞田神社と改称し、現在は眞田氏、仙石氏、松平氏の歴代城主を祀っている。

(2) 史跡整備への関わりと今後の課題

平成28年のNHK大河ドラマ「真田丸」の放送が決定し、上田城跡ではボランティアガイドの詰所等にするためのコンテナハウス設置やトイレの改築、園路舗装といった現状変更が計画され、史跡内はかつてないほど大きく景観が変化した。放送前から大勢の観光客が見込まれたことから、準備も早め早めにという意識で進めていたのだが、そのような折、真田神社から南側社務所のお札授与場の改修をしたいという相談を受けた。この時点では、掘削を伴わない改修により授与場を移動し、参詣者の増加に対応したいという計画だった。

当時、真田神社には拝殿の両脇を固めるように、社務所が2棟存在していた(図4)。このうち、尼ヶ瀬の屋上に面した南側社務所はかつての土塁を削って建てたものであり、遺構の復元整備を進めるうえでも支障となっていた建物である。また、長野県宝・西櫓は保存上の措置として内部の一般公開をしていないが、「真田丸」の放送期間中は特別公開をする計画とした。ところが、西櫓の見学の際にはどうしても真田神社境内を通せねばならず、しかも、南側社務所と拝殿の間を通る見学路は幅2メートル程度と狭く、しかも混雑するお札授与場の前を通ること

から、見学者の動線とすることに不安があった。そんな折、眞田神社からお札授与場を移動改修して、見学路を広げたらどうかという提案をいただいた際には、本当に救われる思いであった。

改修図面を携え、文化庁を訪ねた。「お札授与場の改修は認めない」という主任調査官の指導。「やはり…」と思った瞬間、「そもそも社務所は2棟も必要なのか」「老朽化した2棟の建物を解体して、新たに1棟を新築したらどうか」「崖上の社務所を無くして、土壌の復元整備を進めたらどうか」、主任調査官の助言はまさに青天の霹靂であった。移転施設と位置づけた神社の社務所を新築することが本当に可能なのか?結局、帰路の車中では頭の整理がつかないまま、眞田神社に報告に行くことになってしまった。そんな状況で、ただひとつ感じたことは、保存管理計画に掲げた「神社との相互理解のうえ、協力して史跡整備に取り組む」という方針を、主任調査官が尊重してくださったのだという感謝の気持ちだった。この日から約1年半後に新社務所は完成するのだが、文化庁との本格的な協議に入ってからは、正直、抜けることができない長いトンネルに入ったような感覚に陥っていたことを思い出す。

神社との協議をはじめ、発掘調査と近代遺構の取り扱い、公園管理部局との調整、下水道を整備しないことに関する当局との協議等、その労力も時間も今までに経験したことがない現状変更の事務処理だった。特に廃城後の遺構を保護するようにという主任調査官の指導は、私自身、改めて城跡の歴史の重層性を意識する契機となった。ただ、何はともあれ、新築する社務所の屋根の高さや床面積の大幅な縮小といった文化庁からの指導・助言を眞田神社が受け入れ、史跡整備に寄与するという理念の下、協力をしてくださった事が何よりの成果だったと思う。

5. 上田市民会館

(1) 立地与客源

上田市民会館の前身である上田市公会堂は、市制

施行後の大正11年（1922）に二の丸武者溜り跡の用地買取を完了し、9月工事着工、翌12年11月に開館した。公会堂は市民の大きな要望で建設されたもので、工事費総額132,544円60銭のうち、寄付金が112,999円20銭集まったという。本館は木造二階建てで、2階には280畳の和洋折衷の大広間と和室が3室、1階には洋室1室、貴賓室2室、和室2室、事務室1室等があり、当時、建物の規模、その美しさでは長野県内でも随一と評判だったという。終戦とともに、進駐軍の上田キャンプが作られると、公会堂は「アサマダンスホール」として使用されたが、昭和35年（1960）に公会堂を取り壊し、同じく武者溜りで市民会館の建設工事が開始された。

（2）建築について

市民会館の新築は、上田築城380年記念事業として計画された。設計・建築は株式会社石本建築事務所（東京都千代田区）が担当し、鉄筋コンクリート造の上田のシンボルともいいくべき建物が昭和38年に

完成した（図5）。

建物の設計において石本建築事務所には、敷地が史跡である点と上田城跡の南側を走る国鉄信越線（現在は、しなの鉄道線）の車窓からの眺めを考慮してほしい旨、市の建設委員会から要望があったという。これに対し、現存する3棟の櫓との調和という点で、市民会館が違和感を生じさせてしまうのではないかとの懸念、また、その建設により史跡公園を細分してしまうのではないかとの危惧が設計者の頭にあったようだ¹⁾が、それらは見事に払しょくされている。事実、市民会館の外観について建築に明るい方からお話を伺うと、「城（史跡）との調和」を指摘されることがほとんどである。

市民会館は移転対象施設として長年位置づけられてきた建物である。ところが、近年、「戦後のモダニズム建築」というカテゴリーで再評価され、文化財として保存しようとする動きがみられる。市民会館は建築から既に50年を越え、耐用年数も過ぎてい



図5 上田市民会館

るが、全国的にも同じ時期に公共的建物が多く建てられ、上田市民会館と同様に、建て替えが検討される建物が多くなっているという²⁾。

(3) 現在の利用状況

平成26年12月をもって市民会館を閉館とした。かつては児童生徒の音楽会や観劇会、成人式の会場、芸能や娯楽イベント等、長年にわたって大勢の市民が利用した施設であったため、閉館を惜しむ声も多数聞かれた。史跡内の移転対象施設ではあったが、前身の公会堂時代も含めて、上田城跡公園とは切っても切れない関係でもあった。近代以降、大勢の市民が利用した公会堂・市民会館が城跡内で果たしてきた役割は、決して否定されるべきものではないことを私たちは忘れてはならない。

閉館後は、直ちに建物の解体と武者溜りの整備に着手する計画であった。ところが、時を同じくして「真田丸」の放送が決定したことが、市民会館を「大河ドラマ館として再利用」するという想定外の出来事を引き起こした。この決定により、武者溜りの復元整備事業はいったんストップせざるを得なくなつた。ただ、市民会館の再利用という選択が武者溜りの復元整備に大きな影響を与えたことは紛れもない事実だが、実際、大河ドラマの放送期間中に建物の解体工事を行なうことは、上田城跡に大勢の観光客が見込まれるなか、史跡の景観維持と来城者の安全確保といった点からも、到底ありえない選択だったとも言えよう。

大河ドラマ館としての利用は平成28年1月からの1年間であった。この間、入館者の総数は103万人を超えて、歴代大河ドラマ館の中でも最高の入館者数を記録し、たいへんな盛況を得た。史跡とは直接関係ない施設の設置は、当初は担当者としても決して好ましいものではないという思いがあったが、大河ドラマ館が呼び水となり、本丸隅櫓や博物館を見学されるお客様が日に日に増している光景を見るにつけ、「史跡の活用に資する施設」とだと考えを改めるに至った。実際、隅櫓（博物館含む）の見学者は年間60万人を超え、例年であれば10万から20万人で

推移する入館者数は、大河ドラマ館と連動して大幅な増加を見せたのである。これには先に述べた真田神社の影響も考慮しなければならぬと思うが、城跡内に平日でもお客様があふれ、かつてない賑わいを私たちは経験することになったのである。

余談ではあるが、上田城跡では整備基本計画に基づき、平成24年度から継続的に発掘調査を実施している。平成28年度も8月から9月にかけて、大河ドラマ館に隣接した二の丸東南隅部で発掘調査を実施した。土壘や櫓台の痕跡が残っていると推定された区域であったが、残念ながら現代の攪乱と盛土により近世の遺構と確認できる部分はわずかに留まつた。発掘調査の考古学的な成果については稿を改めたいが、発掘現場を平日はもちろん、休日も含めて市民・観光客の見学に供した。その結果、1ヶ月間に発掘現場を訪れた見学者は延べ600人を数え、現地説明会には県内外から100名を超える方々が足を運んでくださった。特筆すべきは、大河ドラマ館との相乗効果を狙ったにも関わらず、発掘現場見学を第一の目的に県外から来城された方が複数いらしたということである。情報獲得手段は何だったのかお聞きすると、やはりSNSであり、こちらから積極的に発信をしていないにも関わらず、現場に来られた方が発掘現場の状況をSNSで拡散して、さらに見学者を呼ぶという状況が見られたのである。公開発掘と銘打ち、これまで経験したことのない調査となつたが、今後も上田城跡の発掘調査で活用していくたい方法である。

移転対象施設の市民会館を転用した大河ドラマ館だったが、史跡の活用に資する場面を多く見ることができたことは文化財保護担当部局として數いでいた。「真田丸」の放送終了に伴い、市民会館は大河ドラマ館としての役割を終え、先日までCGによるVR体験をメインとした上田城関連の展示を行つた。

(4) 現状と課題

市民会館は今後、財源確保ができ次第、解体工事に着手する計画であるが、地下遺構の保護を最優先

にした瓦礫の搬出方法等、今後の武者溜りの復元整備を進めていくうえで、クリアしなければならない課題は山積している。

一方、先述したように市民会館のような建物を「戦後モダニズム建築」として保存していくとする考え方もあり、上田城跡にとっては史跡の本質的価値ではないものの、こうした建物や近年注目されているラジオ塔など、「現代の文化財」の取り扱いが今後の大きな課題となろう。

6.まとめにかえて

「真田丸」に湧いた一年間、私たちは上田城跡でかつてない経験をし、史跡の保護についての考え方を大きく転換させることとなった。それは、皮肉にも移転対象と位置づけていた施設が、史跡の活用に大きな役割を果たしたことがきっかけである。「大河ドラマの舞台になったから」であることも事実であり、それは偶然の産物なのかもしれない。ただ、眞田神社、市民会館とも、城跡の近現代における歴史の重層性を私たちに伝えてくれる「史跡の本質的価値以外の価値」だということを再認識しておく必

要があろう。今後、保存管理計画や整備基本計画の改訂の際には、こうした理解を反映させた方針作りが必要となるのではないかと考えるがいかがだろうか。「城跡の近現代」一見すると全く関係のない要素と捉えがちだが、こうした研究集会が開催され、多くの参加者があったことは、今後の城跡の保存活用の方法に大きな変革が期待できる…そんな気がしてならない。

【補註】

- 1) 吉岡政男 1964 「上田市民会館」「建築文化」3月号 pp.114-117
- 2) 磐 達雄 2017 「モダニズム建築の保存」「月刊文化財」644号 pp.32-33

【参考文献】

- 松隈 洋 2017 「戦後モダニズム建築の歴史的な意味と価値をめぐって」『月刊文化財』644号 pp.30-31
上田市教育委員会 2012 「史跡上田城跡保存管理計画書・史跡上田城跡整備基本計画（平成23年度改訂版）」
上田市教育委員会 2013 『上田城史料調査報告書』
尾崎行也・佐々木清司 責任編集 2015.2 『上田古地図帖』
しなのき書房 pp.82-83



図6 新築された眞田神社社務所

史跡和歌山城における公園整備

－本多静六と森蘿の整備を中心として－

大山 僚介（和歌山市産業まちづくり局観光部和歌山城整備企画課）

1.はじめに

天正13年（1585）、紀州攻めを行った羽柴秀吉が弟の秀長に命じ、岡山（虎伏山）に創建させたのが和歌山城である。その後城主は桑山・浅野・徳川と変遷するが、慶長5年（1600）に入国した浅野氏は、連立式天守を建造し、大手を岡口から一の橋の方面に移して本町通りを大手筋とするなど、大規模な城郭の整備を行っている。近世の城と城下町の枠組みは浅野期に形成されたといえよう。元和5年（1619）、徳川家康の10男頼宣が紀伊国に入国し、さらに二の丸の拡張、砂の丸・南の丸の造成などが行われ、ほぼ現在の和歌山城の姿となった。

明治維新後、砂の丸には政厅・戌営などが置かれ、西の丸に知藩事の役宅が置かれるなど、和歌山城は依然政治・軍事の拠点であった。しかし廃藩置県後はその機能を失い、明治4年（1871）に和歌山城は兵部省（のち陸軍省）の管轄となった。城内の建築物も順次移築・破却・売却されたと思われる。

明治34年（1901）、和歌山県は城地を陸軍省から借用し、和歌山公園として公開することになった。さらに同45年（1912）には和歌山城は和歌山市へ払い下げられた。昭和6年（1931）には、城地は文部省から史跡指定されている。

明治維新後も嘉永3年（1850）に再建された天守閣が残り、昭和10年（1935）には国宝に指定されたが、同20年（1945）7月に空襲で焼失した。現在の天守閣は、同33年（1958）に市民の寄附などもあり鉄筋コンクリートで再建されたものである。

近代以降の和歌山城の変遷を考える上で重要なトピックとして、本多静六（1866-1952）の計画を基にして行われた大正期の公園整備事業と、昭和40～50年代に行われた森蘿（1905-1988）による庭園整備事業が挙げられる。本多は日本初の林学博士で、日比谷公園の設計など造園界で顕著な業績を挙げた人物である。大正4年（1915）には、和歌山公園設計案を立案した。森は日本庭園史の研究者で、自ら作庭等も行った人物である¹⁾。昭和45年（1970）～同48年（1973）にかけての西之丸庭園の整備と、同56年（1981）に行われた二の丸庭園の作庭を担当している。両者とも各分野で著しい活躍をみせた人物であったからこそ和歌山市から整備の依頼がなされたのであり、はじめての体系的な整備を行った点は評価すべきである。しかし、現在の史跡保全や整備の観点からみると問題となる部分もあり、いくつかの課題を残したことも否定できない。

本稿では、両氏が当時どのように和歌山公園の整備及び庭園整備を計画・実行したのかを概観し、現在にいかなる課題を残すことになったのかを述べたい。

2. 本多静六の「和歌山公園設計案」

（1）御大典記念事業としての公園整備計画

本多静六の和歌山公園整備については、雲藤等氏が、南方熊楠の和歌山城保存運動を分析するなかで、熊楠対南方常富書簡から窺える整備の経過について明らかにしている²⁾。また野中勝利氏も、1910～20年代の和歌山城址の風致の破壊と保存をめぐる動

きを明らかにするなかで、本多の公園整備をめぐる様々な議論・動向を詳細に明らかにしている³¹⁾。ここでは、先行研究や地元紙の記事を参考にしながら、整備の流れや内容についてみていくたい。

まず和歌山公園の整備については、大正3年（1914）2月の市会で公園改良費を設けることとなり、それが公園改良の端緒を開くこととなった。市当局は御大典記念事業として、この分野に精通した東京帝国大学農科大学教授の本多静六に改良計画を依頼し、同年12月に本多が来県踏査した後に計画が立案された（『和歌山新報』大正4年4月16日付）。依頼は本多自身が「三十年来兄弟同様にいたして居る」と語る川瀬善太郎（1862-1932）を通じてなされたという（『和歌山新報』同年4月17日付）。川瀬は紀州藩士の子で、林学者として知られる。明治23年（1890）に東京農林学校を卒業、同28年（1895）東京帝国大学農科大学教授に就任し、大正9年（1920）には大日本山林会の会長に就任した人物である¹⁾。本多は明治23年に東京農林学校を卒業し、同25年（1892）には帝国大学農科大学助教授となっており（同33年（1900）東京帝国大学農科大学教授に昇任）²⁾、川瀬と本多は同級生であり大学の同僚でもあった。

大正4年4月14日付で、「和歌山公園設計案」と題する冊子が和歌山市役所から出され、それとは同様の内容が、「和歌山新報」同年4月16日～27日の記事で紹介された。「和歌山公園設計案」には、和歌山城や計画に至るまでの概要を説明した序のあと、本多の大体の方針・公園の方式が記され、さらに74項目にわたる細部の設計が掲載されている。また図1のような設計図も付されていた。

本多は「歴史的記念物タル要素ト遊園地タルノ要素ト二要素ヲ共ニ活用スルノ大方針」で設計したとし、大まかには表1のような計画を示した。

計画の概要をみていくと、西の丸には当時、和歌山中学校が移転した後、その校舎を利用して市役所があったが、本多の計画ではその土地も含めて、幾何学的な規則正しい花壇を設ける予定であつ

た。また西之丸（紅葉渓）庭園は、旧図を参考に日本式庭園に復旧するとしている。砂の丸（北）はもともと中学校の運動場などがあったが、本多の計画でも大運動場として利用することになっている。砂の丸（南）は現在の松に楓を加えた自然式庭園とし、一部は鹿を飼養する鹿林とする計画であった。浅野期には鶴を飼養していたという鶴の渓は、埋め立てて通路を作るとしている。不明門から南の丸にかけては、楓を主景とする天然的庭園とし、南の丸の平地には、児童の遊戯場や動物飼養場を設ける予定であった。南堀は埋め立てて、苗木園の設置や花を植える計画としている。下の丸・蔵の丸・岡口門構形



図1 和歌山公園設計図（大正4年、野中勝利氏蔵）



図2 平面図（昭和4年、和歌山城整備企画課蔵）

表1 公園内各所の方式・方針

場所	内容
天守郭及び本丸	綺麗に修繕して今日のまま保持、改築はしない。
西の丸	現在の中学校跡地及び図書館の前面（図書館前から橋を渡った西面の意）に、幾何学的庭園（フランス式庭園）の方式で、規則正しく区画した花壇をつくる。西之丸（紅葉渓）庭園は、旧園により純日本式庭園に復旧する。樹木・岩石の配置・流れ滝・橋梁・灯籠など、古法に則って組み立てる。
砂の丸（北）・鶴の渓	大運動場として、師範学校・中学校・小学校等の運動場とし、兼ねて集会ができる場所とする。鶴の渓は埋め立てて通路とする。
砂の丸（南）	自然式庭園（イギリス式庭園）の方式で、現在のそれと新たに加える花壇を主景とする。一部を区画して鹿林とする。
南の丸・南堀	不明門から南の丸一帯は、楓を主景とする天然的庭園をつくる。南の丸の平地には、児童の遊戯場や動物飼養場を設置する。南堀は埋め立てて、中央以西は各種苗圃園、以東は花を植える。
岡口門桜形	桜林を主景とし、各種下木を配置した庭園をつくる。桜形の石垣は撤去してまっすぐ巣の丸に通じるようにする。
下の丸・藏の丸	梅林ならびに桜林を主景とし、各種下木を配置した庭園をつくる。一中門の桜形の石垣を撤去する。
一の堀	擬宝珠欄干の板橋を復旧する。できれば橋の位置は、大樟のある石垣から2箇所に移す。

※『和歌山公園設計案』をもとに作成。各場所の呼称は、史跡和歌山城整備計画策定委員会編「1995『史跡和歌山城整備計画報告書』和歌山城管理事務所 p.10に従って、便宜的に統一して使用している。

一帯には、それぞれ梅林・桜林・桜林を設け、一の橋は擬宝珠欄干付の板橋に復旧するとした。また本多は、桜形の石垣は往時を偲ばせ歴史的趣味を増すとしながらも、「余り多ク同様同形ノ石垣ノミヲ保存スルニ於テハ却テ其価値ヲ損スルノ虞アルノミナラズ遊園地トシテ不便少ナカラサル場合アルナリ」(pp.3-4)と、公園の便宜等を考慮して桜形の石垣の撤去を提案した。具体的には、岡口門と一中門の桜形の石垣を撤去する計画であった。こうした石垣の撤去や鶴の渓・南堀の埋め立てなど、本多の計画は少なからず史跡の破壊を伴うものであった。

(2) 本多の整備計画への反発と計画の変更

本多の計画が発表される前年の大正3年、土地売却で利益を得るために、西外堀の一部・東堀の一部・南堀を埋め立てるという議案を市長が市会に提出した。これに対しては地元紙も反対の声をあげ、南方熊楠と弟で市会議員の常楠による反対運動も行われるなど、反発が強く見られた。結局、こうした反対の影響もあって、市長は議案を撤回している⁷⁾。

前年にこうした動きがあるなかで、史跡の一部破壊を伴う本多の計画に対しては、当然地元の各方面から反発が見られた。南方熊楠は大正4年7月、「日本及日本人」に「古書保存と和歌山城の破壊」「博士輩の出放題」と題する文章を発表し、和歌山城の破壊を広く世に訴えた。また弟の常楠は、熊楠と連絡を取りながら、市会での本多の計画案の審議に際

し、反対の姿勢を示した。また地元紙の「和歌山実業新聞」・「和歌山新報」も、和歌山城の史跡・風致の保存を訴え、本多の計画案を批判する論説を展開した⁸⁾。

本多がこうした反対の声にどのような反応を示したのかは不明である。ただ大正10年（1921）に本多が執筆した「風景の利用と天然記念物に対する予の根本的主張」という論文で、自身を「徒らに自然美を毀損し天然記念物を破壊する者であると難する者」に対して、彼は次のような反論をしている。まず自分の主張には、①最大多数の体験の世界では美と真善が調和することもあれば矛盾することも多い、②民衆ができるだけ合理的・平等に文化的利便と悦楽とを享受すべきである、という2つの前提があるとする。そして「真善は美に超越し、美は真善を冒さざる範囲内に於て国民全体によつて出来るだけ合理的に平等に欲求すべきもの」であり、真に人類に必要なものはすべて善であるとした。そうした立場からすると、道路・鉄道・水力発電などは人類の文化生活に不可欠なものであって、これらのためには多少自然の風景や天然記念物が損傷・破壊・移動させられることがあつても止むを得ないと主張した。また民衆への開放を考えると、そのために適当な方法を講じて多少天然物が損傷することも止むを得ないとしている⁹⁾。この論文での具体例として史跡は取り上げられていないが、本多の和歌山公園の

設計にもこの考え方が反映されていると考えてよいだろう。本多にとっては、民衆への開放を考慮したより便利な園路の敷設という「善事」は、かつての城の趣きを感じさせる石垣等の「美」よりも優先されるべきものだったのである。

上記のような反対の声もあったが、結局市会では公園改良案は大多数の賛成を以て可決された。しかし市から和歌山県の認可を申請したところ、鹿子木小五郎県知事は、鶴の溪の埋没・桿形の石垣撤去・一の橋の石垣改修など原形を破壊するのは不穏であるとして、許可せずにこの案を却下した。結局、大正4年10月29日の市会において、元の案の原形を破壊する部分を修正することにして、整備が行われることとなった(『和歌山新報』同年10月2日付・『大阪朝日新聞 紀和版』同年10月31日付)¹⁰⁾。

(3) 実際の整備の状況

本多の元の計画案で原形を大きく変更するような部分は修正されたが、その他の部分は採用される結果となった。では実際にどの程度現実の整備に本多の計画が反映されたのか。不明な点も多いが、大まかに確認してみよう。

まず西之丸庭園は、ある程度本多の計画通りに整備され、ポンプを設置して澁の流れをつくり、「紅葉の橋」(紅葉渓橋)の架橋等がなされた(『紀伊毎日新聞』大正5年(1916)4月2日付・『大阪朝日新聞 紀伊版』大正6(1917)年9月17日付)。また本多の計画にはないが、飛び石が設置されていることが大正期の絵葉書から確認できる¹¹⁾。西の丸に設置する計画だった花壇は、昭和4年(1929)段階の和歌山公園平面図(図2)で確認する限り、市役所がそのまま残ったために作られなかったようである。砂の丸(北)には、道路と運動場の境界とする松その他の樹木の植え付け、6間幅の入口2ヶ所の設置がなされたが(『大阪朝日新聞 紀和版』大正5年6月18日付)、本多の計画ほどの大運動場は作られなかった(図2)。砂の丸(南)には、追廻門から不明門に至る幹線道路と附近にも道路が通され、沿道には紅葉が植栽された(『大阪朝日新聞

紀伊版』大正6年9月17日付)。但し鹿林は作られなかった(図2)。

南の丸にはいつからかは不明だが、キツネ・鹿・小鳥・猿などの園舎があり(図2)、本多の計画通り動物が飼われていた。南堀は御大典記念整備事業としては埋め立てられず、結果的に大正14年(1925)に埋め立てられた。南の丸に作られる計画だった遊技場は南堀埋立地の西側に作られ¹²⁾、東側は噴水の付いた花壇のようになっている(図2)。

大手門から岡口門にかけての部分は、桿形の破壊以外は、概ね本多の計画通りに整備がなされたようである。一の橋は擬宝珠付き欄干の木橋に架け替えられ、下の丸の東部には小庭園(梅林)が整備された。藏の丸には桃林が、岡口門樹形には桜林が設置され、岡口門外の三角地には芝生が施された(『紀伊毎日新聞』大正5年4月2日付・『大阪朝日新聞 紀伊版』同年6月18日付・『和歌山新報』大正6年10月30日付)。

ただ本多の計画にはなかったところで、城の原形の破壊がなされたことは注目しておくべきであろう。西外堀について本多は、今回の公園設計にはほとんど無関係としており、現状を維持する計画であった¹³⁾。しかし図2を見ると、西外堀の一部は埋め立てられ、吹上口の石垣の一部も撤去されている。この改変についてはこれまで、地図の分析から大正14年～昭和4年の間になされたのではないかと推定されていた¹⁴⁾。この推定をもとに当時の地元紙を調べると、大正14年2月8日付の『大阪朝日新聞 紀伊版』で、「汀町内務部長官舍前の城濠」、即ち西外堀の一部を上水道遮過池の土砂で埋め立てることが報じられている。300坪を埋め立ててさらに石垣を撤去して500坪の敷地が得られる見込みで、そこは市役所の用地になる予定だとしている。同紙の7月24日付の記事では、堀の埋め立ては7月中には出来上がり、埋立地には市水道課の事務所と試験所が建築される予定で、勘定門跡から県庁前電車停留場へ一直線に道路が敷かれるはずとしている。市水道庁舎は大正15年(1926)5月頃に完成した(『大阪朝

日新聞 紀伊版』同年6月1日付)。つまり、大正14年～同15年の間には、図2のような状況に改変されたと考えられる。本多の元の計画が城の旧形を破壊するものとして修正されたにもかかわらず、その約10年後には、本多の計画にもなったところで、城の旧形が大きく変更されてしまったことになる。

このように見ていくと、本多の計画は石垣の撤去や鶴の渓の埋め立てなど旧形を破壊する部分の修正を余儀なくされたのみならず、そのままとされた計画に関しても必ずしも本多の思い描いた通りに整備されたわけではなかったことがわかる。現在も、城内の園路、南の丸の動物園、岡口門櫻形の桜林などに本多の計画の名残がみられるが、当時は概ね計画通りに整備された下の丸の梅林・蔵の丸の桃林は、現在桜林となっている等、当時の整備から姿が変わっているところも多い。本多の計画に基づいて南の丸に設置された動物園は、平成27年には100周年記念事業が行われ、古い歴史を持つとともに市民に親しまれている。しかし昭和45年にリニューアルするなどして、大正期の動物園の様子が窺えるものは残っておらず、リニューアル以降の園舎の老朽化も問題となっている。城の歴史の一部ではあるが、江戸時代の城には本来なかったものであり、整備を進める上で今後の動物園のあり方を議論する必要がある。

以上みてきたように、本多の計画は地元の反対にあったことで、史跡の破壊を伴う部分は修正を余儀なくされた。城の石垣などの保存よりも、民衆への開放や便宜を優先しようとした本多の考え方は、受け入れられなかつたのである。またそれ以外の計画についても、必ずしも本多の構想した通りに整備されたわけではなかった。そして現在の公園と本多の計画を見比べると、それほど大きな痕跡を残しているとはいえないものである。しかし、本多が初めて和歌山公園の体系的な整備計画を立案し、その計画に基づいて公園全体の整備が進展したのであり、その意義は認めるべきであろう。

3. 戦後の森蘿による庭園整備

(1) 西之丸庭園の整備

和歌山城西の丸に位置する西之丸庭園¹⁵⁾は、江戸時代初期の池泉回遊式の大名庭園である。内堀を大きな池に見立て、西側に御舟石を浮かべた上の池を配置し、護岸は立石によって豪快に石組されている。庭園内には、釣殿風の鳯魚閣、離れ座敷の聴松閣、茶室の水月軒、腰掛、茅門、橋などが設けられていた。

昭和42年(1967)、京都大学農学部造園研究室に委託して「和歌山公園基本計画」が策定され、西之丸庭園周辺の整備についても提言がなされている。できるだけ昔の形にもどし、他の諸施設と有機的に結び付けることを計画目標として指摘し、復元工事についてはみだりに一般の請負業者に任せせるのではなく、「歴史的研究に学識ある専門造園家が担当する分野である」としている¹⁶⁾。

昭和44年(1969)5月、当時庭園文化研究所所長をつとめていた森蘿は、和歌山市から西之丸庭園の復元整備事業の計画について市の意向を聞かされ、8月に学術的調査を委託された。上記の提言があつたため、古庭園調査や保存修理工事に長年の経験を持つ森が選ばれたのであろう。そのことは、森自身が認めている。同年12月には、調査に基づいて総事業費5,800万円・3ヶ年の復元計画がたてられ、昭和45年から工事が始まった¹⁷⁾。

大正期の本多静六の公園設計でも西之丸庭園の整備について計画されており、実際に橋を架け、滝の流れを作り、飛び石を設置するなどの整備が行われたことは前述した。それから半世紀以上経った昭和44年夏、森は最初に現場を視察した。その時点では、「池辺や山腹には庭石が散乱し、池底には泥土がたまり、水中には雑物が散在し、池水は汚濁し悪臭を放つなど手のつけようがなかった」という。石の元の姿が想像しにくいものもあつたり、復元予定の腰掛・茅門・土橋の細部がわからなかつたりと、「他の庭園復元整備工事の場合には到底考えられないほど

の難問題が非常に多かった」と、森は述べている¹⁸⁾。

森は從来の文化庁が中心になって行っていた庭園復元修理について、例えば石組について施工前に十分に調査を行わず、施工者が勘だけを頼りにするために自己流に陥りがちになるなど、不満を持っており、着工前に十分な調査を行うことを主張した。現況の地形・石を詳細に測定し、木の樹種・幹の太さなどを調べ、現況で傾いている石をどのように復元するかを図示するなど、詳細に調査・計画をしている。これは「もし私の設計に杜撰な点があることが判明し、復元工事にミスでもあった場合に、もう一度着工前の姿にかえせといわれたら、それもできるようにしておきたいと考えたから」であった¹⁹⁾。

昭和45年12月～翌年3月まで行われた第1期工事は、上の池周辺を中心に行われ、滝口・渓流・護岸石組の復元や池の浚渫・植栽などが行われた。上の池の豪快な石組の復元などがなされた。

昭和46年（1971）12月～翌年3月にかけて行われた第2期工事では、堀池（内堀）の浚渫や石組・石垣の復元、茅門や築地塀などの諸施設の復元・植栽などが行われた。堀池に加えそこに浮かぶ柳島の護岸石組も復元され、古絵図を元に堀池北岸の汀線を後退させ、部分的に旧藩時代にもあった乱杭を復元した。茅門・築地塀の復元、紅葉溪橋の架け替えが行われ、大正期の整備時に飛び石で繋がれたと思われる上の池と堀池の境には、飛び石を撤去して土橋が復元された。

昭和47年（1972）9月～翌年3月に行われた第3

期工事では、滝口・渓流の復元、鳶魚閣・腰掛の復元、飛び石・砂利敷道の整備、植栽などが行われた。また庭園内の3つの滝口からかつて水が落ちていたことがわかったため、それらから水を落とすことになり、堀池浚渫時に発見した湧き水をポンプで吸い上げ、それぞれの滝口から落水するように整備した。鳶魚閣は東京工業大学名誉教授の藤岡通夫に設計を依頼し、古絵図にある廊下はないものの、建物は復元された。また柿葺屋根の腰掛も整備された。聴松閣・水月軒があった場所は発掘調査が行われ、礎石や敷石・鎮壇具一式などが検出された²⁰⁾。

こうして3年にわたる復元整備工事が終わり、昭和48年6月に開園式が挙行された。

（2）西之丸庭園の今後の整備における課題

かなり荒廃した庭園を、森は詳細な調査・計画とともに復元整備したのであり、その点は高く評価されるべきである。しかし、すでに武内善信氏によつて指摘されているように²¹⁾、いくつかの問題となる



図4 着工前の写真（和歌山城整備企画課蔵）



図3 西之丸庭園現況図



図5 現在の土橋付近の状況（筆者撮影）

整備があったことも事実である。

1つは、現在の土橋付近にあった亀石と雪見灯籠が、土橋の整備に伴ってなくなってしまったことである。亀石と雪見灯籠は、大正期の絵葉書からもその存在が確認でき²²⁾、森の整備前の写真にも写っているが(図4)、整備後はなくなっている(図5)。「紅葉溪庭園石復元計画図」²³⁾では、亀石を構成する庭石は復元を要する庭石として図示されており、現在のような石組みに組み直されたものと思われる。雪見灯籠については整備後、南の丸の動物園水禽園の西に移設されていた。しかし江戸後期の絵図で庭園北部に置かれていたことが確認できるため、平成28年に図3の現在の位置に移設された。

2つ目は、復元した築地塀の軒丸瓦に「三ツ鉢形紋」を使用した点である。これについては三尾功氏が、「三ツ鉢形紋」の軒瓦の出土例ではなく、復元で使用するのは不適切であることを指摘している²⁴⁾。

今後整備を進める上で、亀石については以前の形に復旧し、築地塀の軒丸瓦については適切なものに取り換えるなどの対応が必要であろう。

(3) 二の丸庭園の整備と今後の課題

森蔭は西之丸庭園の整備だけでなく、1980年代初頭に行われた二の丸庭園の設計も行った。現在二の丸庭園のある場所には、戦後は野球場やNHK局舎が設置されるなどして利用されていたが、森が庭園を設計する頃にはそうした建物などはすでに撤去・移転していた。また西の丸にあった市役所も昭和51年(1976)には移転していた。そのため、昭和56年9月の定例市議会で、和歌山公園の整備に関する議案が可決され、大手門再建・一の橋復元・旧市庁舎跡地への観光バス専用駐車場の設置などとともに、二の丸庭園の整備も進められることとなった(「市報わかやま」昭和56年11月1日付、同57年(1982)3月1日付)。

設計は森蔭が行い、工期は昭和56年12月～翌年3月、面積は17,407m²、工事費は8,030万円で、新たに園路・吾妻屋風の休憩所を設け、各所に鳥獣戯画的石組を配置するものであった²⁵⁾。昭和57年5月7日



図6 二の丸庭園の設計図(奈良文化財研究所蔵)

に開園した。

図6は基本設計図の一部であり、赤く彩色されている部分が庭石である。全く同じではないが概ねこの設計図通りに庭石や園路が配置されている。「和歌山城二の丸庭園解説(試案)」によると、平安時代の「作庭記」立石口伝の項目に、群れ遊ぶ犬、走り散る猪などを庭石で表現している箇所があり、同時代には動物が群れ遊ぶ姿を描いた「鳥獸戯画」もあるため、それらの事実を参考に二の丸庭園の石組をデザインしたという。「言わば、昭和(現在)の鳥獸戯画の構図による庭園石組」であった。庭石は全国各地から集められ、旧市庁舎跡地の整備に伴い発生したと思われる現場発生と記した砂岩や緑色片岩も一部庭石に利用している。それぞれの庭石群は、鳥獸の追う姿と逃げる姿、虎を中心に仲良く猛獸・小動物が遊び戯れる姿、群れ遊ぶ犬の群れなどを表現しているという。但し庭石は特定の動物だけを表示するわけではなく、「見る人々が各自の推理を働かせていただき、自分はこう見たいという連想を通して石組みの楽しさを味わってもらいたい」と説明している²⁶⁾。

整備後の二の丸庭園は、園路を散策し、東屋で休息する市民の姿が見られるなど、市民の憩いの場として親しまれている。ただ現在和歌山市では、従来は政治・生活・文化の拠点となっていた二の丸・西の丸の整備を進めようとしており、二の丸西部の發

掘も進展している。二の丸庭園は、江戸時代の本来の城の機能を窺わせる施設とはいはず、現在の整備の方向性とは齟齬をきたしているといえよう。

4. おわりに

以上、本多静六・森蘿が携わった史跡和歌山城における公園整備・庭園整備について、その内容と今後の課題を述べてきた。本来は軍事的な施設であり閉鎖的である城という空間を、公園として人々に広く開放しようとする際には、当然矛盾が生じる。大正期の本多静六の公園設計をめぐる動きは、まさにその矛盾が顕在化したものといえる。史跡の保全を優先するのか、人々への公開や便宜を優先するのかという問題は、現在の和歌山城の保存・整備においても共通する問題であろう。

また森蘿の西之丸庭園の整備は、当時としてはよくできた整備であっても、現在のレベルからみると問題もあるものであった。二の丸庭園は市民の憩いの場となっているが、本来の城の構造が全く考慮されずに整備された点は問題であろう。

城の保存・整備を行うには、最適な整備を行おうとする不斷の取り組みと、史跡の保存と人々への公開とをいかにバランスよく行っていくのかを常に考え続ける姿勢が必要であろう。

【補註および参考文献】

- 1) 但し、森蘿の作庭家としての仕事は学術的業績の陰に隠れて、評価されていないという（マレス・エマニュエル 2014「重森三玲と森蘿の庭園観—小堀遠州の伝記を通して—」『日本庭園学会誌』第28号 p.13）。
- 2) 雲藤等 2012「南方熊楠と和歌山城保存運動」『地方史研究』第62巻第1号
- 3) 野中勝利 2017「近代の和歌山城址における風致の破壊と保存をめぐる動き」『都市計画論文集』Vol.52 No.1 pp.78-80
- 4) 島田錦蔵 1962「川瀬善太郎先生」『林業先人伝』日本林業技術協会 pp.458-463
- 5) 中村賢太郎 1962「本多静六先生」『林業先人伝』日本林業技術協会 pp.367-368
- 6) 本多静六 1915『和歌山公園設計案』和歌山市役所。筆者が閲覧したものは、原物は東京大学大学院農学生命科学研究科森林風致計画学研究室が所蔵している。本稿では、本多静六記念館（久喜市）が所蔵している同資料の撮影画像を利用した。
- 7) 前掲論文2) pp.25-28、前掲論文3) pp.73-78
- 8) 前掲論文2) pp.28-30、前掲論文3) pp.78-79
- 9) 本多静六 1921「風景の利用と天然記念物に対する予の根本的主張」『庭園』第3巻第7号 pp.292-297
- 10) 市会での議論や県知事不認可後の詳細な経過については、前掲論文3) pp.79-80を参照のこと。
- 11) 和歌山市立博物館編 2010『写真にみるあらのころの和歌山一和歌山城（戦前）編一』和歌山市教育委員会 p.22
- 12) 但し、昭和15年（1940）3月実測の「和歌山公園平面図」（和歌山城整備企画課蔵）では、遊技場は南の丸北西に移動している。
- 13) 前掲書6) p.17
- 14) 和歌山城管理事務所編 2012「史跡和歌山城第30・31次発掘調査報告書」和歌山城管理事務所 p.8
- 15) 一般に紅葉渓庭園とも呼ばれるが、国の名勝として指定されている名称は「和歌山城西之丸庭園（紅葉渓庭園）」である。
- 16) 京都大学農学部造園研究室編 1967「和歌山公園基本計画」と和歌山市経済部公園課 p.8 pp.15-17
- 17) 和歌山市公園課編 1973「史跡和歌山城 紅葉渓庭園復元整備報告書」p.5 p.22
- 18) 前掲書17) p.13
- 19) 森蘿 1973「庭ひとすじ」学生社 pp.147-148
- 20) 前掲書17) pp.5-6、pp.13-16
- 21) 武内善信 2014「和歌山城西の丸及び「西之丸庭園」について」『和歌山市立博物館研究紀要』第29号 pp.46-47
- 22) 前掲書11)
- 23) 前掲書17) 付録の図面
- 24) 三尾功 2011『城下町和歌山夜ばなし』宇治書店 pp.125-126
- 25) 「工事概要」（山中功氏蔵）
- 26) 「和歌山城二の丸庭石解説（試案）」、「〔庭石群の意味の説明と庭石の種類〕」（山中功氏蔵）

謝辞：本稿に関わる資料の調査・利用においては、東京大学大学院農学生命科学研究科森林風致計画学研究室の下村彰男氏、久喜市教育委員会文化財保護課の竹内俊吾氏、和歌山県立文書館の藤隆宏氏、奈良文化財研究所のマレス・エマニュエル氏、内田和伸氏にご協力いただきました。末筆ながら厚くお礼申し上げます。

懐古園の変遷について －小諸城跡と懐古園－

山東 文洋（小諸市教育委員会）

1. はじめに

小諸城跡は現在「懐古園」として、広く周知されているが、現在までの懐古園の変遷と現状の課題、今後の取組について本論では、記載していきたい。

小諸城は甲斐源氏の末であり、長野県佐久地方を勢力下に置いた大井氏により15世紀末に築城された中世城郭の鍋蓋城、乙女城を基に、慶長17年（1612）頃に仙石秀久により近世城郭として現在の形として完成した。大井氏滅亡後、武田氏がその勢力圏下に置いたため山本勘助が縄張りを行ったとの伝承も伝わっている。

秀久による小諸城は三層の天守閣が造られ、その屋根瓦は金箔で装飾されていたが、寛永6年（1629）頃火災により焼失し、その後天守閣が再建されるることはなかった。

小諸城は当初、豊臣方に属しており、秀吉の関東包囲のための城の一つだったが、秀吉死後に仙石秀久は徳川方へ味方したため、関東の守りのための城となった。

小諸城の特徴は穴城と空堀である。一般的に城は、支配者の権威を示すため、町人町より高い場所、又は町の中心部に位置するが、小諸城は穴城と呼ばれ、現在の小諸市街地の一一番南側、町人町よりも標高が低い千曲川沿いに造られた。

また、空堀は浅間山から噴出した火山灰が積もった場所を水が流れることにより、自然と谷になった場所（田切）を利用して作られ、深いところでは現在でも30m以上の深さがある。

2. 小諸城から懐古園へ

（1）新政府による城地払い下げ

明治4年（1871）の廃藩置県により、当時の小諸藩主牧野康済が小諸県知事になるが、同年11月に長野県に統合される。

小諸城は明治5年（1872）に東京鎮台土田分営により、土地建物の競売が実施される。本丸御殿は解体されるが書院等は移築され、民家の一部となる。その他、多くの建物が払い下げにより移築されるが、大手門と三の門のみ元の場所に残された。

また土地も競売にかけられることにより、その全てが民有化されたが、本丸跡は旧小諸藩士たちによって分割され落札された。本丸跡は現在もその子孫たちによって保有されている（図1）。

（2）懐古園の誕生

明治13年（1880）に旧藩士たちが本丸御殿跡に、小諸城内にあった天神社、火魂社を合祀し、また歴代牧野藩主の御靈を祀る懐古神社を建立し、その周



図1 野面積みの石垣（天守台・本丸御殿跡）

辺を懐古園と呼ぶようになる。ここで、現在でも広く知られる懐古園の名称が使用されることになるが、当初は旧小諸藩士たちが所有していた小諸城跡の本丸御殿を中心とした一部のエリアを懐古園と呼んでいた。

旧藩士たちの手により、明治14年（1881）より参道の整備や、勝海舟による懐古園の題額や、懐古園の碑が整備されていくが、運営費用が不足することになり、明治20年（1887）に地元名士による「懐古園無尽」が結成され維持管理が行われるようになる。

その後明治29年（1896）に上信越線の小諸駅が大手門と三の門の間に開設され、城地は2つに分断される。

明治33年（1900）1月に「懐古園無尽」が「養老会」へ名称変更。基本金五百円で園内維持にあたるが、大正12年（1923）には養老会による管理ができなくなり、懐古園保存会を結成。旧小諸藩領60余町村からの賛助を得て園内整備を実施。懐古神社社殿と三の門（図2）の大規模修繕が行われた。



図2 懐古園 三の門

3. 懐古園の公園化

（1）公園化計画の発案

大正15（1926）年に隈部親信小諸町長が小諸町大公園設計を発案、本多静六博士に基礎調査依頼をし、本多博士、池辺武人助手により『小諸公園（懐古園）設計案』が提出される。

その計画を基に小諸町は4か年計画三万円余を投

じて約6万坪の公園整備の実施を決定。ここで、廃藩置県後はじめて小諸城跡整備に地方公共団体の公金が支出され、現在にまでの懐古園の敷地範囲が決定し、一部敷地の公有化が実施されることになった。

（2）本多博士による懐古園の設計

本多博士は『小諸公園（懐古園）設計案』（大正15年5月）の諸言において、「小諸町の如き由緒来歴に富んだ城址を公園として設計するには、城址並びに付近の名勝史跡天然記念物に対する歴史、伝説は勿論、地方民衆の要求、希望、人情、風俗、習慣、政治、経済、状態等に関する該博な知識と多年の経験とを有たなければ完全な設計案を建て難い」と記している。また同文中には、それらの知識と経験は当時の小諸町長以下小諸町民の案内と要求等によつてもたらされ、小諸公園設計の大方針を樹立したと記している。

その大方針の骨格はなにかというと、本論冒頭に、「小諸公園設計の根本方針は其独特な史跡名勝に富む珍らしい穴城の保存と、開闊雄大な眺望と幽邃、閑雅なる自然美を助長し、一方変化の多い塚と森とを利用して之に多少の人工美を加へ、以て一大風景美を現出せんとする」としていることにある。

それを特徴づけるように、もともとあった空堀や丘陵、馬場などの地形や植生を活用した梅林区、桜区、神苑区、もみじ谷、つつじヶ丘、風致林区、天然植物園、山吹谷、こぶし谷、児童遊園区、大運動場区（陸上トラック、フットボール場、観覧席）、テニスコート、相撲場、水泳場、鹿園、禁菸区、の設置、将来的には果樹園の設置が記載されている。

また懐古園周辺の道路環境に付言されており、将来的の自動車交通の発展を見し、周辺道路の自動車通行への改良を提言されている。

公園内の諸設備についても記載されており、トイレや水道設備などの公衆衛生施設の設置や来場者の利便性向上のための案内図の設置、便益施設として喫茶店の設置についても言及されている。

さらに管理については、小諸町だけでなく民間の管理の必要性にも言及されており「管理については

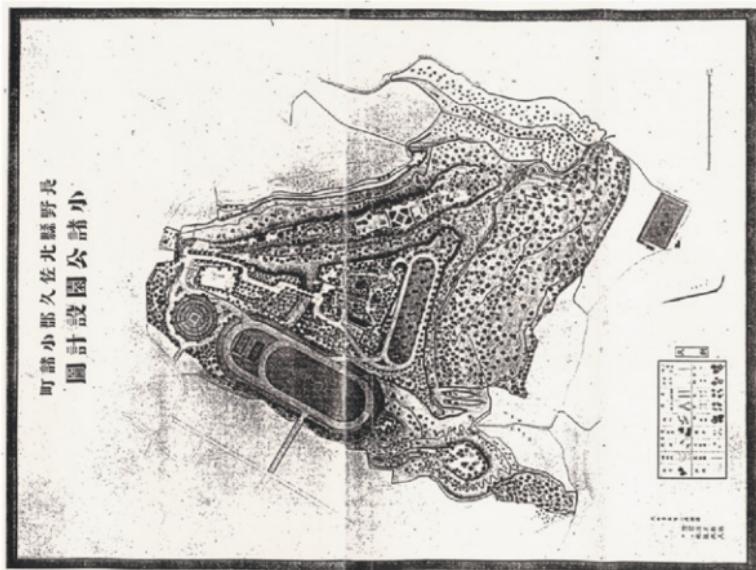


図3 大正15年 本多博士による小諸公園設計図

青年団や学生等の手伝いによって行い、管理維持上においても民衆の手によって完成したものは、好成果を治め得るものであることを特筆するものである」と記載され、実際にこの後の管理においても小諸町だけではなく小諸町観光協会と小諸城保存会が合同で実施されることとなる。

また、この設計案には提言されていなかった動物園の設置について、小諸町は本多博士に要望し、初蔵跡に動物園を設置。寄付金千五百円を基に動物を購入することを本多博士に依頼し、長野県初の動物園が開園され今日まで運営されている。

4. 懐古園の整備

(1) 設計後の懐古園

本多博士の設計後的小諸公園は昭和恐慌などを乗り越え、少しずつだがその整備が実施されていき、昭和6年（1931）にはある程度の整備が終了された。

また同年には1日の入場者が3,000人を超える日もあるようになる。

本多博士の設計を基にしながらも、小諸町独自の事業として小諸義塾の教師として赴任し、「千曲川のスケッチ」を発表した島崎藤村の石碑の設置、小諸義塾の開設者木村熊二のレリーフの設置、浅間山の火山灰を利用した瓦の制作展示施設などを設置していく。

それらの結果、昭和11年（1936）には年間入場者数が30万人を突破し、全国の公園入場者数で10位に入ることとなった。

懐古園が小諸町の観光資源の向上に成果を上げたことにより、小諸町はさらに小諸公園の拡張計画の策定を本多博士に依頼することとなる。

(2) 昭和12年（1937）の公園拡張計画

昭和12年に小諸町は再度本多博士に小諸公園の拡張計画の策定を依頼し、本多博士は農学士の枝松幸

太郎氏とともに『小諸公園拡張計画』を小諸町役場に提出している（図4）。この度の改良計画の必要性については、その諸言のなかで、「大正15年に公園の設計を行ったのであるが、爾来年を閲すること十有三年、その間、時勢は急速なる進歩を遂げ、一般世人の公園に対する見方もまた大に発達し、殊に運動競技界の躍進は、全く驚くべきものがあり、従来の如き小規模の不完全なる公園にては世人が最早や満足することが出来なくなつたのである」と記している。

実際に大正15年に旧小諸城内に設計された、大運動場、テニスコート、相撲場、水泳場、児童遊園区は昭和12年までには設置されておらず、また、この時の拡張計画においては設置場所が旧小諸城外へ変更されている。また児童遊園区については、本丸を中心とする城郭付近から出来るだけ離れた場所へ設置することを提言している。

また鉄道や自動車をはじめとする交通網の発展により、遠隔地よりの来訪者が増加したことにより、小諸公園（懐古園）を中心とした小諸町内の観光についても触れられている。

設計の要旨として、本丸・二の丸・三の門を中心とし、城郭本来の性質を尊重し、大きな変更や改造を加えてその性質を破壊することはせず、出来るだけ現状を保存することとしている。また、利用者の利便性の向上のため、回遊路の整備、休憩・慰安設備、公園管理事務所の設置などを提言されている。

しかしこれらの拡張計画は実施されることはないかった。昭和12年に開戦した日中戦争および太平洋戦争により、日本経済は段々と疲弊していった。また、昭和15年（1940）から17年（1942）にかけて中規模噴火を含む浅間山の火山災害が小諸町を襲ったためである。

さらに戦争による物資欠乏のため、懐古園内の施設の金属製部品や銅像等が金属の供出が実施された。また、管理も行き届かなくなった懐古園は次第に荒廃していくことになる。

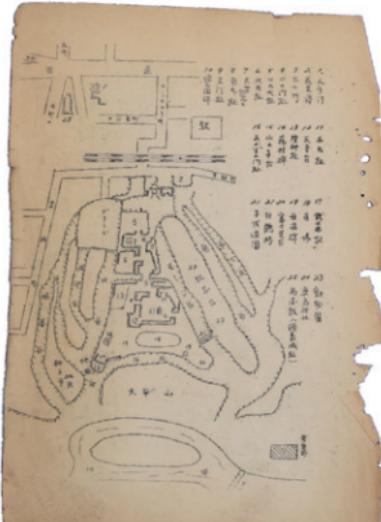


図4 昭和12年の拡張計画図

5. 現在の懐古園

（1）戦後の懐古園と都市計画決定

昭和20年（1945）8月の戦争終結により、懐古園の復興は少しづつ行われていったが、新しい施設の整備は昭和24年（1949）の児童遊園地（現在は移転し、現在駐車場）の開設による。児童遊園地は本多博士の提言を受け、城郭跡から出来るだけ離れた場所として、北の谷を一部埋め立てて設置されることとなった。昭和初期から行われていた園路の整備や休憩所としての四阿の整備などもこの頃に完了した。

また、昭和29年（1954）の小諸市誕生後、昭和31年（1956）12月17日付の都市計画決定により、都市公園「小諸公園（懐古園）」として整備されることとなり、翌年1月1日に共用が開始された。現在の懐古園の範囲はこの時に都市計画決定された範囲である。またそれまで、主として民間で管理されていた懐古園を、小諸市が主体となり管理することと

なった。

(2) 実施されなかった整備案

大正15年の設計から予定されていた、大運動場とテニスコートは昭和12年の再設計をもとに、懐古園内に用地を確保できないことから、場所を大きく移し、昭和44年に小諸市天池地籍に開設された。

また、水泳場も同様の理由により昭和61年（1986）に南城公園に設置されることとなった。

植生において実施されたのはもみじ谷の整備だけであり、梅林区、桜区、つつじヶ丘、天然植物園、山吹谷、こぶし谷、果樹園の整備は実施されなかつた。

ただし、桜については、城内馬場の跡地を中心にして懐古園全体で整備をされ、つつじも懐古園全体に植林された。そのほか、梅については近隣の道路が梅林道路として地元の中学生を中心に整備された。

(3) 文化の集積地としての懐古園

懐古園は島崎藤村の『千曲川のスケッチ』に描写され、また高浜虚子や伊藤深水をはじめとする多くの文化人に愛されてきた。小諸城跡として、また歴史公園としての懐古園自体の文化的価値の向上だけでなく、小諸市に関する文化の周知・保存をより一層進めるため、懐古園内に文化施設の誘致、建設を行った。

まず、昭和33年（1958）に小諸市立藤村記念館が小諸藤村会により紅葉が丘に建設され翌年小諸市に移管された。藤村記念館は帝国劇場を設計した谷口吉郎博士によりコンセプトは「城跡にマッチした高雅簡淨な木造建築」である（図5）。

その後、昭和43年（1968）に日本を代表する活火山浅間山の資料を展示する小諸市立郷土博物館（昭和63年（1988）に郷土博物館へ移行）が建設された。

昭和50年（1975）には文化勲章を受章した小山敬三により建築家村野圭吾氏の設計による小山敬三美術館が小諸市へ寄贈された。

また、桜の名所100選や日本の名城100選にも選定され、市民だけでなく観光客も来訪し、懐古園は城跡、公園だけでなく、小諸市の文化の集積地として

の存在価値を有するようになった（図6）。

(4) 現状と課題

懐古園の入場者数は減少を続けており、各施設の老朽化が進んでいる。そのため施設の更新整備計画を策定する時期となっている。

また小諸公園として都市計画決定をされているため、無秩序な開発等はされておらず、その景観は保たれているが、それは都市公園としての整備であり、文化財としての整備が実施されたものではなかつた。

しかし、平成19年には、駅により懐古園から分断されていた大手門が、改修整備され、その一帯が大手門公園として整備されることとなった。

懐古園周辺にある北国街道小諸宿の本陣の修理の実施も計画されることとなり、懐古園を中心とした新たな観光資源の整備計画の策定が開始されることとなった。これらを機会として市民から、懐古園を文化財指定するように要望が出され、平成29年より小諸市としても文化財指定を目標に活動を始めたこととなった。

懐古園は過去に何度か文化財指定のための調査を実施してきたが、現状が公園であり、便益施設等があるため、小諸城跡として史跡指定をすると、本来の小諸城の姿に戻さなければならないとの懸念から、文化財への指定をためらっていた。

しかし、現在では史跡指定においても、懐古園の全てを江戸時代の姿に戻す必要はなく、重要な部分



図5 小諸市立藤村記念館

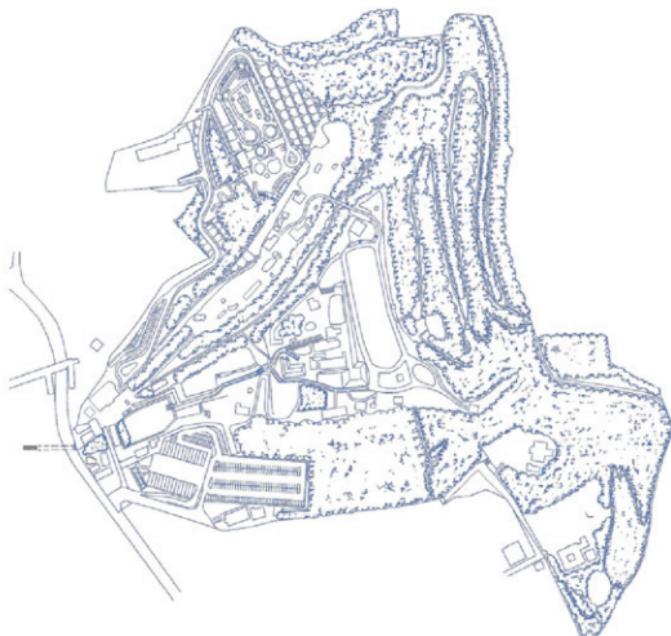


図6 小諸公園現況図

を史跡指定することが出来ることを市民に説明し、理解が得られ始めている。

ただし、懐古園はその歴史的背景から、小諸城跡としての史跡、近代公園としての名勝、どちらの文化財指定も考えられる。

平成29年より、小諸市、土地所有者、有識者、市民等による検討会を立ち上げ、小諸城跡としての歴史的価値と近代公園としての名勝としての価値を検討し、広く市民に示すことにより、どちらがより懐古園としてふさわしい文化財なのかを決定し、整備ルールの策定、土地所有者の同意などを受けながら、文化財指定を目指し活動していきたい。

6. 結び

この度の論文作成において、小諸城・懐古園の歴史的変遷の確認、資料の整理を実施する良い機会を

頂いた。

今後、文化財指定に向けて活動を行うにあたり、本論を読んでいただいた、より多くの方のご協力とご教示を頂きたく、お願い申し上げ、結びとさせていただきます。

【参考文献】

- 1) 本多静六『小諸公園（懐古園）設計案』長野県北佐久郡小諸町役場 大正十五年 小諸市立図書館蔵
- 2) 小諸町『小諸公園拡張計画』昭和十二年 小諸市立図書館蔵
- 3) 小諸町公民館『小諸町の沿革と懐古園』昭和二十九年
- 4) 小諸市教育委員会『小諸市誌 近・現代編』平成十五年

尼崎城跡の現状と城内地区まちづくり計画について －姿を消した尼崎城の保存とまちづくりの取り組み－

益田　日吉（尼崎市教育委員会歴博・文化財担当）

1. はじめに

尼崎市は兵庫県の南東部に位置する東西約8.4km、南北約11.1km、総面積50.7km²、人口46万人の中核市である。市域の東は神崎川、左門殿川を境に大阪市、猪名川を挟んで大阪府豊中市と、北は兵庫県伊丹市、西は武庫川を境に兵庫県西宮市と接し、南は大阪湾に面している。市域の大部分は、大阪湾の沿岸潮流と武庫川・猪名川が運ぶ土砂の堆積により形成された低平な沖積平野である。

尼崎の地は古代から中世にかけては、京・大和・難波といったわが国の政治・経済の中心地と西国・瀬戸内を結ぶ水陸交通の要衝の地として栄え、近世には、大坂の西の備えとして整備されたとされる尼崎城の城下町として、近代には阪神工業地帯の中核を担う工業都市として発展してきた。



図1 尼崎城と大坂城周辺の近世城郭配置図

豊臣氏を滅ぼした徳川幕府は、元和3年(1617)7月、諸代の戸田氏鉄を膳所から尼崎に転封し、東は揖津国川辺郡神崎村から西は八部郡西須磨村までの海岸部一帯を領する5万石の大名とした。

尼崎には戦国期以来の城館があったが、その年の10月、幕府は山岡景以ほか5名の新城奉行を尼崎に派遣し、新たに築かせた城郭が近世尼崎城である。まさに尼崎城は元和6年(1620)に始まる徳川氏大坂城の修築に先立って築かれた城郭である。

この時期に築城された城郭のなかには天守を建築しなかったものや、江戸時代早々に天守が焼失しても再建しなかった城郭も多いが、尼崎城には江戸時代を通じ4層の天守が存在したことから、江戸時代の人々はこの天守を尼崎のまちの象徴として捉えていた様子が窺える。その後、尼崎藩主は青山氏・松平氏と譜代の大名が配置されて明治維新を迎える。

江戸時代を通じ尼崎のシンボルであった城も、明



図2 尼崎城下家中色分け絵図（尼崎城部分）



図3 城を中心とした尼崎の城下町（「尼崎城下風景図」）

治6年(1873)、いわゆる「廃城令」により取壊しが決まるや、建物は解体・撤去、石垣の一部は取り除かれて築港の防波堤石材として搬出された。更に堀の埋め立てが進められた結果、尼崎城は地上からその姿を消し、人びとから忘れ去られていった。

2. 廃城後の城と城下町

江戸時代、威容を誇った城郭も明治6年の廃城後は急速に解体が進み、天守や櫓は撤去、本丸御殿の建物の一部は解体され寺院などに移築され、更地となって役場・学校・警察・郵便局・図書館・公民館など公共施設用地に利用される。また、上級藩士の武家屋敷であった南浜、東・西三ノ丸の多くは民有地として利用され、わずかな間にその姿を大きく変えていった。

尼崎の町も廃城後一時活気を失うが、明治7年(1874)には、官設鉄道が大阪－神戸間に開通し、神崎ステーション（現JR尼崎駅）が城下の北約2kmに開設。明治24年(1891)には尼崎－伊丹間を結ぶ川辺馬車鉄道が開通し（のちに揖津鉄道・阪鶴鉄道となり、現在のJR宝塚線）、城郭跡地に尼崎停車場が開設。明治38年(1905)には城下北辺に沿って阪神電気鉄道本線が開通し、城跡の北西に尼崎駅、城下の北東端に大物駅が開設された。さらに昭和元年(1926)には阪神国道（国道2号線）が開通するなど、交通網が次々と整えられたことで、旧城下町と城下周辺の地域も市街化が進展していく。

こうしたなか、大阪と尼崎の資本家が明治22年

(1889)に設立した尼崎紡績（のちの日本紡績、現ユニカ）をはじめ、明治後半期には工業も発展していく。これにより町は徐々に活気を取り戻し、町を東西に貫く旧中国街道沿いの本町通は、明治後半から昭和戦前期にかけて、阪神間有数の商店街として活況を呈した。

しかし、昭和9年(1934)の室戸台風による甚大な被害。昭和18年(1943)の空襲への備えとして実施された建物疎開で本町通商店街の南側の建物は撤去。昭和20年(1945)には空襲により工場地帯は壊滅的な打撃を受け、町の一部も焼失し、多くの方が犠牲になられた。戦後の戦災復興土地区画整理事業では、建物疎開した本町通に幅50mの東西道路(現国道43



図4 仮製二万分一地形図（明治31年修正）

号線)が敷設されたことで、町は南北に分断され、その姿は大きく変貌する。

3. 埋蔵文化財となった尼崎城

まちのシンボルであった尼崎城も地上から姿を消して久しい。城は過去のものとなり、多くの人々が城は完全に破壊されたと考え、今では尼崎に城があったことさえ知らない市民も増えている。

尼崎市教育委員会では、昭和60年(1985)の「尼崎市遺跡分布地図及び地名表」の改訂にあわせ、尼崎の歴史にとって欠かせない近世遺跡として「尼崎城跡」を遺跡台帳に登載した。以後、尼崎城跡は「周知の埋蔵文化財包蔵地」として文化財保護法に基づく保護の対象となっている。

尼崎城跡で最初の埋蔵文化財調査が行われたのは昭和62年(1987)、民間マンション建設に伴う発掘調査である。内堀北東隅の東側、「二の丸」と「松の丸」の境付近と推定される場所で、現地表下約90cmで江戸時代の遺構面を確認するとともに粗削りの花崗岩が並ぶ石列が発見された。絵図には郭を画する「不明御門」の石垣、「二の丸」には「米蔵」が描かれていることから、このどちらかに伴う遺構と推定され、「幻の尼崎城」遺構を発掘の見出しが新聞紙面を飾った。

翌、昭和63年(1988)には、尼崎城跡北西隅の「西三の丸」にあたる兵庫県立尼崎病院跡地で市立中央図書館建設に伴う発掘調査が行われた。調査区の大部分は度重なる病院建設により既に尼崎城の遺構をとどめていなかったが、病院建物基礎の間で奇跡的に残った尼崎城北西隅石垣の一部が検出され、初めて地下に残る石垣が人々の前に姿を現した。

その後も各種開発行為に伴う発掘調査、確認調査では地下に残存する石垣や石材が抜き取られた痕跡などが確認されている。

なかでも、平成8年に実施された阪神・淡路大震災で被災した小学校校舎の建て替えに伴う発掘調査では、本丸中央部約1,400m²が調査され、近世末期の本丸建物を詳細に記録した「尼崎城本丸平面図」

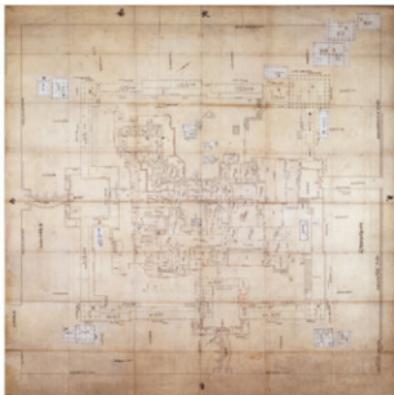


図5 尼崎城本丸平面図

(図5)と一致する本丸御殿の遺構が検出されるとともに、記録には残されていない本丸御殿建物基礎地業の様子が明らかになった。

これまで尼崎城跡での埋蔵文化財調査は、本発掘調査8件、確認調査49件など、調査面積も1ha余りに達し、郭の位置も次第に明らかになってきていくが未だ縄張りの全容を確定するには至っていない(図6参照)。

なお、これまでの調査で検出された石垣は、公共・民間事業を問わず、事業者の協力を得て、すべて地下保存が図られている。

こうして地下に保存された石垣の常時公開を求める市民の声をよく耳にするが、未だ公開できていない。

それは、尼崎城跡が所在する尼崎市南部臨海地域では、近代の大規模工場の進出に伴い、工業用水として地下水が大量に汲み上げられたことにより、地盤が大きく沈下した。これにより、地下水位は往時と変わらないとしても地盤が沈下したことで、地下水位が上昇したと同じ結果を招くことになった。

こうしたこともあり、地下に残る尼崎城の石垣遺構は水没し、発掘調査時も湧水の常時排水が欠かせない。しかも沿岸部の砂堆上に築かれた尼崎城の遺



図6 尼崎城跡の発掘調査で出土した主な遺構

構は十分な止水等の対策を講じねば棄損し、石垣の崩落も懸念されることなどから、その保存・活用にあたっては特に慎重な対応が求められるからである。

4. 城内地区のまちづくり

(1) 尼崎市総合計画と城内地区

尼崎市では、平成3年に2025年を目標年次として、「人にやさしいまちづくり」「都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり」「個性を活かし、広域圏と連帯するまちづくり」の3つの理念に基づき、都市像「にぎわい・創生・あまさき」をめざす長期の『基本構想』を策定し、この基本構想に基づく第2期の基本計画を平成12年に策定した。

この基本計画では、戦略プランとして「個性と魅力あふれるまちをつくる」ことを掲げ、「歴史的、文化的に価値のあるものや産業遺産など、これまで

蓄積してきた地域資産、またこれから生まれる地域資源を生かし、市民、事業者とともに、個性と魅力あふれるまちをつくる」ことを目標に、阪神尼崎駅南の尼崎城跡及び旧城下町を主な範囲とした「歴史文化ゾーン」を中心としたエリアでこうした取組を進めることとした。

この歴史文化ゾーンの中でも特に城内地区は江戸時代に尼崎城が築城され、街の繁栄の基礎となった「尼崎発祥の地」であり、廢城後も警察署、教育施設、市役所など、まとまった公共施設地区として利用され、長く尼崎市の中心地であった。地区内には近世の尼崎城の遺構の上に近代建築物が遺されており、城内地区ならではの個性を表す大切な地域資源となっている。特に、旧尼崎高等女学校校舎や旧尼崎警察署の建物は、近代建築物として歴史的な価値が高いものである。こうしたことから、その活用方策の検討が求められた。

平成17年には市民・事業者・行政による「城内地區まちづくり懇話会」が設置され、城内地地区のまちづくりの方向性を示した、「歴史文化ゾーン城内地地区まちづくりの提言～懐かしさに触れ、地域を学び、新たな活動が生まれるまち城内に向けて～」と題した提言が提出された。

この提言では、城内地地区まちづくりの目標を「懐かしさにふれ 地域を学び 新たな活動が生まれるまち 城内に向けて」とし、

・歴史文化にふれ、懐かしさや安らぎを感じられるまち

・市民や子供たちが地域を学ぶまち

・市民の新たな活動や交流が生まれるまち

を掲げ、次の5つの基本方向が示された。

【歴史文化の拠点】

かつてお城が築かれた地区として、尼崎の歴史文化を保存継承し、発信していく中心地に

【本物の魅力】

今も残る本物の近代建築の中で、本物の歴史文化にふれられる魅力的な場所に

【まちの活力】

城内地地区だけでなく、周囲の歴史文化資源を含めた観光などの情報を発信し、まちの活力源に

【人材の育成】

小中高校生から大人まで幅広く尼崎の歴史文化にふれて学び、未来のまちを創っていく場に

【市民活動の活性化】

地域研究などに係わる市民活動グループ、ボランティアの育成拠点に

この提言を受けて、尼崎市では平成18年には「城内地地区まちづくり府内検討会議」を設置し、府内関係部局により城内地地区まちづくりの具現化に向けた検討が進められた。

懇話会提言及び府内検討会議の結果報告を踏まえ、平成20年3月に策定されたのが『城内地地区まちづくり基本指針』である。



図7 歴史文化ゾーンの現状とまちづくりの考え方（尼崎市HPより）

この基本指針で、歴史文化ゾーンでの取組のうち、城内地区における歴史的建築物等を活用したこれからのまちづくりについて、市民、地域住民、事業者、行政などが参画・協働して取り組むための基本方向が定められた。

先の懇話会提言に沿って、この基本方針でも目標を「懐かしさにふれ 地域を学び 新たな活動が生まれるまち 城内」と定め、尼崎は産業都市としてのイメージが強いが、近世には尼崎城があり都市文化も繁栄していた。それもまた尼崎の顔である。尼崎に残る歴史文化的資源を保全・活用し本物の魅力を高めていく中で、市民活動の活性化、都市のイメージアップをはかっていく。城内地区は、そうした尼崎の新しいまちづくりの発信地であり、市民が集い、地域を学び、新たな活動が生まれるまちづくりをめざすとしている。

そして、目標達成に向けた取組の基本方針として、
【周辺地区と連携した魅力的なまちづくりを展開する】

城内を拠点に、寺町や築地・大物、ユニチカ記念館など歴史文化ゾーンを結びつけ、さらに、中央・三和・出屋敷商業エリアの賑わいやぬくもり、アルカイック（筆者註：文化ホールの愛称）・庄下川東地区の文化芸術などとの連携をはかり、多様な魅力のあるまちづくりを一体的に展開する。

歴史文化ツーリズムなど都市観光の誘引、中央・三和・出屋敷商業地区との回遊性の創出、快適な散策ルートの設定など、まちに人の元氣があふれる活力あるまちづくりへの波及・創出を目指す。

【本物の魅力を活用し歴史文化の拠点を形成する】
かつてお城が築かれ、街の繁栄の基礎となった地区であることから、全市的視点をもって歴史文化の拠点づくりを進める。

尼崎城という近世の歴史の上に、大正から昭和初期の近代建築に代表される近代の歴史文化が積み重なっている地区であることを活かし、重層的な歴史文化を伝える。

従来からの産業・ものづくりのイメージに加え

て、歴史文化という都市イメージを付加し、都市の風格の引き上げにつなげる。

【人材の育成と市民活動の活性化を図る】

小さな子供たちからお年寄りまでが、自らが暮らすまち（＝尼崎）の歴史文化に気軽に触れて、学び、そしてまちづくりを担う人材を育む場を提供する。

教育・研究機関等と連携し、地域の人々が支援することにより、広範で高度な学習・情報発信の機会を創出する。

歴史文化の拠点における地域研究等の市民活動、ボランティア活動、NPO 等民間によるプログラム提供、企業等の参加を得た展示など、多様な主体の活動・育成拠点としての機能を強化する。

以上の3点を掲げ、これらを通じ、城内地区や尼崎への愛着心、誇りを育むとしている。

一方この間、尼崎市では平成15年に『尼崎市経営再建プログラム』を策定し、その計画期間終了後の平成20年度以降も厳しい財政状況が続いたことから、平成20年度以降の取組を『“あまがさき”行財政構造改革推進プラン』として取りまとめ、更に、平成25年度からの10年間を計画期間とする、『あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト～持続可能な行財政基盤の確立に向けて～』によるさらなる財政の健全化に向けて財政基盤を築くとともに、地域社会で共に支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立に努めるべく、行財政改革に取り組んできた。

こうした経緯をたどるなかで、平成25年策定の『尼



図8 旧尼崎警察署

崎市総合計画』の「まちづくり構想」では、尼崎市の将来を築いていくための共通のよりどころとなる基本的なまちづくりの方向性として示された、4つの「ありたいまち」の姿のひとつに「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」を掲げ、歴史・文化等の地域資源を活用・発信し、活力と魅力のある、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちにしてく必要があるとしている。

尼崎城跡は、明治6年(1873)の廃城後、その遺構は地上から姿を消し、役場・警察・学校などの公共施設が建ち並ぶ尼崎の中心市街地へと変貌したが、城跡内には、大正15年(1926)建築の旧尼崎警察署、昭和8年(1933)建築の旧尼崎高等女学校校舎(現、市立文化財収蔵庫)、昭和12年(1937)建築の旧尋常高等小学校校舎(現、市立琴ノ浦高等学校)など、戦前期の鉄筋コンクリート造建築が集積している。

また、城跡に近接した城内地区の計画エリア内には明治37年(1904)のレンガ造建築、旧阪神電鉄発電所(現、阪神電鉄資材部西倉庫)、昭和12年(1937)建築の国登録文化財 旧開明小学校校舎(現、尼崎市開明庁舎)などの近代建築も残されている。

(2) 城内地区都市再生整備計画

基本指針の策定から8年が経つ平成28年3月、尼崎市は阪神尼崎駅の南東エリアを計画範囲とした、「城内地区都市再生整備計画」を策定し、社会資本整備総合交付金事業(都市再構築戦略事業)として取組を具現化させ、歴史・文化資源を活かし、都市



図9 旧尼崎高等女学校校舎

の魅力の向上と交流人口の増加を目指すとともに、歴史文化という新しい都市イメージを付加することで、市民のまちに対する誇りや愛着につなげていこうとしている。

具体的には、平成28年度からの5カ年の事業として、次の4事業を基幹事業としている。

- ① 旧尼崎高等女学校校舎を耐震改修し、文化財保護行政も所管する博物館と文書館機能を有する施設が入る歴史館として整備
- ② 尼崎城址公園を城内地区の玄関口にふさわしい景観や憩いの空間として整備
- ③ 安心して回遊できる遊歩道の整備
- ④ 観光案内板の設置

さらに関連事業として、平成30年の竣工を目指し、市民の寄付で尼崎城址公園の一角に建設中の尼崎城天守の外観を模した(仮称)尼崎城400年記念館の内部活用事業の検討も進められている(図11)。

尼崎市では、これにあわせ「尼崎城一枚瓦寄附」「尼崎城一口城主寄附」(目標額:1億円)とともに、「尼崎城プロジェクトソポーター」を募集するなど、(仮称)尼崎城400年記念館がまちの歴史的シンボルとして多くの市民に親しまれるよう機運の醸成に努めている。

なお、本来尼崎城天守は本丸北東隅櫓を兼ねた4層の建物であったが、そこには旧尼崎高等女学校校舎(現、市立文化財収蔵庫)が建ち、この建物を保存・活用した歴史館整備が基幹事業となっているこ



図10 旧阪神電鉄発電所

とから、本来の場所に尼崎城天守を復元整備することはできない。

また、(仮称)尼崎城400年記念館の建設により、尼崎城跡の遺構を損壊しては、城内地区に残る歴史・文化資源を活かすとした事業趣旨に相反することから、建設場所は、遺構が残存しないことが確認されている尼崎城址公園の一角を選定し、城址公園の整備とあわせて建設が進められている。

5. まとめ

尼崎市は平成28年、市制施行100周年を迎えた。平成30年は、戸田氏鉄が尼崎城築城を始めて400年にあたる。こうした節目の年をむかえ、近年、市民・事業者・行政による歴史を意識したまちづくりへの機運の高まりが感じられる。こうしたなか、市民からの寄付の申し出による尼崎城天守の外観を模した(仮称)尼崎城400年記念館建設の話は、これまでに幾度か尼崎城天守の再建要望が市民団体や郷土史愛好家からなされてきた経緯などもあり、大方の市民は好意的に受け止めている。

また、これを契機に尼崎が江戸時代には阪神間唯

一の城下町であり、まちのシンボルとして城があつたことを初めて知る市民も多く、日ごろあまり歴史に興味・関心がない市民の注目も高まってきている。

一方、研究者や城郭愛好家からは、天守の外觀を模した建物が、本来の位置とは異なる尼崎城跡内に、しかも鉄筋コンクリート造で建築されることなどから批判的な意見も耳にした。

この建物の評価については、功罪両面からの検証が必要となろうが、尼崎城跡には城郭としての近世の歴史だけではなく、廃城後まちの中心地として栄えた近代の歴史、そして、それを伝える近代建築物がある。さらに現在進められている歴史を活かしたまちづくりの取組を含め、重層的に残る歴史・文化資源をいかに評価し保存・活用していくかが課題である。本物の保存を図ることでその活用を将来に託し、それに関わった人々の思いを受継ぎ、そこに暮らす人々による新たな価値を付加した歴史・文化創造の営みを総合的に評価する必要があろう。

【参考情報：尼崎市HP】

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>



図11 城内地区整備方針概要図（尼崎市HPより）

名古屋市歴史的風致維持向上計画にみる 名古屋城下の近代建築の保存活用

松田 和彦（名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室 室長）

1. 名古屋市における歴史的風致

（1）名古屋市の基本方針

名古屋市では、市内に残る歴史的資源を積極的に活用した戦略的なまちづくりの基本方針である「名古屋市歴史まちづくり戦略」を平成23年3月に策定し、身近に歴史を感じられるまちづくりに取り組んでいる。

戦略では、「語りたくなるまち名古屋の実現」を目標に掲げ、地域住民・行政など様々な主体が協働で歴史まちづくりに取り組むこととしている。

名古屋市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という）は、この戦略を踏まえ、歴史まちづくり法（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年11月施行）」）に基づき、歴史的風致を維持向上するための方針および重点区域、平成26年度から10年間の事業についてとりまとめたものである。

本稿では、名古屋城旧城下に残された近代建築遺産に焦点をあて、計画におけるその歴史的意義及び位置付け、さらに保存活用の枠組みについて紹介する。

（2）名古屋の歴史的風致

歴史的風致とは、歴史まちづくり法において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義される。本市の計画において取り上げている歴史的風致は以下の6

つである。

- ①名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致
 - ②熱田神宮等に見られる歴史的風致
 - ③尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致
 - ④堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致
 - ⑤街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致
 - ⑥大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致
- このうち⑥は、御三家筆頭である尾張徳川家のお膝元として発展してきた名古屋が、明治以降、近代産業都市へとそのあり方を大幅に切り替え、機械や陶磁器といった産業の発展や、鉄道、道路及び運河等の産業基盤の整備に力を尽くしてきたという流れを踏まえて設定したものであり、名古屋の特徴といえる。

（3）重点区域としての名古屋城周辺地区

計画では、歴史的風致の維持向上を図る重点区域として、都市成立以来の歴史を記す名古屋城周辺地区及び熱田地区、尾張氏に関連する古墳群が残され復元整備を実施している志段味地区を設定している。

名古屋城周辺地区においては、現在、名古屋城本丸御殿の復元整備の他、天守閣の木造復元に向けても事業を進めているところであるが、計画では名古屋城の魅力向上と並行し、旧城下町に残された歴史遺産の保存活用による歴史まちづくりが肝要であるとしている。

中でも、陶磁器産業をはじめとする近代産業の集積地であったことから大正から昭和初期にかけての近代建築が多く残され、名古屋の近代化の跡を今に伝える景観を形成している。旧城下東部は「文化のみち」として、大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致を中心維持向上すべきエリアとして位置付けられている。

2. 名古屋城下町の歩み

(1) 城下町の建設～江戸時代

徳川家康による名古屋城及び城下町の建設は、それまで尾張の中心地であった清須からの移転（「清須越し」）により行われた。城下町は名古屋城を北端とし、名古屋台地に逆三角形を描くように建設された（図1）。

重臣の屋敷が建ち並ぶ三之丸の南側には「碁盤割」と呼ばれる町人地が置かれ、主にその東側や南側に中流階級を中心とした武家地が、さらにその東側と南側に寺町が配置された。

(2) 明治～昭和初期

明治維新後、尾張徳川家の象徴であった名古屋城は取壊しが始まった。明治6年（1873）には本丸、二之丸、三之丸が陸軍省の所管となり、二之丸御殿を始めとする多くの建物が取り壊された。



図1 尾府名古屋図(正徳4年)

同時に、名古屋城下東部などに数多く居住していた武家は、徐々に屋敷を売却して転出していき、残された武家屋敷の広い敷地を利用して陶磁器工場や紡績工場が建てられ、産業集積が加速した。

この地に移り住んだ進取の気性に富んだ事業経営者や貿易商の邸宅や学校、教会等は、こうした名古屋の近代化の歩みを今に伝える証として、歴史的景観を形成している。

明治後期には、産業の発展を背景に、工業製品等を展示する大規模な見本市が国内でも人気となる。名古屋では明治43年（1910）に、名古屋開府300年を記念した第10回関西府県連合共進会が開催され好評を博した。その会場として現鶴舞公園周辺が整地され、本館や迎賓館、パビリオンなど様々な施設が建設された。閉会後は欧風庭園を備える公園として整備され、昭和5年（1930）に公会堂が建設されるなど、市民の憩いの場となった。噴水塔、奏楽堂、公会堂などは、現在も残され市民に親しまれている。

また、かつて尾張藩の重臣らが居住していた三之丸周辺には、市役所や県庁といった大規模な近代建築が築かれ、現在の官庁街を形成することになった。

大正時代以降には自動車産業や航空機産業などの重工業が勃興し、市域も拡大されるなど、まちは飛躍的に発展を遂げることとなる。

(3) 戦災～戦後

軍需産業的一大拠点となっていた名古屋は第二次世界大戦中に激しい空襲を受け、城下の多くを焼失したが、城下東部の旧武家地一帯は被害が少なく、戦前の繁栄を今に伝える近代建築群が残されることとなった。

戦災により市域の約4分の1を焼失した名古屋では、戦後の戦災復興計画等により他に類を見ない大規模な区画整理事業が行われ「計画都市」と言われたが、城下町時代の碁盤割の町割りが踏襲され、現在の市街地形成の基盤となっている（図2）。

現在では一大経済都市として、リニア中央新幹線の開業も見据えるまでに発展を遂げた名古屋であるが、その都市としての原点は名古屋城を中心とした

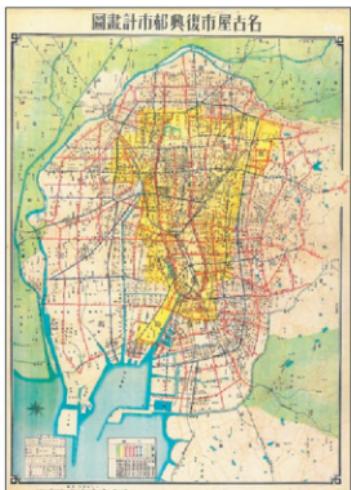


図2 名古屋市復興都市計画図（昭和23年発行）

城下町であった。

3. 城下に残る近代建築

以下、名古屋城下東部の「文化のみち」に残る近代建築の主なものを紹介する（図3・4）。

（1）旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

大正9年（1920）頃、電力王と称された福沢桃介が、わが国最初の住宅専門会社「あめりか屋」に造らせた邸宅の遺構で、「日本の女優第1号」といわれた川上貞奴が居住していた和洋折衷の建物である。平成16年、東区白壁町から東区樺木町の現在地に移築復元された。2階建の主屋と別棟の蔵で構成されている。和室4室は創建当初のままで、当時の部材や職人の技を垣間見ることができる。一部が登録有形文化財となっているとともに、市の景観重要建造物に指定されており、文化のみちにおける拠点施設及び郷土ゆかりの文学資料室として市が運営し

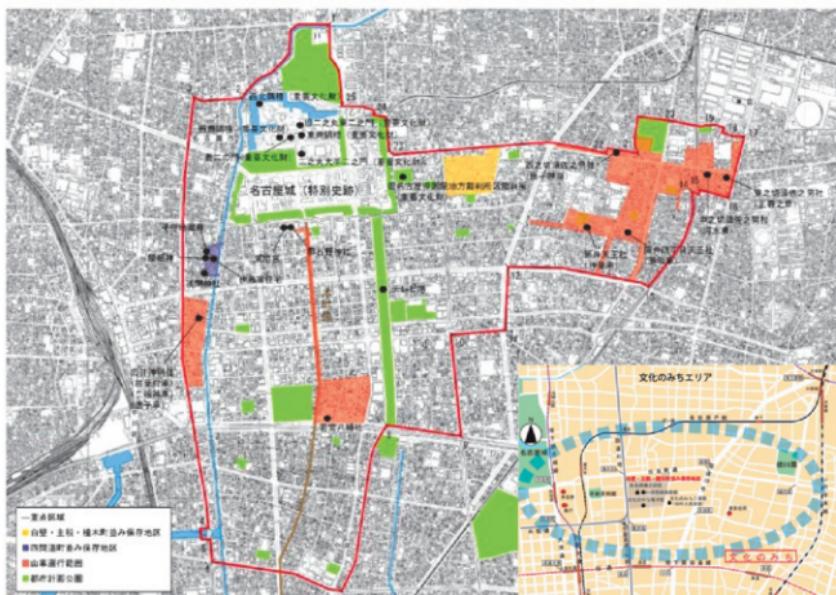


図3 名古屋市歴史的風致の維持向上計画における重点区域（名古屋城周辺地区）及び文化のみちエリア

ている。

(2) 文化的みち桜木館

陶磁器商として活躍していた井元為三郎が大正末期から昭和にかけて建てた邸宅で、約600坪の武家屋敷の敷地割に、庭を囲むように洋館、和館、茶室や蔵が残されている。洋館は2階建で屋根はスペイン瓦で葺かれている。1階の窓は上げ下げ式、2階の窓は外開きでいずれも煉瓦の窓台をしている。また、当時の流行を先取りしたとされるステンドグラスがある。蔵は2棟あり、うち1棟は煉瓦造である。市の指定文化財及び景観重要建造物に指定され、文化的みちにおける資料の保管や展示、文化活動の促進のために市が運営している。

(3) 旧豊田佐助邸

日本初の自動織機などの発明で知られる豊田佐吉

の末弟で、佐吉の事業を支えたとされる豊田佐助の邸宅として大正12年（1923）頃に建てられた。木造2階建の洋館と和館からなる。洋館は白いタイル張り・陸屋根で、鉄筋コンクリート造のような外観をしている。1階は応接間が3部屋、2階は座敷が2部屋で、洋館の中に和風座敷をはめ込んだ構成となっている。多くの来客を想定し接待のための合理的な構成を実現したものと考えられている。市の認定地域建造物資産に認定されている。

(4) 旧春田鉄次郎邸

陶磁器貿易商として成功し、大洋商工株式会社を設立した春田鉄次郎が、大正13年（1924）頃に建てた住宅である。設計は武田五一とも伝えられている。

木造2階建で、前庭に面した洋館と、中庭をはさんで奥にある和館（日本家）から構成されており、



図4 文化的みちエリアにおける近代建築（一部）

大正時代の富裕層の住宅様式を今に伝えている。門・堀は、棟瓦葺の屋根、白漆喰の小壁、堅羽目板の壁、切石貼の基礎で構成され、周辺の町並み景観の一部を構成している。

(5) 名古屋陶磁器会館

陶磁器の貿易商工同業組合によって建てられ、名古屋の陶磁器業界の力を内外に示す役割を果たした。現在も陶磁器の展示や絵付け教室などが行われている。

鉄筋コンクリート造2階建（一部3階）。設計は当時名古屋高等工業学校（現名工大）の教授であった鷹栖一英である。1階事務室の大きな半円窓、軒下のレリーフ装飾帯、縦横の線の装飾的構成、外壁のスクランチタイルなど、豊かな表情をもつ外観はドイツ表現派の流れをくむ。登録有形文化財となっている。

(6) 旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎

大正11年（1922）に三之丸周辺地区に建設されたもので、全国8カ所に建てられた控訴院庁舎のうち現存する最古のものとして、重要文化財に指定されている。

正面にドーム屋根を設けたネオ・バロック様式の3階建で、赤いレンガ壁と白い花崗岩の対比が美しい。日本の近代建築における大正末期の動向を忠実に表現した官庁建築である。

解体が予定されていたが、惜しむ声が上がり保存されることになり、文化のみちにおける近代建築保存の先駆けとなった。

現在は、名古屋市市政資料館として、市制施行（明治22年（1889））以降の資料を所蔵する公文書館の機能を果たすとともに、館内の見学を受け入れている。

(7) 名古屋市役所本庁舎・愛知県庁本庁舎

当初名古屋城三之丸に駐在していた陸軍第3師団が守山区に移転した跡地に移設する形で、昭和初期に建てられた。ともに日本趣味を基調とした近世式の建造物で、いずれも平成26年12月に重要文化財に指定されている。

名古屋市役所本庁舎は、昭和8年（1933）に完成した。設計図案を公募し、1等金賞に選ばれた案とともに市建築課の技師が実施設計を行った。工事は、帝冠様式のはじりとされる神奈川県庁を担当した技術者を招へいて行われた。塔の屋根は名古屋城を意識したもので、頂部に四方睨みの鯱を載せる。

愛知県庁本庁舎は、昭和13年（1938）に完成した。名古屋城天守と北隣の名古屋市庁舎に呼応した帝冠様式である。名古屋市庁舎は10階建の塔屋を突出させているが、愛知県庁舎の場合は重厚な城郭風帝冠様式となっている。正面中央部の壁面を少し前に出し、その上部に切妻屋根を載せ、背後の屋上階の入母屋屋根とともに風格ある正面を造り出している。

名古屋市役所本庁舎と愛知県庁本庁舎は現在も市政・県政の中核施設として使用されている。

4. 城下に残る近代建築の保存活用

名古屋市歴史的風致維持向上計画では、近代建築の保存活用に係る事業を、名古屋城周辺地区における



図5 名古屋城周辺地区（文化のみち周辺地区）における歴史的風致の維持向上を図る事業



図6 歴史的建造物の段階的位置付け

る歴史的風致の維持向上に寄与する事業として掲げている（図5）。

歴史的建造物の保存活用に係る制度枠組みとしては、文化財を頂点に建造物（または区域）を段階的に価値付け、各位置付けに応じた取組みを実施している（図6）。

（1）文化財としての保存及び公開活用

文化財に指定されている建造物については、文化財保護法及び県・市文化財保護条例に基づく保全、修理助成等の支援はもちろんのこと、本市の近代化を象徴する市民共有の歴史的財産として、広く公開活用の機会を設けている。

国的重要文化財に指定されている名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎については、見学ツアーの実施の他、団体見学の受け入れを行なっている。同じく重要文化財である旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎についても、市政資料館として、歴史的価値を生かした活用がなされている。

（2）景観上重要な建造物等についての保全

景観形成の観点からも、近代化を今に伝える歴史的景観を構成する建造物を保全するため、景観重要建造物や都市景観重要建築物等（図7）を指定し、その保存行為に対して助成を行っている。

①景観重要建造物

景観法に基づき、良好な景観の形成に重要な価値があると認める建造物を景観重要建造物として指定している。指定の要件は、建造物の外観が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、良好な景観の形成に重要なもので、以下のいずれかに該当するものである。

- ア 地域の歴史や文化を代表し、歴史的又は文化的な価値を有するもの
- イ 地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
- ウ 町並み保存地区の歴史的景観の形成に寄与しているもの

名古屋市では、現在5件の物件を指定しており、



図7 名古屋城周辺地区における景観重要建造物・都市景観重要建築物等

そのいずれもが「文化のみち」エリアに所在する近代建築である。

②都市景観重要建築物等

また、都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物及び工作物等を都市景観重要建築物等として指定している。名古屋城周辺地区には、近代建築物をはじめとする指定物件が21件存在する。

(3) 歴史的町並み保存事業

門・堀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が立ち並ぶ町並みを形成する白壁・主税・樺木地区は、有松、四間道、中小田井とともに本市の町並み保存地区に指定されている（図8）。

保存地区内では、「名古屋市町並み保存要綱（昭和58年（1983）制定）」に基づき、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・堀など）を「伝統的建造物」として指定し、重点的に保存を図るとともに、地区内建築物や工作物の外観を変更する際に任意の届出を要請し、助言・指導を行っている。さらに、保存計画に定められた修理・修景基準に合致した工事に対しては、補助を実施している。



図8 白壁・主税・樺木 町並み保存地区

(4) 地域建造物資産の登録・認定

本市では、平成23年度より、都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録・認定地域建造物資産として、登録・認定する制度を実施している。

保存活用の意向が認められる、より身近な歴史的建造物について一定の位置付けをすることにより、地域に根付く歴史的建造物を全市的に守るという機運づくりを進めるとともに、「なごや歴まちびと」（名古屋歴史的建造物保存活用推進員）による技術的支援、及び経済的支援を行っている。

① 登録地域建造物資産

（ア）原則築50年以上経過した建造物のうち、老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なものの

（イ）所有者に存続の意思があるもの

② 認定地域建造物資産

（ア）歴史的建造物の一定の集積がみられる地域において、その景観形成の一端を担うもの

（イ）町並み・界隈の重要な要素、ランドマークとなっているもの

（ウ）歴史性、物語性を有するもの

（エ）意匠、材料、技術、立地などに地域の特徴を有するもの

平成28年度末時点で累計222件を登録・認定しており、名古屋城周辺地区の近代建築としては、旧豊田佐助邸（認定地域建造物資産）などが該当する。

5. まとめ

本稿では、名古屋城下における近代建築の淵源と、保存活用の枠組みの一端について取り上げた。伝統的な町家風景が洋風の近代建築に変貌していくまちの姿は、当時の人々にとっては江戸期の城下町時代の歴史の終焉と映ったかもしれないが、歴史の一側面としてその一部は受け継がれることとなった。

一方で、三之丸天王祭や出来町天王祭などを始めとする祭礼のように、かつての城下町で行われた伝

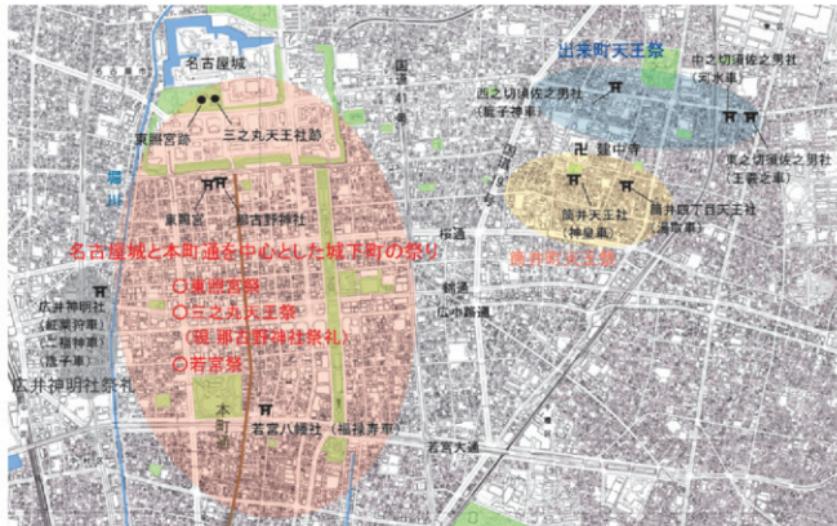


図9 名古屋城周辺地区で受け継がれてきた祭礼

統的な祭礼行事は受け継がれ、今日まで人々の暮らしに根付いた歴史的風致を形成している（図9）。

今後も時代とともに、都市にはその発展の軌跡が刻まれていくことと思われるが、本市発展の重要な側面を記す近代建築遺産の保存活用に引き続き取り組み、貴重な記憶を後世につないでいきたい。

“Early Modern Castle Sites in Modern Japan”

Report of the Research Symposium on the Preservation and Utilization of Historic Sites in FY 2016

Table of Contents

Preface

Introduction

Early Modern Castle Sites in Modern Japan	1
UCHIDA Kazunobu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)	

I Reports

Outline of the Symposium	4
1. Local Patriotism and Castle Sites in the Modern Era: Centered on Domain Founders and Cherry Trees	5
TAKAGI Hiroshi (Kyoto University)	
2. Shrines and Commemorative Markers at Early Modern Castle Sites	15
HAGA Shōji (Nagoya University)	
3. Scenic Beauty and the Conversions of Castle Sites to Public Parks, Imitation Castle Keeps and Scenery	23
NONAKA Katsutoshi (University of Tsukuba)	
4. Modern Structural Remains Located at Early Modern Castle Sites	33
UCHIDA Kazunobu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)	
Record of the Discussion	74

II Related Papers

1. Surviving Castles and Abolished Castles: When Did Castles Cease?	88
MORIYAMA Eiichi (Castle Researcher)	
2. Origins of the Castle Preservation Movement: Activities of Government Figures in the Early Meiji Period for Preserving Castles and Their Background	125
MORIYAMA Eiichi (Castle Researcher)	
3. Memo on the Protection of Early Modern Castles	135
SATŌ Masatomu (Cultural Properties Department, Agency for Cultural Affairs)	
4. On the Works of Modern Architects at Early Modern Castle Sites	143
FUKUSHIMA Hirohito (Nara National Research Institute for Cultural Properties)	

III Case Studies

1. Regarding the Circumstances Behind the Tottori Castle Site Cherry Trees, Their Current State and Issues: Castle Sites' Utilization as Public Parks and Their Planted Vegetation	161
SASAKI Takafumi (Board of Education, Tottori City)	
2. The Takatō Castle Site and the Takatō Winter-Flowering Cherry Trees: Coexistence of a Historic Site and the Best Cherries in the Land	169
OSAWA Kazuko (Board of Education, Ina City)	
3. Current State and Issues in the Management of Historic Site Ueda Castle: From the Examples of the New Construction of the Sanada Shrine Office and the Removal of the Civic Center	177
WANEZAKI Tsuyoshi (Board of Education, Ueda City)	
4. Park Management at Historic Site Wakayama Castle: Centered on Management by Honda Seiroku and Mori Osamu	185
ŌYAMA Ryōsuke (Industrial City Development Bureau, Wakayama City)	
5. On the Transformation to Kaikoen Garden: Komoro Castle Site and Kaikoen Garden	193
SANTŌ Takehiro (Board of Education, Komoro City)	
6. On the Current State of Amagasaki Castle Site and Community Development Plans for the Castle Recinct: Efforts at Community Development and Preserving the Vanished Form of Amagasaki Castle	199
MASUDA Hiyoshi (Board of Education, Amagasaki City)	
7. Preservation and Utilization of Modern Architecture in the Environs of Nagoya Castle Seen in the Nagoya City Plan for the Maintenance and Improvement of Historic Scenery	207
MATSDA Kazuhiko (Bureau of Tourism, Culture and Exchange, Nagoya City)	

“Early Modern Castle Sites in Modern Japan”

Report of the Research Symposium on the Preservation and Utilization of Historic Sites in FY 2016

Issued on 15 December 2017

Edited and Published by
Sites Management Research Section
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties,
Independent Administrative Institution National Institute for Cultural Heritage

247-1, Saki-chō, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

近世城跡の近現代

平成28年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

発行日 2017年12月15日

編集発行者 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室
〒630-8577 奈良県奈良市佐紀町247番1号

印刷者 能登印刷株式会社
〒920-0855 石川県金沢市武藏町7-10

ISBN978-4-905338-81-9

